

平成 14 年

小樽市議会会議録 (1)

第 1 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

**平成14年
小樽市議会 第1回定例会 会期及び会議日程**

会期 2月26日～3月22日（25日間）

月 日（曜日）	本 会 議	委 員 会
2月26日（火）	提案説明	
27日（水）	休 会	
28日（木）	〃	
3月 1日（金）	〃	
2日（土）	〃	
3日（日）	〃	
4日（月）	会派代表質問	
5日（火）	〃	
6日（水）	一般質問	
7日（木）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
8日（金）	〃	
9日（土）	〃	
10日（日）	〃	
11日（月）	〃	予算特別委員会（総務所管）
12日（火）	〃	〃（経済所管）
13日（水）	〃	〃（厚生所管）
14日（木）	〃	〃（建設所管）
15日（金）	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
16日（土）	〃	
17日（日）	〃	
18日（月）	〃	市街地活性化特別委員会
19日（火）	〃	予算特別委員会（総括質疑）
20日（水）	会期の延長	
21日（木）	休 会	
22日（金）	討論・採決等	

平成14年
小樽市議会
第1回定例会会議録目次

○2月26日（火曜日） 第1日目

1 出席議員	1
1 欠席議員	1
1 出席説明員	1
1 議事参与事務局職員	2
1 開 会	3
1 開 議	3
1 会議録署名議員の指名	3
1 日程第1 会期の決定	3
1 日程第2 陳情の取下げ	3
採 決	3
1 日程第3 議案第1号ないし第57号及び報告第1号	3
○市長提案説明（議1～56、報1）	3
○提案説明 （議57 佐野議員）	10
1 日程第4 休会の決定	11
1 散 会	11

○3月 4日（月曜日） 第2日目

1 出席議員	13
1 欠席議員	13
1 出席説明員	13
1 議事参与事務局職員	14
1 開 議	15
1 会議録署名議員の指名	15
1 教育長から発言の申出	15
1 日程第1 緊急質問	16
○緊急質問 斉藤（陽）議員	16
○緊急質問 佐々木（勝）議員	20
○緊急質問 新谷議員	24
○緊急質問 横田議員	30

○緊急質問 齊藤（裕）議員	36
1 日程第2 議案第1号ないし第57号及び報告第1号	42
○会派代表質問 松本（光）議員	42
○会派代表質問 高階議員	55
1 散 会	78

○3月 5日（火曜日） 第3日目

1 出席議員	79
1 欠席議員	79
1 出席説明員	79
1 議事参与事務局職員	80
1 開 議	81
1 会議録署名議員の指名	81
1 日程第1 議案第1号ないし第57号及び報告第1号	81
○会派代表質問 佐野議員	81
○会派代表質問 武井議員	94
○会派代表質問 齊藤（裕）議員	108
1 散 会	118

○3月 6日（水曜日） 第4日目

1 出席議員	121
1 欠席議員	121
1 出席説明員	121
1 議事参与事務局職員	122
1 開 議	123
1 会議録署名議員の指名	123
1 日程第1 議案第1号ないし第57号及び報告第1号	123
○一般質問 高橋議員	123
○一般質問 渡部議員	130
○一般質問 中島議員	136
○一般質問 成田議員	151
○一般質問 大島議員	158
予算特別委員会設置・付託	167

議員定数に関する特別委員会設置・付託	167
市街地活性化特別委員会付託	168
常任委員会付託	168
1 日程第2 請願・陳情	168
常任委員会付託	168
1 日程第3 休会の決定	168
1 散 会	168

○3月20日（水曜日） 第5日目

1 出席議員	169
1 欠席議員	169
1 出席説明員	169
1 議事参与事務局職員	170
1 開 議	171
1 会議録署名議員の指名	171
1 市長から発言の申出	171
1 日程第1 会期の延長	171
1 散 会	171

○3月22日（金曜日） 第6日目

1 出席議員	173
1 欠席議員	173
1 出席説明員	173
1 議事参与事務局職員	174
1 開 議	175
1 会議録署名議員の指名	175
1 教育長から発言の申出	175
1 日程第1 議案第1号ないし第57号及び報告第1号並びに請願、陳情及び調査	176
予算特別委員長報告	176
議案第1号、第43号、第44号修正案の趣旨説明（新谷議員）	184
○討 論 北野議員	185
○討 論 武井議員	188
○討 論 斉藤（裕）議員	189
採 決	191

総務常任委員長報告	191
○討 論 横田議員	194
○討 論 新谷議員	195
○討 論 斉藤（陽）議員	197
○討 論 佐々木（勝）議員	198
○討 論 大島議員	199
採 決	200
経済常任委員長報告	200
○討 論 西脇議員	202
採 決	203
厚生常任委員長報告	203
○討 論 中島議員	205
採 決	208
建設常任委員長報告	208
○討 論 武井議員	210
○討 論 新谷議員	211
○討 論 松本（聖）議員	212
採 決	212
市街地活性化特別委員長報告	213
○討 論 古沢議員	214
採 決	215
議員定数に関する特別委員長報告	216
採 決	216
1 日程第2 議案第58号及び第59号	216
○市長提案説明（議58）	216
採 決	216
1 日程第3 意見書案第1号ないし第15号	216
○提案説明 （意1 渡部議員）	216
○提案説明 （意2～8、10 中島議員）	217
○提案説明 （意9 高橋議員）	218
○討 論 北野議員	219
○討 論 秋山議員	222
○討 論 成田議員	222
採 決	222
1 閉 会	223

議事事件一覧表

議案

議案	第1号	平成14年度小樽市一般会計予算
議案	第1号	平成14年度小樽市一般会計予算に対する修正案＞
議案	第2号	平成14年度小樽市港湾整備事業特別会計予算
議案	第3号	平成14年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算
議案	第4号	平成14年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算
議案	第5号	平成14年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算
議案	第6号	平成14年度小樽市交通災害共済事業特別会計予算
議案	第7号	平成14年度小樽市土地取得事業特別会計予算
議案	第8号	平成14年度小樽市駐車場事業特別会計予算
議案	第9号	平成14年度小樽市老人保健事業特別会計予算
議案	第10号	平成14年度小樽市住宅事業特別会計予算
議案	第11号	平成14年度小樽市簡易水道事業特別会計予算
議案	第12号	平成14年度小樽市中央通地区土地地区画整理事業特別会計予算
議案	第13号	平成14年度小樽市介護保険事業特別会計予算
議案	第14号	平成14年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計予算
議案	第15号	平成14年度小樽市物品調達特別会計予算
議案	第16号	平成14年度小樽市病院事業会計予算
議案	第17号	平成14年度小樽市水道事業会計予算
議案	第18号	平成14年度小樽市下水道事業会計予算
議案	第19号	平成14年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算
議案	第20号	平成13年度小樽市一般会計補正予算
議案	第21号	平成13年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
議案	第22号	平成13年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計補正予算
議案	第23号	平成13年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案	第24号	平成13年度小樽市駐車場事業特別会計補正予算
議案	第25号	平成13年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算
議案	第26号	平成13年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
議案	第27号	平成13年度小樽市中央通地区土地地区画整理事業特別会計補正予算
議案	第28号	平成13年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案	第29号	平成13年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計補正予算
議案	第30号	平成13年度小樽市病院事業会計補正予算
議案	第31号	平成13年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計補正予算
議案	第32号	小樽市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部を改正する条例案
議案	第33号	小樽市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例案
議案	第34号	小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案
議案	第35号	小樽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
議案	第36号	小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案
議案	第37号	小樽市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案
議案	第38号	小樽市税条例及び市立小樽病院高等看護学院条例の一部を改正する条例案
議案	第39号	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
議案	第40号	小樽市特別会計設置条例の一部を改正する条例案
議案	第41号	小樽市児童福祉施設条例の一部を改正する条例案
議案	第42号	小樽市老人医療助成条例の一部を改正する条例案
議案	第43号	小樽市福祉医療助成条例の一部を改正する条例案
議案	第43号	小樽市福祉医療助成条例の一部を改正する条例案に対する修正案＞
議案	第44号	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案	第44号	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案に対する修正案＞
議案	第45号	小樽市商工会館条例を廃止する条例案
議案	第46号	おたる自然の村条例の一部を改正する条例案
議案	第47号	小樽都市計画事業中央通地区土地地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例案
議案	第48号	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案

議 案 第 49 号	小樽市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
議 案 第 50 号	小樽市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例案
議 案 第 51 号	小樽市体育施設条例の一部を改正する条例案
議 案 第 52 号	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案
議 案 第 53 号	北しりべし廃棄物処理広域連合の設置について
議 案 第 54 号	公有水面埋立てについて
議 案 第 55 号	市道路線の認定について
議 案 第 56 号	市道路線の廃止について
議 案 第 57 号	小樽市議会議員定数条例案
議 案 第 58 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議 案 第 59 号	小樽市議会会議規則の一部を改正する規則案

報告

報 告 第 1 号	専決処分報告（平成13年度小樽市一般会計補正予算）
-----------	---------------------------

意見書案

意見書案第 1 号	負担増反対、医療制度の抜本改革を求める意見書（案）
意見書案第 2 号	請負企業の政治献金に関する意見書（案）
意見書案第 3 号	政治家の口利き疑惑の解明に関する意見書（案）
意見書案第 4 号	雇用対策の充実に関する意見書（案）
意見書案第 5 号	健康保険の自己負担に関する意見書（案）
意見書案第 6 号	憲法第9条を守り、有事法の制定に反対する意見書（案）
意見書案第 7 号	国立大学「再編」「統・廃合」と独立行政法人化に反対する意見書（案）
意見書案第 8 号	児童扶養手当制度の改革案を撤回する意見書（案）
意見書案第 9 号	ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立を求める意見書（案）
意見書案第 10 号	鈴木宗男衆議院議員の議員辞職を求める意見書（案）
意見書案第 11 号	地域雇用対策の拡充を求める意見書（案）
意見書案第 12 号	雪印食品牛肉偽装事件の徹底解明と食品表示制度の改善・強化を求める意見書（案）
意見書案第 13 号	小児救急医療制度の充実・強化を求める意見書（案）
意見書案第 14 号	生活関連バス路線の確保に関する意見書（案）
意見書案第 15 号	地域金融機関の連続破たんから地域経済と中小企業・中小業者を守ることを求める意見書（案）

請願

請 願 第 53 号	憲法第9条を守り、有事法の制定に反対する意見書提出方について
------------	--------------------------------

陳情

陳 情 第 71 号	「小樽市における非核三原則の実施と平和行政の推進に関する条例」制定方について
陳 情 第 72 号	朝里十字街への多目的コミュニティセンター設置方について

質 問 要 旨

○緊急質問

斉藤（陽）議員（３月４日緊急質問１番目）

答弁を求める理事者 教育長及び関係理事者

T T加配問題について

- 1 T T加配の制度と目的について
- 2 北海道教育委員会と北海道教職員組合間で交わされた確認書の存在は、いつ知ったのか
- 3 この確認書の問題は、教員の配置など、学校の管理運営事項は組合との交渉対象としてはならないと思うが、法令違反をしているのではないか
- 4 確認書の作成において道教組独自で回答したとは思えないが、文部科学省との間でのやりとりはなかったのか
- 5 確認書が正当な回答なら、「不正受給」とは、言えないのではないか
- 6 申請書の提出にあたっては、市教委は目を通していたのか
- 7 申請書に行ってもいない授業を「効果があった」など、虚偽の事項を記入したのは、現在行っているT T加配授業の内容が不正な行為であると薄々解っていたのではないか
- 8 市教委には管理責任が問われるが、どのように考えているか
- 9 北教組関係者が「T T枠の一部を目的外に柔軟に使っているケースは、全道、全国にいくらかもある」と言っているが、そのような事実を掌握しているか
- 10 当事者である小中学校の児童に対する責任を、どのように取るつもりか
- 11 その他

佐々木（勝）議員（３月４日緊急質問２番目）

答弁を求める理事者 教育長及び関係理事者

- 1 ティーム・ティーチングに係る加配措置の調査について
- 2 「指導方法工夫改善」に係わる実施について
- 3 第７次学級編成及び教職定数改善計画について
- 4 その他

新谷議員（３月４日緊急質問３番目）

答弁を求める理事者 教育長及び関係理事者

- 1 ティーム・ティーチング加配の目的外活用について
- 2 その他

横田議員（3月4日緊急質問4番目）

答弁を求める理事者 教育長及び関係理事者

- 1 「拡大解釈」「弾力的運用」とは
- 2 「鉛筆書き」の真意は
- 3 学校現場での実際の運用は
- 4 校内人事委員会とは
- 5 北教組との確認文書について
- 6 指導主事の学校訪問について
- 7 毒樹の果実
- 8 その他

斉藤（裕）議員（3月4日緊急質問5番目）

答弁を求める理事者 教育長及び関係理事者

- 1 T T加配について
 - （1）調書作成は誰の職務権限か
 - （2）一般教員は調書の内容を知っていたのか
 - （3）調書の流れ
 - （4）市教委の立場
- 2 平成5年1月27日 回答について
 - （1）この文書の位置付け
 - （2）虚偽文書
 - （3）生徒指導の充実とは
 - （4）子どもと加配効果
- 3 報道後の調査、寄せられた声
- 4 その他

○会派代表質問

松本（光）議員（3月4日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 小樽商工信組関連
- 2 新年度予算とペイオフ対策

- 3 広域的連携の推進
- 4 焼却処理施設の地元同意に関連して
- 5 ワンストップ行政はどこまで
- 6 需要に見合った施設の整理統合
- 7 小樽型のハサップ方式とは
- 8 小樽スタンダードとイメージカラー
- 9 公共施設の市内均衡化
- 10 海浜スポーツ公園構想
- 11 パークゴルフ場の新設に関して
- 12 札幌第2斎場整備計画に対して
- 13 学校週5日制の「ゆとり」とは
- 14 その他

高階議員（3月4日2番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者並びに議案第57号提出者

- 1 市長の政治姿勢について
 - (1) 「地方の時代」について
 - (2) 人権尊重を市政執行の柱に
 - (3) 「21世紀プラン」の見直しを
- 2 財政問題
 - (1) 現状認識について
 - (2) 財政危機の原因と責任
 - (3) 財政健全化の見通し
 - (4) 打開の道は
- 3 国保問題
 - (1) 「破綻」の原因は
 - (2) 「破綻」の放置はできない、健全化を
- 4 北しりべし広域連合規約に関連して
 - (1) 減量化に逆行する広域ゴミ焼却
 - (2) 住民参加を
 - (3) 広域連合と地方自治
- 5 中小企業対策
 - (1) 「地場産業振興会議」について
 - (2) ITについて
 - (3) 利用しやすい融資制度を
 - (4) 日本共産党の「緊急要求」について
- 6 非核平和条例の制定を
- 7 教育問題
 - (1) 拡大する不平等
 - (2) 教育基本法の見直し問題
 - (3) 30人以下学級を率先して
 - (4) 日の丸、君が代問題
- 8 議員定数問題
 - (1) 民主主義の墓穴を掘る
 - (2) チェック機能が弱まる

(3) 財政と関連して

9 その他

佐野議員（3月5日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 平成14年度予算に関して
- 2 ペイオフと小樽市の公金管理について
- 3 人口対策に関して
- 4 小樽市の観光振興に関して
- 5 港湾部の分区指定の弾力的な見直しについて
- 6 学校週5日制に関して
- 7 市制施行80周年について
- 8 その他

武井議員（3月5日2番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 議案第1号について
 - (1) 平成14年度の予算案が道内の類似都市の中で対前年比で最大の緊縮予算となった理由は
 - (2) 経営支援特別資金の規制について
 - (3) 観光ポスト投稿特選句の全国大会を
- 2 議案第1号及び第54号関連について
石狩湾新港の名称変更について
- 3 議案第13号関連について
 - (1) 保険料の値上げのめどは
 - (2) 低所得者対策について
- 4 議案第53号関連等について
 - (1) 規約について
 - (2) 地域振興策について
 - (3) 不法投棄対策について
- 5 結核感染対策と議案第16号関連並びに飲用井戸水対策
 - (1) 小樽商大生の結核感染と今後の対策
 - (2) 小樽病院の結核患者対策と施設は万全か
 - (3) 井戸水の検査結果の対応
- 6 身障者雇用対策並びに議案第36号・第37号の見解
- 7 中学生逮捕事件について
- 8 陳情第71号関連について

9 その他

斉藤（裕）議員（3月5日3番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市長の財政再建に対する基本姿勢
 - （１）職員給与見直しはするのか
 - （２）公設民営
 - （３）個別事業に見られる見通しの甘さー室内プール
 - （４）職員人件費が行政サービスを低下させている
 - （５）具体的取組ー３号泉一般競争入札
- 2 高齢者並びに若年者住宅施策
- 3 精神障害者ホームヘルプサービス
- 4 北しりべし広域連合
- 5 再任用
- 6 マイカル
- 7 その他

○一般質問

高橋議員（3月6日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 情報化推進について
 - （１）情報化計画
 - （２）GIS（地理情報システム）
 - （３）公共工事のIT化（建設CALS／EC）
- 2 建設リサイクルについて
- 3 コレクティブハウジングについて
- 4 教員のIT指導力について
- 5 その他

渡部議員（3月6日2番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 雇用問題と政策について

2 港湾問題について

- (1) 地方港の規制緩和
- (2) 港湾対策会議と検討策
- (3) 平和な商港と平和行政の推進

3 その他

中島議員（3月6日3番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

1 雇用問題

- (1) 悪化する雇用と構造改革
- (2) 高校生、若者の雇用拡大
- (3) ワークシェアリングの推進

2 マイカル問題

- (1) OBC再建の見通し
- (2) 市長の政治責任
- (3) 市民合意のまちづくりを

3 国民健康保険

- (1) 滞納・減免の実態
- (2) 資格証明書と短期保険証
- (3) 保険料の引下げを

4 介護保険

- (1) 低所得者対策の拡大
- (2) 特別養護老人ホームの建設
- (3) ヘルパーの労働条件改善
- (4) 介護予防の充実

5 その他

成田議員（3月6日4番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

1 地方分権の推進と税財源について

2 空き家放置対策について

3 市職員の人材確保などについて

4 NPO団体と環境づくり

5 スポーツ団体をNPO団体として

6 樽教研について

7 その他

大島議員（3月6日5番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

1 病院会計について

（1）請求について

（2）滞納について

2 小樽フィッシュミールについて

（1）経過説明

（2）今後の予定

3 朝里川温泉について

（1）1号井（泉源）について

①業務内容と結果は

②現状は

③旧泉源の権利は

（2）2号井について

①業務内容と結果は

②老朽化の現象とは

③ダムとの関係は

（3）3号井の結果と4号井について

①3号井調査位置について

②3号井の地質について

③法的問題は

④権利関係は

⑤給湯関係について

⑥4号井掘削について

4 豊井道路について

（1）説明会について

（2）冬期間の利用

①車両通行禁止

②設計について

③今後の対応は

5 その他

平成14年
小樽市議会 第1回定例会会議録 第1日目

平成14年2月26日

出席議員（33名）

1番	横	田	久	俊	2番	前	田	清	貴
3番	成	田	晃	司	4番	大	竹	秀	文
5番	松	本	光	世	6番	中	村	岩	雄
7番	松	本		聖	8番	斉	藤	裕	敬
9番	大	畠		護	10番	中	島	麗	子
11番	新	谷	と	し	12番	古	沢	勝	則
13番	見	楚	谷	登	志	15番	次	木	督
16番	久	末	恵	子	17番	小	林	栄	治
18番	八	田	昭	二	20番	佐	藤	利	次
21番	佐	々	木	勝	利	22番	渡	部	智
23番	武	井	義	恵	24番	北	野	義	紀
25番	西	脇		清	26番	高	階	孝	次
27番	岡	本	一	美	28番	吹	田	三	則
29番	中	畑	恒	雄	30番	松	田	日	出
31番	佐	々	木	政	美	32番	高	橋	克
33番	斉	藤	陽	一	良	34番	秋	山	京
35番	佐	野	治	男					

欠席議員（2名）

14番	新	野	紘	巳	36番	佐	藤	利	幸
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	助	役	小	坂	康	平				
収	入	役	中	松	義	治	教	育	長	石	田	昌	敏		
水	道	局	長	須	貝	芳	雄	総	務	部	長	藤	島	豊	
企	画	部	長	旭		一	夫	財	政	部	長	鈴	木	忠	昭
経	済	部	長	木	谷	洋	司	市	民	部	長	藤	田	喜	勝
福	祉	部	長	田	中	昭	雄	保	健	所	長	外	岡	立	人
環	境	部	長	山	下	勝	広	土	木	部	長	松	村	光	男
建	築	都	市	部	長	高	橋	港	湾	部	長	兵	藤	公	雄

小樽病院 事務局長	高木成一
学校教育部長	奥村誠
監査委員 事務局長	大津寅彦
財政部財政課長	吉川勝久

消防長	広田宰
社会教育部長	池田克之
総務部総務課長	宮腰裕二

議事参与事務局職員

事務局長	厚谷富夫
庶務係長	三浦波人
調査係長	大野肇
書記	丸田健太郎
書記	中崎岳史
書記	大門義雄

事務局次長	土屋彦
議事係長	佐藤誠一
書記	木谷久美子
書記	牧野優子
書記	山田慶司

開会 午後 1時00分

○議長（松田日出男） これより、平成14年小樽市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に成田晃司議員、松本聖議員をご指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から3月20日までの23日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「陳情の取下げ」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

平成13年第4回定例会において継続審査と決定しております陳情第59号については、陳情者から取り下げた
いとの申出がありますので、これを許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） ご異議なしと認め、よって、陳情第59号の取下げは、許可することに決しました。

日程第3「議案第1号ないし第57号及び報告第1号」を一括議題とし、まず、議案第1号ないし第56号及び
報告第1号について、市長から一括提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝磨登壇）（拍手）

○市長（山田勝磨） 平成14年第1回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件について提案理
由の説明に先立ち、市政執行に対する私の所信と新年度における主要施策の概要を申し上げ、議員並びに市民
の皆さんのご理解とご協力をいただきたいと思います。

さて、21世紀こそ「平和な世紀」にしたいとの願いとともに明けた昨年は、米国における同時多発テロの発
生とアフガニスタンへの報復攻撃、さらには不審船の問題など、「平和への願い」とは裏腹に、憂慮すべき事態
が数多く発生した年になりました。

昨日、17日間にわたって熱戦が繰り広げられました「平和の祭典」、冬季オリンピック・ソルトレークシ
ティ大会が、無事、閉幕いたしました。また、6月には、我が国と隣国韓国においてサッカーのワールドカップが
開催されますが、これらのスポーツイベントの成功を契機として、今年こそ「平和な世紀」の基礎を築く年
なることを願っております。

国内的には、バブル経済崩壊後の負の遺産を抱える中で、経済活動の停滞が続いており、とりわけ完全失
業率が5%を超えた雇用問題と不良債権の処理、さらにはデフレ対策が緊急課題になっております。

国においては、昨年12月に「構造改革と経済財政の中期展望」を策定しており、小泉首相の施政方針演説で
も「明確な方向性を持った改革が需要を掘り起こし、事業機会をつくり出し、成長を生む」との考えが示され
ておりますが、一日も早く景気が回復することを期待してやみません。

このような国内外の状況の中で、本市を取り巻く環境も大変厳しいものがあり、特に、昨年7月の小樽商工

信用組合の破たんに続き、9月にはマイカル破たんの影響を受けた株式会社小樽ベイシティ開発の民事再生法の手続や、さらには、地場企業の倒産などにより、非常に厳しい社会経済状況に直面しております。

こうした中、雇用問題が深刻な状況にあることから、昨年12月26日、庁内に「緊急雇用対策会議」を立ち上げ、市内の企業に対して雇用の促進をお願いするとともに、市としても、離職を余儀なくされた人を対象に、社会人枠で正職員として採用するほか、嘱託職員としても採用し、さらには、就職の決まっていない新規高卒者を臨時職員として採用することにいたしました。

また、小樽商工信用組合の破たんに伴い、昨年8月に新設した「小樽市緊急経営安定資金」につきましては、本年1月末までの取り扱いとしておりましたが、厳しい経済状況を踏まえ、3月20日まで延長することとし、融資限度額も増額したところであります。今後も引き続き、地域経済の安定化や雇用確保の観点から、行政として出来る限りの対策を講じてまいりたいと考えております。

本市におきましては、雇用問題のほか、昨年の暮れに15万人の大打撃を割った人口減少の問題、少子・高齢化の進展、さらには厳しい財政状況など、これまで経験したことのない難しい局面を迎えております。このような苦しい時代こそ、足元をしっかりと見据え、個性を発揮しながら、豊かさや「ゆとり」のある地域社会を創造していかなければなりません。そのためには、私たち1人ひとりが、前例にとらわれることなく、みずから意識を改革し、知恵を出し合い、創意と工夫を持って諸課題に取り組んでいかなければならないものと考えます。

小樽市は、今年、市制施行80周年を迎えます。港湾都市として発展し、北海道における商業・経済の中心地として栄えた小樽市は、先人の営々たる努力により、多くの文化遺産や産業遺産が残っています。これら先人たちが残してくれた財産を有効に活用しながら、小樽らしい特徴あるまちづくりを進めていかなければならないと思います。

また、平成14年度は、私にとりまして任期の締めくくりの年であります。市長就任以来、市政に臨む基本姿勢として、「市民の心を大切にしたい、市政の推進」、「個性あふれる、触れ合いと安心に満ちたまちづくり」、「市民と歩む21世紀プランの積極的な推進」の三つを掲げて、今日まで、市民の皆さんのご意見を聞きながら、市民の視点に立った行政運営に努めてまいりました。

市制80周年を迎えるに当たりまして、「元気」や「勢い」のある小樽の発展を信じ、新しい時代における「はつらつ小樽」の創造を目指した取組に全力を傾注してまいりたいと決意を新たにしているところであります。

新年度の予算編成に当たりましては、厳しい財政状況の中、事務事業の徹底した見直しや新規事業の厳選、さらには、「まちづくり事業資金基金」の活用などで収支の均衡を図りました。そして、私が市民の皆さんに約束してまいりました公約と「21世紀プラン」の着実な推進を基本として、緊急度や優先度、必要性などを見極め、特に市民要望の強い事業を念頭に置きながら予算計上に努めたところであります。

以下、平成14年度予算の事業概要につきまして、「21世紀プラン」の施策の大綱に沿って説明申し上げます。

まず最初は、教育・文化についての「はぐくみ 文化・創造プラン」についてであります。

学校の施設整備では、引き続き菁園中学校の校舎改築を進め、2学期からは新校舎で授業が行える予定であります。また、塩谷中学校の大規模改造を行うほか、塩谷小学校の校舎暖房設備等の改修を行うなど、教育環境の整備を図ってまいります。

社会教育におきましては、市民サービスの向上を図るため、総合体育館と生涯学習プラザについては月曜日も開館することといたしました。スポーツ施設といたしましては、平成16年秋の供用開始に向けて、サッカー・ラグビー場の本格的な造成工事に着手いたします。また、昨年造成いたしました18ホールの銭函パークゴルフ

フ場が6月にオープンを予定しておりますが、今後も、市民の健康増進や青少年の健全育成のため、スポーツの振興と施設整備に努めてまいります。

次に、市民福祉の向上を図る「ふれあい 福祉・安心プラン」についてであります。

まず、在宅の知的障害者を対象とした重介護型デイサービスを、4月に開設する「デイサービスセンター松泉」に委託して行います。また、この事業に伴う送迎用リフト付き福祉バスを購入いたします。

子育て支援では、昨年、奥沢保育所に併設した「子育て支援センター げんき」が好評を得ていることから、新年度、新たに設置する赤岩保育所においても、小規模型の子育て支援センター事業を行います。

また、現在、市立の銭函保育所と民間のさくら保育園で実施している延長保育につきましては、新たに赤岩保育所と中央保育所の2カ所で追加して実施いたします。

乳幼児医療の助成につきましては、本年10月から、通院の対象年齢を4歳未満から5歳未満に拡大し、子育てのための負担の軽減を図ることといたしました。

なお、今回の乳幼児医療助成の1歳拡大に伴い、所得制限を導入することといたしました。

また、市民サービスの観点から、運転免許証など顔写真付きの身分証明に代わるものを持たない市民に対し、市民証を交付して活用いただくことにいたしました。

次に、生活環境の整備を図る「うるおい 生活・快適プラン」についてであります。

防雪事業につきましては、高商通線の稲穂小学校に隣接する交差点に敷設し、冬期間の交通安全と円滑な道路交通の確保に努めます。

公園の整備では、街区公園であります「ほしの丘の上公園」の整備を行うほか、既存公園リフレッシュ事業として、旧手宮線と隣接する老朽化が著しい「ひまわり公園」の再整備を行います。

市営住宅の整備につきましては、13年度から工事を進めている勝納住宅1号棟が完工するほか、懸案でありましたオタモイB住宅の建替えに着手いたします。オタモイB住宅につきましては、新年度、基本設計や用地購入を実施することとし、中層耐火構造5階建て2棟、計105戸の建設を目指します。

人口対策でもあります若年者の定住対策では、新婚世帯への家賃補助と、市中心部に若年者向け賃貸住宅を建てる事業者に対し、建設費補助を行います。20歳から29歳までの人口流出が小樽市の特徴になっておりますので、これらの事業の実施により、少しでも人口減に歯止めがかかることを期待しております。

ごみ環境の問題につきましては、昨今の排出者のモラルの低下と、いわゆる「建設リサイクル法」の全面施行により、不法投棄の増加が懸念されます。新年度は、不適正処理監視員を2名から3名に増員し、パトロール体制を強化いたします。また、広域ごみ処理施設の建設につきましては、北しりべし廃棄物処理広域連合を設置し、引き続き、建設に向けた取組を進めてまいります。

次は、産業振興の「ゆたかさ 産業・活力プラン」であります。

地域商業の振興策として、これまでも各種の支援策を実施してまいりましたが、新年度は、都通り商店街のアーケードの大規模改修と花園銀座商店街の環境整備に対する助成を行い、商店街の近代化を支援いたします。また、中小企業の融資制度につきましては、長期にわたる景気の低迷により経営状況が厳しい中小企業の経営者に対し、一時的な運転資金の確保など、金融の円滑化を図るため「経営支援特別資金」を創設いたします。融資金額は500万円、利率は3.5%以内、融資期間は5年以内としております。

なお、取扱金融機関が損失を受けたときは、その損失額の80%を市が補償することといたしました。

観光面では、市民の皆さんからの提案を下に100の観光コースを選定し、魅力のある新たな観光ルートを提

供いたします。また、本格的にフィルムコミッションを設立して、観光客誘致に結び付くロケの誘致やロケ活動の支援を行います。

次は、都市基盤の整備を図る「にぎわい 都市・形成プラン」であります。

市街地整備の関係では、中央通地区土地区画整理事業を推進し、移転補償や電線の地中化、区画道路の整備など、平成15年度の完成に向けた整備を進めてまいります。

港湾整備につきましては、引き続き、小樽港縦貫線の平磯岬ルートの整備を進めてまいります。

また、小樽運河浄化対策としては、13年度、市民や観光客を対象にして行ったアンケート調査に続き、汚泥量算定のための深浅測量やしゅんせつ・覆砂の方法を検討し、15年度以降に予定される浄化工事に備えます。

最後に、市制施行80周年を記念して行う事業につきましては、8月1日に市民センターで記念式典を開催するほか、「後志太鼓競演 in 祝津」、「女性議会」など、計13事業を予定しております。

次に、平成14年度の予算編成に関連して、地方自治体の財政運営の指針となります地方財政計画の概要について説明申し上げます。

平成14年度の地方財政計画の規模は、平成13年度に比べ1.9%減の87兆5,666億円となりました。歳入において、地方税や地方交付税の原資となる国税収入の大幅な減少が見込まれる一方で、歳出においては、国の構造改革により地方歳出の抑制が図られる中で、重点7分野の推進や景気・雇用対策といった財政需要に対応する必要もあることなどから、通常収支では4年連続となる10兆円規模の大幅な財源不足を生じることとなりました。

従来から、この補てん措置につきましては、国と地方が協議をして決定してきておりますが、財源対策債等を除いた不足分につきましては、国と地方が折半し、地方負担部分については臨時財政対策債により措置することを基本としましたが、財政運営上、平成14年度につきましては国負担分、地方負担分ともその4分の1を交付税特別会計借入金で補てんすることとなっております。

また、恒久的な減税に伴う地方財政への影響額3兆4,510億円につきましては、平成13年度と同様、地方税の減収分は地方特例交付金及び減税補てん債の発行などにより補てんすることとし、地方交付税の減収分につきましては、交付税特別会計借入金等により措置することとなっております。

次に、平成14年度一般会計予算の主なものについて説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。市税につきましては、平成13年度におきまして景気の低迷や納税義務者の減少などにより当初予算を大きく下回ることが見込まれており、平成14年度につきましても伸びが期待できないことから、対前年度比で3.3%の減と見込みました。

地方交付税につきましては、国の予算案における地方交付税総額を基本として、基準財政需要額の減や事業費補正など本市の特殊財政需要、さらには市税収入等の推移を考慮して積算した結果、対前年度比3.5%の減となりました。

市債につきましては、臨時財政対策債で129.1%の増となりましたが、建設事業の大幅な減少等により、全体で対前年度比7.0%の減となりました。

なお、市債の導入に当たりましては、より有利な資金の導入を心がけ、全体として起債残高の増加とならないよう努めてまいります。

次に、性質別経費の主なものにつきまして、前年度当初予算と比較して説明申し上げます。

まず、義務的経費につきましては、人件費で3.3%の減となりましたが、扶助費で2.0%、公債費で5.1%、

それぞれ増となったため、合計では0.5%の増となり、歳出総額の50.4%を占めることとなりました。普通建設事業費につきましては、赤岩保育所建設事業費の皆減、道路関連事業費などの減により27.0%の減となりました。

貸付金につきましては、制度融資に係る預託金の減などにより2.5%の減となり、繰出金につきましては、中央通地区土地区画整理事業特別会計への繰出しの減や、小樽築港駅周辺地区土地区画整理事業特別会計への繰出しの皆減などにより4.2%の減となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業におきましては、医療費等の伸び率や医療保険制度の改正、療養給付費の会計年度所属区分の変更を勘案して算定した結果、単年度で11億471万円の収支不足が見込まれますが、この収支不足額につきましては、一般会計から5億円を繰入れし、なお不足する財源は財政調整交付金に計上いたしました。

なお、今後の事業運営に当たりましては、加入者の健康増進と医療費の適正化を図るため、各種保健事業を引き続き推進するほか、保険料収納率の向上に一層努めてまいります。

老人保健事業につきましては、平成14年10月から実施されます対象年齢の引上げなど、医療保険制度の改正により医療給付費の減が見込めますが、公費負担割合の引上げなどもあり、一般会計からの繰入金金は1.5%増の12億1,896万円となりました。

介護保険事業におきましては、平成13年度の見込みを勘案して算定した結果、保険給付費で5.9%増の99億7,770万円となり、一般会計繰入金では6.0%増の14億4,036万円となりました。

病院事業におきましては、一般会計から14億1,280万円を繰入れし、平成14年度の単年度資金収支は約281万円の資金余剰となり、年度末では約2億4,217万円の資金不足となる見込みであります。今後の事業運営に当たりましては、診療報酬の引下げなど厳しい状況にありますが、一層の収支改善に努めるとともに、公的病院として高度医療の推進と患者サービスの向上を図ってまいります。

水道事業におきましては、長期的かつ安定的な水の供給を図るため、配水管整備事業及び天神浄水場の改良事業並びに老朽施設等更新事業などを引き続き実施してまいります。資金収支の見通しは、平成14年度末で約9億591万円の資金余剰となる見込みであり、今後の事業運営に当たりましても、常に経済性を考慮するとともに、市民サービスの向上に努めてまいります。

下水道事業におきましては、中央下水終末処理場の設備更新のほか、塩谷地区を中心に汚水や雨水などの排水管布設工事を進めるとともに、張碓第2中継ポンプ場などの整備を実施してまいります。平成14年度は、28億9,600万円を一般会計から繰入れし、資金収支の均衡を図ることとしたところでありますが、今後の事業運営に当たりましては、能率的な経営の下に健全な運営を確保するため、一層の企業努力を進めてまいります。

産業廃棄物等処分事業におきましては、主要品目であります瓦れき類は、建設リサイクル法の施行により減少が見込まれますが、他の品目で搬入量増や料金改定による増収が見込まれますので、引き続き、収益的収支の黒字が見込まれます。

以上の結果、平成14年度の財政規模は、一般会計では692億8,780万6,000円、特別会計では554億3,028万7,000円、企業会計では313億9,165万2,000円の合計1,561億974万5,000円となり、前年度当初予算と比較いたしますと、一般会計で5.1%、特別会計で6.3%、企業会計で0.6%それぞれ減となり、全会計では4.6%の減となりました。

次に、議案第20号から議案第31号までの平成13年度各会計補正予算について説明申し上げます。

このたびの補正予算の主なものとしましては、一般会計では、指定寄付に伴います各資金基金への積立金、国民健康保険事業への繰出金などのほか、決算見込みに伴う所要の補正を計上いたしました。

以上に対する財源といたしましては、国・道支出金、諸収入等の補正を計上したほか、決算見込みに伴う市債等の所要の補正を計上するとともに、財政調整基金繰入金の増額及び減債基金繰入金の減額を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに6億3,583万8,000円の減となり、財政規模は733億7,172万5,000円となりました。

なお、住民基本台帳ネットワークシステム整備事業費及び祝津漁港局部改良道直轄事業費負担金につきましては、年度内にその支出が終わらない事業費を繰越明許費とすることといたしました。

また、小樽港縦貫線整備事業費につきましては、債務負担行為を計上いたしました。

特別会計、企業会計につきましては、国民健康保険事業では、介護納付金の減額及び平成12年度の収支不足額の確定に伴う一般会計借入金償還金の減額などを計上するとともに、一般会計からの繰入金の増額及び平成13年度の単年度収支不足見込額を一般会計借入金で措置するための所要の補正を計上いたしました。

老人保健事業では、医療給付費の増加等により、所要の補正を計上いたしました。

介護保険事業では、介護サービス等諸費の減少等に伴う所要の補正を計上いたしました。

融雪施設設置資金貸付事業では、貸付金の減少に伴う所要の補正を計上いたしました。

港湾整備事業、青果物卸売市場事業、駐車場事業、住宅事業、中央通地区土地区画整理事業、病院事業、産業廃棄物等処分事業では、決算見込み等に伴う所要の補正を計上しました。

次に、議案第32号から議案第56号について説明申し上げます。

議案第32号農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、農業委員会の選挙による委員の定数を変更するものであります。

議案第33号市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、商法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第34号職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案につきましては、再任用職員の給与その他の勤務条件等を定めるものであります。

議案第35号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業をすることができる要件等を変更するものであります。

議案第36号特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案につきましては、特別職の給料月額を減額するとともに、調整手当を廃止するものであります。

議案第37号教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、教育長の調整手当を廃止するものであります。

議案第38号市税条例及び市立小樽病院高等看護学院条例の一部を改正する条例案につきましては、保健婦助産婦看護婦法の一部改正に伴い、看護婦等の名称を変更するものであります。

議案第39号手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、新たに市民証の発行手数料を定めるとともに、在宅知的障害者デイサービスセンターの利用手数料及び住民票の閲覧手数料を改定するものであります。

議案第40号特別会計設置条例の一部を改正する条例案につきましては、小樽築港駅周辺地区土地区画整理事業特別会計を廃止するものであります。

議案第41号児童福祉施設条例の一部を改正する条例案につきましては、高島保育所と赤岩保育所を統合し、新たに赤岩保育所を設置するものであります。

議案第42号老人医療助成条例の一部を改正する条例案につきましては、老人保健法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第43号福祉医療助成条例の一部を改正する条例案につきましては、福祉医療助成制度に所得制限を導入するとともに、通院に係る医療費の助成の対象となる乳幼児の範囲を拡大するほか、老人保健法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第44号国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、財政原則の特例措置を設けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第45号商工会館条例を廃止する条例案につきましては、商工会館を用途廃止するものであります。

議案第46号自然の村条例の一部を改正する条例案につきましては、自然の村の使用料を改定するものであります。

議案第47号都市計画事業中央通地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例案につきましては、中央通地区土地区画整理事業の事務所の所在地を変更するものであります。

議案第48号市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、新たに平成14年度供用開始の勝納住宅等を設置するものであります。

議案第49号公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、公営企業に従事する再任用職員に支給する手当の範囲を定めるとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第50号市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例案につきましては、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正に伴い、学校医等の公務災害補償に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第51号体育施設条例の一部を改正する条例案につきましては、新たに銭函パークゴルフ場を設置するものであります。

議案第52号火災予防条例の一部を改正する条例案につきましては、消防法等の一部改正に伴い、危険物等に係る貯蔵及び取り扱いの技術上の基準等を変更するものであります。

議案第53号北しりべし廃棄物処理広域連合の設置につきましては、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村と、一般廃棄物中間処理施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理するため、規約を定めて北しりべし廃棄物処理広域連合を設置するものであります。

議案第54号公有水面埋立てにつきましては、石狩湾新港港湾区域内の緑地造成に係る公有水面埋立免許の出願に係る意見について、異議のない旨を石狩湾新港港湾管理者に答申するものであります。

議案第55号市道路線の認定につきましては、銭函新通線、礼文塚通線及び和宇尻中央通線を新たに市道として認定するものであります。

議案第56号市道路線の廃止につきましては、小児センター東3号線を廃止するものであります。

最後に、報告第1号専決処分報告についてであります。緊急地域雇用対策事業として、就職機会拡充研修事業及び小樽雪あかりの路経済波及効果調査事業を実施するため、平成13年度一般会計補正予算について、本年1月21日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおりご可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(拍手)

○議長(松田日出男) 次に、議案第57号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、35番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 35番、佐野治男議員。

(35番 佐野治男議員登壇)(拍手)

○35番(佐野治男議員) 議案第57号小樽市議会議員定数条例案について、提出者を代表し、提案理由の説明をいたします。

地方分権一括法による地方自治法の改正に伴い、来年4月に施行される地方統一選挙においては、現行減数条例による36名での選挙ができないこととなりました。このため、小樽市議会議員の定数については、新たに上限数34名の範囲内で条例による定数を定めなければなりません。したがって、小樽市議会の議員定数を32名とする定数条例案を議員提案させていただきたいと思います。

以下、その主な理由について、順次、申し上げたいと思います。

まず第1に、財政的な理由であります。

今日、小樽市の財政状況は、極めて厳しい現状にあることは皆さんもご承知のとおりであります。この状況は、決して市長の失政から来るものではありません。国の経済政策やさまざまな要因において、もたらされた結果であり、全国の自治体も共通にこの悩みを抱えているところであります。

本市においても、この大変な財政難の中、これまでもさまざまな努力を重ねながら施策を展開してきているのであります。とりわけ、小樽市新行政改革実施計画を策定した中で、職員の削減や事務事業の見直しが現在も積極的に続けられており、この5年間に、実に187名もの職員が削減され、市財政に大きく貢献しているのが実情であります。

このように、まさに血のにじむがごとく努力を続けている行政に対して、議会側も、その一翼を担うべく、責務があると考えるものであります。現在、議員1人当たり経費は、年間におよそ1,000万程度と聞いております。現員数の35名を32名とすることで、年間に約3,000万、4年間で実に1億2,000万もの議会費の削減につながるのであります。まさに、市民の負託を受けた議員みずからが、市民の台所がまさに危機的状況にある今こそ、自己決定権を最大限に発揮し、定数を少しでも減らし、議会費を削減するよう努力することが極めて重要なものと考えてるのであります。

第2の理由として、人口減であります。

本市の人口は、昨年の12月には、ついに15万人を割り込んでしまいました。今後のまちづくりの観点からも、大きなイメージダウンにつながる結果となりました。したがって、我々議会としても、行政と協力し、さまざまな人口対策を考える重要性がより高まってきたものと改めて認識をする次第であります。

このような中で、市民からも、議員の削減を求める声が大きくなってきていることも事実であります。人口が減っているのに、市議会議員の定数を減らす努力はしないのかという素朴な市民の声が我々にも多く寄せられております。議員は、市民の代表であります。議員の数が多い方が市民の声を行政に反映させられるとの考え方もありますが、このように人口減少が続く中で、仮に、法に定める上限数の34名で議員定数を定めることになるならば、市民からの理解は到底得られないことは、火を見るよりも明らかであります。

第3の理由についてであります。

ただいま申し上げた理由と同様な趣旨で、人口数の類似する都市が、既に議会議員定数を32名と定めた先進地事例があります。人口17万3,000人の苫小牧市は昨年に、人口17万5,000人の帯広市は平成12年12月において、早くも32名の定数条例を制定しているのです。小樽市より人口の多いこの2都市が32名で、人口の少ない小樽市が仮に34名とするならば、ますます市民の批判は高まり、ひいては議会不信につながるものが想定されるのであります。

また、他都市の議会との関係も微妙なあつれきを生むのではないかと危ぐされるところであります。その他にも条例定数を32名とする理由はいろいろありますが、いずれにせよ、我々議員の身分にかかわる問題であります。たとえ議員数が減ったとしても、市民の負託にこたえていくべき議員の使命と責務はいささかも緩んではなりません。襟を正し、小樽市議会議員として、市政発展のためにより一層の努力をすることが我々の大きな努めであります。

よって、私たち提出者は、これらの理由を十分に考慮した結果、小樽市議会議員の定数は32名とすることをもって市民の理解を得るべきとの考えに至ったのであります。

最後になりますが、今日まで、各会派の議員間でこの定数問題が精力的に議論され、全会派が一致することを目指して努力をまいりました。

しかしながら、このたびの議案提出に当たっては、共産党の皆さんには提出者になっていただくことは出来ませんでした。願わくば、ぜひともご賛同をいただき、全会一致で可決の上、市民に胸の張れる条例にしていきたいものと考えております。

よろしくお願いを申し上げ、提出者を代表しての提案説明とさせていただきます。

以上でございます。(拍手)

○議長(松田日出男) 日程第4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明2月27日から3月3日まで5日間、休会いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時44分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 **松 田 日 出 男**

議 員 **成 田 晃 司**

議 員 松 本 聖

平成14年
小樽市議会 第1回定例会会議録 第2日目

平成14年3月4日

出席議員（34名）

1番	横	田	久	俊	2番	前	田	清	貴
3番	成	田	晃	司	4番	大	竹	秀	文
5番	松	本	光	世	6番	中	村	岩	雄
7番	松	本		聖	8番	斉	藤	裕	敬
9番	大	畠		護	10番	中	島	麗	子
11番	新	谷	と	し	12番	古	沢	勝	則
13番	見	楚	谷	登	志	15番	次	木	督
16番	久	末	恵	子	17番	小	林	栄	治
18番	八	田	昭	二	20番	佐	藤	利	次
21番	佐	々	木	勝	利	22番	渡	部	智
23番	武	井	義	恵	24番	北	野	義	紀
25番	西	脇		清	26番	高	階	孝	次
27番	岡	本	一	美	28番	吹	田	三	則
29番	中	畑	恒	雄	30番	松	田	日	出
31番	佐	々	木	政	美	32番	高	橋	克
33番	斉	藤	陽	一	良	34番	秋	山	京
35番	佐	野	治	男	36番	佐	藤	利	幸

欠席議員（1名）

14番 新 野 紘 巳

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	助	役	小	坂	康	平				
収	入	役	中	松	義	治	教	育	長	石	田	昌	敏		
水	道	局	長	須	貝	芳	雄	総	務	部	長	藤	島	豊	
企	画	部	長	旭		一	夫	財	政	部	長	鈴	木	忠	昭
経	済	部	長	木	谷	洋	司	市	民	部	長	藤	田	喜	勝
福	祉	部	長	田	中	昭	雄	保	健	所	長	外	岡	立	人
環	境	部	長	山	下	勝	広	土	木	部	長	松	村	光	男
建	築	都	市	部	長	高	橋	港	湾	部	長	兵	藤	公	雄

小樽病院 事務局長	高木成一
学校教育部長	奥村誠
監査委員 事務局長	大津寅彦
財政部財政課長	吉川勝久

消防長	広田宰
社会教育部長	池田克之
総務部総務課長	宮腰裕二

議事参与事務局職員

事務局長	厚谷富夫
庶務係長	三浦波人
調査係長	大野肇
書記	丸田健太郎
書記	中崎岳史
書記	大門義雄

事務局次長	土屋彦
議事係長	佐藤誠一
書記	木谷久美子
書記	牧野優子
書記	山田慶司

開議 午後 1時00分

○議長（松田日出男） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に大島護議員、古沢勝則議員をご指名いたします。

この際、教育長から、「ティーム・ティーチングにかかわる加配措置について」、報告したい旨の発言の申出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 本市の小中学校における少人数授業、いわゆるティーム・ティーチング加配の平成13年度分について調査をいたしましたので、その内容についてご報告いたします。

まず、少人数授業の実施状況であります。平成13年度については、小中学校合わせまして20校20人の定数加配を受けました。

その実施状況につきましては、小学校においては、8校中1校を除き、計画を変更し、運用しているところであり、音楽等の専科の教科指導や生徒指導の充実などに活用しておりました。

中学校については、12校全校において、計画を変更し、総合的な学習の時間での少人数授業や選択履修幅の拡大などのほか、免許外指導の解消による教科指導や生徒指導の充実などに活用している実態にありました。

次に、このことにかかわる経過についてご説明いたします。

平成14年度の申請に対し、新学習指導要領が全面实施されることに伴って、ティーム・ティーチング加配申請にかかわる指導時数が大幅に増加することとなりました。

市教委としましては、平成14年度についても文部科学省の指導どおり実施するよう各学校に説明いたしました。

しかし、本年は申請を取りやめたいという学校があったことから、13年度の実態を調査したところ、文部科学省の指導どおり実施されていない実情がわかりました。

13年度の実施実態については、学校の教育計画の実情及び平成5年におけるティーム・ティーチングなど、指導方法の改善に伴う道教委の考え方を示した文書に基づき弾力的な運用が可能と解釈し、教科指導を行ったものであります。

このことにかかわって、本年2月に道教委から調査を求められましたので、実態について報告したところであります。

この結果については文部科学省にも報告され、去る2月22日、道教委から2校、25日には文部科学省から1校の調査を受けたところであります。

なお、道教委及び文部科学省の調査結果についての指導は、近くあるものと考えております。

次に、実態と異なる計画書の記載についてであります。各学校においては、学校の実情として教員減は避けたいという考え方の下に申請したものと思われれます。

次に、市教委のこの問題に対する対応についてですが、まず、平成13年度の調査結果について教育委員会に報告いたしました。

教育委員会としては、現在、国、道教委が調査中でありますので、その結果を待って対応を協議したいと考えておりますが、当面の対応としましては、まず、学校に対する指導については、年度の中途であります、正しく実施できるところは直ちに対処するよう指導を行ったところであります。

平成14年度については、少人数授業による指導方法の改善の意義を改めて指導するとともに、申請する学校にあっては、計画に基づき適切に実施するよう改めて指導したところであります。

また、12年度以前についても調査が必要と考えておりますので、国、道教委の調査にあわせて実施してまいりたいと考えております。

なお、最後に、ティーム・ティーチング加配にかかわって不適切な取り扱いがあり、児童・生徒や保護者、市民の方々並びに教育関係者の皆様など多くの方々にご迷惑をおかけしましたことに対し、深くおわび申し上げます。

○議長（松田日出男） この際、お諮りいたします。

ただいまの教育長からの報告に対し、横田久俊議員、斉藤裕敬議員、新谷とし議員、佐々木勝利議員及び斉藤陽一良議員から緊急質問したいとの申出があります。

緊急質問に同意の上、それぞれの議員について、発言を許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第1「緊急質問」を行います。

ティーム・ティーチング加配措置についての件に関し、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、33番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 33番、斉藤陽一良議員。

（33番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

○33番（斉藤陽一良議員） 公明党を代表し、教職員配置定数にかかわるTT加配教員の目的外活用の問題について緊急質問いたします。

まず、この問題は、落ちこぼれ、浮きこぼれ、学力低下、学級崩壊、いじめ、暴力行為などに悩む学校現場の切実な問題と根が同じであり、1人ひとりの子どものために学校が、そして教育行政が何が出来るといえるのかという基本に立って考えてみるべきであります。

学力や能力の違いによって学習の進捗や習熟度に差が出ることに對し、複数教員による授業やグループ別のきめ細かい指導によって、その差をできるだけ小さくするというのがティーム・ティーチングの基本的な考え方ではなかったでしょうか。

確かに、きめ細かい指導を行うためには、TT以外にも、35人以下学級の実現など、少人数の学級編制、免許外教員の解消なども必要であることは否定できません。

しかし、そのためには、教職員の配置定数の抜本的な見直しが必要であり、その人件費負担を都道府県が単独で行うことに住民全体の理解を得ることは現状では、難しいと言わざるを得ません。このような背景の下で、特例的に教員の追加配置を認めるものとしてTT加配というものが考えられたのではないのでしょうか。

そこで、第1に、TT加配という制度は、いつ、どのような目的で定められたかということにさかのぼって、制度そのものの趣旨と、各学校での申請段階における計画から実施段階で、どの程度までの変更が可能なのか、どこからどこが拡大解釈で、どこからは制度の趣旨からの逸脱、すなわち目的外活用とされるのか、このような事柄について行政サイドの判断が明確でなければならないと考えます。そこが明確にされなければ、現場の混乱は避けられません。この点について、まず教育長のご所見を求めます。

その意味で、今回明らかになった「北海道教職員組合書記長の質問に対する北海道教育委員会企画管理部長

の回答」なる文書の存在は重大であります。

この確認書なるものについては、これが、学校の管理運営事項は教職員団体との交渉事項としてはならないという点で、法令に違反しているのではないかという疑義が当然にあります。それ以前に、小樽市教育委員会、市内各小中学校が、その文書のあることを知っていたか、また、いつ知ったか、そして、その内容、効力についてどのような認識を持っていたかが重要であります。

さらに、このような確認書の作成過程において、文部科学省とのやり取りはなかったのかについても確認しておきたいと考えます。

以上の点について教育長の見解を求めます。

その上で、もし、市内各小中学校が、T T加配の申請に当たって、この確認書の内容、効力について相当程度以上の信頼性と有効性を認めていたとすれば、申請書に記載した実施計画からかなりの変更があったとしても、実際に選択履修幅の拡大や免許外指導の解消による教科指導などの面で活用することも、少人数授業など、きめ細かな指導を目指す定数加配の指導方法における予想される変更の範囲に収まるとすれば、不正であるとの認識がなかったという意味で、一概に不正受給とは言えないのではないかと考えます。

また、各学校からの申請書を北海道教育委員会へ提出するに当たって、小樽市教育委員会はその内容に目を通していたのか、目の通すことが出来る立場にあったのか、お示してください。

もし、目を通していたとすれば、なぜ実施の実情が文部科学省の指導の範囲からかい離していることに気づかなかったか、説明を求めます。

次に、各学校が、次年度の加配を求める申請書に、加配措置の成果として、実際には行っていない授業をいかにも行っていたと読み取られやすい書き方で記載している事実は否定できません。これは、現に行っている加配教員の活用方法が、T T加配の制度趣旨に反する不正な内容であるとの認識があったのではないかとの見方も可能であります。その場合には、不正と知りつつ虚偽の報告を故意に行ったものであり、不正受給の責任を免れることは出来ないと考えます。

また、申請書の実施計画の中にある「加配教員の必要性」という欄には、はっきりと「T T方式により指導方法の改善を図るため」などと記載しているのに対して、「成果」の欄には「2人の指導者間の事前打合せによる意見調整を経た協働の指導が多様な指導過程の中で工夫出来た」などと、いかにもチーム・ティーチングを行ったかのように読むことも出来、逆に、厳密にはチーム・ティーチングを行わなくても、多様な指導過程の中で成果を上げたと読ませることも不可能ではない微妙な表現になっているのであります。

我が党は、このような邪知とも言えるような工作が、よりにもよって教育の世界で行われていたと考えることに、ちゅうちょを感じるとともに、不快の念を禁じ得ません。

このような事態を発生させたことについて、前に述べた確認書なる文書は、実施計画の変更を容認し、結果として計画どおり実施しないことを助長し、実態と報告内容がかい離していることを発見、把握することを妨げた点で、問題発生の根源とも考えられ、その違法性、文書の性格、実質的な効果・効力、また運用のされ方など、今後、小樽市教育委員会、北海道教育委員会、文部科学省の徹底的な調査を求めるものであります。

これに関して、小樽市教育委員会として積極的に実態把握を行って、北海道教育委員会に対して、確認書の弊害を指摘し、現場の実情を報告するなどの注意義務を怠った点について、管理責任を問われることは避けられないものと考えますが、教育長の見解を求めます。

また、教職員団体の関係者が、「T T枠の一部を目的外に柔軟に使っているケースは、全道、全国に幾らでも

ある」と述べたとの新聞報道がなされておりますが、そのような事実を掌握されておられるのか、見解をお示しください。

また、事実関係が明らかになった時点で、国は、人件費の国庫負担分について北海道教育委員会に返還を求める考えと言われますが、小樽市教育委員会、また個々の学校にはどのような責任が問われることになるのか、お示しください。

最後に、正確な検証は今後の調査を待つべきであります。当事者である本市小中学校の児童・生徒が、本来受けるべきチーム・ティーチングによる指導を受けることが出来なかったことは、事実のようであります。

TTによる指導を受けられなかったとしても、小樽市教育委員会の2月28日付けの報告にあるように、小学校においては、専科の教科指導の充実、中学校においては、総合的な学習の時間での少人数授業や免許外指導の解消による教科指導の充実などによって、TTが行われなかったことの不利益を補って余りある成果が得られたのであれば、本市児童・生徒にとって実害はなかったと言えます。

しかし、今回の問題によって、本市小中学生が本来であれば身につけることが出来た学力を、身につけることが出来なかったとすれば、教員が子どものためという教育本来の目的を忘れて、違法、不正な方法によって、みずからの職務の負担軽減を図ったと言われても抗弁できないのであります。

TTが行われなかったとしても、逆に、それを補うに足るどのような指導の改善が行われたかは、その意味で、出来る限り厳格に検証されるべきであると考えます。もし、その結果が否定的なものであったとすれば、過去10年近くにも及ぶ期間の児童・生徒が被った損失を取り返すことは不可能であり、小樽市教育委員会の責任についても極めて重大であると言わざるを得ません。

教育長のご所見をお示しください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 斉藤陽一良議員のご質問にお答えいたします。

初めに、チーム・ティーチング制度の目的についてですが、教職員定数の在り方に関する調査研究協力者会議の答申などを踏まえ、平成5年度から始まった第6次改善計画に設けられたものであります。

制度の具体的な内容としまして、一斉授業の中で指導上の工夫することに加えて、教育指導の展開に応じて、適宜、個別指導、グループ指導、チーム・ティーチングなどの新しい指導方法を取り入れて、例えば、学習の進捗や理解の程度あるいは学習課題等に応じて複数の教員が協力してグループ指導、個別指導等を実施するなど、さまざまな指導上の工夫が出来るような教職員配置を行うことを目的としたものであります。

次に、いわゆる確認書、指導方法の改善に伴う道教委の考え方を示す文書の存在についてですが、各学校にチーム・ティーチング加配の文書を通知する際に、北海道教育委員会からの通知文書を添付しており、平成5年から存在しておりました。

次に、指導方法の改善に伴う道教委の考え方を示す文書の取扱いについてですが、道教委としては、平成5年度から開始される第6次改善計画の実施にかかわり、教育委員会としての当時の考え方を示したものであるとの考え方に立っております。

次に、指導方法の改善に伴う道教委の考え方を示す文書の回答内容についてですが、この文書は、北海道教

職員組合からの質問に道教委が回答したものであり、各学校における指導方法の改善に伴うT T加配の運用に影響を与えたものと思われますが、道教委から少人数指導の加配に当たって、何ら効力を有するものでない旨、連絡がされております。

不正受給にかかわっては、道教委からまだ指導はなく、今後の再調査終了後、文部科学省で判断されるものと考えております。

次に、提出に当たっての市教委の計画書の取扱いについてですが、学級数及び児童・生徒数、教員数等の確認を行うほか、T T指導の内容について、加配の条件となる教科等の内容が趣旨に即しているか、授業時数が基準に達しているかなどについて確認をいたします。

これらについて、加配の趣旨や基準時数に即していない場合等については、再度、学校に検討を要請しますが、後の申請については、学校が直接、後志教育局に出向き提出するものであります。

次に、申請書の記入についてですが、教職員の減を避けたいという考えの下、弾力的な運用を図ったが、配置の趣旨どおりではないとの考えはあったものと思われます。

次に、市教委の管理責任についてですが、各学校のティーム・ティーチング加配に伴う運用の実態把握がなされていなかったことは、まことに遺憾であり、文部科学省及び道教委の調査結果を踏まえ、市教育委員会として厳正に対処してまいります。

次に、全道、全国におけるティーム・ティーチング加配の目的外使用についてですが、他の市町村における実態は承知しておりません。

最後に、児童・生徒に対する責任についてですが、児童・生徒の教育の充実を図るためとはいえ、加配された教員を目的外に運用してきたことについては、まことに申し訳なく思っております。

ティーム・ティーチング加配については、今後、文部科学省及び道教委の改めでの調査もあるとお聞きしており、事実の把握に努めるとともに、次年度の授業について正しく行われるよう努めてまいります。

以上であります。

（「議長、33番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 33番、斉藤陽一良議員。

○33番（斉藤陽一良議員） 一点だけ再質問させていただきます。

新聞報道等によりますと、北海道教育委員会が、この確認書なる文書について、内容的に問題はない、現在は実質的に無効であるとのコメントをしているようでございます。

小樽市教育委員会としては、この文書は、終始一貫、初めから効力を持っていたものではないというふうにお考えなのか、それとも、一時的にしろ、適法か違法かは別として、事実上機能していたことがあるというふうにお考えか、その点を確認したいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 平成5年度に、道教委が北教組にいろいろ意見を聞いて、加配に対する道教委の考え方をまとめたものと承知しておりますが、その年度ごとの申請に際しまして、この考え方に留意するようという、そういう指導が行われておりますことから、各学校に対し大きな影響があったものと、そういうふう感じております。

○議長（松田日出男） 斉藤陽一良議員の緊急質問を終結いたします。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 21番 佐々木勝利議員。

(21番 佐々木勝利議員登壇)(拍手)

○21番(佐々木勝利議員) 小樽のTT加配措置にかかわる問題で、このたび問題となったティーム・ティーチング加配措置について、民主党・市民連合を代表して緊急質問をいたします。

まず初めに、小樽が、なぜ今、TT加配の調査になったのか。

学校現場では、これまで以上に1人ひとりの子どもたちに行き届いた教育が出来るように、そして、みんながそろってわかる授業、楽しい学校づくりに力を入れている、そんな中であって、それに水を差すような何か意図的なものを感じます。その目的、ねらいをつかんでいたらお聞かせください。

TTの導入は、学校教職員定数改善計画と密接な関係がある問題です。一般的に、TTとは、複数の教師が協力して教育指導に当たる方式、協力教授組織とも言われています。児童・生徒の能力などに応じて教育指導を個別化したり、チームの長に特別手当を出すことによって教員の待遇改善を図るなどの目的で、アメリカで提唱され、発達したものであります。

日本では、昭和40年代、1965年ごろから、その理論や実践が紹介され、多くの小中学校において導入、実践されてきました。

私も、特に多学級の学校現場の経験から、授業公開や学習形態の工夫としての合同学習を日常的に実践してきました。また、個別指導や学習効果を上げるため、教師の力量を高める多様な指導技術、指導法も学んできた1人です。それだけに、現場の苦勞を肌で感じている者の1人です。

しかし、問題なのは、近年になって、個に応じた教育指導の観点から、国の政策として推進されていることです。

振り返ってみますと、1959年度、昭和34年度の第1次改善計画から、1991年度、平成3年度までの5次にわたる改善計画の実施により、公立小中学校において同学年の児童・生徒で編制する場合の1学級の最大規模を40人とする40人学級が達成されましたが、1993年度、平成5年度の第6次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画から、1998年度、平成10年度までの6年間で、財政構造改革法によって2年間延長となり、2000年度、平成12年度の8年間となったものであります。国民の多くが望む少人数学級、30人学級を避けて、加配方式による定数改善の一つにTT加配の措置が導入されました。

そこで、次の点について確認したいと思います。

このときの改善事項の中には、一つに、指導方法の工夫など個に応じた教育の展開、また二つ目に、きめ細かい生徒指導の充実、三つ目に、効果的な教育指導の実施、その中には、複式学級の改善、特殊学級の改善、小学校専科教員の充実、コンピュータ利用教育、通教指導の導入など、また学校運営の円滑化、そして特殊教育諸学校の学級編制の改善、養護訓練担当教員の指導など、そして研修などの定数、これらの具体的な改善数も提示されました。

そして、1993年、平成5年の改正法に附帯決議があります。公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議であります。

8項目ありますが、そのうち、特に1と2について、一つ目に、「改善計画期間中における年度計画の策定に当たっては、地域の実情を尊重するとともに、着実な計画実施に努めること。とりわけ、ティーム・ティーチ

ングなどの新しい方式による教職員配置に関しては、地域や学校の実情に即して実施されるよう各自治体の意見を十分尊重すること」。二つ目に、「豊かなゆとりある教育をさらに推進するため、今後の児童・生徒の推移などをも勘案しながら、学級規模等の在り方の検討を早急に開始すること」となっています。

以上の点を踏まえ、少人数授業などの具体の取組を行う学校に対する教職員定数の加配は、基本的に学校全体の教職員定数の改正のために行うべきであるという考えの下に、これまでの協議、取組の経緯から考えて、今回、加配措置の悪用との指摘は当たらないものではないかと思うものです。実施状況について具体的にお聞かせください。

また、実施計画書提出にかかわる学校現場の実情と、市教委の受止めについてもお聞かせください。

また、教育長の報告の中で、ティーム・ティーチング加配にかかわって不適切な取扱いがあったと考えるようですが、不適切な取扱いとはどういうことでしょうか。

次に、2002年度の指導方法工夫改善にかかわる取組についてです。

2001年度から5年間の年次計画、いわゆる第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画によると、改善規模は、子どもの自然減に伴う教職員の自然減と同程度とする2万6,900人の配置です。改善方法は、学校の指導上の具体的な取組を支援する加配方式とする、また、学級編制及び教職員配置の弾力化を実施する方針を出しています。

40人学級編制が導入されて20年、計画が完了して10年が経過しているにもかかわらず、今回、学級編制基準の改定が見送られたことは、世界の少人数学級の実現を目指していく流れから見ても、極めて問題と感じます。

教育は21世紀の社会の基盤を築くものであり、教育を未来の先行投資として、政府を挙げて職員定数の改善に取り組むとともに、学校教育の事業主体である各都道府県や市町村の理解を促進することが重要と考えます。

また、2002年4月から、制度として学校5日制の実施に伴って、指導方法工夫改善加配の算定時数にも変化が生じることになり、それらの影響も現場に出てくることも予想されます。

そこでまず、少人数学級と少人数指導、それと指導方法工夫改善、この区別と関連をお聞かせください。

その観点に立って、2002年度加配措置について、市教委の受止めと学校現場の受止めについてお聞かせください。

終わりにになりますが、何点かまとめてお聞きしますので、お答えください。

大切なのは、各学校がT Tを計画どおりに実施していた、いなかったというだけでなく、教員の加配を活用して、どんな授業をしていたかではないだろうかという指摘にどう答えますか。

特に、少子化で学校規模の縮小が歯止めなく進んでいる現状、児童・生徒が減ると学校が減り、教員の数が削られるという現実、中学校での免許外・専門外教員の解消を求めているが、一向に改善されていない、そういう状況にある中で、学校現場では、どんな苦労や、どんな授業の工夫をしていると認識していますか。

教員加配を主要教科の学力対策を目的として全国一律に使うのではなく、生活指導や文化教育など地域の実情に応じて弾力的に活用する方法が、あってもよいのではないかとこの声にどうこたえていきますか、お聞かせください。

再質問を留保して、終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○**教育長（石田昌敏）** 佐々木勝利議員のご質問にお答えいたします。

初めに、チーム・ティーチング、いわゆるT T加配にかかわる調査についてですが、本年2月に道教委から調査を求められましたので、実態について報告したところであります。

この結果については、文部科学省にも報告され、去る2月22日、道教委から2校、25日には文部科学省から1校の調査を受けたところであります。

また、近々、道教委から、再度、市教委等への実地調査が予定されていると聞いておりますので、この調査結果が文部科学省に報告された後、具体的な指導があるものと考えております。

なお、調査の目的やねらいとしては、T T加配に不適切な運用がないかどうか、実態を把握したいとのことであります。

次に、本市のチーム・ティーチング加配教員の指導実態についてですが、配置校20校のうち、1校を除いて、計画を変更して指導に当たっております。

小学校においては、音楽や書写、図画、工作などの専科の指導や、校外学習の折には担任に加わり、児童の安全確保に努めるほか、水泳学習やスキー学習においても、少人数グループでの指導に教員数を増やして指導に当たっております。

中学校においては、計画を変更して、総合的な学習の時間の充実と選択履修の幅の拡大が本市の中学校教育の課題となっていることから、これらの指導において少人数授業を実施している実態にあります。

このような活用は、文部省要領について、弾力的な運用が可能であると拡大解釈をして行ってきたもので、その運用については、趣旨に反すると道教委から厳しく指導を受けているところであります。

次に、少人数学級と少人数指導についてですが、文部科学省においては、きめ細かな指導を行う観点から少人数による学習集団を設定し授業を行う、あるいは一つの学級を複数の教員で授業を行うなどの指導上の取組を少人数指導としております。

少人数学級は、1クラスの定数を下げ、35人以下などで学級編制する方法を指しております。

学級集団の大きさについては、まだ結論が出ておりませんが、少人数指導の方向を志向して、指導方法の工夫改善を図っていくことが、当面の課題であると考えております。

次に、本市の各学校の状況についてですが、教職員の側から見ますと、少子化や児童・生徒数の減少の反面、対応の難しい児童・生徒が増加している状況もあり、教員の専門性を生かした研修、教材研究が難しくなっている実態があります。

また、児童・生徒の実態についても、規範意識の低下など、生徒指導に時間を要するとの報告を受けているところであります。

しかし、どのような状況にありましても、その条件の中で創意工夫し、教育活動の充実を図っていくことが大切であり、教員数の減少を、加配教員を目的外で活用するとの理由として挙げることはできないものと思っております。

次に、平成14年度の加配の条件についてですが、平成13年度は、小学校24時間程度、中学校18時間程度の時間数が加配のための基準時間数となっておりましたが、平成14年度は、その時間数が大幅に増加し、小学校では6学級規模で44時間と20時間増、中学校では3学級規模で34時間と16時間増となり、この増加分の時間数は全教員で分担して指導に当たることとされていることから、教員の授業配置が難しい状況となっております。

この時間数の増加は、学校週5日制となり、児童・生徒の学習時間は減ずるが、教職員の指導時間数は現状

と同じ時間数を指導に充てるという文部科学省の考え方に基づいて基準とされていると指導を受けているところでもあります。

最後に、TT加配についての考え方についてですが、授業を工夫する方策として、TT加配の申請をしたことを踏まえると、趣旨に反する活用を行ったことは、不適切であったと反省しております。

地域の良さを生かした教育の推進は重要であります、その充実のためにも少人数授業などきめ細かな指導への取組は、これからの指導方法の工夫改善の重要な課題であることを考え、平成14年度からは、実施計画に従って適切に実施していくよう指導の徹底に努めてまいります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 21番 佐々木勝利議員。

○21番（佐々木勝利議員） 今、教育長の答弁を聞いていて、さっきの公明の斉藤（陽）さんとのやり取りの中で、ちょっと解せないというか、流れの確認をしたいのですけれども、道教委と北教組との関係で、確認書ではないのだけれども、いきさつがあった。その延長線上で今回の加配の組立て方というか、こういうことについては一定の理解が出来るというふうに私は思うのですけれども、教育長はそういう立場で考える、そういうふうに押さえないのですけれども、その点はいかがでしょうか。

それからもう一つは、一番最初の、ねらいと目的、これについては、TT加配の目的、ねらいを聞いたのではなくて、この問題が持ち上がってきた、道教委から調査が入ったと、一足飛びに来たわけですが、どういう経過でこういう形になったのか、その辺のところを教えてくださいということを言っているのです。

それから、最後のところの、適切でないという部分で、現場の方が、形とすれば不適切な取扱いをした、現場の責任だというふうに押さえているのですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育長。

○教育長（石田昌敏） まず、北教組と道教委との間で交わされました中で、道教委がこの事業に対する考え方を示した文書についてですけれども、これは当時から、各年度で事業を行うときに、この文書に留意するようという指導を受けておりました。

しかし、その指導に配慮して行ったことがTT加配の、いわゆる要領に反しているということから、この文書は不適切であるものと考えております。

二つ目に、どういう経過でということですが、経過については詳細を知りませんが、まず、文部科学省の方から道教委の方に、小樽市の実態がどうもおかしいから調べてくれという依頼があったと聞いております。

それから、現場の責任なのかということでございますけれども、少人数学級を実施したいという気持ちは各学校で本当にあります。そして、教員を1人でも配置してもらって、それを学校の教育に生かしたいという気持ちも非常に強いものがあります。

しかし、その中で、教育委員会がいろいろな考え方を示したり、あるいは私ども市教委が適切な実態を把握できなかったということで、現場よりもむしろ教育委員会の責任が大きいもの、そういうふうに感じております。

以上でございます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 21番 佐々木勝利議員。

○21番（佐々木勝利議員） 二つ目の道教委との関係ですが、その都度確認ではないわけです。ただ、現場の中では共通理解に立った上で物を進めていくというのが協議だと思うのです。協議をし、十分理解をした上で、この加配については、こちらから、こうしなさい、あしなさいということではないわけでしょう。学校現場から十分理解をして上げてくるものです。そういうものですね。

だから、その都度指導したというくだりの部分と、十分な協議をした上での、いわゆる加配申請ということから考えていけば、どういうふうに押さえたらいいのですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 再度お答えいたしますが、道教育委員会のこの事業に対する考え方は不適切であるという文部科学省の指摘もあり、もし、これが今効力がないと道教委が説明するのであれば、その趣旨について細部まで徹底するように、周知するように指導しなさいと言われていることから、この文書は非常に問題があるとやはり感じております。

○議長（松田日出男） 佐々木勝利議員の緊急質問を終結いたします。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 11番 新谷とし議員。

（11番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○11番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して緊急質問をします。

2月27日のマスコミで、小樽市内の小中学校でティーム・ティーチング加配に関し不正が行われていたかのような報道があり、子どもや父母に不安を与えたと思います。

この問題を通して、どうしたら子ども1人ひとりに行き届いた教育ができるのかを考え、解決に当たらなければならないことが改めて浮彫りになりました。根本的には、今こそ30人学級の実現が大きく問われていると考えます。

このことを踏まえ、何点か質問します。

第1に、小樽市は、いつからティーム・ティーチング加配を受けていましたか。

第2に、教育長は、13年度の実施実態について、平成5年における道教委の考え方を示した文書に基づき弾力的な運用が可能と解釈し、教科指導を行ったと報告されました。しかし、平成5年1月27日、北教組書記長は、道教委企画管理部長から、指導方法の改善に伴う教職員の定数等についての回答を得ており、その中で、基本的には学校全体の教職員の定数改善のために行うべきものであると合意をしています。

さらに、2日後の平成5年1月29日には、北教組後志・小樽両支部の質問に対する後志教育局の回答で、本部・本庁間の質問を尊重し、各地教委、各学校にまで周知徹底すべきとの確認をしています。道教委と北教組本部との確認書が各学校での新しい授業の解釈の根拠になったことは、事の成行きから当然のことではありませんか。

第3に、そうであれば、今マスコミで指摘されている問題は、この確認書から逸脱した授業がされていたかどうかが問われるわけです。道教委は、確認書について、マスコミの取材に対して、内容的には問題がないと話しています。

以上の経過と事実とを照らせば、マスコミで報道された教員の加配に不正が行われていなかったと理解できる

のではありませんか。市教委の見解をお示してください。

第4は、虚偽の申請についてです。

文部科学省への申請が虚偽であったことについては、教育現場を預かる者として許されないことは言うまでもありませんが、問題は、なぜ虚偽申請が行われたかです。

新規事業であっただけに、当時の文部省の見解も学校現場に届けられていますから、当然、参考にされたと考えられます。

そこで、各学校が教員の加配を申請するに当たって、道教委と北教組本部の合意が文部省の考えと違うという疑問から、虚偽の申請になったのではありませんか。

さらに、申請をする際は、学校が直接、後志局から指導を受けて提出するのですから、内容の変更を指導されたということはありますか、いかがですか。

道教委は、平成5年から12年まで小樽市に実態調査に入ったことはありますか。また、市教委もこれまで実態を知らなかったというのはなぜでしょうか。

第5に、問題が明らかになってから、道教委は小樽市に調査を求めていると言いますが、どのような態度を取っていますか。

マスコミ報道によると、道教委は、確認書には問題はなく、また実質的には破棄されていると説明しているとのことですが、市教委にはいつ破棄通知が来ましたか。破棄通知は来ていないと我が党は承知していますが、いかがですか。

道教委は、事実上破棄したとの根拠として、平成13年から第7次教員配置計画が始まったから、第6次のときの確認書は破棄されてしかるべきとのことですが。

しかし、平成13年度の小樽市の中学校適正配置に伴う住吉中学校の専任免許教員の補充は、ティーム・ティーチングの加配教員で行われています。これは、道教委、後志教育局に教育長が要請して実現したことではなかったでしょうか。

また、学校適正配置等調査特別委員会で、市教委は、平成13年度の適正配置に関して、ティーム・ティーチング関係の教師を独自に配置すると答弁しています。市教委のこの見解は、道教委も承知の上です。明らかに道教委は、責任逃れをしているとしか言いようがありません。市教委の見解をお聞かせください。

文部科学省は、以前の不正の状況についても調査を進める方針と新聞報道されておりますが、これまで述べてきたとおり、確認書が破棄されていない限り、学校側が不正をしたとは判断しがたく、処分の対象になり得ないのではないのでしょうか。見解をお示してください。

第6に、この確認書は全道に行き渡っていると考えられますが、小樽以外にも目的外活用が実施されている可能性があるのではないですか。また、ティーム・ティーチングの目的外配置は、全国どこでもやられているとも聞きますが、実態はどのようなのですか。

第7に、目的外活用をしていた小学校では、専科の教科指導や生徒指導の充実に充てていたということですが、専科指導は子どもたちの教育にどんな効果がありましたか。この問題とは別に、専科の教員は必要と思います。

しかし一方、ティーム・ティーチング教員を目的外に活用したことで、人数の多い学級の子どもの学力は保障されたのか、検証する必要もありますが、この点はいかがですか。

平成14年度はティーム・ティーチングの申請を取りやめる学校があるとのことですが、その理由は、新学習

指導要領によりチーム・ティーチングの時数が多くなるという、この制度の難しさにあるのではないですか。

今度の事態は、本来、国が少人数学級にすべき施策をせず、チーム・ティーチングという少人数指導の便宜的な措置を取っているから、さまざま問題が起きているのではありませんか。見解をお示してください。

今、各地の自治体では、独自で35人あるいは30人学級を進めるところが急速に広がっています。少人数学級にしてほしいという国民世論に背を向けている国の責任は大きいことはもちろん、小樽市も30人学級に消極的だから、問題の根本解決にならないのではありませんか。

北海道も、ようやく、道民世論に押されて35人学級をモデルケースとして取り組むことになりました。小樽市議会においても、30人学級は全会派の一致したものとなっています。今度の問題を契機に、早期に市独自でも30人学級を実現すべきではありませんか。いかがですか。

学校、教師、父母、地域みんなが1人ひとりの子どもの成長を願ってやまないはずです。ここは、全会派が小樽の子どもの幸せのために、力を合わせるべきではないかということを提案させていただきます。

再質問を留保して、質問を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 新谷議員のご質問にお答えいたします。

初めに、チーム・ティーチング、いわゆるTT加配の適用についてですが、平成5年度からこの制度の適用を受けております。

次に、指導方法の改善に伴う道教委の考え方を示した文書及び北教組後志・小樽両支部の質問に対する後志教育局の回答が、各学校のチーム・ティーチング加配の解釈の根拠になったかについてですが、これらの文書が各学校におけるチーム・ティーチング加配の運用に影響を与えたものと思われます。

次に、いわゆる確認書から逸脱しなければというご指摘についてですが、国は、「もし、そのような文書があるのであれば、それを破棄せよ」と指示しており、道教委は、「その文書は無効である」と説明しております。市教委としては、チーム・ティーチング加配は文部科学省指導に即して実施をすべきであったと考えております。

次に、申請内容についての考え方ですが、チーム・ティーチング加配の申請を出した学校は、道教委の考え方を示した文書により弾力的な運用が可能と判断し、教職員の1名加配を期待した文書の作成を行ったと考えており、市教委としても、誤った申請を正せなかったことを深く反省しております。

後志教育局の指導については、学校に対し、指示した事例があると聞いております。

また、道教委による実態調査については、その間はございませんでした。

なお、市教委としては、学校からの報告は、そのまま実情を示しているものと判断しております。

次に、調査についての道教委の指示についてですが、道教委は、文部科学省の指摘を受け、市教委に実態報告を求めるとともに、2月22日、実地調査を行ったところであります。

道教委は、学校の申請に至る経過や実際の指導内容について、さらに調査が必要であるとしており、今後さらに、チーム・ティーチング加配問題について、市教委等への指導調査が行われるものと考えております。

次に、「道教委の考え方」を示した文書については、道教委から、あの文書は既にあるものであるという説明を受けておりますが、破棄通知という形ではまだ来ておりません。

次に、適正配置に関しての教員の加配について、市教委は道教委に要請しておりますが、その配置の仕方についてまで要請はしておりません。結果として、2名のうち1名はT T加配であったと承知しております。

また、委員会における独自配置の発言は、道教委から配置ができない場合、市教委としてもさらに検討しなければいけない、そういう考えで発言したものであります。

次に、T T加配の目的外活用が全道、全国で行われているということについてですが、市教委は他の市町村の状況は全く承知しておりません。

次に、専科指導についてですが、加配措置された小学校の多くは、計画を変えて、特定の教科、例えば音楽の指導に力量の高い教員をその教科を専門に教える教員として活用しておりますが、その効果については、児童が伸びのある歌声で合唱を楽しむことが出来るようになったり、調和の取れた器楽合奏が出来るようになったりするなど、音楽に対する技能が高まり、学校生活に落ち着きが増したなどの事例の報告を受けております。

次に、今回の運用と学力の保障の検証についてですが、各学校について具体的に検証することは困難であると考えております。

次に、平成14年度のティーム・ティーチングの申請についてですが、14年度については、小中学校とも加配申請の基準となる時間数が大幅に増加したことが加配申請を取りやめた理由であるにとらえております。

とりわけ小学校においては、平成13年度は24時間程度であった時間が、平成14年度には6学級規模の学校で44時間で、増加した20時間程度の指導は、全教員で当たることとされていることから、この20時間について教員の授業配置が難しく、申請を取り消すこととなったと聞いております。

また、中学校においては、平成13年度までは18時間程度であったものが、3学級規模の学校で平成14年度は16時間増加し、34時間となっております。この増加分の16時間は、部活動などの指導時間を含め、全教員でその時数を分担することになっておりますが、やはり小学校と同様に教員の配置が難しい状況がございます。

最後に、30人学級についてですが、道教委もようやく30人学級をモデルケースとして、2年間20校程度の検討を行うと聞いております。しかし、30人学級の市独自の実現については、難しいものと考えております。

以上です。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 11番、新谷とし議員。

○11番(新谷とし議員) 再質問します。

今、教育長からご説明がありましたけれども、いわゆる確認書については、ないものとするという考え方を述べているだけで、正式に破棄通知が来ているわけではありませんね。

その確認書ですけれども、あれほど丁寧に確認書が交わされて、こういう文書で下りています。さらに、これは本部と本庁の間のやり取りで、さらに、さきほど言いましたけれども、それが後志・小樽両支部と後志教育局との合意文書になって、2日後にこういうふうの下りているわけです。

そしてまた、ご丁寧に、この文書、「指導方法の改善に伴う教職員定数等に関する調べについて」、これが、平成5年1月29日、北海道教育長、後志教育局長の名前で、「各市町村教育委員会教育長様」というふうにして内容が示されております。

その中には、「本庁・北教組本部間、教育局・両支部間交渉の回答を添付しますので、取扱いには遺漏のないように願います」とまで書いてあるわけです。そして、ちょっと後のところにも触れますけれども、「提出様式については、すべて鉛筆原稿にて提出願います」というふうに書かれております。

それを今度は、教育委員会が、教育長の名前で、平成5年2月2日に各小中学校長あてに、この文書を下ろしているわけです。しかも、「提出書類は鉛筆書きで3度」とまで書かれているわけです。

ですから、こういうことで、こんなにご丁寧にやっているものについて、破棄通知が正式に来ないということはおかしいと思うのです。破棄通知が来ていない以上は、学校側としては、この確認書が生きているというふうに考えると思うのです。ですから、このティーム・ティーチングの目的外活用というのは、いわば道教委のお墨付きだったというふうに考えるのです。

その理由は、今言いましたけれども、まずこの1点です。お墨付きでやられたのではないかということです。

二つ目には、目的外活用ですけれども、道教委自身がこの確認書は問題がなかったというふうに今でも言っているわけですから、これが生きているというふうには考えられませんか。

3番目ですけれども、虚偽申請にかかわってですが、通達では、今言ったように、わざわざ鉛筆書きで出すようにというふうに言っているわけです。申請する場合は、学校が後志教育局に行って、書く内容の指導をされて、自分の意に添わない文言になったというふうなことも聞いています。

この申請書というのは、公文書ですね。そうすると、鉛筆書きということが認められるのでしょうか。道教委が書き換えたということはあるのではないかというふうに推察されますけれども、その点はいかがですか。

そして4番目ですけれども、道教委は、小樽の学校だけが問題のような態度ですけれども、実際に申請の内容まで指示しているのです。

さきほども言いましたけれども、破棄通知が来ていない以上、学校はこのことによって弾力的に運用できるというふうに考えているわけですから、責任は、小樽だけではなくて、道教委にあるのではないのでしょうか。もし、道教委がトカゲのしっぽ切りのようなことで事を済ませようとしたら大問題です。小樽だけではなくて、北海道全体の教育にマイナスだというふうに思うのです。

さきほど質問しましたけれども、ティーム・ティーチングの制度は、一概に悪いというふうには思いませんが、本来、少人数学級にすべきものを少人数指導にしているという、国の暫定的な、間に合わせ的な制度に大本の責任があると思うのです。

むしろ、今回の問題から、小樽だけの問題ではありませんので、北海道全体で調査をして、国に少人数学級の実現を迫る、そういうふうに市教委がイニシアチブを発揮するというか、そういうことを言っていったらいかがかなというふうに思います。

改めて、30人学級の実現は難しいと言いますが、今度の問題を契機に、市独自でも、せめて小学校低学年で30人以下学級、あるいは35人でもいいですけれども、そういうことに取り組むべきではないかと思いますが、いかがですか。

5点ほど言いました。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 再質問にお答えいたします。

道教委は、ティーム・ティーチング加配についての文書を正式に破棄したかどうかというお尋ねですが、2月27日の衆議院の文教委員会の中で、この文書は、今はもう効力がないという道教委の説明に対して、ないのであれば、そのことを確認して周知徹底させなさいと、国からの指導がございますので、私は、この破棄とい

う内容の文書が近く来るのではないかと、そういうふうを考えております。

二つ目に、生きているのではないかとということですが、破棄文書が来ない間は、学校の方は道教委の考え方として理解をするのではないかと、そういうふうに感じます。

3番目に、鉛筆書きの問題ですが、これは、教育局で指導して、正しい書き方という考え方でなされたものであり、複写用の用紙でございますので、そのようではないかと推測いたしますけれども、

（「市教委でそういうふうにやったのでないの」と呼ぶ者あり）

鉛筆書きそのものについては、市教委で指導したという事実はございません。

4番目に、小樽だけかということについてですが、2月27日の衆議院文教委員会の中で、小樽市の調査は3月中に平成13年度分が終了するのであれば、その後、全道に調査を広げるようにという、そういう討論が行われております。

最後に、30人学級については要望が高いということは、十分に感じておりますが、今すぐの独自の30人学級は難しいものと考えております。

以上です。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 11番、新谷とし議員。

○11番（新谷とし議員） 今の答弁から、破棄通知が来ていない以上、学校はそれが生きていると当然考えるだろうということですね。

そうすると、今問われているのは、この間が不正であったかどうかということです。不正ではないというふうに受け止めていいのですね。

それと、教育委員会では鉛筆書きを指導したことがないと言いますが、実際に、こうやって鉛筆で書きなさいというふうに書いてあります。そして、その前の後志教育局の文章には、アンダーラインをわざわざ引いて、「すべて鉛筆原稿にて提出願います」というふうに書いてあるのです。

ということは、これがそのまま文部省に上がったのですか、鉛筆のまま。それはわからないかもしれませんが、そんなことはあり得ませんよね。公式な文書ですから、いわば公文書ですから、そんな鉛筆書きというのはあり得ないと思うのです。

ですから、この通達が下りて、学校側では3日しか検討する時間がありませんでした。2日にこれが下りて、5日まで提出しなさいという市教委の指導でした。

そうしたら、その3日の間に、その学校全体で、今度の文部省の方針をどうやってやるかというのは、非常に難しいと思うのです。しかも、最初の年でしたから、そういう期間の問題もありますし、それから、確認書もありますから、学校側が不正だったという、それは絶対に言えないことだと思います。道教委の指導責任というのは、非常に大きいと思うのです。その点を改めてお伺いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 確認書がある以上、不正ではないということですが、確認書がありましたので、申請に弾力的な影響を受けたということは、事実であろうと思います。

それから、鉛筆のことですが、教育局でどういう指導をされたかということは、後で教育局から通知がございますが、その先、一体、文部科学省への経緯は、どのようになっているか承知しておりませんので、

お答え出来ません。

それから、三つ目は期間の問題ですが、確かに初年度の計画で期間が短かったと思いますが、平成5年で行われたことが連続して行われたということで、そこに甘えるというか、注意しないという、そういう気風も生まれたのではないかと、そのことを危惧しております。

○議長（松田日出男） 新谷議員の緊急質問を終結いたします。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 1番、横田久俊議員。

（1番 横田久俊議員登壇）（拍手）

○1番（横田久俊議員） 自由民主党を代表しまして、教育委員会に緊急質問をいたします。一部、これまでの議員と重複する部分もありますが、ご容赦ください。

今回、本市の教職員のT T加配に関しまして、目的どおりに運用せずに、文部科学省に虚偽の報告をして、教員の労働軽減を図ったという、教育機関として決してあってはならない不正行為が発覚いたしました。

ふだん、児童にうそをついてはいけないと教えている教職員、教頭、校長、そして教育委員会が大ききうそをついたわけですから、大変ゆゆしき問題であると認識しております。

なぜこうしたことが起こったのか、具体の部分にも触れて何点か質問いたします。

市教委は、今回の不正について、拡大解釈による弾力的運用であると釈明しています。しかし、ある目的を持って加配された教職員については、その目的以外に運用することは絶対に出来ないものであります。拡大解釈など出来るわけがないのであります。なぜならば、拡大解釈してはならないという厳然とした前例があるからであります。

過去に、今回の本市の事件と全く同様の事態が東京で発覚し、加配教員を目的外に運用し、虚偽の報告をしていたということで大量の処分者を出している例があります。教職員、校長、教育委員会などの教育関係者、いわば教育のプロがこうした事例を知らないわけがありません。

今から4年ほど前の平成9年の9月、都立新宿高校において、いわゆる習熟度別授業を実施する目的で、教員2名の加配を受けながら、全く実施しておらず、都教委に、いかにも習熟度別授業を実施したかのように虚偽の報告をしていたという実態が明らかになりました。

高校と小中学校の違い、加配の目的が習熟度別とチーム・ティーチングという違い以外は、今回の本市の事案と全く同一であります。同じてつを2度踏んだわけであります。

その後の調査で、都内99の高校で同様の不正を行っていることが発覚し、翌年には、校長、教頭、教育庁関係者196人、実に200人余りが減給などの懲戒を含む厳しい処分を受けているのであります。こうした前例がありながら、どうして拡大解釈をされたのか、その矛盾について、ご見解をお聞かせください。

次に、市教委が今回の不正に関与していたのではないかという疑問があります。

この加配の申請手続は、先日の我が会派への説明によりますと、加配を希望する学校が直接、後志教育局に申請書類を持参するとのことでありましたが、平成12年11月7日付けの各小中学校あての文書、これは石田教育長名ですが、この文書では、市教委の職員係へ持参・提出することとなっております。しかも、さきほど出ましたように、ご丁寧に「鉛筆書き」と括弧書きまでされてあります。

会派への説明では、直接、後志教育局へ提出するので、市教委は関与できないと強弁されておりましたが、真実はどちらなのでしょう。もし市教委が一括して受領したならば、鉛筆書きの部分をどのように処理して

おられたのでしょうか。

本題から若干外れますが、この鉛筆書きは、年休取得などで一躍有名になりましたが、道教委からの各種文書にも、「提出様式については、すべて鉛筆原稿」などの記載が多く見られます。なぜこうしたことが慣例になっているのでしょうか。どこかで改ざんするためなののでしょうか。

通常、公文書は、第三者などに改ざんされないように、修正不能なボールペンや万年筆などで記載するのが常識と思っていました。上部機関に鉛筆書きで書類を提出しているなどという官庁は、ほかにあるのでしょうか。

私も役所勤めを20年ほどしていましたが、聞いたこともございません。これが、各種不正の根源になっているのではないのでしょうか。綿密な調査の上、お答えください。

次に、現場での加配教員の具体的な運用についてお尋ねいたします。

加配が承認された学校では、教員定数より1人増えているわけですから、校長をはじめ全教職員は、TT加配があったことは認識しているはずです。しかし、TT授業を実施せずに他に運用した。

加配を受けた学校で、校長と教頭が結託して、加配教員を目的外に運用しようと企て、職員会議で全教職員に、このように運用するから市教委には内緒にしておけ、皆も持ち時数が減るからいいだろうと徹底して、市教委には教頭がうその報告書を書き、校長がそれを承認したという図式はとても考えられません。

なぜならば、職員会議での校長の権限は、これまで、なきに等しかったからであります。加配教員の運用に関して、職員会議でどのような討議がなされたのか、組合の委員からどのような意見が出されたのか、校長に確認するなど、現場の生の声をお調べの上、お聞かせください。

時間割りや教員の担当教科、これは、だれが、どのように作成するのでしょうか。各学校に校内人事委員会なる組織があるように聞いていますが、その委員会の役割はどういうもので、どのような人事を決めるのでしょうか。その人事委員会の構成メンバーは、どのようになっているのでしょうか。

加配教員を目的外に運用していることは、加配を受けた学校では当然に全教員が認識しているはずです。国旗・国歌ではヒステリックに校長を突き上げる組合員が、こうした不正を知りながら、なぜそれを指摘しなかったのでしょうか。市教委にそういう訴えはなかったのでしょうか。お答えください。

今回の件に関し、北教組は何のコメントも出していませんが、ぜひその弁明をお聞きしたいものであります。

次に、私は、今回の事案を招いた大きな要因は、道教委と北教組のさまざまな協定であると認識しております。

平成5年1月27日の北教組書記長の質問に対する道教委企画管理部長回答なる協定文書では、12項目の道教委回答が記載されております。中には、指導方法の改善に伴う教職員配置の基本的な考え方を、極めて弾力的に運用出来るかのような記載があります。

こうした確認書のたぐいが、北教組後志・小樽市両支部と後志教育局間、さらには北教組小樽市支部と小樽市教委間でも結ばれているのであります。

こうした確認書は、市教委が各小中学校に加配申請の用紙を配布する際に添付されており、しかも、申請書類の提出を求める文書には、留意事項として、「北教組小樽市支部の質問に対する小樽市教育委員会の回答等に留意してください」との記載があります。

市教委は、道教委が申請用紙と同時に確認書も送ってきたので、各校に添付したとしておりますが、現場としては、確認書が添付され、留意事項で、その確認書に配慮することとなっていれば、弾力的に運用出来るよ

うな解釈をしている、そうした確認書に束縛されることは当然だと思います。

これでは、仮に教員側から加配教員を弾力的に運用してほしいと迫られても、校長は拒否することは難しいのではないのでしょうか。教育長のご見解をお伺いいたします。

また、そもそも、こうした確認書は、教員の配置という学校の管理運営に関する事項を交渉対象にしております。

この確認書自体が、地方公務員法第55条第3項の「地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は交渉の対象とすることができない」との規定に明らかに抵触するものと思いますが、いかがでしょうか。

この平成5年の確認書の10項目めに、「この配置や実施にかかわって、指導主事による学校訪問はあってはならないと考えるが、どうか」との北教組書記長の質問があります。道教委の回答は、「指導主事の学校訪問などについては、このことを含め、これまでの考え方と変わるものではない」となっています。

再確認いたします。指導主事の学校訪問に関し、これまでの考え方とはどういう考え方なのか、お答えください。

教育委員会は、学校を管理・指導する立場にあります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条第3項では、「指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する」とあります。指導主事の学校訪問は、法令にのっとり適正な手続による学校訪問であると認識しますが、ご見解はいかがでしょう。

市教委は、TTが適正に実施されているのか、これまで調査したことがないと言われました。その理由として、協定があり、学校訪問がしづらかったことを挙げています。

北教組は、なぜ指導主事の学校訪問を拒むのでしょうか。身にやましいところがなければ、正々堂々と訪問を受けたいかがでしょうか。市教委は、どのような理由によって指導主事の学校訪問を拒否されているのか、具体的にお答えください。

報道各社は、今回の事案を、子どものための措置が教員の労働軽減に使われたと一斉に報道しました。加配を受けた学校は19校ありますが、これらの加配校に組合執行委員は、どのように配置されているのでしょうか。こんなことはないかと思いますが、もし万が一、組合活動を活発になされている学校に、優先的に加配教員が配置されたとしたら大変なことです。私は、そんなことはないと信じておりますので、専従以外の組合執行委員が何名いて、加配校に何名配置されていたのか、平成8年から年度ごとにお答えください。

また、加配校に配置されている執行委員の授業の持ち時間数について、詳細にお知らせ願います。

北教組の見解がインターネットなどで発信されていないか探しておりました。そうしたところ、北教組の見解はございませんでしたが、さきの平成9年の習熟度加配不正事件に関して、東京都のある区教組のホームページに当該事案に対する見解が載っておりました。

内容は、学校での教員の忙しさを訴えた上で、こう書いてありました。

「学校が今ある制度を活用して、実質的に教員増を実現し、少しでも負担を軽減し、授業や児童・生徒とのさまざまな触れ合い等の教育活動を充実させようと努力するのは、当然のことです。それはまた、子どもたちの利益にもかなうことです。そうしたことは、不正なことでしょうか。当然なことを実質的に実現するためにさまざまな工夫をして、現行制度を活用する知恵と勇気を持ち、努力することを不正だと言われる筋合いはありません」と書かれていました。

私は目を疑いました。自分たちが手を染めた事案に一かけらの反省もなく、制度を悪用したことを不正だと

言われる筋合いはないと強弁しているのです。教育の充実や子どもたちの利益を幾ら主張しても、それが不正な手段やうそにまみれていては、全くの論外であります。

「毒樹の果実」という概念があります。もともとは、違法収集証拠の証拠能力に関する法律用語ですが、毒のある木になった果実は、見かけはどんなに立派な実をつけても、その実は食べたら毒を持っているということです。

つまり、毒のある木からは毒のある果実しか採れないのであります。不正な手段で得た結果は、どんな立派な結果であっても、常に不正という呪縛から逃れることは出来ません。子どもたちのためということを唱えるなら、実際にTTが実施されて、複数教員によってわかりやすい授業が進められることこそが、子どもたちのためになったのではないのでしょうか。

市教委は、今回の事案が発覚したことを悔やむのではなく、逆に、白日の下にさらされたことをよい機会であったとして、大きな反省と自戒を持って、今後の教育行政を推進されるよう期待いたします。

最後に、教育長から、現在、北教組と締結されている各種確認や協定に対する今後の方針をお聞きし、再質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 横田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、都立高校の例がありながらどうしてかということについてですが、各学校では、学校の実情及び平成5年1月の「指導方法の改善に伴う教職員定数等について」に関する北教組書記長の質問に対する道教委企画管理部長回答から、弾力的な運用が可能と解釈し、このような申請を行ったものと承知しております。

次に、鉛筆書き書類の提出についてですが、鉛筆書きの書類提出は一般的なことではないと承知しておりますが、最終的に教育局の加配申請の基準に基づくよう指導を行うためのものであると考えています。

提出に当たっての市教委の計画書の取扱いについてですが、学級数及び児童・生徒数、教員数の確認を行うほか、ティーム・ティーチング指導の内容について、加配条件となる教科等の内容が趣旨に即しているか、授業時数が基準に達しているかなどについて確認をいたします。

これらについて、加配の趣旨や基準時数に即していない場合等には、再度、学校に検討を要請しますが、その申請については、学校が直接、後志教育局に出向き、鉛筆書きの書類を提出いたします。

その折、後志局では、加配にかかわる時数や内容等について修正を求めるものであると思われます。このことは、学校の要請に基づき加配措置を可能にしたいという願いから行われたものと思われます。

次に、加配申請に際する職員会議での討議についてですが、校長に確認をしたところ、校長が加配の趣旨を説明し、次年度の加配申請をする旨、教職員に周知を図り、加配対象教科、学年、時間数、ティーム・ティーチングや少人数授業の指導形態については確認をし、その確認を基に教頭が実施計画書を作成すると聞いております。

次に、校内人事委員会についてですが、役割としては、担任や校務分掌の決定に先立って、校長が教職員の希望等を把握するための組織であり、教職員の希望を把握し、校長が担任や校務分掌を決定するための補助あるいは諮問機関として構成されております。

構成メンバーは、校長、教頭のほか、教職員三、四名で構成されております。

次に、教職員の不適切な対応を知らずながら指摘しなかったことについてですが、このことについては把握が出来ておりませんので、これからの道教委調査とあわせて把握に努めたいと考えております。

次に、チーム・ティーチング加配にかかわる市教委の通知文書についてですが、平成5年1月の「指導方法の改善に伴う教職員定数等について」に関する北教組書記長の質問に対する道教委企画管理部長回答の12項目めに、「以上の質問・回答は、局、地教委、学校まで周知徹底すべきと考えるがどうか」という問いに対し、「この質問・回答については、それぞれに周知する」と回答されておりましたので、添付したものであります。

なお、市教委としては、この文書は問題があると考え、平成13年5月、道教委にこの扱いを改めるよう文書で要請しております。

次に、平成5年1月27日の北教組書記長の質問に対する企画管理部長回答は、地方公務員法第55条第3項に抵触するかについてですが、道教委としては、定数配置そのものは管理運営事項であります。平成5年の回答は、指導方法の改善に伴う加配の趣旨や、その実施に当たっての当時の道教委の考え方を示したものであり、確認書のようなものではないとの見解を示しております。

次に、指導主事の学校訪問については、「このことを含め、これまでの考え方と変わるものではない」と記述されている内容についてですが、チーム・ティーチング加配にかかわって計画的な指導訪問は、行わないという趣旨であろうと思われます。

次に、指導主事の学校訪問についてですが、ご指摘のとおり、法に基づいた学校管理権の行使に当たるものであります。指導主事訪問については、学習指導要領に反対するという主張を通すために難しい事態になっているものであります。

ご指摘を踏まえ、今後とも、各学校の実施状況について、学校訪問が適切に行われるよう努めてまいります。

最後に、T T加配校の組合執行委員の配置状況についてですが、平成13年度のチーム・ティーチング加配校20校のうち14校に執行委員がいると思われ、この1週間当たりの平均授業時数は、約18時間程度になっております。

なお、確認書は、現在18項目が破棄されておらず、現在、その破棄に向けて道教委と北教組の話し合いが行われている状況でございます。

以上でございます。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 1番、横田久俊議員。

○1番(横田久俊議員) 総体的にあまりご丁寧な答弁でなかったようにお伺いいたします。

何点かありますが、具体の細かい部分は委員会等に送りますが、まず1点目の教科担当はだれが決めるのかというご質問に、教頭、校長というお話でしたが、私は、そういうふうには聞いておりません。そうであれば、校長、教頭が今回の事件のA級戦犯になってしまうわけですが、違うふうに聞いておりますので、その辺をもう一度お願いいたします。

それから、人事委員会のメンバーに校長、教頭も入っていると言いましたが、オブザーバー的に入っているのかもしれませんが、これも違うという話を聞いておりますので、その辺のご回答をひとつお願いいたします。

それから、指導主事の学校訪問、これについては大変難しい問題であるというお答えですが、これについても何か組合との協定があるのか。あれば、どういう内容になっているのか。

私が今質問したのは、何か理由があるはずですが、指導主事が学校に来てもらっては困るというか、入れな

いという理由を北教組は教育委員会にどういうふうに説明しているのか、それを聞きたいということです。

それから、加配校に配置されている先生方の組合執行委員の時数を平均時数でおっしゃいましたが、もうちょっと詳細にという問いかけを私はしたのですが、例えば、ゼロ時間の人が何人、17時間の人が5人とか、そういうお答えを期待していたのですが、そういうふうには出ておりませんか。

以上3点、とりあえずお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 3番目の執行委員の時数については、部長から答えさせます。

最初に、人事委員会ですが、人事委員会に校長、教頭が入っている場合と、教頭が主宰していて、教頭が取りまとめたものを校長に報告する、そういうシステムと両方ございますけれども、ただいまお話がございました教科担当とか、担任という具体的問題でどういうふうな実情があるのか、調べまして、委員会でお答えさせていただきたい、そう思います。

それから、指導主事の学校訪問についてですが、指導主事の学校訪問は二つの形態に分かれておりまして、1次訪問が学校経営訪問ということでございまして、これは校長、教頭が対応いたします。

2次訪問がいわゆる教科訪問ですが、小樽市においては、公開研究会の指導助言はございますけれども、直接、教科担任の授業について訪問をするということは、まだ出来ておりません。これは、後志管内全体が教科訪問が出来ていないという、北海道では最も難しい地域となっております。

この問題で、各校の実情がどんなふうになっているかというのは、今この場に手元に資料を持ち合わせておりませんので、まことに申しわけありませんが、委員会でお話をさせていただきたい。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 学校教育部長。

○学校教育部長(奥村 誠) 横田議員の再質問にお答えをいたします。

執行委員の授業時数の問題でございますけれども、それぞれ各学校によりまして授業時数が異なってきました、さきほど平均で18時間というお話をいたしましたけれども、少ない学校であれば10時間以下の学校も何校かございます。5時間から10時間以内の学校が何校かある、こういうことでございます。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 1番、横田久俊議員。

○1番(横田久俊議員) 今、指導主事の学校訪問が出来ない、後志全体で非常に難しいというお話でしたが、校長と分会とのいろいろな交渉事項があると思いますが、私の知っているところで、分会は登録されている労働組合の交渉単位ではないのではないかと思います。そういったところで実際にいろいろな細かい交渉がされていること自体がおかしいと私は思います。

ですから、その辺をどういうふうに認識しておられて、今後どう改善していくのかをまずお聞きいたします。

お待ちかねの斉藤(裕)議員の質問を控えていますので、私はこの辺にいたしますけれども、しっかりお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 分会と校長の交渉でございしますが、具体的な勤務条件にかかわる交渉は、その役が決

められておりまして、例えば、本部役員、支部役員のおもだった人で、分会長はこの条件について校長と交渉する権限はございません。

また、校長が分会長と話をする場合でも、話し合いなのか、あるいは具体的な要求に基づく回答なのか、そのことについて、時間までもはっきり指定して、こういう条件でということであれば話し合うことはだめですよという通知がつい1年ほど前に出ておりまして、各学校では、その後、具体的な交渉は行われていないと聞いております。

以上でございます。

○議長（松田日出男） 横田議員の緊急質問を終結いたします。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 8番、斉藤裕敬議員。

（8番 斉藤裕敬議員登壇）（拍手）

○8番（斉藤裕敬議員） TT加配問題について、市民クラブを代表し、質問いたします。

項目的には、他会派の質問と随分ダブってしまいましたけれども、お許しを願いたいと思います。

北海道の教育は特別だ。小樽の教育は特別だ。これは、全国、他市の議員と教育問題を論ずる際によく耳にする言葉であります。

しかし、教育の実践、学校の現場には、子どもの興味・関心や子どもを取り巻く環境、地域性、歴史的経緯といったさまざまな要素があり、短絡的に学校を比較することは難しい、こう私も思います。

これまで、私は、遅刻教員や子どもへの言葉の暴力等を議会の場で取り上げてまいりましたが、市教委や学校といった組織的な責任なのか、それとも不適格教員のように教員の資質の問題なのか、その線引きは極めてあいまいで、その判断に苦しむところであります。

かねてから、加配を受けながらTTを行っていないのではないか、こういううわさは小樽市内にございました。恐らく、ここにおられる各議員のお耳にも入っていたと思います。

今回、私たちは、TT加配をされながら、その実態がないということを聞き取り調査等々で確認いたしました。しかし、心の中では、恐らく、学校の独自性とか、それぞれの教育方針といった水かけ論になるのではないかと、こう思っていたわけであります。

ところが、市教委への照会調査で示された資料を見て、私は、がく然といたしました。そこには、全くでたらめ、うそを書きつづった文書、虚偽公文書の山だったのであります。市教委の担当者を前に、私は思わず、こんな文書が存在していたこと自体、議員として恥ずかしいと言わざるを得ませんでした。

つまり、長年にわたり看過し続けてきたチェックの甘さ、どうせ教育論争は平行線で終わるといった先入観があった。一人の議会人として、子どもはもちろんのこと、市民の皆さんに申し訳ない、こう強く感じております。

以下、何点かお尋ね申し上げます。

平成13年度少人数授業など、きめ細かな指導実施計画調書についてであります。この調書は、だれの職務権限により、だれの手により作成されたのか、お答えください。

また、調書中、「（3）加配を行うことによる校内の自主体制の変化」及び「（5）具体的な実施法」の欄内は、それぞれの学校で管理職と教員が、かなり協議を重ねた上での申請を印象付けるものであります。常識的にも、管理職がかってに調書を作成し申請したとは思えませんが、一般教員は、調書の内容を知り、合意、承諾して

いたのかどうかを明確にお答えください。

調書の取扱いについてであります。さきほども質問にありましたけれども、どのような手順で学校から文部科学省に至るのか。答弁が2とおりぐらいあったようですので、統一したご回答をちょうだいしたいと思います。

市教委は、内容を検査、修正、指導する立場にあったかどうか。これもあいまいでありますので、統一したお答えをちょうだいしたいと思います。

平成5年1月27日の問題です。指導方法の改善に伴う教職員定数についてうんぬん、この道教委回答の文書についてであります。

現場の教員の方にお話を伺いますと、加配教員を定数改善のために配置する根拠がこの文書だそうであります。さきほどからご答弁されていますけれども、文部科学省や道教委のこの文書に対する位置付けを改めてお示してください。

2月26日付けの道新の社会面を読んで驚きました。ある中学校長が、この文書を根拠に、「T Tは子どもへのきめ細やかな指導が目的。教員追加枠を使って専門教員をそろえることも目的に添うはずと強調している」というものであります。T T不正加配がまるで正当であるかのような印象を与えるインタビューであります。子どもを盾にしているというような言い分に私は感じました。

ただいまの教育長のご報告にも、弾力的な運用が可能という一文があります。これもまた、今回の配置が効果的であるというような印象を強く受け、全く不愉快であります。

今回の事件は、一般教員、管理職、そして市教委の手元で行われた虚偽文書による不正な加配請求、こういうことであります。全く議論の余地などない。事実関係を積み重ねていくだけで、不正な加配請求で、文書の取扱いだけを見ただけで、いけないことである、こんなものは一目りょう然ではございませんか。非常になれあいの教育現場ではないのでしょうか。お答えください。

たとえ、道教委とのさまざまな文書が労使間において何らかの意味を持っていたとしても、私も調査の段階でその文書をいろいろ拝見いたしましたけれども、あの確認書の中に、どこに虚偽公文書を作成していいということを書いてあるのですか。お答えください。

加配の活用状況について、ご報告を受けました。小学校の音楽等の専科の教育指導、中学校の免許外指導の解消による教科指導と。小中ともに生徒指導の充実などに活用された、こう述べられました。

少人数指導やT Tそのものの実態がないのですから、加配によって生じた教員の持ち時間減、あえてゆとり時間と言いましょうか、この時間は児童・生徒とは接していないはずなわけであります。教育長は何を指して、生活指導の充実が図られたのだとおっしゃっているのか、事例を挙げてご説明ください。

私が特に問題視しているのは、この制度は、皆さんも述べられておりますけれども、加配により教員一人当たりの児童・生徒数を減らし、そのことによってきめ細やかな学習指導を行う目的である。それにもかかわらず、今回の小樽の一件は、全く児童・生徒に対する配慮が見えないということであります。子どものためと言われれば、父母は、しぶしぶ納得せざるを得ませんが、子どもから見れば、加配しようがしまいが、全く先生と接する時間は変わらないのですから、理屈が通らないのではありませんか。

報道にありますように、教員の労働軽減に悪用された事実、これを教育長はどう受け止められているのか、お示してください。

問題発覚後、さまざまな地域から寄せられた声です。

宮城県のある市議は、小樽のような事例がないか、担当執行部に問いただした。そうしますと、回答は、「北海道は特別だから安心してください。北海道は広いので、通勤時間の問題があり、人事異動が硬直化している気の毒な面もあるのです。私たちのところは大丈夫です」と、こう回答を得たそうです。

また、これも東北の市ですけれども、たまたま新聞報道された日が議会の日だったそうですが、「早速質問をした。その後の調査で、T Tの実施時間が計画の3分の1ぐらいしか達成されていない学校が出てきた。しかし、虚偽記述は発見出来なかった。今、県内で1校だけ小樽のような例があるのではないかといううわさがあり、調査をしている」。

岡山県から寄せられた情報です。

「T T授業は、参観と公開授業等で積極的に公開し、父母からの評判もすこぶるよい。市民の応援をいただいて、県に対して増員をお願いしている。T T加配を受け、事実がない、T Tがゼロということは全く考えられない」。

愛知県です。

「県教委と市教委で、少人数学習や校長の民間登用をはじめ、新しい取組について積極的に議論している。その議論の中で非常に緊張感を持っているので、小樽のようなことは絶対にあり得ない」。

実は、この回答を寄せた方は、名前を言っていただいてもいいとおっしゃっていましたが、具体的な何々市というのが出ましたら、差障りがありますので、事例として紹介させていただきました。

北海道、小樽の教育が異質なものである、こういうことが浮彫りになってきました。これらの調査をする段階で、他県の皆さんは、非常に厳しい言い方をされていました。子どもの方向を向いていないのではないか、子ども不在ではないか、こういう言葉を私は聞くことになりました。

教育長、今、小樽が置かれているこの事態、環境をどう思われておりますか。

教育長という職にあり、組織としての発言ではなくて、私は、この際、教育者・石田昌敏氏の本音の声、心の声を聞きたいと思います。

以上、再質問を留保いたしまして、質問を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 齊藤裕敬議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「平成13年度少人数授業など、きめ細やかな指導実施計画書」の作成権限と作成についてですが、この申請書の作成の権限は、申請する学校の校長にあります。作成については、校長の指示により、おおむね教頭が作成するものと認識しております。

次に、実施計画書の申請内容と一般教員とのかかわりについてですが、各学校において、次年度の「少人数授業など、きめ細やかな指導実施計画書」の立案・作成に当たっては、教職員へ十分説明・協議した後、申請されたものと考えております。

次に、申請書の取扱い手順についてですが、市教委に学校から調書を提出していただき、市教委で内容を確認し、児童・生徒数や字句の軽易な間違いは、その場で訂正していただいた上で、後志教育局に送付しております。

また、後志教育局に対しても、各学校の管理職が原稿1部と複写2部を持参・提出し、ヒアリングを受けな

から記載内容の確認をいただき、訂正された場合は、訂正後の調書を受領し、後日、市教委に送付されることとなっております。

なお、申請書は、後志教育局提出以後、道教委で審査の上、文部科学省に提出されるものと思われます。

次に、市教委の立場についてですが、市教委は、T T加配を希望する学校から提出された計画書に記述された内容について、実施計画作成要領に基づき、学級数及び児童・生徒数、教員数等が正しく記載されているか確認を行うほか、ティーム・ティーチング指導の内容について、加配の条件となる教科等の内容が趣旨に即しているか、授業時数が基準に達しているかなどについて確認をいたします。

これらについて、加配の趣旨や基準時数に即していない場合には、再度、学校での検討を要請しますが、その申請については、学校が直接、後志教育局に提出するよう指導しております。

市教委は、加配を希望する学校が局へ提出する計画書について、不備がないよう助言する立場にあると考えております。

次に、平成5年1月27日付けの「指導方法の改善に伴う教職員定数等についてに関する北教組書記長の質問に対する道教委企画管理部長回答」に対する文部科学省や道教委の位置付けについてですが、文部科学省の見解につきましては示されておりませんが、道教委は、平成5年度から開始される第6次教職員配置改善計画の実施にかかわり、指導方法の改善に伴う配置の趣旨や、その実施に当たっての当時の道教委の考え方を示したものであります。この考え方について、文部科学省は、破棄すべき文書であるとしており、破棄を周知徹底するよう指示をしているところであります。

次に、不正な加配申請についてですが、さきほどご報告申し上げましたように、学校の実情及び平成5年のティーム・ティーチングなど指導方法の改善に伴う道教委の考え方を示す文書から、弾力的な運用が可能と解釈して申請したとのことでございますが、ご指摘については、市教委として虚偽文書作成について重く受け止めております。

次に、生徒指導の充実についてですが、生徒指導は、一般的に問題行動への対応ととらえられがちですが、本来、子どもたちの人格のよりよき発達を目指すものであり、学校における重要な教育機能であります。

加配における生徒指導の具体的な事例を挙げますと、小学校においては、入学当初、1年生の担任に加わり、給食指導や登下校の安全指導についてきめ細かな指導を行い、子どもたちが楽しく安全な学校生活が出来るよう努めております。

また、校外学習の折には、担任と協力して子どもたちの学習を支援し、安全確保や社会性の育成に努めております。

特別活動における運動会や学芸会などの学校行事、球技大会や子ども祭りなどの児童会行事、クラブ活動においても担任と協力して指導に当たっております。

中学校におきましては、小学校と同様に、特別活動において担任と協力して指導に当たり、子どもたちの望ましい人間形成に努めるとともに、校外学習における安全指導やマナー指導に努めております。

放課後ではありますが、部活動を通じて子どもたちとの触合いを深め、より子どもの要望に応じた活動を行う中で生徒指導の充実を図っております。

次に、平成13年度に計画書どおり実施しなかった学校の実態についてですが、計画に基づき、きめ細かな指導を行わなかったことは、文部科学省並びに道教委から厳しく指導を受けているところであり、T T加配のよさが子どもに還元されなかったことについて、市教委としても遺憾に思っているところであります。

最後に、本州における各県の状況をお聞きし、小樽市の状況を思うとき、深く反省するところでございます。このたび、ティーム・ティーチングの加配にかかわって不適切な取扱いがあり、子どもや保護者、市民の方々並びに教育関係の皆様にご迷惑をおかけしたことに對し、深くおわび申し上げます。

以上であります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 8番、齊藤裕敬議員。

○8番（齊藤裕敬議員） 再質問申し上げます。

まず3点です。

一つは、虚偽文書であったとお認めになるか、ならないか。

二つ目に、道教委経由でしょうけれども、文部科学省への回答書には、どういう回答を市教委としてされたのか。

3点目に、生徒指導の充実については、一生懸命、ある意味ではご丁寧なご答弁をちょうだいしました。これは、教育長、私は、学校現場をかばっているようにしか聞こえないのです。それはなぜか。

問題になっている、小学校8校、中学校12校の申請書の中には「効果」という欄があるのです。加配によってこういう効果がありました。これが随分でたらめな記述が多いのですけれども、百歩譲っても、この申請書の中に「生徒指導の充実」という、ずばりこの言葉を使って効果が上がったと書いてあるところはあるか。

市教委は、生徒指導の充実が図られたとおっしゃっているけれども、現場の学校ではそういう言葉は使っていないです。そういうことは言っていないのです。これは、拡大解釈というよりも、かばっているようにしか思えません。この辺はどうなのか。

3点お尋ねします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 1番目は答弁させていただき、2番目と3番は部長に答えさせます。

各学校から上がってきた文書は虚偽文書ではないかということについてですが、TT加配を申請するに当たり、虚偽の内容を書いた文書と考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 学校教育部長。

○学校教育部長（奥村 誠） 市教委の報告がどのような形で行われたか、こういうことでございますけれども、これにつきましては、後志教育局から調査報告書を上げるようにというお話がございましたので、小中合わせまして20校の学校それぞれにつきまして実態について報告したところでございます。

報告の内容につきましては、さきほど教育長が冒頭に報告したとおりでございます。

それから、生徒指導の関係で、計画書と教育委員会が言っていることが違うのではないかというご指摘でございますけれども、私どもが調査した限りにおきましては、さきほど教育長がお答えしたとおりでございます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 8番、齊藤裕敬議員。

○8番（齊藤裕敬議員）

それでは、生徒指導の充実というのは、皆さんは20校に聞取りをされたと。私以外にも、その答弁を聞いて、皆さん、不思議に思っていると思うのです。効果として挙げていなかったものが、にわかに効果という話になって、それも20校みんなが生徒指導の効果がにわかに発生したという話なのです。これは、皆さんの調査とか学校とのやり取りというのがどうも適切であったと思えないのです。

生徒指導に効果があったのだったら、これは虚偽でもなくて、載せればよかったではないですか。そんな生徒指導の視点などというのは、1回もここに書いていないのですよ。これは、それこそ真実と違う答弁ではないですか。この辺をもう一回答弁してください。

それと、さきほど短く、石田教育長の今回の問題に対する答弁がありましたけれども、私は、もう20年になりましょうか、道議会で働きをしていました。そのとき、学校の先生ですばらしい理論と実践をされている方がおられると、ある道議会議員の先生からお話を聞いたことがあります。それは、当時、現職でおられた石田教育長、あなたでした。

今、皮肉にも、私は教育長の責任を問う羽目になっていますけれども、道教委の抱えている問題、そして北海道の教育の抱えている問題、それは十二分に知り尽くされた教育長であります。たまたま、今、教育長の職にあり、私が議員の職にあって対じすることになりますけれども、それはしようがないことで、あきらめていただいたとして、教育長の本当のお考えというのを実は聞きたいのです。

もう事はここまで来てしまいましたから、ある地点で、文部科学省を含めて、小樽の教育に対しては一定の方向性が示されると思います。これは免れないことです。私は、教育長の本当の声を聞かせていただきたい。再質問いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 平成5年度から始まりました第6次改善計画、そして昨年からスタートしました第7次改善計画、これは、現在、我が国の置かれている教育環境を何とかして新しく、もっと着実なものにしよう、そういう視点から、少人数学級の導入が図られました。

そして、少人数学級の導入、少人数学級による指導、あるいはティーム・ティーチングによる指導、あるいはクラスを超えて習熟度別グループを編成する試み、これらは今まで小樽市ではやったことのないことであり、そして、そういう方向、そういう実践は必ず児童・生徒に還元されるものと考えております。

しかしながら、平成5年に発足したTT加配の実施に当たりまして、計画書、報告書ともに、でたらめを書いていたということは、まことに身の縮むような思いです。

しかし、私が今懸念しておりますのは、平成14年度のいわゆる少人数学級指導について、小樽市に実施が許されるものかどうか、そういう問題を抱えております。

私は、このことがとぎれることなく続いてほしいなど、そういうふうを考えております。そして、そのためには、教職員の皆さんにも考え方を改めていただき、学校一丸となって、新しい体制でこの実践に取り組んでいただきたいなど、今、心底からそう思っております。

以上でございます。

○議長(松田日出男) 以上をもって、緊急質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時45分

○議長（松田日出男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第2「議案第1号ないし第57号及び報告第1号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 5番、松本光世議員。

（5番 松本光世議員登壇）（拍手）

○5番（松本光世議員） これよりは会派代表質問であります。

2002年第1回定例会の1番目として、自民党を代表し、質問をいたします。

本日3月4日は、くしくも、昭和28年設立以来、48年間の長きにわたり小樽経済の底を支えてきた小樽商工信組の火が消える日となりました。私といたしましても、取引業者の一人として、また総代の一人として、まことに痛恨の極みであります。

今回、小樽信組から事業譲渡先であります小樽信金への再雇用職員は約4割で、ちなみに、このうち小樽市民は11名でありました。継承債権額は約5割となりましたが、小樽経済の安定のために、受皿は小樽信金が最適とした市長の現段階でのコメントを冒頭に求めておきます。

それでは、初めに財政です。

一般会計の新年度予算が提案されました。公共事業の10%カット、地方交付税の見直し、不況による市税の伸び悩み、加えて減債基金の底が見えているという極めて厳しい財政状況であり、20億円もの財源不足になるのではとの健全化計画の予測の中で、どんな知恵が絞られるのか、近年になく注目された平成14年度の予算案であります。

緊縮財政の中、国のマイナス予算に連動するかのようには、小樽市としても財政規模は過去に例を見ない、実に、前年度比、道内主要都市では、最大の5.1%というマイナス予算となりました。

歳入の柱である市税がマイナス3.3%、普通交付税がマイナス3.8%などであり、財源不足を残り少ない減債基金からの充当で何とか収支を合わせた苦心のオールマイナス予算であります。

国の開発予算も、小樽運河の汚泥や悪臭防止を推進する海域環境創造事業、シーブルー事業や、高齢者向け優良賃貸住宅制度により賃貸住宅の建設費の一部を補助することなど数点であり、本市予算も、何とか継続するものや、拡大をしながら継続するものなどと、新規事業に乏しく、大型事業には手を着けられないという、市長をはじめ理事者の苦悩がにじみ出ている近年まれに見る大変な作業であったと感じます。

新年度予算の苦労したところ、また特徴的なところなど、市長のこの予算に対する感想と、今後の新規事業に対する考え方をお伺いいたします。

そして、本予算について、今緊急の課題である景気の回復と雇用の安定のために、本市経済にどのような効果を期待しておられるのか、お示しください。

また、今後も財源不足が続くものと見られる中、多くの市民要望にこたえるためにも、抜本的な行政改革と財政健全化への取組はどうされるのか、基本的な考えをお伺いいたします。

次に、ペイオフ対策であります。この4月1日より、1年間延期されていたペイオフがいよいよ解禁されます。ペイオフが解禁されますと、ご承知のように、金融機関が破たんした場合、地方自治体が預金している

税金や基金も、一般の預金と同様に、元金 1,000万円までと利息しか保護されません。

このため、本市としてもその保全策を検討してきたことと思いますが、税金や基金を国債や地方債の債券に運用することで金融機関への預金を圧縮することや、金融機関の経営状況を客観的に判断するなど、具体的な保全策はどのようなものとなったのか、お示しください。

ところで、予算と関連した部分で議会が採択した陳情・請願で、いまだ実行されていない案件で、中には、開発建設部や公安委員会との関連や、JR北海道と折衝中のものもあるでしょうが、単に本市の財源不足で予算化出来ないものはどの程度で、今回はこのように形を変えて実現したとか、今後このようにして実行しますとか、もしありましたら、お示しください。議会の総意を尊重するためにもお伺いしておきます。

次に、これからの広域行政にあっては、自治体間の広域的連携の推進が重要課題でありますので、伺います。

一口に広域と言っても、今回の北しりべし廃棄物処理広域連合のように、1市5町村の場合もあるでしょうし、後志観光圏としての広域、大都市・札幌方面を向いた場合の広域など、さまざまなパターンが考えられますが、小樽市が広域的な連携を進めるための標準的な範囲を計画関連区域として設定する場合、関係する市町村はどこが挙げられるのか、まずお伺いをいたします。

小樽都市圏は、各市町村がそれぞれの独自性を尊重しつつも、緊密に連携し合いながら、都市機能の一層の充実を図り、圏域住民の多様なニーズにこたえていく必要がありますが、これらについてはどのような施策を推進しておりますか、伺います。

これら圏域が抱える土地利用、防災、環境保全、医療や福祉、人材の育成など、さまざまな行政課題に対しては、必要に応じて関係市町村との間で協議・調整する場を設け、解決を目指していく必要があると考えますが、いかがでしょうか、お答えください。

小樽市は、後志圏の中心的都市として、関連する広域的プロジェクトの推進に積極的な役割を果たすために、圏域内のさまざまな機能や地域振興の取組が有機的に連携されるよう、交通や情報通信基盤の整備促進、観光振興のための情報ネットワーク化の面でも先導的な役割を果たすべきと考えますが、いかがでしょうか。市長のご見解をお伺いいたします。

そして、住民にとっても、それぞれに一番近い救急病院に搬送されたり、近くの希望する学校に入学できるような行政の垣根を越えた生活環境の実現を強く願うものであります。

続いて、広域ということで、議案第53号、北しりべし廃棄物の広域処理に関連してお尋ねいたします。

この問題については、建設候補地の住民の方々の同意取得や事業の進め方などに、これまでさまざま議論が出されてきたところであります。

昨年12月末の桃内町内会臨時総会において、焼却処理施設等の施設建設について基本同意され、市へ基本同意書の提出があったと聞いておりますが、しょせん迷惑施設である廃棄物処理施設、それも北後志6市町村のごみの処理の受入れについて地元町内会が同意されましたことは、生活環境保全上いかに必要な施設であるとしても、大変な苦悩があったものと推察され、北後志地域全体へ貢献しようとする桃内町内会会員の皆様のご理解、ご協力に対して深く敬意を表するものであります。

また、この間、地元の同意取得に向けて取り組んできた理事者並びに関係者の方々につきましても、大変な努力があったものと思います。

廃棄物処理施設の建設や運用に当たっては、地元住民の方々の理解に始まり、理解に終わると言っても過言ではないとされております。これは、廃棄物処理技術の進展により、環境保全が十分に達成される施設を建設

したとしても、地元住民の方々にとっては、あくまで一抹の不安を感じているものであり、地域との信頼関係がなければ、どこかで必ず事業にそごを来すことになるからであります。

そうしたことから、今後の施設の建設や管理運営に当たっては、常に地元住民の方々に十分理解をいただくことを念頭に置きながら、事業を進めていただきたいものと考えております。また、地域の環境保全対策や振興策につきましても今後協議されることとは思いますが、これまで以上に誠意を持って取り組んでいただきたいということを改めて強く要請しておきたいと思っております。

桃内町内会からの建設基本同意を受け、これから、北しりべし廃棄物処理広域連合の設立等、具体的作業に入っていくことになるわけでありますが、ここで、本議会に提案されております広域連合規約案について何点かお尋ねをいたします。

初めに、本規約案につきましては、北後志6市町村並びに北海道とも十分協議され、成案を得たものと聞いておりますが、この取りまとめの経過と広域連合議会の設立までの事務の内容はどのようなものなのか、お尋ねをいたします。

また、規約案第5条の広域連合の作成する広域計画については、中間処理施設の設置、管理及び運営に関する事務について記載するものとされておりますが、広域計画は、広域連合の行うべき事務の指針として大変重要なものであり、今後の策定手順や内容についてお示しください。

次に、地元町内会からの建設同意が昨年末となったことにより、施設の供用開始までのスケジュールが変更されたものと聞いておりますが、今後においては、地元住民の方々をはじめ関係者の理解を得ながら、無理なく慎重に事業を進める必要があると思っております。こうした観点から、現段階における事業スケジュールについての考えをお尋ねしておきたいと思っております。

いずれにいたしましても、廃棄物の適切な処理やリサイクルにつきましては、地域の生活基盤の確保の上で大変重要な課題であります。焼却処理施設や資源化リサイクル施設の建設という重要な節目の時期を迎えるに当たり、事業の円滑な推進が図られるよう願ってやまないところであります。

次に、ワンストップ行政サービスの推進についてお伺いいたします。

これは、1か所又は1回で各種の行政サービスを提供したり、手続を終えたりできる仕組みのことですが、市民の利便性の向上や効率的な行政の実現のためにも極めて重要なシステムであります。

本市といたしましても、ワンストップ行政サービス検討委員会が設置されて、検討を重ねてきたことと存じますが、検討事項、その検討結果はどこまで進められたのか、まずお伺いをいたします。

そして、今後、どこまで実施できるのか、その時期はいつなのか、必要となる措置は何なのか、サービスセンターの業務拡大や郵便局との連携はどうなるのかなど、併せてお伺いをいたします。

また、昨年末に設置されました小樽市行政情報化検討委員会の庁内LANとの関連についてはどうなるのか。それにより、将来的にはワンストップにとどまらず、一部、ノンストップ行政は可能なのかどうかもお伺いいたします。

さらには、情報技術、ITの活用により、カスタマー・リレーションシップ・マネジメント、CRMの導入は、いつごろ、どこまで可能なのかも伺っておきます。

そこで、いまだ検討対象になっていないと思っておりますが、事務作業の整備によりワンストップサービスが実現出来得る事例がまだまだあります。

一例を申し上げますと、子どもの医療費助成制度の中に未熟児養育医療助成というものがあります。これを

受ける場合、小樽市では、まず保健所保健課保健サービス係へ関係書類を添えて、市長あてに給付申請をいたします。そうすると、同係から申請者に対し、支払納付書が送られてきます。それを支払った後、今度は本庁舎の高齢社会対策室管理課医療係へ領収書を添えて、支払った同金額の還付申請をしなければなりません。自分の支払った金額が、診療期間中、毎月、出向いて手続をしないと戻ってきません。

一見、決まりだから当然と思われるかもしれませんが、しかし、お隣の札幌市はどうでしょうか。当該未熟児が札幌市乳幼児医療助成制度の対象乳幼児であった場合は、保護者から直接費用徴収を行わず、保健衛生部が民政局保健医療部に対して当該費用を請求し、公金振替により収入するため、養育医療券の自己負担欄についてはゼロ円とすることとなっております。

保護者からは直接徴収しないで、公金振替で済んでいるのです。保健所も福祉部もどれだけ事務作業が少なくなるでしょうか。保護者も、未熟児を抱えて、何回もあちこち出かけなくて済むのです。これはまさに庁内の調整によるワンストップ行政そのものであります。

事務作業の簡素化を図るために、制度改革をしなければならないものがまだまだ数多くあるのではないのでしょうか。これらに関し、市長は今後どのような対応をされるのか、明確な方針をお示してください。

次に、構造改革、機構改革が進められています。最大の懸案である小樽病院の統合・新築をはじめ、学校の適正配置、天神浄水場の改良事業に併せて松ヶ枝配水センターを整理・統合することや、商工課と中小企業センターを組織統合することなど、これらはすべて需要に見合った施設の整理・統合推進の一環であり、順次、検討されてきているところでありますが、まだまだ見直していかなければならないところが多々あります。

中でも、生徒数の減少を理由に学校の適正配置が進められ、仕事量が大幅に減少していると思われる学校給食共同調理場の検討がいまだなされていませんが、どうしてでしょうか。単純に考えても、病院の給食は1日3食に対し、学校は1日1食、しかも、夏休み、冬休みがあります。どうしてもここだけ聖域化しているのではという感がしてなりません。

本年度の助役名による予算編成方針での歳出において、臨時職員については正職員で対応出来ないか、その配置の必要性を再検討することとなっております。にもかかわらず、予算案では、オタモイ・新光調理場ともに前年度予算と大差のない人件費の予算計上となっています。ここでは、当然、仕事量に見合った整理・統合が必要ではないのでしょうか。

オタモイを新光に吸収して、学校給食の共同調理場は新光1か所とし、オタモイについては、高齢者の給食サービスを全市に拡大し、現在週1回を週数回の増配に活用すべきと考えますが、いかがでしょうか。

そして、近い将来、これら給食業務は、すべて民間委託に移行していくのがベターと考えますが、いかがでしょうか。

この場合、所管の教育委員会だけではなく、市政全般を運営する立場の最高責任者である市長の政治判断をお伺いいたします。

次に、今また牛肉偽装事件で問題を起こした雪印の一昨年の集団食中毒事件で、クローズアップされた食品衛生管理システム、HACCP、食品の衛生管理の国際基準であります。日本では、1995年の食品衛生法改正に基づきHACCP方式が推進されてきているところであります。

しかしながら、国の基準ではハードルが高く、道銀や北洋銀行がHACCP取得を目指す企業向けに、支援サービスを実施してはいますが、まだまだ中小企業者にとっては、経費の面からも幅広く普及するのは困難な状況であります。

そんな中、本市で平成11年8月9日に発生した一連の食中毒事件が観光・小樽に与えたイメージダウンは、著しいものでありましたし、平成12年6月に発生した雪印の食中毒事件以降は、小樽市保健所にも異物混入に関する届出が相次ぎ、市民が食品の安全性に敏感になっていることや、製品の製造過程や管理のずさんさも少なくないようであります。

こんな本市にとって、また数少ない独自の保健所を有している市として、市内の中小施設でも可能な小樽型のHACCP認定制度を創設すべきと考えますが、いかがでしょうか、お答えください。

これにより、市内の出来るだけ多くの食品関連施設において、原料の生産加工から消費者に至るまで、過程ごとに、中小施設でも可能な認定制度を創設して、市内での衛生管理の底上げを図り、安全性をPRすることで小樽市の付加価値を高めるべきであります。前向きに検討するのかどうか、市長の大所高所からのご判断を求めます。

このように、小樽独自のシステムを構築していくことは、地方分権の時代にあって、自主・自律につながってまいります。もう他都市の動向を見極めてとか前例踏襲はやめましょう。独自の判断により、小樽スタンダードを前面に打ち出してしていただきたいと思います。

そこで、小樽の色合いとはどんなものでしょうか。小樽の木はシラカバ、花はツツジ、鳥はアオバト、それでは色は何色でしょうか。まさか玉虫色やセピア色でもないでしょう。ひとつここで、小樽のイメージカラーを選定して、小樽の色合いを強調してはいかがでしょうか。

この本会議場も、厳粛な雰囲気ではありますが、何か暗い雰囲気であります。将来に希望が持てる、明るく夢のあるイメージカラーの選定を求めますが、市長のご感想を伺います。

小樽は、ご存じのように、海岸線が約60キロメートルと、非常に東西に長い地形の都市であります。したがって、学校でも消防署でもサービスセンターでも、あらゆる公共施設の建設・運営の面で経費がかかることは否めません。市民にとっても、公共施設から受けるサービスに大きなばらつきがあります。できる限り市民1人ひとりが受けられるサービスは均衡化を図るべきであります。

そのような状況下、東部地区から相次いで、コミュニティセンター建設の陳情・要望がどちらも候補地を挙げて出されております。東部地区は、公共施設が少なく、冷遇されていると言っても過言ではありません。コミセンだけでなく、大変好評で利用率の高い子育て支援センターもありませんし、まだまだ各種公共施設の要望は数多くあります。東部地区へのコミュニティセンターの建設を強く求めますが、いかがでしょうか。

あわせて、東西の拠点として、以前からの我が党の要望事項である道の駅の建設について、銭函方面は、今後も増加する自動車交通サービスの施設として、道央圏の幹線道路である国道337号と道道小樽石狩線、前田新川線などが接続する銭函4丁目付近に、さらにこれらを拡大して、石狩湾海浜地域の総合的な開発利用の在り方についての検討はなされていますか、お伺いをいたします。

この地域は、能登半島とともに、全国で2か所のみ平成12年度に指定を受けた後志・小樽広域圏観光モデル事業の中にあります。しかしながら、現状は、海岸の浸食は激しく、ごみの不法投棄は後を絶たず、荒れほうだいと言っても過言ではありません。

ここは、一大観光拠点として、国の指導により、護岸管理者である道、利用者が一番多くなる札幌市、そして地権者である小樽市が一体となって、海浜スポーツ公園建設を推進すべきと考えますが、いかがでしょうか。市長のこの構想に対するお考えを伺っておきます。

次に、銭函パークゴルフ場の管理経費2,000万円が計上されました。

また、議案第46号でパークゴルフ場使用料の新設条例案と、議案第51号で新たなパークゴルフ場の設置条例案が提出されました。いよいよ本年6月、市民待望の自然の村に続いて、市営2か所目のパークゴルフ場がオープンいたします。小樽市銭函下水終末処理場と隣接の市公園用地に出来るわけですが、この場所になるまでには、いろいろと余曲折があったことと思います。場所選定に当たって、その決定までの経過をお知らせください。

芝の管理経費 1,100万円を加えての予算 2,000万円ではありますが、使用料収入 600万円となっております。今後の管理運営はどのようにするのか、伺います。

小樽市は、パークゴルフ場に関しては、後進地と言わざるを得ません。先進地の十勝地方は、一つの町で五、六か所も有しているところもありますし、しかも、ナイター設備のあるパークゴルフ場もあり、すべて無料となっております。

しかしながら、管理経費に圧迫されて、徐々に有料にしたり、有料を検討しているのが現状であります。自然の村でも、入場料を無料にし、パークの利用料を銭函と同額にするようですが、昨年のように、芝の管理が不十分で、休コースにならないように、その管理運営には強力な体制が必要と考えますが、いかがでしょうか、お答えください。

次に、札幌市は、現在、第2斎場、火葬場について、手稲区手稲山口 313番地で、約4万平方メートル、建築面積 9,000平方メートルをPFI方式での建設を計画しております。

ここは、札幌市域の北西端で、小樽市域の隣接地になります。既に、札幌市は、札幌市民向けに、現状、予定地、施設、環境などについて、周辺地域にお住まいの皆さまのご理解とご協力をお願いいたしますという広報活動を展開しております。当然、隣接の小樽市にも説明があったことと思いますが、いかがですか。その上で、小樽市は、近隣の小樽市民への説明を実施すべきと思いますが、いかがでしょうか、お答えください。

私は、平成7年第3回定例会の決算特別委員会で、手稲山口 366番地の札幌市第3ごみ埋立処理場の建設に関して、隣接の小樽市にも説明すべきと指摘をし、当時の環境部長が説明をしますと、道新に掲載されたにもかかわらず、数年たって、隣の小樽の1事業所から説明がなかったと疑問の声が上がったことがあります。今後、このようなことのないためにも、万全の対策をお聞かせください。

必要だということで、説明をしたのであれば、いつ、だれに、どのように説明したのか。そして、その所属の方々にはそれぞれどのようにお願いしたのか。また、それ以外の方々へは、今後どうするのか。後に、説明はなかった、一部の人が聞いていたということにもならないためにも、併せて確認をいたします。

次に、教育に関して伺います。

アフガンのカルザイ議長が言いました。今、アフガンで一番欲しいものは食料ではなくて教育だと。いかに人間にとって教育が大事かということを痛切に物語っております。

そんな中、我が国では、平成14年4月から学校教育が今までと大きく変わることとなりました。

まず、学校完全週5日制になることです。これに伴い、3年生以上では総合的な学習の時間が設けられました。これには教科書はありません。ゆとりという名の下に、地域や学校、子どもの実態等に応じて、各学校で独自の計画を作成しなければなりません。子どもたちも、いろいろな体験を通して、自分探しをすることになります。

今、保護者が理解し得たのは、週2時間、月にして8時間の授業時間が減ったことと、先生が毎週土曜日には休むのだということでもあります。

そこで、まず心配になるのが各学校での格差であり、学習内容を3割削減したことによる学力の低下であります。

そんなとき、1月の中過ぎに文部科学省は、教科書を超える授業もあり得ると、ゆとりからの転換とも思える新方針を打ち出しました。さきに出された新学習指導要領では、学力の低下もあり得ると文部科学省が認めたということなのでしょうか。

そこで、小樽市教育委員会としてのこれら一連のゆとり教育についての考え方をまず伺っておきます。

具体としては、各学校での取組、地域との連携はどうなっているのか。特に、公共施設の少ない地区での今までやっていることの延長ではなく、新たな計画や、新3年生に対する英語力の学習は、何校ほどが取り上げるのか。土曜日の学校開放などはどうなっているのか。保護者への説明は理解を得られているのかどうか。それぞれについてお答えください。

また、小樽市教委として、休日のセミナーの開催や、学校、社会教育施設などの活用等々、独自の施策がありましたら、お知らせください。

以上、再質問は予算特別委員会で行います。ここでは留保いたしませんので、私の質問のように、やさしく、わかりやすいご答弁をお願いいたします。(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝磨登壇)

○市長(山田勝磨) 松本光世議員のご質問にお答えいたします。

まず、小樽商工信用組合の受皿金融機関として小樽信用金庫を最適としたことについてであります。地域の金融の円滑化並びに経済の安定化のためには、本市に本店を置き、地域の事情を熟知した小樽信金が受皿金融機関として最適と判断し、商工会議所と一体となって、小樽商工信用組合の金融整理管財人や小樽信金に要請したものであります。

また、この間、小樽信金に対しましては、小樽商工信用組合の店舗、職員並びに債権の引受けについて最大限配慮するよう機会あるごとに要請をしまりました。

事業譲渡に当たり、店舗につきましては、市内7店舗のうち1店舗しか引き継がれないということになりましたが、職員につきましては、小樽信金への就職を希望し、受験した59名のうち、約65%に当たる38名の採用が内定しており、継承債権につきましても、額的には全体の約半分となっておりますが、債務者数では約90%を引き継いでおります。

本日、無事に事業譲渡を受けて、小樽信用金庫としてスタートしたわけではありますが、小樽信金といたしましては、市や商工会議所などからの要請も踏まえ、地域経済の安定のため最大限の努力をしていただいた結果と受け止めております。

次に、財政問題について何点かお尋ねがありましたが、まず、新年度予算編成についての特徴と感想についてであります。今回の予算編成におきましては、歳入において、市税収入の大幅な落込みに加え、国における地方交付税の見直しなどにより、一般財源が大きく減少いたしました。

一方、歳出において、公債費や扶助費などの義務的経費の増加が見込まれるなど、「21世紀プラン」実施計画の推進のために財源をどうやって生み出していくかが大きな課題であり、近年にない厳しい予算編成であった

と考えております。

そのため、早い時期から、事務事業の見直しに着手し、ヒアリングなどを実施しながら、人件費をはじめとして、一般管理費や施設管理費の節減を図ったところであります。

予算計上いたしました主な事業といたしましては、福祉関連では、ふれあいバス事業を継続し、重介護型在宅知的障害者デイサービス事業の実施、介護保険低所得者に対する利用者負担助成を拡大し、また、若年者定住対策として若年者向け共同住宅建設助成や家賃助成を計上しました。

さらに、生活環境整備として街区公園の整備や、中小企業対策として経営支援特別資金の創設などを盛り込むなど、市民要望の強い事業を中心に予算編成をしたところであります。

次に、今後の新規事業に対する考え方についてであります。景気動向から見ましても、今後しばらくは厳しい財政運営が続くものと予想されますので、新規事業につきましては、その重要性、緊急性を十分検討しながら厳選していかなければならないものと考えております。

次に、平成14年度予算が本市経済にどのような効果を与えるかということですが、市独自で行える経済対策にはおのずから限界がありますので、現在、国において検討されておりますデフレ対策など経済施策が早期に実施され、効果が現れてくることを期待しているところであります。

本市におきます平成14年度の景気対策としましては、まず、雇用対策として緊急地域雇用創出特別交付金事業や新規学卒者地元定着事業を実施し、また、中小企業支援のための経営支援特別資金貸付金制度の新設、商店街活性化のための商店街近代化施設設置費助成事業などを計上しております。

さらに、若年者定住対策のための事業や観光振興事業、特別保育事業の拡大なども盛り込んでおり、市の発注する公共工事等も含めて、各種事業を実施することにより、相乗的な効果として本市経済の活性化の一助になるものと考えております。

次に、抜本的な行政改革と財政健全化への取組についてであります。今後の税収の落込みは予想をはるかに超えております。これは、本市だけでなく、他の自治体においても同様の状況であると考えておりますが、従前から推進してきております行政改革や財政健全化の取組をさらに早め、しかも確実に効果を上げていかなければ、今後の財政運営に大きな支障を来すこととなるものと考えております。

このような厳しい財政状況に対処するため、去る2月25日に三役と部長職から成る「財政健全化緊急対策会議」を設置いたしました。今後、対策会議では、行政改革の実施項目を中心に、組織・機構の見直しや、給与、手当、事務事業の見直しなど財政健全化のために緊急に取り組むべき課題を早急に決定し、期限、目標数値を決めて取り組むことにより、確実に財政効果が現れるよう努めてまいりたいと考えております。

また、昨年3月にお示ししております平成13年度から17年度までの収支見通しとしての財政健全化計画につきましては、平成14年度の予算案が出来ましたので、現在、これを基に計数の見直し作業を進めておりますので、でき次第、議会にお示ししたいと考えております。

次に、ペイオフ解禁に伴う公金預金の具体的な保全策についてであります。現時点で、地方自治体における主な保全策としましては、金融機関の経営状況を把握し、安全と判断される金融機関へ預金する方法、国債や地方債などの債券により運用する方法、預金債権と借入金で相殺する方法が検討されているところであります。

このうち、より安全な金融機関を選ぶ方法につきましては、金融機関の経営分析を行うことに難しい面もありますし、分析の結果で破たんが懸念された場合に、預金を他の金融機関に移行することに伴う社会的な影響

なども考えますと、困難な面もあると考えております。

また、国債などによる運用につきましては、現在、資金基金の歳計現金への運用などを考えており、中・長期での運用は難しい状況です。

したがって、本市におきましては、預金債権と借入金の相殺を基本として対応してまいりたいと考えております。

なお、相殺のための契約条項など取扱いの細部がまだ確定しておりませんので、平成14年度当初は、安全を期すため、すべての基金や預託などの預金を普通預金で運用することとしております。

次に、採択された陳情・請願についてであります。現在までに予算措置をしていないものは2件ほどあります。そのうち、星野地区への公的避難施設の設置方につきましては、新しい公的施設の建設は困難でありますので、近くの学校や既存の公的施設を避難場所と指定しております。

また、西部地区への救急車の配置につきましては、有資格者の養成経費を新年度予算に計上しており、今後検討してまいります。

次に、広域的連携について何点かのお尋ねであります。道路網など交通体系の整備や、ITなどによる情報通信手段の発達、さらには経済活動の広域的展開に伴い、通勤・通学圏や医療圏、商圈など住民の日常生活圏は、市町村の行政区域を超えて確実に拡大しております。

連携する市町村の範囲につきましては、観光振興や環境問題など、さまざまな行政課題ごとに、その広域的な連携範囲は変わってきますので、一概には設定できないものと考えております。道央圏の中でも、行政界が隣接する札幌市や石狩市、さらには後志圏の中におきましても、北後志の5町村がより密接な連携区域となるものと考えております。

次に、広域的連携にかかわる本市の施策についてありますが、今定例会にお諮りしております「北しりべし廃棄物処理広域連合」の設立はその一つであります。農業振興を目的とした「北のビタミンコンビナート構想推進協議会」、漁業振興を目的とする「日本海マリンギャラリー構想推進協議会」、また、広域的な高速交通ネットワークを構築するための「北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会」などの活動において、後志管内の町村との連携を図り、施策を推進しているところであります。

次に、さまざまな行政課題に対する関係市町村との協議・調整についてであります。これまでも、土地利用、環境保全など、それぞれの課題に応じて関係市町村と協議・調整してきたところでありますが、本年1月に、小樽開発建設部、北海道後志支庁、小樽土木現業所、後志管内20市町村が一堂に会し、「後志地域連携会議」が発足し、去る2月27日には北後志6市町村から成るブロック会議が行われ、農水産業や観光振興、交通ネットワークなど、地域の課題について議論したところであります。

今後とも、さまざまな行政課題の解決に当たっては、国、道などの関係機関はもとより、関係市町村とも協議・調整を行いながら進めてまいりたいと考えております。

次に、地域連携の先導的役割を果たすべきとのことですが、情報化社会に向けた道路整備などについて、後志管内20市町村で構成する「小樽国道協議会」等の会長を仰せつかっており、積極的に要望活動を行っているところであります。

また、観光振興の情報ネットワーク化につきましても、インターネットのホームページの開設やiモードなどへの「ノスタルジック小樽」の開設など、他市町村に先駆けて取り組んでおります。

また、昨年11月からは、小樽市観光物産プラザに「後志・小樽観光パンフレット図書館」を設置しており、

今後は、インターネットを活用した後志ネットワークの形成などにより、本市が後志観光の総合窓口としての役割や、後志全体の地域振興に向けた役割も重要なものと考えており、積極的に対応してまいりたいと考えております。

次に、北しりべし廃棄物広域処理について何点かお尋ねがありましたが、まず、桃内町会からの施設建設の基本同意をいただきましたことに、町内会の皆さんのご理解のたまものと深く感謝をいたしている次第であります。

初めに、規約案の取りまとめの経過と、広域連合議会の設立までの事務内容についてであります。規約案の取りまとめに当たりましては、地方自治法で項目が定められており、これを基に、既設の広域連合の規約を参考とし、北海道と事前協議を行いながら、北後志6市町村としての成案といたしました。

広域連合議会の設立までの事務内容であります。北後志6市町村は、それぞれ本年第1回定例会に規約を提案し、議決後に北海道知事に広域連合設置許可申請を行います。設置許可を受けた時点で広域連合が設置されることになりますので、直ちに広域連合長の選出を行います。その後、広域連合議会の議員を各市町村の第2回定例会で選出していただき、6月末ころ、広域連合議会を開催していただくことになると考えております。

なお、最初の広域連合議会においては、予算案及び条例案等の提案を予定しており、また、構成市町村の負担金については、各市町村の第2回定例会に提案することになるものと考えております。

次に、規約案第5条の広域連合の作成する広域計画についてであります。広域連合及び構成市町村は、広域計画に基づいて、その事務を処理することになりますので、この計画は、基本的な規範たる性格を有しているものであります。

広域計画は、広域連合の組織全体が確立される広域連合議会以降に、構成団体との協議も含め、検討され、広域連合議会の議決を経て、構成6市町村へ送付し、公表されることになります。

広域計画の内容につきましては、6市町村におけるごみの排出抑制と減量及び資源化、収集運搬、中間処理施設の整備や6市町村間の業務の調整等が盛り込まれることになるものと考えております。

次に、施設供用開始までの事業スケジュールについてであります。桃内町会の基本同意を受け、後志支庁と事業スケジュールについて協議をし、本年1月24日開催の北後志地域廃棄物広域処理推進協議会において、平成16年度着工、平成19年度供用開始に変更することといたしました。

事業主体の広域連合は、平成14年度に事業計画等の策定及び生活環境影響評価等の調査を行い、平成15年度に、国土交通省北海道局への概算要望を経て、環境省へ施設整備計画を提出し、平成16年度施設整備事業の補助決定を受けて着工することになる予定であります。

次に、ワンストップ行政についてであります。平成13年1月に庁内の検討委員会を設置し、各サービスセンターで取り扱うことが適当と思われる事務について、各部に照会した結果などを基に、38の事務を対象にして検討をしてまいりました。

検討委員会では、17回の会議を開催し、関係部から事務処理方法などについてヒアリングをしながら、サービスセンターでの事務処理の可能性などについて検討し、本年2月12日に、納税証明書や所得証明書などの交付事務、転入学通知交付事務など、16の事務について各サービスセンターでの取扱いが可能とする報告があり、行政改革推進本部で決定したところであります。

今後、各サービスセンターの職員に対する研修、マニュアルの作成、関係条例の改正、コンピュータ端末の設置などを行い、市民への周知も行った上で、本年10月から実施する予定であります。

なお、水道料金等減免申請書受付事務及びし尿処理手数料減免申請受付事務につきましては、平成13年4月から各サービスセンターでの取扱いを開始しております。

郵便局との連携につきましては、平成13年12月1日に施行されました「郵政官署法」により、有料サービスとしての戸籍、住民票、外国人登録、納税証明などの交付事務を委託契約により郵便局でも取り扱うことができるようになりましたが、ファクシミリなどの機械設置費用は、市の負担とされ、郵便局窓口での取扱時間は午後4時までとされていることなど課題もありますので、今後、業務委託に必要となる経費や効果などを検討していかなければならないと考えております。

次に、行政情報化検討委員会における庁内LANとの関連についてであります。ワンストップ行政サービス検討委員会では、各サービスセンターにおける各種申請や証明書の交付事務について取扱いの検討をしてきたところでありますが、今後、行政情報化検討委員会では、庁内LANやインターネットを活用した窓口業務や情報公開などについて、ワンストップやノンストップ行政サービスを含めて検討することになると考えております。

また、カスタマー・リレーションシップ・マネジメントにつきましては、ITを活用して、1人ひとりの顧客のニーズに合わせたきめ細かいサービスを提供する民間の新しい営業手法であります。最近では行政機関にも取り入れられつつあり、市民ニーズに合わせた行政サービスの提供を進める上での検討課題の一つであると考えております。

次に、ご指摘のありました未熟児に対する養育医療給付についてであります。早期に改善が図られるよう、関係部で協議を行っております。

次に、事務処理の簡素化についてであります。これまでも、申請書、届出書などの押印の省略化、行政財産の目的外使用許可にかかわる許可期間の見直しなどを行ってまいりましたが、ご指摘のとおり、まだまだ改善すべきものがあると考えており、各部において再度、事務処理について点検するよう指示してまいります。

次に、高齢者の給食サービスについてあります。現行の高齢者保健福祉計画の平成16年度目標として、全市に地域を拡大し、増配の計画を立てており、供給能力、配達方法等について現在研究しているところでありますので、ご提言の給食調理場の活用や民間委託も含めた中で検討したいと考えております。

次に、学校給食業務の見直しについてであります。児童・生徒数の減少や施設の老朽化も進んでいることから、学校給食調理場の在り方などについて検討すべき課題であると考えておりますので、今後、教育委員会とも協議してまいります。

次に、小樽型のHACCP方式についてのお尋ねであります。ご承知のように、HACCPは、食品の製造工程全般における食品の安全を図るために、厚生労働省が特定の食品を承認する制度であります。

食品による健康被害は、さまざまな危害原因物質が考えられるため、HACCPは、その除去や防止のために各工程ごとに点検管理する項目が設けられるなど、国の基準は厳しいものとなっております。

ご提言のありました小樽型のHACCP認定制度の創設は、基準の緩和につながることであり、国の指導による食品健康被害の防止の面から難しいものと思っております。

しかし、食品の安全性を確保するため、現在、道においてHACCPシステムを参考にした自主管理点検票を作成中と聞いており、今後、これらを活用しながら食品営業施設を指導し、食品による危害発生防止と衛生水準の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、小樽のイメージカラーについてであります。現在、本市の象徴として選定されている木や花などは

昭和43年に制定されたものでありますが、その背景として、昭和30年ころから、国などを中心に、全国的な自然環境の保全運動が展開され、本市もその動きに合わせて、「郷土愛や自然愛の心を養い、日常の生活を心豊かなものに」という市民憲章の精神を深める観点から、市民公募により選定したという経過があります。

イメージカラーの選定ということですが、道内各市の状況を見ますと、選定している市は見当たらず、全国的にも数市ほどであります。本市の場合、本市の特性である「海、山に囲まれた四季折々の美しい自然景観」を一例として挙げたとき、広く市民の皆さんがどのようなカラーイメージを持たれるか、興味のあるところでもあります。ご提言につきましては、今後の研究課題とさせていただきたいと思います。

次に、東部地区へのコミュニティセンター建設についてであります。東部地区、特に銭函地区につきましては、区域も広く、銭函市民センターを利用する方には不便な方もおられると思いますが、市全体のバランスや財政状況などを考えますと、もう1か所銭函地区に建設することは現状では難しい状況にありますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、海浜地域のスポーツ公園構想についてであります。初めに、銭函4丁目周辺に道の駅の建設と総合的な開発利用の検討につきましては、これまで、小樽ドリームビーチの海浜地の浸食に対する海岸保全と周辺で行われる事業との整合性を図るため、小樽土木現業所を中心に、後志支庁や小樽、札幌市の4者から成る会議で大浜海浜地域の整備の在り方について、検討を進めてきたところであります。

この地域の周辺では、新川の河川整備事業や国道337号の道路サービス施設と一体となった道の駅事業等も想定されることから、新たに、石狩支庁、札幌土木現業所、札幌、小樽の両開発建設部もメンバーとして参加し、検討を進めております。

また、海浜スポーツ公園につきましては、さきほどもお話し申し上げたとおり、現在、国や道も参加した中で、広域的な視野に立った土地利用の検討もされていると聞いておりますが、私といたしましては、小樽、札幌市域の土地利用計画との整合性や長期的な展望に立って、市民や関係機関のコンセンサスが得られるような取組が必要であると考えております。

次に、自然の村パークゴルフ場の芝の管理についてであります。昨年は、芝の状態が悪い新コースを閉鎖し、オープンをいたしましたが、1万人を超える利用者がおり、その利用は年々増加しております。今年は、早めの雪割りをいたし、適切なコアリングや肥料散布など行い、新旧コースを快適にご利用いただけるよう、専門業者の指導を得ながら、十分な管理をしまいたいと考えております。

次に、(仮称)札幌市第2斎場建設についての札幌市からの本市への説明についてであります。平成12年8月3日と平成13年6月27日に、この計画の概要について説明を受けております。

市といたしましては、昨年8月、銭函連合町会、銭函工業共同組合及び小樽カントリークラブに同斎場の概要について説明をし、その後、それぞれの団体から了解する旨の回答を得ているところであります。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 松本光世議員のご質問にお答えいたします。

まず、学校給食共同調理場の運営についてですが、新光調理場では、5年前に比し、食数は21%の減となっており、職員数はそれに見合った削減を進めているほか、配膳業務については嘱託員を活用するなど、運営の合理化に努めているところであります。

オタモイ調理場では、食数の減少はありますが、新光調理場に比べ大幅な減少ではなく、その減少に見合っ
て職員は1名の減にとどまっております。また、近年、退職者が出た場合は、臨時職員で対応するなど効率化
に取り組んでまいりました。

今後とも、両調理場の合理的な運営に意を用いるとともに、調理体制について必要に応じ適切に対処してい
きたいと考えております。

次に、学校給食業務の委託についてであります。現在、炊飯業務や給食配送業務等を委託しておりますが、
当面、給食数に応じた職員配置に努めるとともに、現行2か所の調理場体制や民間委託など調理場の運営方法
について、今後、学校給食運営協議会等において検討してまいりたいと考えております。

次に、(仮称)小樽市銭函パークゴルフ場は6月にオープンする予定です。これまで、既存パークゴルフ場は
比較的市内の中央部に位置しております。東部地区では、パークゴルフの愛好者が多く、施設の強い要望もあ
り、銭函地区に造成可能な土地がないか検討しておりました。

また、土地の購入には多額の資金が必要なため、市有地の有効活用を図ることが出来ないか、関係部局と協
議を重ねてきたところであります。

その結果、小樽市銭函下水終末処理場と隣接する公園用地の敷地を合わせると、造成に必要な約1万5,000
平米の面積が確保されることがわかりました。下水処理場の用地を使うことは国の許可を必要としましたので、
了解をいただき、今回の選定となった次第です。

次に、今後の管理運営についてであります。広く市民に愛され、健康増進を図る公共施設として(仮称)
銭函パークゴルフ場の設置条例を本議会に提案しております。

この施設は、芝生の維持管理が最も重要な業務であり、肥料散布、刈込み、散水などの工程を綿密にすること
が大切なことと認識しています。これについては、主に専門業者の活力に期待することとなりますが、市と
しても、芝生養生のため休場日を設けるなど、この管理運営には万全の体制をとっていきたいと考えています。

また、受付、清掃業務などについては、管理の軽減や民間活力の導入を図る上で、銭函連合町会にその業務
の一部をお願いし、市民が楽しめる施設づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、完全学校週5日制とゆとり教育についてですが、この4月から、毎月の土曜、日曜が休業日になるこ
とから、これまでの変則的な休業と違って、一定の生活リズムが生まれ、心や体のゆとりが生ずるものと思わ
れます。

また、5日間の学校生活の中では、基礎・基本の定着を図るきめ細かな指導の実施や、総合的な学習の時間
を通しての子どもたちが学ぶ楽しさを実感できる学校づくりを進めるほか、朝の読書運動の推奨や、適切な課
題の設定による学習の充実など、学力向上対策に取り組んでまいりたいと考えております。

具体的な各学校の取組については、4月の教育課程編成届を待つこととなりますが、子どもたちや地域の実
態を踏まえた新たな計画による取組が始まるものと期待しております。

次に、学校週5日制に伴う土曜日の学校開放などについてであります。これまで、小・中学校全校におい
て、第2、第4土曜日の午前中に、学校の屋内体育館、グラウンド及び図書室などを児童・生徒に開放してま
いりましたが、これまでと同様に、学校開放を毎土曜日に拡大してまいりたいと考えており、校長会に説明し、
学校だよりや保護者会などを通して周知してまいりたいと考えております。

また、毎土曜日における博物館、文学館、美術館などの社会教育施設の無料開放の拡大などのほか、地域・
PTAなどにもご協力をいただきながら、地域と子どもたちの交流行事の企画、小樽こどもプラン情報ページ

による、毎月の子どもたちや親子を対象にした行事の紹介などを計画しております。

最後に、休日のセミナー開催や社会教育施設等を活用した独自の施策についてのお尋ねですが、各社会教育施設で行っている主な事業は、子ども考古調査隊、日本郵船子ども研究員、図書館では、子ども司書体験、読み聞かせ講座、博物館では子ども探検ツアー、科学館では、パソコン教室、わくわく実験教室、美術館では、子ども美術講座、親子の美術散歩など、休日などに豊かな心をはぐくむ事業を推進しております。

これらについて、今年から、おたる子どもセンター情報誌「大すきおたる」を定期的に発刊し、その中で情報を提供しており、今後とも、子どもたちの自然体験活動などの充実を図りながら、休日の過ごし方について諸活動の機会を拡充してまいります。

以上であります。

○議長（松田日出男） 松本光世議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時49分

再開 午後 5時20分

○議長（松田日出男） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、26番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 26番、高階孝次議員。

（26番 高階孝次議員登壇）（拍手）

○26番（高階孝次議員） 今年も、内外に激動の走る中で年が明けました。一日も早い平穏を願いながら、日本共産党を代表して質問します。

まず最初は、市長の政治姿勢についてです。

市長は、今年の年頭の辞で、改めて「地方の時代」を強調されました。今ごろまたという感じで聞いておりました。既に、1998年スタートの「21世紀プラン」にそのことはうたわれております。99年には、地方分権一括法も制定され、市長自身も就任のあいさつでこのことを触れております。任期最終年を迎えて、ことさら「地方の時代」を強調されるのはなぜなのか、何か具体的にお考えがあるのか、まず伺います。

第2は、市政執行に当たって、人権尊重をその柱に据える問題についてです。換言すれば、人間を人間として大切にする市政、こういうことではないでしょうか。

今、小泉政権の下、新自由主義による市場原理、自由競争が荒れ狂い、弱肉強食、優勝劣敗が、単に社会経済の分野にとどまらず、福祉や教育、地方自治にまで広がり、それが当然視される異常な状況にあります。

資本主義の社会では、この矛盾を根本的に解決出来ないにしても、これまで、人間はこれを放置せず、規制しながらお互いの共存共栄を図ってきました。例えば、一連の労働法規もそうです。最低生活を保障する日本国憲法の第25条の生存権などもそうです。

ところが、今、人間の苦勞と蓄積が崩れようとしています。年間の自殺者が3万人を超える。実に、交通事故死の3倍と言われております。1日100人近い方が亡くなるという計算です。これを異常と言わないで、何といったら言いのでしょうか。

かつて、故・蜷川京都知事は、1971年の不況のときに、自分たち府民の中からという意味ですが、「自殺者を出してはならない。どうしても死にたくなったら、府に相談に来てください。そうすれば、死ぬことだけは思いとどまれるくらいのお世話をできます」と、知事がこう言ったのは有名な話です。

国の悪政の下で、市民が人間として大切にされる市政を進めることを、強く求めるものであります。お答えください。

次は、「21世紀プラン」見直しの問題です。

市長は、よく「21世紀プラン」の着実な推進、これを強調されます。この間の提案説明の中でも、また述べられておりました。

しかし、過去の市の総合計画を振り返ってみると、10年の計画が、半分くらいたつと、計画と実績が大きくかけ離れて、3年間の実施計画のローリングでは、もう間に合わなくなってしまう。そして、見直し作業に入る。「21世紀プラン」も、もはやその時期だと思います。

例えば、人口16万人の目標は、増えるどころか、15万人を割っております。小樽活性化の起爆剤、マイカルは、小樽経済の活性化どころか、マイカル自身が吹き飛んでしまいました。それなのに、なお「21世紀プラン」の着実な遂行を強調するとすれば、いよいよ無理を重ねることになります。この際、潔く方向転換、よく言われる言葉ですが、持続可能な市政に向け、出直しを図ってはどうか、お答えください。

次は、財政問題についてです。

市財政の現状認識について、まず伺います。

市長をはじめ、理事者は、口を開けば、市財政は厳しいと言います。確かに、新年度の予算を見ても、幾つかの指標を拾ってみると、正にそうです。財政規模は、一般会計の伸び率は、前年度比マイナス5.1%、一般会計37億円、全会計は76億円減であります。過去最高の超緊縮予算です。

歳入では、その大宗を占める市税は5億5,000万円の落込み、地方交付税は6億2,000万円の減、これを臨時財政対策債15億円で穴埋めしています。歳出では、我が党が要求したふれあいパスは現行のまま残りましたが、緊急経営安定資金を拡充する、また、新年度はそれを基に融資制度を発展させる、福祉ハイヤー券など、一定の前進は確かにあります。

しかし、公債費、借金払いで前年度比31億6,500万円の増の76億5,000万円、歳出に占める割合は11%、1割を超えます。年齢1歳が拡大された乳幼児医療費助成など、福祉医療や上下水道料の減免制度への所得制限の導入、よく、こういうやり方をむちとあめの政策と言うわけですが、市民にとっては、これは百たたきの予算ではないでしょうか。市民の切実な願いはますます遠のいてしまいます。

一方、石狩湾新港の負担金4億6,000万円、マイカルが破たんしたというのにマイカル道路は続ける、中央通の再開発、我が党が指摘した浪費型、大型のプロジェクトはそのまま温存です。

さらに、財源を見ると、前年度から始まった臨時財政対策債、赤字地方債ですが、前年度比で8億4,800万円増の15億です。市税、地方交付税の落込みを数字上はこれで穴埋めしております。借金が増えて、将来、その返済に泣かされることは、火を見るよりも明らかであります。それでもなお不足する分は、なけなしの減債基金12億7,500万円、これを取り崩して収支の均衡を図っております。

さらに、国保の累積赤字、12年度32億4,000万円、13年度決算見込みでは、さらに38億円と増えます。病院の累積赤字は72億3,000万円、以上のような財政状況です。

そこで、改めて伺いますが、市長は、市財政の現状をどのように認識されておられるか、お聞かせください。

次は、財政危機の原因と責任の問題です。

これは、いつも我が党は何っております。この際、不況など外のせいに逃げてはなりません。市のかじ取りにも問題があったのではないですか。新年度公債費76億円、マイカル分3億6,000万円を含んでいるわけです。

が、我が党の反対を押し切り、浪費型、大型公共事業を進めてきました。また、その元利償還に当たっては、交付税で措置するという国の誘導策、えさにつられて景気対策をうのみにしてきた、こういうことのツケが今も回ってきているわけです。

これは、山田市長を含め、歴代の市長のかじ取りの誤りである。我が党の反対を多数で押し切ってきた与党の皆さんにも、これは責任があります。お認めになりませんか、お答えください。

原因の正しい分析がなければ、処方せんは書けません。次は、これを打開する問題についてであります。

市は、2000年に、5年後の2007年に向け、単年度収支の均衡を図るという財政健全化計画を明らかにしました。それとあわせて、地方行革第2実施計画も発表いたしました。貸借対照表もつくりました。その計画どおり健全化が進むのでしょうか。この際、地方行革の進捗の状況も併せて、見通しをお答えください。

我が党は、毎年、市財政の再建、景気回復を展望しながら予算要求、予算の修正案を提出し、市民本位の市政に市政を転換することを求めてきました。その基本は、今の不況というのは、また、市の財政危機というのは、自民党の悪政、とりわけ小泉内閣の構造改革によるリストラ、医療改悪、中小企業つぶし、これに将来が不安だということで皆さんがお金を使わないわけであります。経済の60%を占める個人消費、家計が冷え込んでいるのが最大の原因と考えます。

従来型の浪費型の大企業、ゼネコン奉仕の大型公共事業の見直し、銀行救済のための公的資金の注入も見直して、同じ公共事業でも、国民の暮らし、雇用に効果のある生活福祉型に切り替える、地元の仕事と雇用を増やす、そのことが市の財政の再建にもつながりますし、やがては景気の回復にもつながると思います。

具体的には、国に対しては地方交付税を増額して、この制度の本来の姿に戻すこと。「地方の時代」と言いながら、税源の地方移譲、これはそのままになっております。これをきちんと約束どおり実施させること。

市としては、小樽経済の主役である地元中小企業の経営を守り、直貸しも含め、融資制度を改善し、雇用を増やす。地元企業の担税力を培う。財政危機のツケを住民に転嫁する地方行革などもストップする。市民の将来不安を解消するために、解雇の規制やサービス残業の解消、福祉・医療など社会保障や教育の充実強化を図り、個人消費を温めて、地域経済の活性化、ひいては市財政の再建につながる。このように考えますが、我が党の見解についてどうお答えか、お聞かせください。

次は、国保についてであります。

去年、NHKテレビの「クローズアップ現代」の取材で、小樽の老人医療費は市として全国で一番高いということだったようです。その取材を受けて、市長は、小樽の国保は厳しい、いったん、こう言ったのですけれども、さらに付け加えて、厳しいどころか破たんしている、こういうふうに付け加えておられました。

本市の国保は、財政破たんのほか、高い国保料、保険証の取上げなど多くの問題を抱えておりますが、今の問題については、同僚議員が質問をする予定になっております。ここでは、主に財政に限ってお尋ねします。

本年度の決算見込みでは、赤字が5億7,600万円、累積では32億4,000万円、これを一般会計から借入で収支の均衡を図っております。かかる運営をずっと続けてきたわけです。新年度でも、赤字予算などは組めませんから、財政調整交付金を水増ししてやっと予算を組んでいる。これはまともな姿とは言えません。毎年、平均して2億数千万円の赤字が出るわけです。これが破たんの実態であります。

そこでお尋ねします。

その原因はどこにあるのか。市は、小樽の国保などでは、年寄りが多いのだ、そのお年寄りが長期入院している、小樽は病床数も多い、したがって医療費が高つくのだ、こういうふうに言っているのです。

しかし、お年寄りが長生きできることは、これは喜ばしいことだし、お年寄り最後は病気になるわけですが、けれども、当たり前のことであります。それらに対応する医療機関があるということも、これは大いに結構な話であります。まさか、そこに問題があるとは言わないでしょうけれども、なぜ国保財政が厳しいのか、原因を改めてお尋ねします。

次は、健全化の見通しです。

今さら言うまでもなく、国民健康保険法第1条は、国保事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与するとうたっております。国の責任は一番大きいです。国庫負担率を元の45%に戻すことは当然であります。あるいは、もっと根本には制度の改正も必要かと思います。

これを強く要求するとともに、同時に、市には問題はないのか。市は、毎年、約15億円の一般会計から国保財政への繰入れをしております。本家である一般会計も大変だから、これ以上、一般会計からの繰入れはもうできないのだ、担当者はそう言います。高齢化率24%、お年寄が多い、入院患者が多い、これが本市の現実ですから、そのことを行政の真っ正面に据えて取り組む。

公共事業は、これは待ってくれます。これを待ってもらって、こちらにお金を回すなどということが出来るのではないのでしょうか。これを一時借入金で転がしてしのいで、市民には38億円の国保の赤字がある、こういうことを言って、国保料の引下げの要求には、なかなか応じようとしないう態度であります。

全部だめだとは言いません。ここ長い間、保険料の赤字を直ちに市民に転嫁するということをしなかったということについては、大いに評価をしたいと思います。

新年度予算は、住民負担は別にして、国保財政に限って言いますと、プラスの要素、マイナスの要素がありますが、どちらかという若干の余裕が見られることになっております。

ただ、市長、破たんだ破たんだとばかり言っていないで、それでは事態は解決しませんから、これを解決するために、ただ、一借で転がして先送りするというのではなくて、国保財政の実態を皆さんの前に明らかにして、国へその改善を要求する。そしてまた、一般会計からの大幅な繰入れもして、抜本的な解決を図るべきだと思います。

それぞれの担当で言えば、ほかの部署のお金をこっちに持ってこいと、こういうことはなかなか言えないわけですが、市長は全体を見ておられる立場ですから、市長の英断でそういう手を打つべきだと思いますが、いかがですか。

次に、今回提案された北しりべし廃棄物処理広域連合規約について、それにも関連しながら、広域ごみ処理についてお尋ねします。

大量ごみの焼却を前提とする広域ごみ処理は、一方で取り組んでおりますリサイクルとか資源化など、ごみの減量化に逆行するものです。国は、ダイオキシン対策だと言って、1日100トン以上を連続焼却する大型焼却炉が必要と、それには補助金は出す、それ以外のものは出さないということで広域化を推し進めてきました。

しかし、最近の技術開発では、小型炉でもダイオキシンの発生を防止できる。国も、重い腰を上げて補助金を出すということにもなっているわけです。ですから、ごみの減量化に逆行する、大メーカーを利する無駄な大型炉は考え直すべきです。いかがですか。

次は、広域連合と地方自治の関連です。

連合議会がやがて設置されます。そうだからといって、本来の地方自治、これがそのためにゆがめられる、本来の地方自治の本旨が薄められるということを大変懸念します。既に見たように、これまで6市町村による

任意団体、北後志地域廃棄物広域処理推進協議会が取り組んできたその取組に議会や住民の手が届かない、監視、チェックが不十分で、何年かにわたっていろいろな不手際を重ねてきたわけです。

この任意団体から、今度は、地方自治法にうたわれる特別地方公共団体としての広域連合が出来ると。議会もつくられる。住民の直接請求もできるのだと。確かに、住民の監視、チェックが今まで以上に進むことは明らかであります。

しかし、それでもういいのだということにしないで、さきほどの質問の中にもありましたけれども、桃内住民の合意といっても中身は半々です。こういう実情をよく踏まえて、情報開示はもちろんのことでありますが、これから事業を進める上で、最大限、住民参加を考慮すべきだと思いますが、いかがですか。

次は、地方自治との関連で、計画されている焼却、リサイクル、破碎の三つの施設について、規約別表のリサイクル、破碎施設は小樽市のごみのみにかかわるものだと。他の5町村には関係ないと言います。したがって、お金も負担しないということであります。これが、広域連合の所管の施設というのは、一体どういう理由からなのか。

小樽市は、広域連合をさておいて、市が、あるいは我々議会がこれをチェックするということはなかなか遠くなります。負担金をここから出すというときには論議できますけれども、いったん出ていってしまったお金についての扱いがどうなるのかということは、これは連合議会のことだ、こういうことになってしまうわけです。

逆に、今度は、他の後志の5町村について、小樽市の施設がこの広域連合の施設として入っているわけがあります。しかし、金も何も出していない、小樽市だけのものだと。こういった場合に、これはああだ、こうだというチェック可能になるのか。この辺が大変理解しづらいので、これはこういうわけでこうなっているのだということを、わかりやすく説明してください。

事ほどさように、広域化により地方自治の本旨がゆがめられ、薄められる危険を心配しております。お答えください。

次は、中小企業対策についてお尋ねします。

小樽は中小企業のまちです。地元中小企業の去就がまちの経済を左右すると言っても過言ではありません。市長も、市長選で地場産業振興会議を公約いたしました。地場産業の振興を願ってのことだと思います。

しかし、残念ながら、小樽市の現状は、長引く不況と不良債権の処理を急ぐ小泉改革の強行で、中小企業は正に青息吐息の状態です。2001年について言いますと、企業倒産は25件、負債総額は525億円、頼みの綱である商工信組まで倒産してしまう。マイカルを誘致していなければ、こんなことにはならなかったのではないかと思います。残念でなりません。

地元中小企業の振興を心から願って、以下、何点かお尋ねします。

市長公約の地場産業振興会議についてですが、会議の目的、現在に至るまでの取組の状況、また、今後の取組、その成果を地場産業振興にどう生かしていくのか、お答えください。

次は、ITについてです。

さきの森内閣、その後を受けた小泉内閣の下で、ITが景気回復の切り札、救世主のようにもてはやされました。これを受けて、市も、今年度はIT講習、これを実施しております。

ところが、ITの現状はどうかというと、ITバブルの崩壊、IT不況という言葉が示すとおり、いつきのことであります。ITの権化を自認する竹中経済財政大臣でさえ、6月に骨太方針をまとめたときに、当

面の運営ということで、2年ないし3年を集中調整期間というシナリオを出したが、その後、IT不況と、それに加えての今回のテロと、大幅にシナリオが狂ってしまった。これは事実だということで、去年の9月の参議院予算委員会でシャッポを脱いでいるわけであります。政府も手に負えなくなったITを、今後、地場産業の育成・振興にどう生かしていくのか、お答えください。

次は、融資制度見直しの問題です。

市民が利用しやすい融資制度を求めてきました。新年度は、緊急経営安定資金の拡充に続いて、経営支援特別資金を創設する、これは一定の前進であります。まだ不十分であります。これからマイカルの再建がどうなるかでは、地元の取引業者やテナントに大変な影響が及ぶことは避けられません。後追いにならないように、直貸しを含め、地元の業者の利用しやすい融資制度をつくるべきですが、いかがですか。

この項の最後は、我が党がこの1月に発表した緊急要求についてです。

これは、全国あちこちで信金、信組がつぶされる中で、いかにして地域経済、中小企業者を守るか、こういう中身の緊急要求であります。市長へもお渡ししてありますので、ご覧になったかと思います。

要約すれば、一つには、中小企業に対する貸渋り、貸しはがしの元凶である金融検査マニュアルを見直し、中小企業が生き残れる独自の検査基準マニュアルをつくるということです。

二つには、政府系金融機関など公的金融の役割を強化すること。信用保証協会あるいは国民金融公庫などがそうだと思います。さらには、年々減らされている中小企業予算を増やす。国全体で言うと、2002年は1,860億円、これは米軍に思いやり予算として出しているお金の78%という低さであります。逆ではないか、こう思います。

ちなみに、小樽市の商工業振興費、これは大部分は融資でありますから、単純にその数字を比較することはできませんけれども、平成元年を100としますと、平成5年がそのピークです。176%、101億円です。現在は28億5,000万円、半分以上です。49.5%です。中小企業のまち小樽にとっては、これは泣いてしまいます。

マイカルなど外から大型店を誘致して、そのおこぼれをちょうだいするやり方はもう通用しなくなったわけですから、市のシフトを地元中小企業の振興にきちんと置き換える、向きを変える、こういうことが必要ではないかと思います。我が党の緊急要求について、市長の見解を求めます。

次は、非核平和条例についてお尋ねします。

去る2月25日、市民団体である「小樽非核平和条例を求める会」から、小樽市における非核三原則の実施と平和行政の推進に関する条例の制定を求める陳情がこの議会に提出されました。その趣旨は、小樽港における非核神戸方式の採用と、平和行政の拡充を求めるものです。

小樽港の非核神戸方式は、我が党がこれまで6回提案した非核港湾条例と同趣旨のものであります。

最近のアメリカの、ユニラテラズムと言うそうですが、単独行動主義は、正に目に余ります。昨年12月までに15回にわたって未臨界核実験、また、ブッシュ大統領は、一般教書で「悪の枢軸」という言葉を使って、イラン、イラク、北朝鮮を敵視する、こういう演説をしております。

このブッシュ大統領が、この間、来日しましたが、小泉首相は、アメリカに全面的に屈服です。その後、ブッシュ大統領は中国に渡っておりますが、江沢民首席は、アメリカにくぎを刺しております。「1本のくわで二つの井戸は掘れない」と。こっちには、にこにこし、そして、片一方では、こぶしを振り上げる、こんなことは通用しないのだというのを、中国のこたわぎを使ってたしなめられたのとは、大分違います。

今、開会中の国会の行方は混沌としておりますが、ブッシュ大統領、アメリカの言う「ショウ・ザ・フラッ

グ」、これに加えて、テロ、不審船を最大限に利用して、何が何でも有事立法とやっきになっております。こうした情勢の中で、非核平和条例は正に喫緊の課題だ、こう思います。市民の安全を預かる市長が、「地方の時代」ということを強調されるわけですから、条例の制定に積極的に取り組むべきだと思います。お答えください。

次は、教育問題でお尋ねします。

いよいよ新学習指導要領が実施され、完全学校週5日制もスタートします。いじめや暴力や学級の崩壊、怠学、不登校、学力低下、今抱えている教育の諸問題を果たして解決できるのか、大変疑問であります。

私は、今広がりつつある教育における不平等の問題についてお尋ねします。

冒頭の市長への質問にもありましたが、今日のグローバル化の中で、人権の尊重、人間の平等の保障、これを政治の中心に据えるべきだと求めました。同じことは、教育でも言えると思います。

2月4日、東大の荻谷剛彦教授が、毎日新聞で、経済のグローバル化による教育における不平等の拡大、これを今の教育は解決できるのだろうか、という問題を提起しておりました。荻谷氏は、教育学者でいろいろな調査をしておりまして、小学校段階から生まれ落ちた家庭の環境の違いで、学ぶ意欲や学習態度に階層差が出てきている、高校を出ても、就職も進学もしない、無業者となる率は、親の雇用が不安定な職の場合が高い、グローバル化は、国の内外で貧富の格差の拡大、不平等の拡大、再生産を引き起こしている、こういう指摘であります。

同じことは、「日本不平等社会」という本を書いた佐藤俊樹という先生も指摘しております。「一億中産階級」ということを言った時代もありましたけれども、そのミドルクラスというのが今はもう音を立てて崩れていっている、こういう指摘であります。

教育改革の名の下に、個性の尊重と言いながら、小学校にまで差別や選別を持ち込む。貧乏人には教育は要らないのだと言わんばかりに、日本育英会の廃止です。こんなことで、教育の不平等、ひいては教育が今抱えている諸問題は解決できるのか。正に、ゆゆしき事態だと思います。市教委の見解を求めます。

今の問題と関連しますが、文部科学省は、中央教育審議会、中教審ですが、これに教育基本法の見直しを諮問しました。恐らく、国会で進められている改憲論議に歩調を合わせるということではないでしょうか。

表向きは、教育理念を変えるのではない、時代や社会の変化に応じて足りないところを加えるのだ、こう言っておりますが、実際の諮問の文書を見ると、経済のグローバル化に対応できる人材の育成、こういうふうにはっきりうたっております。そういう人材を育てるのだと。

見直しの中で、精神論を唱えたり道徳教育を強調したりしても、不平等の拡大など、今日の教育の荒廃や危機が打開できるとは思いません。むしろ、逆に、教育基本法、せっかく立派なものがありますが、これが定着していないというところに問題があるわけです。この点について、いかがお考えですか。

次は、30人以下学級の問題です。

我が党の再三の質問に、市は、30人学級というのは国や道が考えることなのだと、さっぱり重い腰を上げようとしません。

ところが、最近、いろいろなところで、これをやろうという動きが出ております。山形県の知事は、公共事業は何年ストップしても待ってくれるが、子どもの教育の機会は一度しかない、雇用の厳しいときこそ、30人学級を考えてよい、こういう判断で、公共事業に優先させて30人学級のために財源を確保するということをしております。これで、223学級増える、教育にとってもプラスだし、雇用にとってもプラスであります。福島

県でも同じような取組が行われております。新潟県、秋田県、10の自治体で取組が開始されました。

これは外国の例ですけれども、イギリスのブレア首相は、こういう立場ですから、競争原理を認めているのですけれども、そのために遅れる地域の学校に、より多くの資金を使って、出発点でのハンディを克服するということに努力しているということを聞きました。

そういう取組が必要ではないかと思います。30人学級に向け、市が率先して取り組むことを強く求めます。

さきほど大変長い時間にわたってやりとりがありましたけれども、T T加配などというのは、いわばこそくなやり方であります。もっときちんと30人学級を定着させるべきだ、こう思います。

余計なことを言っている時間ありませんので、先に行きます。

最後に、日の丸・君が代の問題についてお尋ねします。

間もなく、また卒業式、入学式がやってまいります。本来なら、学校では、子どもも親も先生も一番喜び、お祝いしたい行事なのです。

ところが、1年間のうち、わずか数分の時間で、数分の出来事なのです。最も忌まわしい行事に今なっております。このことに、関連者がどんなにエネルギーを費やしているか。それだけのエネルギーをもっとまともなことに使うべきでないか、こう思います。

「今まさに、人を大切にして、お互いの人格を認め合う中で、よりよい社会を築くことが要求されています」、これは雑誌に乗っていた言葉の引用であります。99年3月に、この日の丸・君が代問題で自殺した広島世羅高校の校長だった石川敏浩弘校長が生徒に最期に残した言葉であります。非常にまじめな教育者だったと推察されます。

この問題について、精神医学の専門家であり、現在、京都女子大学の野田正彰教授は、「命を吸って歌われる歌」と。これは、4回ほど、雑誌「世界」に連載しております。精神科医ですから、その立場でこの問題を取り上げ、分析しています。校長先生は、普通のまじめな人だった、しかし、これは、世羅高校ですから、広島県ですね。県教委が、夜討ち朝駆け、まさに暴力とも言えるような圧力を校長に加える。しかし、校長は、これをほかに転嫁することができなくて、結局、最後は自分の命を絶ったと。このことは精神医学的にも大変異常なことだというふうに野田先生は取り上げているわけです。

前置きが長いのですけれども、先へ進みます。

教職員にこのほど配布された文書の経緯について、配布先、内容、そのねらいは何だったのか、お答えください。

文書もその一環として受け取られますが、今年はどう対応されるのか。言うところの職務命令を出して違反者を処分する、こんな考えを持っておられるのか。そのようなことをほのめかすような文書の中身であります。

こんな問題について、戦前の二の舞になりはしないか。立派な方が教育委員会におられますし、校長先生もおられるのですけれども、校長会あたりで何の論議もないのかなど。戦争中の教育を受けた人間ですから、そういうことを大変心配します。

我が党は、日の丸・君が代については、反対です。憲法で保障されている基本的人権、内心の自由を尊重し、強制すべきでないと考えます。

いよいよ最後の問題です。

次は、議員定数削減の問題について、やや時間になりましたけれども、お許しをいただいて急いでやります。提出者の皆さんにお尋ねします。

この問題は、1998年、平成10年ですが、相当長い時間をかけて論議して、本市議会では一応の決着を見た問題です。

ところが、地方分権一括法の中で、地方自治法が改正される。我々は、中身は改悪だと思いますが、本市の従来の法定数40名が、人口10万人から20万人までは上限数が34人、こういうことになりました。我が党は、国会ではこの改正については反対しました。これをさらに、今度は2人減らして32人にとすると。これは、到底、認めるわけにはいかないと思います。そういう立場から質問します。

第1は、議員定数の削減は、民主政治の根幹である議会制民主主義を形骸化する、骨抜きにしよう、こういう問題です。

議会制民主主義というのは、主権者は国民であるという立場から、よく言う国民が主人公ということですが、主権者の意見を政治に反映させる方法として、長い歴史を経てつくり上げられたものであります。

主権者が、直接、政治に参加する、直接民主制はわかりやすいのですが、一方では、参政権を、条件を付けないで一人でも多くの人に広げようというのが普通選挙ですから、おのずから限界があります。そういう中で、議会制民主主義、代議員制を採るということになりました。それでも、憲法や地方自治法というのは、主権者の意見が政治に反映できるように直接民主制を一部に取り入れ、代議員制を補強するという形に現在になっているわけです。

定数を減らすというのは、それだけ主権者の意見が反映しにくくなる、こういうことになりはしないか。ましてや、新しく立候補されるという方がますます不利なことになりはしないか。

98年にこの問題で意見を述べられた北海学園大学の森啓教授は、98年のときも、数の論議よりも議会の活性化をどうして図るか、そのことを考えた方がいいのではないのか、こういうふうに意見を述べられて、各党がこれに合意して、議会活性化のためにまた長いこと取り組んだわけであります。

ちなみに、森教授は、今、国会で問題になっている衆議院の北海道小選挙区制については、北海道は13から12に一つ減らす提案になっていますが、このことについて、単純な人口比ではなく、北海道のような広い地域では、地域を考慮して北海道なら30人か40人くらいの国会議員がいてもいいのではないのか、こういうふうに言っております。これは、民意をできるだけ政治に反映させよう、こういう立場からのお考えだと思います。

議員定数の削減は、議会制民主主義の墓穴を掘ることになりはしないか、お答えを願います。

二つ目は、市民ニーズの多様化に伴い、行政も複雑化、多様化してきております。チェックする機関である議会が、それに十分対応できるかという問題です。

例えば、市役所では、それぞれ専門的な知識を持った職員の方が2,000人もおられるわけですね。これを、我々30人や40人の議員で、住民を代表して十分監視、チェックできるのか、大いに疑問であります。

今度、北後志の広域連合ができますね。そこにも一部の議員の皆さんは参加することになる。ますます守備範囲が広がるわけであります。そういうことに十分こたえるためにも、議員の定数の削減はすべきでない。

ちまたでは、確かに、働かない議員が多い、小樽市議会議員は多すぎる、市民に迷惑をかける議員は要らない、無駄遣いだ、不況でみんなが苦しんでいるのに議員だけ、のほほんとしているわけにいかない、こういうちまたの声は確かにあります。

しかし、主権者は住民ですから、負託にこたえられない議員は、次の選挙のときに選ばなければいいわけがあります。これを、議員定数を減らして、行政のチェック機能を弱めてしまうということは、結局は、悪政に市民の皆さんが泣かされるということになるのではないかと思います。市民の皆さんは、話をすれば、そのく

らしいことはよくわかると思います。

3番目は、財政との問題ですが、不況で生活も商売も大変、財政も苦しいと。市長も三役の皆さんも今度はカットする、こういうふうになっていますので、議員も数を減らせ、そういうふうに言われる市民感情そのものを全く理解しないわけではありません。

しかし、我が党は、そういう声にこたえる立場からも、この際、議員の海外視察、200万円程度ですが、これは自粛してはどうなのか、議員の歳費を引き上げるなどというのは、これは自粛すべきでないのか、こういうふういろいろな機会に言ってまいりましたけれども、なかなか耳を貸そうとしません。中には、議員を減らした分だけ、歳費を上げねなどというような、市民に聞かせたら、かんかんになって怒るような話も出ていたわけです。

今の不況は、自民党の悪政の結果です。市財政の悪化は、マイカルの破たんに象徴されるように、与党が市政を牛耳ってきた結果であります。その責任を棚上げして、野党である我が党まで巻き込んで、市民には、いかにも議会が責任を取った、こういう格好をつくるのは極めて卑怯だと思います。責任を取るというなら、自分たちがこの4年間何をやってきたのか、それを皆さんの前に明らかにして、選挙のときにきちんと市民の皆さんの審判を仰ぐ、これが常道でないかと思います。お答えください。

ましてや、党利党略のために定数問題をもてあそぶなどということは絶対に許されません。定数問題は、今後、特別委員会で十分審議されると思います。我が党は、憲政の常道に立って徹底論議を尽くすことを申し添えて、再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝磨登壇)

○市長(山田勝磨) 高階議員のご質問にお答えいたします。

最初に、政治姿勢について何点かご質問がありました。

まず、「地方の時代」という指摘であります。私が年頭に申し上げましたのは、21世紀のキーワードは地域であるということで申し上げました。

一昨年4月に、地方分権一括法が施行され、今後、地方自治体が自主・自律の地域社会を築いていくためには、地方の政策も地域主導型の取組を進める必要があり、これを実現するためには、職員1人ひとりの知恵と戦略がますます求められることを第一に主張したところであります。

と同時に、社会経済情勢が大きな転換期を迎え、市民ニーズに的確にこたえ、きめ細やかな行政サービスを提供していく上で、新たな公と民のパートナーシップに基づき、行政、民間、市民などが幅広く連携することがより一層重要であることを視点に置き、このことから、21世紀のキーワードは地域であるというふうに申し上げたものであります。

次に、人間が大切にされる市政についてであります。私といたしましても、毎日のように新聞やテレビ等で報道されます幼児や児童、ホームレスなどの弱者に対する虐待、企業倫理が働かずに消費者を偽る問題など、こうしたことに接する度に胸が痛む思いをしております。

我が国は、これまでにない厳しい社会経済情勢を迎えておりますが、これからの時代は、心の豊かさやゆとりと潤いのある地域社会を創造しなければならないものと考えております。

市といたしましても、これまでも、市長への手紙など、いろいろな機会を通じて、できるだけ市民の皆さんの声を聞くよう努力しているところではありますが、今後も、市民の心を大切にした市政の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、「21世紀プラン」についてであります、「21世紀プラン」に盛り込まれております事業を着実に実施することが「まちづくり」を進める上の基本と考えており、今後も適切な進行管理が重要なものと認識しております。

しかし、予想を上回る少子高齢化の進展や、目標人口とのかい離、さらには厳しい財政状況など、社会経済情勢の変化も激しいため、事務事業評価システムなどを活用し、3年ごとのローリングを行っておりますが、今後、柔軟に施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

次に、財政問題について何点かお尋ねがありました。

まず、本市財政の現状認識についてであります、本市の財政構造は、一つには、税基盤がぜい弱で、交付税に頼らざるを得ない状況にありまして、国の交付税施策の影響を受けやすいものとなっております。また、歳出におきましては、人口に占める高齢者の割合が高いことや、低所得世帯が多いことなどから、扶助費が増加傾向にあり、また、市債の償還額も増加してきていることから、義務的経費の割合が高い、硬直化した財政構造となっております。

また、国民健康保険事業や病院事業の多額の累積赤字を抱えており、大変厳しい状況であると考えております。さらに、市税が、平成13年度、14年度と大幅に落ち込んでおり、また、地方交付税も減少してきていることから、今後の市債償還の増加などを考えますと、ここ数年は、本市の財政運営は大変厳しい状況が続くものと認識しております。

次に、財政危機の原因についてであります、公債費や扶助費など義務的な経費が増加する一方で、長引く景気低迷の中での市税収入や地方交付税の落込みが大きな要因であると考えております。

公債費の増加につきましては、起債を導入して実施してきた事業の中には、全国的に国と地方が協調して実施してきた景気対策としての側面も持つ事業もありますが、事業の実施に当たりましては、市民ニーズを基本に、議会のご意見もいただきながら、市民生活の向上や地域経済の活性化のために必要な事業を選択してきたものであります。

次に、財政健全化と行政改革の進捗状況についてのお尋ねであります。

まず、財政健全化計画につきましては、平成13年度から平成17年度までの5か年の収支見通しを平成12年11月に作成し、昨年3月に見直しを行っておりますが、市税収入や交付税など状況が大きく変化しており、現在見直し作業を行っておりますので、数字が固まり次第、お示ししたいと考えております。

次に、行政改革実施計画の進捗状況についてであります、平成13年度につきましては、年度途中であるために決算数値をお示しすることができませんが、財政に関連する主なものとしては、農業委員会の委員定数の見直し、高島保育所と赤岩保育所との統合、職員数の対前年度比33名削減のほか、引き続き、特別職給料の3%及び管理職手当の削減を行いました。また、上下水道料金のコンビニエンスストアでの収納や、係船料、引き船使用料などの港湾施設使用料の見直しを行ったほか、市税等の収納率向上対策、公共工事のコスト縮減などを実施したものであります。

次に、市財政の再建をどう図っていくかということですが、根本的には、景気が回復し、個人消費が伸び、市経済全体の活性化が図られることにより、市財政の健全化も図られると考えております。現在、国に

において、検討されておりますデフレ対策など経済施策が早期に実施され、効果が現われることを期待しているところであります。

本市におきましても、独自の景気対策には限界がありますが、雇用対策や中小企業支援のための融資制度の充実、商店街活性化のための助成事業や観光振興事業のほか、若年者定住事業や少子化対策など、生活関連のきめ細かな施策を実施することにより、地元経済の活性化につなげていきたいと考えております。

一方、この1年間で、地方自治体を取り巻く財政状況は、地方税の大幅な減少により急激に悪化してきており、本市におきましても大変厳しい財政状況となっております。このため、去る2月25日に、財政健全化の取組を緊急に推進するため、三役と部長職から成る「財政健全化緊急対策会議」を設置いたしました。

今後は、この対策会議において、さらなる組織・機構、給与・手当の見直しや既存事業も含めた事務事業の見直しなど、行革の実施項目を中心に取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、国保財政が厳しい原因についてであります。保険料は、原則として医療給付費、老人保健拠出金等の費用額から国庫負担金等を除いた額を求めなければなりません。国保制度は、もともと高齢者、低所得者が多いことなど、一保険者では解決のできない構造的な問題を抱えておりますが、小樽市の場合、特に高齢者が多いことや、病床数が多いことなどにより、医療費が高い反面、それに見合った保険料を確保出来ていないことが大きな要因と考えております。

次に、国保財政の健全化についてであります。初めに、国庫負担率の改善であります。

従来、全国市長会を通じ、国庫負担率の改善を求めてまいりましたが、ここ数年は、むしろ医療保険制度の一本化をはじめとした制度の抜本改革による安定的な財政運営の実現について国に求めています。

また、一般会計からの大幅な繰入れによって抜本的な解決を図るべきとのことですが、国保特別会計の運営につきましては、基本的には、国と負担と加入者の保険料で賄うものとされております。これまでは、市の施策として繰入れをしてきましたが、一般会計の財政状況はこれまでになく厳しい状況にあり、これ以上の繰入れを増やす状況にはないことをご理解いただきたいと思います。

なお、このたび示されました制度改正案によれば、ここ一、二年は収支の改善が見込まれますが、やはり医療保険制度の抜本改革が不可欠と考えております。ご承知のように、国保は、低所得者と高齢者を多く抱える構造となっており、多くの市町村国保は、一般会計から多額の繰入れをしてようやく運営をしているのが実態であります。国民皆保険を堅持していくためには、医療保険制度の一本化をはじめとした抜本改革が着実に進められるよう、今後とも、全国市長会を通じ、国に求めていると考えております。

次に、北しりべし広域連合規約に関連して何点かお尋ねがありました。

初めに、広域によるごみ焼却施設についてであります。平成12年3月に策定した「北後志地域ごみ処理広域化基本計画」においては、ごみ1日焼却量を252トンとして焼却炉も計画されております。

しかし、施設の規模は、将来のごみ排出量予測に基づき設定することから、今後策定する実施計画において、平成12年度に本市のごみ量が減量になっていることや、構成市町村の今後のごみ排出量の減量化とリサイクルの推進を考慮して、改めて策定されるものと考えております。

次に、住民参加についてであります。桃内町内会からは、同意書と併せて、「地域住民への理解優先が必要との基本線を踏まえ、情報提供等、最善の努力を持って履行すること」などを内容とする附帯決議が示されていることもあり、今後の実施計画策定などの事業の進捗に合わせ、その都度、協議や説明会等を実施し、町内会員の方々に理解を深めていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、建設予定の焼却、リサイクル、破碎の3施設と事業主体との関係についてであります。リサイクル及び破碎処理施設は、本市の排出量を基にした規模の施設を建設することになりますが、「北後志広域ごみ処理広域化基本計画」では、3施設の一体建設及び管理・運営が経済的・効率的であるとの観点から、事業主体を広域連合といたしたものであります。広域連合は、焼却、リサイクル、破碎の3施設を管理運営することになりますので、広域連合議会において、施設全体について審議されるものと考えております。

次に、広域化により、地方自治の本旨がゆがめられるのではないかとありますが、広域連合は、広域にわたり処理することが適当と認める事務について、広域計画を定め、その事務を総合的かつ計画的に処理するために、協議により規約を定めて設立される特別地方公共団体であります。特別地方公共団体である広域連合は、普通地方公共団体である本市や他の5町村とは別個の法人格を持ち、その業務処理につきましても、広域連合の議会や住民の監視の下に置かれることになりますので、広域連合を設立し、共同して事務処理することが必ずしも地方自治の本旨をゆがめることにはならないものと考えております。

次に、中小企業対策についてお尋ねがありました。

最初に、地場産業振興会議についてであります。この会議の目的につきましては、地域経済の活性化のためには、地場産業の振興、発展が重要であると考えており、産学官が連携して、地場の既存企業に対する具体的な振興策の策定と、さらに、新規産業の創出を図ることとしております。この間、平成12年5月に、振興会議の中で協議決定されました「ゼオライト開発研究」、「朝里川温泉地区の振興」、「小樽まち育て情報センターの設置」の三つのワーキンググループが立ち上がり、それぞれの分野で約2年にわたり積極的な検討、研究が進められております。

ゼオライトにつきましては、冷暖房装置の共同研究開発事業として試作機を製作し、現在、実用化に向けたデータ収集を進めております。

また、朝里川温泉につきましては、平成13年5月、観光クラスター研究会「小樽ゆらぎの里」を立ち上げ、現在、その中で、朝里川温泉イメージ調査の実施や温泉水や地下水を利用したワインや酒造りの実践など、積極的な取組が進んでおります。

さらに、情報センターにつきましては、平成13年8月、NTT小樽支店の1階を借り受け、待望の産業情報の受発信拠点としてスタートし、主な事業としては、ITを機軸したコーディネート事業を中心として、商店街のホームページ作成や更新、情報ネットワーク構築のサポートなどの支援や各種セミナーの開催、さらには、公募ブースにIT関連の優良企業が3社入居し新たなビジネスを展開するなど、幅広い活動が進められております。

今後とも、産学官の連携を密にし、新たな産業創出も含めた地場産業の振興を目指してまいりたいと考えております。

次に、ITについてのお尋ねであります。国におきましては、情報技術革命の進展を踏まえ、5年以内に世界最先端のIT国家となる目標の実現のため、「e-Japan重点計画」に基づき施策を実施してきており、その一環としてご質問にあります「IT講習会」が実施されたものと理解しております。

現状では、IT関連の新興企業の多くが株式市場の冷込みなどの影響から厳しい状況にあるものと思われますが、ITの活用による新たな産業の創出と既存の地場産業の効率化による経済構造の改革などは、重要なことと考えております。

本市におきましては、事業活動の中でITを効果的に活用したい企業や商店街からの要請もあることから、

今後とも、まち育て情報センターを拠点として、SOHO事業やホームページの展開など具体的取組を進める必要があるものと考えております。

次に、融資制度の見直しについてであります。収入役を座長とする「融資制度見直し検討会議」において、中小企業者にとって借りやすい資金の在り方について検討を重ねてまいりました。

その中で、直貸しの是非についても検討いたしましたが、審査の方法や回収が困難となり、不良債権化した場合の回収方法や税金の投入等の問題があり、実施は困難との結論に達しました。

また、重要なのは、現状では融資を受けることが困難な中小企業者への融資を可能にすることであり、市も一定程度のリスクを負う必要があるとの検討会議の意見も踏まえ、市が80%の損失補償を行う無担保の経営支援特別資金を創設することにいたしましたものであります。

次に、日本共産党の緊急要求に対する見解についてであります。

ここ数年、全国的に商工信用組合など地元密着型の金融機関が破たんしており、その原因につきましてはさまざまな要因があり、一概には申せませんが、金融庁の検査に関しては、地元密着型の金融機関に対し、画一的なマニュアルで行うのではなく、一定の配慮をすることも検討する必要があるのではないかと考えております。

また、政府系金融機関など公的金融の役割強化についても必要なことと考えており、小樽商工信用組合の破たんに際しましては、取引先中小企業者への影響を最小限に抑えるため、国民生活金融公庫に対し、融資引受けの要請や北海道信用保証協会に対し保証枠の拡大の要請、さらに、整理回収機構に対しても、返済条件の緩和など弾力的な対応を要請いたしております。

国においては、本年度、金融セーフティーネットの整備などを内容とする約2,600億円の大型補正予算を計上し、中小企業対策に取り組んでおりますが、今後、さらに厳しい経済状況が続くと思われるので、より一層の景気浮揚対策を講ずるよう、市長会を通じて要請してまいりたいと考えております。

次に、陳情がありました小樽市における非核三原則の実施と平和行政の推進に関する条例の制定についてありますが、このたびの条例案の中には、小樽港に入港する外国艦船を保有する国に対して、非核証明書の提出を求め、その提出がない場合には港湾の使用を認めないとありますので、この部分は外交に関する事項であり、これは国の専権事項でありますので、条例制定は困難なものと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 高階議員のご質問にお答えいたします。

まず、完全学校週5日制を目前にしての怠学、不登校、学力低下など多くの教育課題の解決はどうなるのか、特に、児童・生徒間における不平等の拡大についてですが、現在の教育問題の底流に潜む学習意欲の喪失や教育観の変化を憂慮しております。この問題については、学校だけの努力による解決は難しく、家庭、地域の理解や協力を得ながら、学校再生を考えていかなければならないと考えております。

完全学校週5日制の下、学習指導要領では、「生きる力」をはぐくむことを目指し、「心の教育」の充実と「確かな学力」の向上が説かれておりますが、教職員が一致協力して児童・生徒の向上を支える努力が今求められていると思います。

次に、教育基本法の見直しについてですが、平成12年12月に公表された教育改革国民会議の最終報告において、教育基本法が定める個人の尊厳や平和の希求など、普遍の原理を大切にしながら、「新しい時代を生きる日

本人の育成」、「伝統文化など次代に継承すべきものの尊重、発展」、「教育振興基本計画の策定など具体的方策の規定」の三つの観点から、新しい時代にふさわしい教育基本法を考えていくことが必要であると提言されております。

まだ、具体論議はされておりませんが、新たな教育推進方策と併せて、将来に向かって新しい時代の教育の基本像を提示し、それを確実に実現していくため、新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について総合的に検討されるものと聞いており、その論議の行方に注目してまいりたいと考えております。

次に、30人以下学級の問題ですが、多くの自治体がそれぞれ独自の取組を進めようとしていることに注目しております。本道においても、小学校1年生を対象に20校程度を研究校として指定し、2年程度で結論を出したいとしております。

市教委としても、その研究指定の候補校に関心を持っておりますが、今、独自で踏み込む考えはありません。

最後に、国旗・国歌にかかわって、1月16日、校長・教職員あて文書についてですが、そのねらいは、学習指導要領に基づき、国旗の掲揚、国歌の斉唱が適切に実施されるよう、各学校の取組を求めたものです。

このことについては、これまでも各学校において、時間をかけ、話し合いを行ってきておりますが、結果として、一部の学校において、掲揚された国旗を引き下ろすなどの行為があったことから、国旗の掲揚、国歌の斉唱の意義や在り方について改めて文書で明確に示し、より教職員の理解が深まり、適切で円滑な実施が行われるよう願ったものであります。

以上であります。

○議長（松田日出男） 議案第57号提出者の答弁を求めます。

（「議長、35番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 35番、佐野治男議員。

（35番 佐野治男議員登壇）

○35番（佐野治男議員） 高階議員の質問にお答えいたします。

多少長くなりますが、できるだけ丁寧にお答えをしたいと思います。

まず最初に、このたびの議員定数削減は、民主主義の根幹である議会制民主主義の形骸化につながるのではないか、また、墓穴を掘ることになるのではないか、また、議員が少なくなる分だけ、議会に市民の声が反映されなくなり、さらに、新人の立候補者が狭められ、不利になるのではないかというご質問の趣旨と受け止めました。

確かに、議会制民主主義は、国民の立場から、主権者の意見を政治に反映させる方法として英知を結集してつくり上げたという高階議員のお話は、全くと指摘のとおりであります。一方、議会制民主主義の大原則は、多数決を根幹に据えなければ成り立たないものであることも申し上げておきたいと思えます。

さて、この小樽市議会の議員削減と議会制民主主義の関係であります。議会制民主主義は、「市民の意見を行政にどのように反映させるか」ということが原則であると思えます。すなわち、このたび私たち議員が議員定数条例案を提案した背景には、議員削減を求めている多くの市民の声を反映させているのだということを強く申し上げておきたいと思えます。したがって、民主主義が形骸化されとか、行政に市民の声が反映できなくなるということには当たらないものと考えております。議会制民主主義と言っても、そこにはおのずから定められた限界があります。すなわち、主権者の、いわゆる市民の立場に立っていかん議論を高めていくのか、その過程が大事な要件であります。

したがって、このたびの小樽市議会の定数削減は、地方分権一括法による地方自治法第90条、91条に基づく法律上の根拠に立って、小樽市議会としてさらに減数条例を定めるという、いわゆる議員による民主的な手続によって議員定数を定めようとしているものでございます。

このことが、どうして民主主義の形骸化になるのでしょうか。提案説明でも明らかにしたように、このたびの定数削減条例案は、小樽市の大変厳しい行財政の状況、人口が15万人を割れる、さらに、苫小牧や帯広など、他都市との比較の上で、多くの市民の声を代弁する形で議員提案したものであります。このような考え方や手続が、民主主義の形骸化や骨抜きになるというのであれば、それでは地方自治法第90条、91条の精神は一体何なのか。

さらに、全国各地や北海道でおおよそすべてと言っていいくらいの自治体が、既に定数条例を改正し、議員の数を削減しているのが現状であります。しからば、共産党は、その削減している地方自治体はすべて民主主義の精神に反しているということになるのでしょうか。そうはならないと思います。

また、質問の中に、議員の数を減らすということは、それだけ主権者の意見が反映しにくくなり、議会の形骸化や新人の立候補が狭められるとの発言がございました。このことにも見解に相違がございます。

議会が形骸化するかしなないかは、選ばれた議員の資質の問題であります。市民の声をしっかり受け止め、議員としての責務を懸命に果たすとき、どうして形骸化した議会になるのでしょうか。たとえ議員定数が減ったとしても、それぞれの議員、会派が真剣に議会の活性化に取り組むことが必要なことであると考えております。

また、議員への立候補が狭められるという指摘は全く当たりません。選挙とは、候補者同士が競い合うものであります。みずからの政策や決意を訴え、結果として、有権者より審判を受けるのが選挙であります。議員定数が多いとか少ないとかで立候補をする、しないというのは、あまりにも立候補の動機そのものが希薄ではないかと考えるものであります。

次に、行政機構の多様化や複雑化が進む中で、限られた議員で議会チェック、対応が出来るのかという質問であると受け止めます。このことは、出来る、出来ないということよりも、議員として行政をチェックするのは当然の責務である、このように考えます。

市役所の機構や職員は、より専門的な知識や才能を有していることは当然のことであります。しかし、だからといって、議員が多ければいいという理由にはならないと思います。定められた議員数の中で、議員みずから深く自覚し、より真剣に行政チェックの役割を果たすべきものとするのであります。

また、働かない議員がいる、市民に迷惑をかける議員は要らないうんぬんの指摘もございましたけれども、このことは、定数がうんぬんということよりも、議員1人ひとりの自覚の問題であります。有権者は、議員に期待をして選んでいる以上、だれがどんな議員活動をしているかは、有権者お一人お一人の判断の問題である、このように考えております。

次に、小樽市の財政との関連で、海外視察や歳費引上げについてもご質問がございました。いわゆる小樽市の財政状況が厳しい、議会経費の削減を理由としての議員削減を言うのであれば、海外視察こそ無駄であり、やめるべきだ、こういう趣旨のご質問であると思います。

本来、視察は、認められている議員調査活動の一環であります。議員がみずからの見識、見聞を高め、先進他都市の実態を学び、その得たところを市政に反映させていくことが本来の視察の目的であります。したがって、議員視察は、国内、海外を問わず、極めて有益な議員活動の一つであると考えております。

現在、小樽市議会は、日本の近隣諸国を視察の対象にして海外視察を行っております。具体的には、韓国、

中国、台湾等であります。国際化が叫ばれる中、近隣諸国の国内事情を勉強することは、大変に必要なことと考えるものであり、とりわけ、港湾都市としての小樽市は、物流や貿易などで近隣国との交流は極めて大事な視点であると考えております。

私も、過去3回、海外視察を経験いたしましたが、隣国の港湾規模の現状や経済状況及び市民生活を視察し、大変に有意義な視察になったことを鮮明に覚えております。ぜひ、共産党の皆様も機会があれば参加してはいいかがとお勧めしたい気持ちでいっぱいであります。

次に、この海外視察の行先、目的、日時などの基本的な決定は、各会派代表者会議で決定しているというのが現状であります。代表者会議では、いかに有効的に視察目的を達成するのかという観点の中、過去には、この海外視察をロシア・ナホトカ市の市制50周年記念行事に合わせて実施したり、また、ダニーデン市との交流の一環として海外視察をした経緯もございます。すなわち、それぞれの目的を明確にして視察を行っているのであります。つまり、共産党は、海外視察のどこが問題なのかということを具体的に明らかにすべきであって、ただ海外視察は意味がない、無駄だということだけではあまりにも感情的な主張ではないかと思われます。

財政が大変だから、海外視察はやめろと。視察はやめろということは、国内視察も同じ意味を持つものであります。したがって、海外視察の有無は、するか、しないか、これからしっかり議論する必要はあるとは思いますが、議員数を削減する話と海外視察は別の議論である、このように考えている次第であります。

次に、定数を減らし、その分を議員報酬の引上げに回せでは、市民感情に逆行するのではないかうんぬんという趣旨の質問と受け止めました。

この議員報酬の引上げの答申は、議員活動を支える重要な費用であり、適正な収入が確保されなければ議員活動に支障を来すということと、現行の報酬月額も改正されて以来4年が経過しているので、議員報酬の改正について、議長から市長に審議会の開催を求め、かつ、審議会が開催されたものでございます。その結果として、今日の経済情勢や市民感情に配慮して、議員の報酬引上げが見送られた、このように認識をしております。

共産党は、本音と建前はよくわかりませんが、議員報酬は自制すべきと主張しておりました。正に、共産党の言う結論に至ったことでもあり、この審議会の決断は大いに尊重すべきことである、このような認識をしております。

以上、長くなりましたが、答弁に代えさせていただきます。(拍手)

(「議長、26番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 26番、高階孝次議員。

○26番(高階孝次議員) 第57号の提案については、背中の方から質問するのは失礼ですので、登壇してやります。

最初に、市長の方に再質問をします。

「21世紀プラン」の見直しの問題ですが、16万の目標人口が、16万どころか15万を割ってしまったと、これは致命的だと思うのですよ。何とかそこに近づけるという審議会の論議でありましたけれども、そんな見通しはないだろうと思いました。

しかし、この5年間で、5,000人ですか、6,000人ですか、国調で言うとか減っておりますね。全然、16万からますます遠のいていく。人口が減るものだから、今度は議員定数も減らせなどというところでもない話が出てくるのですけれども、とにかく「21世紀プラン」というのはそういうところで致命的であります。

それから、もう一つ例を挙げますと、商業販売額です。これは、平成6年、この「21世紀プラン」がスター

トするときに4,024億円、これが基準であったのです。10年たって、4,699億円にする、これが目標だったのです。

ところが、マイカルがオープンした11年、まだ、年間平年度という格好にはなっておりませんが、11年はそのマイカルの分も入れて3,880億円、基準年度はもう終わってしまっているわけですよ。その上で、マイカルが倒れてしまったわけですから、到底、商業販売額一つをとっても全然現実に合わないものになっている。

いろいろ数値を挙げてどうだということをこの審議会でも言いましたけれども、数値目標を挙げると、それに近いとか遠いとかと言われるのが嫌だったのでしょうか、当時は、人口と工業出荷額と商業販売額、数字ではこの三つくらいしか挙がっていないのですね。ところが、その挙げている大事な数字がもう現実に合わないというのです。

市長の答弁を聞きますと、弾力的に対応すると言うのですから、これからその対応を見ていきたいとは思いますが、そういう範囲ではとどまらないのではないかと、これをひとつお聞きしたいと思います。

次に、財政の問題です。相当長く答弁されましたけれども、国の政治だとか、あるいは、特に今の小泉構造改革、そのあおりを受けているという面は、これは否定できません。

私が言っているのは、それを含めて、ただ、外のせいにしていけば責任逃れということにはならないでしょう。山田市長も含めてですが、歴代の自民党の市長さんは、交付税措置を後でしてもらおうという借金を、さもさも良質の起債だ、問題ないのだと言わんばかりに、これをどんどん受け入れてきて地方単独事業もやってきたわけです。財源にしたわけです。ところが、そういうもののツケが今回ってきている。その判断というのは、やはり、市自身あるいは市長自身の判断の結果ではないのかなと。その点を逃げないできちんと押さえていただきたい、こう思います。

それから、同じ財政に関係しますが、国保です。

国保については、担当者から聞くと、一、二年はちょっと息がつけるようではありますが、この先は全然どうもならんと。国が抜本的に制度を変えてもらわなければどうもならんと、担当者が悲鳴を上げているのですよ。そういう状況なのです。

ただし、それを一般会計から繰り入れて何とかせいと、そういうふうに言っても、国保の担当者が「はい、はい」などと言うわけにはいかない。結局、財政全体を見られ、そして、ここはこうだというふうに判断できる市長がその辺に立って判断しないと、それぞれの原課、原部で何とかしようといったって、それはもう限界を越している。そういう意味で、国保のことも含めて、破たんだ、破たんだと市長が全国に向かって言うわけですから、こうするのだとか、あるいは、国にはこうやって要求するのだということを示さないと、どうもならないのではないのかなと。

ただ、普通、特別会計が赤字でしたら、何年か前にやっていたとおり、繰上げ充用をして、5月には臨時会を開いて、実態がこうだということで議会でも審議してやるというのが普通のスタイルで、これは地方自治法のもとなやり方なのですよ。

ところが、一時借入金、これを借りては返す、借りては返すと、それをそのまま続けているわけですから、隠れ借金だとか、こういうふうに言われたって仕方がない、事実上の長期債になっている。だから、市民が国保料を下げてくださいなどというお願いに行っても、三十何億の借金がある、赤字なのだよと、こう言われてしまうと、もうそれ以上何も言えない。そういうような実態であるということもちょっと言っておきたいと思いま

す。

それについては、もう一度、しつこいようですけれども、どう考えるのか。

それから、広域連合の問題については、いろいろ2年くらいにわたって議会でも大論議しました。これは、事業の透明性あるいは公正性ということが、なかなか議会として押さえ切れないということが問題であったのです。

ただ、推進協の段階ですから、なかなか手が届かないという議会の側のじれったさもありますけれども、今度、これはともかく正式にスタートするのですね。そして、うちの議員も連合議会のメンバーに入るわけですから、そんな中途半端なことは出来ないで、多分、透明性というのは、はっきりされていくのだと思います。

市長の答弁を聞いていても、桃内の住民にもよく説明していくと、こういうわけですから、そういう方向でこれはぜひ進めていただきたいと思います。

市の施設がそこに入るというのは、ちょっと私は疑問ですけれども、効率性ということで、ここの連合の中に入れて考えるのだ、こういう言い方なのです。そう言われたからといって、そうですかというふうに単純にならないのです。これからも、よくそこは見ていきたいと思います。

中小企業のことでお尋ねしますが、ちょっと市長も触れられておりましたけれども、これもまたNHKの「クローズアップ現代」ですよ。一番先に出てきたのが、商工信組が、ばんとあの場面に出ていましたね。要するに、日本は各地で信組、信金が倒れると。NHKでは、これを特集として報道されたわけです。

そのときに、中小企業の専門家ですが、立教大学の山口さんという方で、小樽に来たこともあります。この方は、結局は同じ物差しで全部測るから、信金や信組の方にしわ寄せが行くのだ、これはやはり物差しを換えて見なければならぬのだ、こういうことを強調されておりましたけれども、我が党もそうだと思います。

こういう点と、それから、政府系金融機関ですね。これは大いに頑張ってもらう。この間、国金の支店長さんとお会いする機会がありまして、大いに国金に相談に来てくださいと言って、彼はそういう話をしていましたけれども、こういう政府系金融機関こそ、あるいは信用保証協会こそ、こういう時期に中小企業の皆さんのために頑張ってもらいたいと思います。

それから、平和の問題で、非核神戸方式に関して専権事項だというふうに市長は言われましたけれども、これは何年か前に戻ってしまいましたね。なかなか市長はそういうことを言わないでくれたのだけれども、全部、外交に関すること、防衛に関することは専権事項だと。ここでは何でこういうことをやっているのかということです。神戸ではやれて、小樽がやると言ったら、それは国がやることだと。そんなわからない話はないですね。これはもう一度正しておきます。

それから、教育の問題では、教育長は、さきほどいろいろ答弁されたおりましたけれども、大体似たような年で戦争の教育も受けてきた世代なのです。それで、戦後の教育というのは、とにかく人間を人間として尊重するというのが土台にあって、お金がなくて教育を受けられないなどというのは、これは国が手当てして教育を保障する、これが精神でなかったかなと思うのですよ。

ところが、今はもうそれがめちゃくちゃになっている。頼りにしていた育英会の奨学資金までなくしようというのでしょうか。貧乏人は教育を受けないでいいということになるのですか。こういう乱暴なことになりかねない。私は、いろいろこれに対して何と言ったらいかなと思って考えているのですけれども、教育が今こういう状態を認めたら本当に卑怯だと思いますよ。許されないことだと思いますね。そういう点についてお答えください。

それで、ちょっと前に行きます。

(26番 高階孝次議員登壇)

それでは、議員定数の問題で、聞こえるように再質問させてもらいたいと思います。

さきほど、代表して、佐野議員がいろいろ言われましたが、どうも、はい、そうですかというわけにはいきません。個々のことについては、せっかく特別委員会が開かれるということでもありますので、そこで十分論議してもらいたい、こう思います。

提案者の方が何人かおられますので、何点か、それぞれについてお聞きします。そんな難しくは聞きませんから、わかりやすく聞きます。

まず、自民党の松本（光）議員には、ふだん、責任与党と、ほとんど過半数に近い数を持っておられるわけですから、そういうことをよく言いますけれども、どうもこの議員定数の問題については、財政問題も含めて、あるいは今の財政の悪化している現状も含めてですが、何か議員の数を減らせば市民の前には格好がつくのだみたいな、そういう形で責任を取ろうとしているのか。回避しているふうにはしか見えないのですけれども、そうではないと言うのであれば、答えてください。

それから、さきほどの松本（光）議員の代表質問を聞いておりましたら、どうも提案の説明とは違うような格好になっているのですね。佐野議員は、人口が似たような都市がこういう数になっているのだから、小樽だけ飛び出しているのはちょっと問題だという言い方で提案説明していたのですけれども、松本（光）議員は、そういう横並びでなくて、それぞれの自治体というのは、それ自身独立しているというか、自立している、こういうことを盛んに強調されていたので、その辺の違いがいかにかというふうに思います。

あれですから、一当たり皆さんに聞いてから、それから、公明党もしますか。いいですか。

民主党の渡部議員に何うのですが、私は質問で「21世紀プラン」ということを盛んに言いましたけれども、渡部議員も質問の中には、いつも「21世紀プラン」のことについて話をされているのです。そういう意味から、「21世紀プラン」というのは、人口が増えるということになって、市長は一生懸命頑張る、こう言っているわけです。ところが、現実には人口がこうやって減ってきている。16万などというのは、とうてい、行かないと思います。

しかし、今度は、そういう現実なのに、プランはプランでいいです、減るのは仕方ないと。減るのだから、渡部議員が言ったかわかりませんが、提案者共同責任ですから、議員を減らすのだと、こういうことになる、プランの遂行を言っている与党の皆さんは、矛盾はしませんかという点をお尋ねします。

最後に、市民クラブの齊藤（裕）議員に、議会のチェック機能については、今までのやり取りからいって、この議員さんは一番うるさい議員さんだと思います。だから、私は、数が減っていく、また、縄張りがどんどん広がっていくと物理的に及ばないということだって、これは実際に出てくるのではないのかなと。こういう点では、問題はありますかということを伺いたいと思います。

○議長（松田日出男） 理事者及び議案第57号提出者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝彦） 初めに、「21世紀プラン」の見直しの関係です。

さきほども申し上げましたけれども、大変厳しい財政状況なり、あるいはまた人口の減少、少子高齢化、こういったことが今後ますます進んでいく気がします。したがって、見直しをしないとは言っていないで、

さきほど言いましたように、3年ごとのローリングなどをしながら柔軟に対応したいと思いますが、一応、「21世紀プラン」について中身の点検作業は進めていきたい、こういうふうに思っております。

それから、財政の問題で、外のせいにするなというような趣旨でございます。確かに、いろいろな事業の推進につきましては、議会の議論をいただきながら推進をしてきておりますので、外のせいのこともありますけれども、我々としては必要な事業を進めてきたというふうに思っております。

それから、国保の問題ですが、さきほどもお答えしましたけれども、今、全国市長会で、制度の抜本的な改革といえますか、そして、全部の各保険を一体化しようということで進めています。そういう要求をしています。それがまず当面の措置としてお願いしているのですけれども、それがもしかなわない場合には、せめて財政は一体化できないかと、2段階の要請をしています。

これは、市の財政的に言いますと、さきほど一般会計でという話がありましたけれども、現状の財政の中ではこれ以上出すのは難しいだろうと。しかも、三十数億の累積があるわけで、これも全部一般会計でやるということになると、まず不可能に近い話でございます。非常に厳しい状況でございますので、さきほど言いました全国市長会を通して、そういった医療制度改革の中で、国保も含めて改善をしていただきたい、こういうふうに要請をしています。

それから、広域連合の関係でいきますと、これは、やはり事業の透明性ということで非常に問題がありましたので、これについては十分注意をしながら進めていきたいと思っています。

それから、中小企業対策の関係で、さきほどもお答えしましたが、例えば商工信用組合の破たんに伴いまして、我々としても関係機関に要請をし、もちろん国金も含め、そして保証協会、さらには市内の金融機関等をお願いをしたわけでございます。結局、信金におきましても、最終的に約9割のものを引き継いだという実績もありますし、それから、市の新たな支援制度というものを立ち上げて対応してまいりました。したがって、一定程度の成果があったのではないかと考えていますが、引き続き、中小企業対策については十分意を用いてまいりたい、こう思っております。

それから、非核の問題ですけれども、これは前からお話をしていると思いますが、平成10年に高知県知事が非核条例を提案をしたいということで動きがあったわけです。

そのときに、これは外務省の北米局長の回答がありまして、我が国への寄港を認めるか否かという外交関係の処理に当たる国の事務である、寄港を認めるか認めないかは国の外交に関する処理の事務である、国の事務であると。したがって、地方公共団体による、かかる権能の行使は、国の寄港の同意に関する決定に地方公共団体が関与し、又はこれを制約することになるので、港湾の適正な管理及び運営を図る観点から、港湾管理者としての地位に基づく権能を、範囲を逸脱していると。こういう外務省の見解といえますか、これが出されておりますので、現段階では、さっき言いました、あの関係を含んだ条例の制定については、非常に難しいだろうというふうに思っています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 再質問にお答えいたします。

さきほど日本育英会廃止というお話がございましたが、今日、各紙の報道を見ますと、日本育英会の資金を積み増すという記事が出ておりまして、そのことを見まして、「いや、育英会が資金を積み増さなければならぬほど、いろいろな困難度が増しているのだな」ということを実感いたしました。

私も、戦後の教育をずっとつぶさに見てまいりましたが、その流れの中で一番大切にしたいことは、やはり、ずっと教師が1人ひとりの児童・生徒を大切にしたいという思いで、この教育の歴史をつなげてきたと思います。私は、今の時代のすう勢が憂慮すべきである、こう考えておりますが、その中で、やはり、子どもを大切にするという気持ちだけは忘れないで努めていかなければならないと考えております。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 5番、松本光世議員。

○5番（松本光世議員） 高階議員の再質問にお答えをいたします。

さきほど提案理由の説明者、佐野議員から長々と詳しく説明がありましたので、それ以上言うことはありませんけれども、若干、自主・自律のことを聞かれましたので、自主・自律でみずから条例を決めようということであります。法定定数制度、これは以前ありまして、40名のときでも36名に削減をしておりました。今度は、法定定数制度から条例定数制度に変わります、上限が34名ですから、あくまでも上限が34名で、34名でなければならないという理由にはなりません。自主・自律でみずから小樽市の条例を決めようということであります。

それから、財政的に格好をつけているのではないかということですが、議員報酬の改正のときでも、私は、リンクをしないということは、最初から申し上げております。別に、格好をつけて財政的なことを言っているのではなくて、民意をいかに反映するかということであります。

高階議員の、ちまたでは働かない議員がいる、議員は余っている、市民に迷惑をかける議員は要らない、無駄遣いだ、不況でみんなが苦しんでいる、議員も痛みを分かち合えという声があるということで、よくご存じのようで、民意の声も届いているようでございますので、そのとおりでございます。

この民意をいかに反映させて、議会制民主主義を形骸化しないために、多数決により多くの民意を反映したいということであります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 22番、渡部智議員。

○22番（渡部 智議員） 「21世紀プラン」について、代表質問あるいは委員会質問などを行ってきました。今、第2次の実施計画のローリング中であります。委員会の中でも、やはり時代の流れが相当早い。さらに、多様化、複雑化する時代にあって、掲げてきた計画との差異というそのものを含めて、5年なら5年、半分になったときに、やはり見直しをしていくということも重要ではないのか、こういう質問をさせていただきました。

「21世紀プラン」は、本市の総合的なまちづくりであります。で、その期間は、おおむね10年を目指しておりますから、やはり進めていく中において、相当な状況等の変化があるというものでありますから、なかなかそれらと併せての定員削減というようなのではなく、そのことはそのこととして進めていくということであって、あくまでも、定員削減にかかわる件では、本市の状況あるいは環境、さらには今後の多少なりとも見通しの上に立って、現状の32ということを設定したものであります。

あと、その根拠たる面につきましては、佐野議員の方から提案説明をしておりますし、また、今回の答弁ということが基本的なものであります。

以上であります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 8番、斉藤裕敬議員。

○8番（斉藤裕敬議員） 高階議員の再質問にお答えいたします。

議会のチェック機能は、大丈夫かということでございますけれども、確かに、物理的、客観的に見て、議員の活動の限界、作業量を超えるということであれば問題であると思います。

しかし、この問題というのは、議員個々の問題意識と資質にたどり着くことでありまして、政治の在り方が問われるということなのでしょうけれども、では、資質とは何かと申しますと、議員が専門集団であるか、または、広報、広聴に重きを置くかということであろうとも思っています。

行政をはじめ、今、情報公開であるとか、企業、社会においては説明責任が定着してきておりますので、そういう意味で、議員そのものの調査活動、議員活動の形態を変えていくことによって、チェック機能は、度を越した定数減でなければ、補えるのではないかと考えております。

以前は、政治・行政情報は極めて希薄で、足を運び、時間を費やし、民意を熟成させなければならなかった、こういう時代と、今日のように、高濃度、大容量の情報をいとも簡単に入手できる時代では、少し我々も工夫を要されるわけです。いずれにいたしましても、IT機器をはしのように使いこなす世代がこれから増えてきているわけですから、その時代に合わせて、我々も議員調査活動、チェック活動をすることによって補えると考えております。

以上です。

（「議長、26番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 26番、高階孝次議員。

○26番（高階孝次議員） 議員定数の問題については、提案者の方からもいろいろ話が出ましたので、これは、十分、特別委員会で論議をしてもらいたいということで、お答えいただいたことに納得しましたということではありますので、論議してもらおうと。

最後に、市長に1点だけ伺います。

マイカルがああいう状態になったことについて、我が方から、これを進めてきた責任の問題というのが毎回論議されてきました。なかなか市長は明確にその責任を示されない。マイカルだけではありません。市の財政の問題から、いろいろあると思うのですけれども、ただ、市長が、半分開き直って答弁されたのは、私は、法令に違反したことはやっておりません、議会で議決されたことを忠実にやってきているのです、別段、責任を取らなければならないというものではない、こういう答弁もされました。

そうしますと、議会で決めたのは与党が決めたわけですが、おまえたち与党に責任があるのだよと言いたいのか、その真意がよくつかめない。だから、私は責任がありません、議会で決めたことをやっていると、だれも責任は負わないのですか、これは。その点だけ伺っておきます。

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝彦） たしか特別委員会だったと思いますけれども、自治法の何条かを示して北野委員から質問があったのではないかと考えたのですが、古沢委員ですか。済みません。

そういう条文を示して、これに違反していないかというようなご質問があったものですから、それについては違反をしていませんという趣旨でお答えしまして、決して開き直ったり、責任がないとか、そんな話の答弁ではなくて、その部分については、自治法には違反していません、そういうお答えをしましたので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（松田日出男） 以上をもって、本日の会派代表質問を終結し、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 7時14分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 松 田 日 出 男

議 員 大 島 護

議 員 古 沢 勝 則

平成14年
小樽市議会 第1回定例会会議録 第3日目

平成14年3月5日

出席議員（32名）

1番	横	田	久	俊	2番	前	田	清	貴
3番	成	田	晃	司	4番	大	竹	秀	文
5番	松	本	光	世	6番	中	村	岩	雄
7番	松	本		聖	8番	斉	藤	裕	敬
9番	大	畠		護	10番	中	島	麗	子
11番	新	谷	と	し	12番	古	沢	勝	則
13番	見	楚谷	登	志	15番	次	木	督	雄
16番	久	末	恵	子	17番	小	林	栄	治
18番	八	田	昭	二	20番	佐	藤	利	次
21番	佐々	木	勝	利	22番	渡	部		智
23番	武	井	義	恵	24番	北	野	義	紀
25番	西	脇		清	26番	高	階	孝	次
28番	吹	田	三	則	29番	中	畑	恒	雄
30番	松	田	日出	男	31番	佐々	木	政	美
32番	高	橋	克	幸	33番	斉	藤	陽一	良
34番	秋	山	京	子	35番	佐	野	治	男

欠席議員（3名）

14番	新	野	紘	巳	27番	岡	本	一	美
36番	佐	藤	利	幸					

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	助	役	小	坂	康	平				
収	入	役	中	松	義	治	教	育	長	石	田	昌	敏		
水	道	局	長	須	貝	芳	雄	総	務	部	長	藤	島	豊	
企	画	部	長	旭		一	夫	財	政	部	長	鈴	木	忠	昭
経	済	部	長	木	谷	洋	司	市	民	部	長	藤	田	喜	勝
福	祉	部	長	田	中	昭	雄	保	健	所	長	外	岡	立	人
環	境	部	長	山	下	勝	広	土	木	部	長	松	村	光	男
建	築	都	市	部	長	高	橋	港	湾	部	長	兵	藤	公	雄

小樽病院 事務局長	高木成一
学校教育部長	奥村誠
監査委員 事務局長	大津寅彦
財政部財政課長	吉川勝久

消防長	広田宰
社会教育部長	池田克之
総務部総務課長	宮腰裕二

議事参与事務局職員

事務局長	厚谷富夫
庶務係長	三浦波人
調査係長	大野肇
書記	丸田健太郎
書記	中崎岳史
書記	大門義雄

事務局次長	土屋彦
議事係長	佐藤誠一
書記	木谷久美子
書記	牧野優子
書記	山田慶司

開議 午後 1時00分

○議長（松田日出男） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に前田清貴議員、佐々木勝利議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第57号及び報告第1号」を一括議題といたします。

昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「35番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 35番、佐野治男議員。

（35番 佐野治男議員登壇）（拍手）

○35番（佐野治男議員） 今、我が国はあらゆる面で大きな転換期を迎えております。とりわけ、国の財政状況は、国、地方ともに莫大な借入金を抱え、極めて厳しい局面に置かれております。

国においては、小泉内閣のいわゆる聖域なき構造改革路線の下、さまざまな改革が進行しております。しかし、その結果、地方財政計画における地方歳出の抑制や地方交付税の事業費補正の見直しが始まるなど、地方財政への影響は大変に大きな問題になっているところであります。このことは、小樽市においても例外ではありません。

平成14年度予算内容に見られるように、緊縮型の緊迫した行財政環境、引き続き人口減少、全道主要都市に先駆けての高齢化社会、経済産業活動の低迷などなど、どの分野を見ても、大変に厳しく、重要かつ緊急な行政課題が山積しているのであります。

しかしながら、どんな困難な状況にあらうとも、小樽市民の持つさまざまな可能性を信じ、本市市制施行80周年を節目に、市民と行政が一体となり、それぞれの役割と責任を果たしながらまちづくりにまい進するならば、必ず明るい展望が開けることを強く確信しながら、第1回定例会に当たり、公明党を代表して質問させていただきます。

なお、2日目、3番手となりまして、昨日の松本（光）議員、高階議員と重複する質問がございますが、通告どおりの質問とさせていただきます。

まず最初に、平成14年度予算について、市長の見解を求めておきたいと思います。

改めて申し上げるまでもなく、14年度予算は、山田市長にとっては任期最後の通年政策予算であります。

本来であれば、将来の小樽市発展に向けてどうしても必要な基盤整備事業を盛り込み、そしてまた、多様化する市民ニーズに的確にこたえていくべき政策的予算でなければならないところであります。しかしながら、今日的な小樽市の財政状況の極めて厳しい中での新年度予算編成には、大変な創意工夫とご苦勞があったものと推測しているところであります。

さきの市長提案説明でも明らかにされましたが、平成14年度予算案は、一般会計で 692億 8,780万 6,000円、前年度当初予算対比で 5.1%の減額であります。また、特別会計、企業会計を合わせた総額予算も 1,561億 974万 5,000円で、 4.6%の減額であります。毎年毎年増え続けた予算が大幅に減額され、まさに近年に例のない超緊縮型の予算編成になりました。

歳入で見えますと、例年横ばいで推移していた市税収入は、引き続き人口減少や市内事業者の経営悪化等々による法人市民税の減収を、 3.3%、5億 5,600万円として、地方交付税も 3.5%の 6億 1,600万円の減収を見込んでおります。

一方、歳出においては、一般管理経費が57.8%の減となり、建設事業費も27.5%の減となっております。

また、行革絡みで1億8,500万円が減額され、公債費は、3億6,500万円増えているのが歳出の大きな特徴になっているのであります。

その結果として約12億7,500万円の財源不足が発生し、11年連続、減債基金を取り崩して収支を合わせた財政運営になっているところであります。

しかし一方では、このような大変に厳しい財政状況においても、一定程度の市民要望も着実に前進させていることも率直に評価をしなければなりません。

主な点を申し上げます、人口対策としての若者定住への家賃補助事業、高齢者対策の住宅政策やオタモイ団地の再生計画のスタート、経営支援特別融資制度の創設、さらには、我が党が強く主張しておりました子育て支援としての乳幼児医療費の4歳児までの引上げなどなど、多くの新規事業を提案しており、改めて、この財政難の中、市長の英断に敬意を表するものであります。

そこで、最初にお尋ねしておきますが、このように大変に厳しい財政状況の中での予算編成に対して、市長の率直な感想と、市民に対してどのような政策説明と協力を求めようとしているのか、まず、その点についてのお考えを聞いておきたいと思います。

次に、14年度予算の細目について伺います。

新年度予算では、12億7,500万円の財源不足について、減債基金から取り崩して収支を合わせております。

また、一般財源を見ますと、383億6,400万円が財源全体の55.4%となっており、平成13年度予算編成時に比較しますと、2.3ポイントの増となっております。これは、道路関係事業や保育所整備、建設事業の大幅な減少や、国民年金の保険料の関係業務等が国に移管したことが原因であります。特定財源が9.7%、33億3,400万円の減少となったために、相対的に比率が上がったものでございます。

一般財源の額を見ますと、1.0%、3億7,000万円が減少しております。特に、市税収入では約5億5,600万円と大幅な減と見込まれております。

一方、使いみちとしての一般財源を経費別に見てみますと、人件費では1.5%、1億8,900万円減少しております。財政健全化への取組の成果が見られているとは思いますが、公債費で5.1%、3億6,600万円、扶助費で1.7%、6,900万円の増となっており、今後も増加が予想されるわけであります。

そういった中で、減債基金12億7,500万円の取崩しによる補てんや、基金残高がわずか3億1,600万円という、まさに厳しい状況ではないのか、このように思います。

その構造的な要因と、減債基金等の財源の今後の見通しはどうか、このことについて、市長の見解を求めておきたいと思います。

次に、財政健全化計画との関連で何点かお尋ねをしておきます。

市長は、本市財政の現状や今後の財政需要を勘案して、健全財政を維持するためには、短期的な財政運営ではだめなのだということを常に言われておりますし、財政健全化計画を定めて目標も設定されております。

新年度予算は、財政規模から見ても前例のない減少となっており、緊縮予算と言ってもいいと思いますが、そういった意味で健全化計画に沿った予算であります。経常的経費では、人件費を中心に一般財源ベースで0.5%、1億2,700万円の減となっておりますが、具体的な今後の健全化への取組の成果も含めてお答えをいただきたいと思います。

また、健全化計画は、平成12年11月に策定し、13年3月に見直しを行っていますが、市税収入や交付税など

状況も大きく変化しておりますし、今後、広域連合でのごみ焼却施設や、病院の建替え、新築など、見込まれていないものもたくさんあります。今後の財政状況の見通しと健全化への具体的な対策等も含めてお答えをいただきたいと思います。

この項の最後に、築港再開発の財政効果について、お尋ねをしておきたいと思います。

平成11年3月にオープンした築港再開発地区の営業も丸3年過ぎようとしております。しかし、残念なことに、マイカルの倒産やビブレの撤退表明など、先行きが大変に心配な状況が続いております。

しかし、このたび、OBCに対し最大の債権者である日本政策投資銀行が返済猶予などの金融支援を決め、再建に向けての枠組みが固まったという報道もございます。

ぜひ、この再建が着実に前進することを願う一人ではございますが、一方、今日までに、この築港地区からの財政効果として、固定資産税がおよそ9億3,000万円、上下水道ではおよそ2億5,000万円の収入があり、市財政に大きな効果がありました。

マイカルが今後、どのような推移をしていくのか見定める必要があろうと思いますが、今日段階においてのマイカルを含めた築港再開発地区の財政効果についての市長の認識を伺っておきたいと思います。

次に、ペイオフの問題について、質問いたします。

いよいよペイオフの解禁が間近に迫って来ました。ご承知のように、ペイオフとは、破たんした金融機関の預金払戻し保証額を元本1,000万円までとその利息に限る措置で、本年4月からは、定期預金、貯蓄預金などが対象で、平成15年4月からは、普通預金、当座預金も対象になるというものであります。この解禁を前に、市民の皆さんの関心や不安が、マスコミの報道などとともに高まっているのではないかと思います。企業、個人、地方自治体などの預金者や金融機関など、それぞれの立場でペイオフ時代への対応が急がれる昨今であります。

一方、このペイオフ問題は、地方自治体の問題としてとらえていく必要があります。公金の性格や特殊性、また地域の実情を踏まえた上、各地方自治体においてもペイオフ対策が大きく進んでいるとの報道もございます。

ご承知のとおり、預金保険法においては、金融危機に対応するための措置など間接的な対応はありますが、地方自治体の公的預金については、直接的な保護策はありません。したがって、地方自治体の公金預金も、他の預金者同様に自己責任が原則であり、これまで以上に安全な公金管理対策が求められると思いますが、まず、この点についての市長の認識を求めておきたいと思います。

そこで、具体的にお尋ねをいたしますが、まず第一に、基本的な対応方針を定め、市民の財産でもある小樽市の公金管理に万全を期するべきと思いますが、どのような考え方と対応策を講じようとしているのか、お尋ねいたします。

また、公金預金については、ペイオフ解禁後においても、安全性だけを求めるのではなく、さらに有利な条件で預け入れるとともに、万一の場合は市債と相殺することや、基金などについては、元金が保証される債券に替えることなどや、制度融資用の資金は、現行の金融機関への預託方式から、利子補給だけをする方式に切り替えるなどの対応を検討すべきであると考えますが、その点についても市長のお考えをお示してください。

次に、市民の不安解消であります。

いよいよ解禁が近づくにつれ、各団体や自治体又は一般預金者は、ペイオフに関する正しい理解や認識が不足しているのではないかと感じております。

ペイオフ問題は、直接的には国の事務であり、国の責任で対策が講じられるべきであります。小樽市においても、市民の生活の安心・安全を守る立場で、金融機関のディスクロージャーなど、可能な限り提供すべきであると考えますが、見解を求めておきたいと思います。

続きまして、人口対策について市長の見解を求めておきたいと思います。

心配しておりましたとおり、小樽市の人口が昨年12月に、とうとう15万人台を割り込みました。予測されたこととはいえ、大きなショックを受けたのは、私一人ではございません。昨日までの小樽市の住民基本台帳人口は、14万 9,651人であります。ここ5年間の人口推移は、5,496人からの減少であり、毎年 1,099人ペースで減少し続けているのであります。

また、ここ5年間の自然動態も、出生人口よりも死亡人口が 2,837人多く、毎年 567人が自然動態で減少しております。社会動態においても、毎年 806人が減少しているのが実態であります。

このまま減少が続くならば、小樽市のイメージの低下はもちろんのこと、各施策にも大きな影響が出るのではないかと心配するものであります。しかしながら、人口減少の要因は、一口で分析や結論の出るものではありません。今日の社会経済状況の流れの中で、どこの自治体においても同様の人口減少に悩まされているのが実態であります。

また、この人口対策は、単に人口増加だけを目的にした施策は難しく、経済政策や地域産業の振興策、また、社会福祉政策や教育政策などの総合的な政策が有機的に結合して、その結果として人口増加に結び付くものと考えます。

市長も、この人口対策については大変に心配し、頭を悩ませていることと受け止めておりますが、平成14年度予算の中にも若者定住家賃補助事業を導入し、人口対策の大きな柱にしていることは、大きな前進であると評価するものであります。

しかし、小樽市の将来にとって大きな影響を与える人口増対策をより強い決意を持って推進することが大事であると思いますが、まず、市長の現状認識と決意について伺っておきたいと思います。

次に、小樽市は今日までさまざまな将来人口を想定した計画を策定しております。具体的には、「21世紀プラン」の16万人、市街化区域及び調整区域の整備に関する推計人口は15万 7,000人、給水人口は16万人、下水道処理人口は15万 7,000人、一般廃棄物処理基本計画人口は13万 5,265人、広域ごみ基本計画人口が13万 4,194人、高齢者保健福祉計画人口は14万 4,811人などであります。

したがって、このような人口減少が続くならば、それぞれの事業の推計人口の一定の見直しや整合性を取る必要があるのではないかと思います。この点についても市長の認識を伺っておきたいと思います。

次に、人口対策で一番効果的なことは、若者の定着であります。若者がこの小樽に定着することは、あらゆる面での経済性や生産性が高まることにつながります。しかし、今日の小樽市の若者定着率は大変に厳しいものと認識しております。親も子も小樽に住み続けたいと願っていても、雇用環境が大変に厳しいため、結果的に小樽を離れる若者が何と多いことか。

卒業式も終わりました。現在、小樽市内の就職状況はどのようになっておられるのか。また、そのうち小樽市内企業への就職率も含めてお示しいただきたいと思います。

また、若者の雇用対策や雇用条件の整備など、あらゆる対策を取る必要があると思いますが、今後の方向性も含めて見解を求めておきたいと思います。

次に、本市の観光振興について、お伺いいたします。

昨年3月にまとめられた小樽市観光経済波及効果調査の結果によりますと、市内観光客の年間消費額は1,351億円、また、この経済波及効果は総売上高で3,046億円、さらに、これに対応する雇用効果は1万7,695人で、市内の従業者総数の24.6%と推計されております。調査結果では、観光産業は今や本市基幹産業の一つに成長してきたとの総括が示されております。

まず、この数字をどのように評価しているのか、市長の基本的な見解を求めておきたいと思います。

この調査によりますと、今後の課題として、各事業所から、宿泊滞在型観光の推進、観光客入込みの通年化、消費先の多様化のための施設、インフラの整備などが求められていることが示されております。

我が党は、昨年12月、市内の観光関係団体の代表者の方々と意見交換を行う機会を持ちました。数多くの貴重なご教示をいただくことができました。その中から、何点かお尋ねをしたいと思います。

まず、2月8日から17日まで10日間にわたった、「小樽にしかない夜」をテーマに開催された「小樽雪あかりの路」は、今回で4回目を数え、大きな盛上がりを見せました。冬の小樽観光の最大のイベントに対して、本市としてどのような取組をされたのか。また、今後に向けての課題などをどのようにとらえているのか、ご見解をお示しください。

次に、観光客入込みの通年化に向けて、冬期間の落込みをどう底上げしていくかということを考えた場合、「雪あかりの路」のようなイベントは、当然、力を入れなければならないものと考えます。

それと同時に、逆に、総入込数の少ない冬期、冬場だからこそ取り組める特別の体験型のコース設定など、いわゆる観光客のニーズに合わせて内容を特化させた、小樽の冬ならではの観光開発をいかに促進するかという視点も必要であると考えます。

その意味で、今回、平成14年度の予算に盛り込まれた「小樽観光コース選定事業（来ぶらり 100選）」のような取組は、大切な視点であると思いますが、季節感のあるものや体験型との組み合わせなども検討してみてもいかがでしょうか、見解を求めます。

第2に、小樽観光が運河周辺、堺町方面に偏りすぎているのではないかという意見がありました。これは、経済波及調査でも、消費先の多様化の問題として把握されています。小樽は、元来、他都市と比べて観光資源が多いまちと言われております。築港、祝津、手宮、オタモイ、朝里など市内各地の観光資源とその特性を生かしながら、どのように連動させていくのか、そのために必要な協議機関の立上げや既存関係団体との意見調整など、早急に着手すべきと考えますが、見解を求めておきたいと思います。

最後に、経済波及調査においても、最大の課題とされている滞在型観光の推進についてであります。

一人当たり平均消費額で、宿泊客が1日3万5,370円使っています。非宿泊客は1万5,155円と、宿泊すると倍以上の消費をもたらす宿泊客の割合が、調査で明らかになっております。この宿泊型をどう引き上げていくかが、目下、小樽観光の最大の課題ではないでしょうか。

他都市との比較においても、12年度で見ると、函館市が61.3%、定山溪を除く札幌が40.3%、定山溪が66.1%、登別が45.9%、旭川が13.0%、富良野が24.7%、網走が29.7%、釧路が21.8%などで、入込数で道内2位の小樽市が、宿泊では、年間80万人に届かない現状であることは、札幌に近いということが裏目に出ているにしても、まことに不本意な数字であります。市内の宿泊施設は、平成11年度以降、室数で2,000室弱、収容人員で5,000人弱で推移しております。平成12年では、42.0%という稼働率から見て、宿泊施設そのものの不足は現在のところないと思われるます。

そうだとすれば、いろいろな工夫によって、宿泊客の増加を図る努力をもっともっとするべきであると考え

ますが、当面の努力目標と具体的な対策について、市長の見解を求めておきたいと思います。

次に、港湾部に臨港地区内の分区指定について、お尋ねをしておきます。

臨港地区内の土地利用を用途別に区分し、港湾におけるさまざまな活動の円滑化や、港湾機能を確保し、港湾行政の適正な管理運営を目的にした港湾法に基づく「小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」が平成8年11月に施行されて以来、5年の歳月がたちました。この間、小樽港は、分区条例による土地利用や港湾施設の有効利用が図られてきたことは、言うまでもないところであります。

しかし、今日的な経済状況や港湾動向の変化の中で、現在の分区条例の弾力的な運用の見直しを求める声が寄せられております。現在の分区条例の根幹は、変えることなく、例えば、地域を活性化するものとか、観光振興に寄与するものとか、漁業振興に寄与するものなど、特定の振興目的を持った有益な事業に対しては、土地利用や構築物の利用が可能になるように弾力性を持った運用を検討すべきではないかと考えますが、見解を求めておきたいと思います。

次に、教育委員会に学校週5日制に関して幾つかお尋ねをいたします。

いよいよ、この4月から新学習指導要領に基づく学校週5日制がスタートいたします。

この学校週5日制は、子どもたちが変化の激しい社会の中で生き抜くために必要な、みずから主体的に判断し行動する力を学び、そして、その生きる力をゆとりの中で養う、すなわち、ゆとりある教育の実現で、子どもたちの自由な時間を増やし、さまざまな体験や活動を通して自立した人格の育成を目的にしたものであります。

「教育は国家百年の大計なり」と言われるがごとく、新しい時代の教育のあるべき姿を思考したとき、この新学習指導要領に基づく学校週5日制が小樽市の教育に大きな成果をもたらすことを心から期待しているところであります。

しかしながら、この週5日制について、さまざまな観点で問題提起がされていることも事実であります。

まず最初に、学校週5日制の趣旨の中に、「社会が一体となって、それぞれの教育機能が発揮される中で、豊かな心やたくましさを育てる」とあります。すなわち、地域教育の重要性であると思います。

今日まで、教育は、学校、地域、家庭が大事であるとあらゆる場面で強調され、かつ言葉として叫ばれてまいりました。しかし、現実はどうなのでしょう。保護者、親としての家庭教育の原点を失い、学校教育への依存度が高まり、一方、学校では、学校管理上の責任問題から、家庭や地域に対して閉鎖的な体質がまだまだ多く、学校施設の開放や余裕教室の目的外使用など、地域にかかわる課題が多く残っているのが現実であります。

より積極的に学校開放を推進し、学校評議員制度など、保護者をはじめ地域住民が学校運営に主体的にかかわり、学校も地域の教育力を最大に引き出すことが本来の週5日制の趣旨と考えますが、教育長の見解をお尋ねしておきたいと思います。

次に、ゆとりある教育の観点についてお尋ねいたします。

文部科学省の調査結果によりますと、土曜休みの持ち時間として、ゆとり時間を利用するより、ゆっくり休みたい、疲れをいやしたいという意識を持つ子どもが多いことが明らかになっております。このことは、子どもたちがゆとりを持って何かをしたいということよりも、塾や習い事などで気持ちに余裕の持てないあかしであります。

偏差値偏重の学歴社会や過酷な受験戦争がゆとりを許さない現状にある中、教育の現場として、ゆとりにつ

いて具体的にどのように意義づけをし、指導しようとしているのか、お考えを聞いておきたいと思います。

一方、ゆとり教育が学力の低下を招くのではないかという指摘もございます。家庭の経済的な事情で、塾に通えない子どもとの間で学力の差異が顕著になり、そのこと自体が大きな問題になるのではないかと心配するところであります。

そこで、大事なことは、教師、先生の指導力が問われるのではないかということでもあります。ゆとりある教育が子どもたちに真に生きる力になるように、また学習の平等が保たれるためにも、学校現場での教師、先生の資質の向上についてどのように考え、指導していくつもりでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

次に、土曜日の受皿づくりが極めて重要なポイントであります。

塾通いにますます精を出す子どもたちや、家庭、地域の中で自分のやりがいを見つける子どもたちなど、さまざまな違いが出てくることは、当然のことです。

そこで、大事なことは、土曜日が休みになる学校に代わって、地域や公共施設を活用した受皿づくりをどうするかということでもあります。北海道においても、新年度予算の中に、「地域教育力活性化支援事業」などなど、さまざまな計画が示されております。

また、全国的にも、この土曜日の受皿づくりが急ピッチで進んでいると伺っております。体験学習を主な目的にした「土曜学校」や「子どもセンター」を開設し、地域と連帯して体験学習を検討しているなど、それぞれの自治体で真剣に検討を重ねているのが現状であります。

小樽市として、この受皿づくりについて、どのように考えているのでしょうか、見解を求めておきたいと思います。

いずれにせよ、完全学校週5日制の実施は、学力低下などの課題を抱える一方で、地域社会における教育力の充実という可能性を秘めた制度のスタートであります。期待と不安の混じった熱い視線が教育委員会に寄せられております。そのことを深く自覚し、自信と確信にあふれた教育行政を期待したいと思います。

最後に、小学校の適正配置計画の今後の方向性について、見解を求めます。

懸案でありました小樽市小中学校の適正配置も、中学校3校の適正配置が終了し、各3校では、この3月に記念の式典が計画されております。

いよいよ、小学校の適正配置に視線が注がれてまいりました。中学校に比較して、いろいろな課題が多い配置計画になろうとは思いますが、この適正配置計画の意義と目的からして、いずれ提案をしなければならない 때가まいります。したがって、教育委員会として、今後の大綱的なスケジュールについて、お考えを聞いておきたいと思いますが、ご見解を求めます。

質問の最後に、市制施行80周年記念行事について、お尋ねをいたします。

大正11年に本市市制が施行され、80年の意義ある年を迎えました。小樽市は、美しい自然環境、さらには、先人たちが築き上げてきた歴史や文化、運河や建造物などの歴史的遺産などが織り成す風格のある町並みが築かれてまいりました。このことは、多くの市民の誇りとするところでもあります。

我が党議員団も、これらの地域文化の重みと特性を最大限に生かしながら、市民が快適で安心して暮らせる活力ある地域社会の実現を目指して、決意を新たにしているところでもあります。

新年度予算の中に、市制施行80周年記念事業として、8月1日の記念式典のほかに、12の記念事業が計上されております。それぞれの事業が市制施行80周年の意義をとどめ、大成功に終了することを願ってやまない次第であります。市民1人ひとりが誇りと活力を持って未来に進むためにも、市民広報や宣伝に大きな力を入れ

ながら、一人でも多くの市民が参加出来る記念事業にしなければなりません。

今、小樽市は、引き続く人口減少、産業経済の停滞、厳しい財政状況など、どの分野を見ても厳しい環境に置かれております。この現状に的確に対処し、21世紀における小樽市を力強く発展させるためにも、市民福祉、教育文化、生活環境、都市基盤などの行政の役割は、着実に前進させていかなければなりません。今、市制施行80年という、まさに意義ある年を迎えた「時の市長」として、記念事業の成功はもちろんのこと、改めて小樽市の将来の展望と決意について、お伺いをいたしまして、質問を終わりたいと思います。

再質問はいたしません。明確なご答弁をお願いいたします。(拍手)

○ **議長(松田日出男)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○ **議長(松田日出男)** 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

○ **市長(山田勝麿)** 佐野議員のご質問にお答えいたします。

初めに、平成14年度予算に対する感想についてであります。率直に申し上げまして、大変厳しい予算編成であったと言わざるを得ません。

一つには、歳入の予想以上の落込みがあります。

平成13年度の決算見込みにおいて、当初予算に比べますと、市税で約5億1,000万円、地方交付税で約4億7,500万円程度の減となり、財政調整基金と減債基金、約22億4,500万円を取り崩して補てんしなければならない状況であります。

平成14年度につきましても、市税収入や地方交付税の伸びは、期待できず、その一方で、公債費や扶助費などの義務的経費が増加するため、「21世紀プラン」を中心とした施策を実施していくための財源をいかに確保していくかが大きな課題でありました。

そのため、早い時期から各部に対し事務事業の見直しを指示するとともに、組織機構の見直しを行うなど、人件費を中心に経費の削減に努め、基金の積極的な活用なども行いながら、財源を生み出しての編成となったわけであります。

その結果、「21世紀プラン」実施計画に沿って、福祉施策など市民要望の強い事業や、商業振興策、若年者定住対策や街区公園整備などの事業についても盛り込むことができたと考えております。

次に、市民に対する政策説明、あるいはどのような協力を求めるかということですが、平成14年度は、私にとりまして任期締めくくりの年でもあり、また市制80周年を迎える年でもあります。

私の公約と「21世紀プラン」実施計画に基づき、事業を確実に実施していくことが重要と考えますが、大変厳しい財政状況でありますので、行政改革のより一層の推進により経費節減に努めることはもちろんですが、緊急性、重要性、事業効果などを考慮した事業の厳選が必要でありますし、さらには、一部の事業について、所得制限の導入や減免制度の見直しなど、市民の皆さんにも応分の負担をしていただくこととし、今後、いろいろな機会を通じて理解を求めていきたいと考えております。

次に、財政状況の構造的な要因についてですが、歳入におきましては、税基盤が弱く、地方交付税への依存率が高いため、地方交付税の動向に左右されやすいこと、歳出におきましては、公債費や扶助費など、経常的経費が占める割合が大きく、政策的に削減できる経費の範囲が極めて少ないため、市税や交付税など一般財源が減少した場合に、その影響を受けやすい構造があると考えております。

次に、減債基金と財源の今後の見通しについてであります。平成14年度予算編成後の減債基金の残高は、約3億1,600万円となっておりますが、北しりべし廃棄物処理広域連合への負担金や、新病院の基本構想作成に係る繰出金など、今後の財政需要を考えますと、ほぼ底をついた状態になると考えております。

また、平成13年度の決算による不用額なども例年並みには期待できず、大変厳しい状況が予想されますので、財政健全化への取組のさらなる強化が必要と考えております。

次に、新年度予算と財政健全化計画についてであります。平成14年度一般会計の予算規模は、前年度と比べて5.1%の減少となっております。

この要因としましては、国民年金保険料の収納事務が国に移管されたことや、新赤岩保育所の完成、街路事業において現在実施されている事業が一部完了したことによる建設事業費の減少によるものであります。

また、人件費や一般管理費、施設管理経費などで、かなりの節減ができましたのは、行政改革を中心にした健全化への取組の成果と考えております。

次に、今後の財政収支見通しと健全化への対策についてであります。現在の財政健全化計画における収支見通しにつきましては、ご指摘のとおり、市税収入や地方交付税につきましては、大きく状況が変化してきており、今後の見通しも立てにくい状況となっておりますが、年度ごとの収支不足額は相当な額で増加するものと考えております。

こうした急激な財政状況の悪化の中では、従来どおりの行政改革や財政健全化への取組方では、対処できないと判断し、去る2月25日に三役と部長職から成ります「財政健全化緊急対策会議」を設置し、行政改革の実施項目の中から、財政健全化のために緊急に取り組むべき課題を選定し、また、行革の項目にないものでも実施が必要な項目も取り入れて、実施期限や目標値を定めるなど全庁的な見直しを行い、確実に実現し、実質的な財政効果があらわれるよう緊急に取り組んでいくことといたしました。

なお、健全化計画につきましては、平成14年度予算案が出来ましたので、現在これを基に計数の見直し作業を進めておりますので、出来次第、議会にお示ししたいと考えております。

次に、築港再開発の財政効果と今後の見通しについてであります。財政効果につきましては佐野議員のお話のとおりであります。再開発地区55ヘクタール全体では、厳しい経済環境や土地利用方針との関係から企業等の新規投資が進まないため、未利用地の活用がなかなか図られない現状にあります。

今後、小樽ベイシティ開発の民事再生計画案の推移を見守るとともに、土地利用方針を見直すなど、土地利用が進むような対策を取りながら、再開発地区全体で財政効果が上がるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、ペイオフ解禁に伴う公金管理対策についての認識についてであります。地方自治法に規定されておりますとおり、歳計現金は最も確実かつ有利に保管し、基金は確実かつ効率的に運用しなければならない義務がありまして、市に損害が生じた場合は、職員の賠償責任も問われることになっております。

いずれにいたしましても、公金管理には細心の注意を払っていきたいと考えております。

次に、ペイオフ解禁への考え方と対策についてであります。一義的には、まず安全確実で、かつ有利な運用を考えますが、地元金融機関などへの配慮も必要となるものと考えております。

次に、具体的なペイオフ対策についてであります。これまで、庁内に公金管理を直接所管する課長職による検討会議を設けて、情報収集や勉強会などを行い検討してまいりました。

その結果、本市における対応策としましては、預金債権と借入金の相殺を基本に対応していくことといたし

ましたが、そのためには、借入れにかかわる契約におきまして、確実に相殺の効果を生む形式の整備などが必要となりますので、詳細な取扱要領が出来るまでの間は、すべて普通預金で運用することといたしました。

なお、道内の各市におきましても、ほぼ同様の取扱いがなされると聞いております。

次に、有利な条件での預入れや、基金などの元本保証の債券での運用についてであります。現在、資金基金の繰替え運用を考えており、中長期的な債券での運用などは、難しい面もありますが、可能な範囲で有利な運用についても検討してまいりたいと考えております。

また、制度融資の利子補給方式につきましては、現在、関係職員で構成する融資制度見直し検討会議におきまして、制度全体の見直しを進めておりますので、その中で検討してまいりたいと考えております。

次に、ペイオフに関する市民の不安解消についてであります。4月解禁を目前に控え、その内容についてマスコミ各社による報道が連日のようになされるとともに、各金融機関においても独自のディスクロージャー誌を発行するなど、情報の開示が進められているところであります。

また、一方で、商工会議所や各種団体が実施するペイオフ対策のセミナーの開催なども進められていることから、市内の事業者や市民の皆さんにもおおむね理解が深まっていると考えておりますが、ご指摘の点もございますので、今後、金融機関など関係機関と相談して対応してまいりたいと考えております。

次に、人口問題について何点かご質問がありました。

まず、人口減少についての現状認識についてであります。本市の人口のピークは昭和39年9月の20万7,000人であり、以降、今日まで減少傾向に歯止めがかからず、昨年暮れに15万人の大台を割る状況に至ったことは、正直に申し上げまして、残念な気持ちでいっぱいであります。

本市の人口減少の原因としては、いろいろな要素が絡み合っているものと思いますが、就労の場の減少による若年層の流出や、低廉で良質な住宅の不足を原因とした社会減、さらには、出生数の低下と死亡数の増加が示す自然減とが相まって減少しているものと考えております。

特に、若年者の定住対策が重要な課題と認識しており、そのため、平成14年度予算におきましては、新婚所帯への家賃補助と若年者向け賃貸住宅の建設費補助を計上したところでありますが、今後とも幅広い角度から人口問題に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、個別計画の推計人口についてであります。「21世紀プラン」の人口目標16万人につきましては、総合計画策定時の人口規模である平成7年国勢調査人口15万7,000人の維持を基本に、今後、各種施策を展開することにより最大限の増加に努める考えから、目標年次の平成19年における人口を16万人としたものであります。

総合計画の目標人口と現状との差が広がり、厳しい状況にあります。今後、新たな施策の展開も考慮しながら、幅広い角度での対策が必要なものと考えております。

次に、各個別計画の計画人口の考え方についてであります。策定年次や目標年次の違い、さらには人口推計の考え方や手法の違いなど、それぞれ性格を異にするため、計画人口に差があるものとなっております。

各個別計画におきましては、おおむね5年程度で計画が見直されますが、見直し時点での人口や直近の国勢調査人口なども勘案して、計画人口の見直しを検討してまいりたいと考えております。

次に、若者の地元定着について何点かお尋ねがございました。まず、市内高卒者の就職状況につきましては、小樽職安管内の平成14年1月末現在における新規学卒者数は2,306人、就職希望者数626人のうち、就職者数は336人と、53.7%の就職率となっております。前年同月比では5.0ポイントマイナスとなっております。

とりわけ、管内の企業への就職状況につきましては、就職希望者336人に対し、求人数は245件、就職者

122人、就職率36.3%となっており、道内の66.4%、道外の95.9%を大きく下回り、大変厳しい状況となっております。

これまでも、新規学卒者と雇用主の相互のミスマッチを解消するため、「しごと説明会」「企業見学会」「インターンシップ」「就職促進会」など、ハローワーク小樽や商工会議所などと協力し、若者の地元定着につなげるための種々の施策を実施してまいりました。

また、先月初めには、生徒のアピールを掲載した「新規高卒予定者求職者情報」をハローワーク小樽で作成し、国、道、市の三者連名で市内事業所約300社に送付し、求人要請したところ、市内企業から照会があり、数人が内定となりました。

今後さらに、関係各機関や民間企業団体等と連携を密にし、若者が地元で働き続けることができるよう、さまざまな角度から施策の検討をしてまいりたいと考えております。

次に、本市の観光振興について何点かご質問がありました。

まず、平成12年度観光経済波及効果の調査結果についてであります。観光客の消費額が市内で経済波及することによる総売上高は、平成9年度の市内産出額との比較では35.1%に相当する額と推計され、この調査結果は、観光産業が本市経済の中で大きなウエートを占めるほどに成長したことを示していると受け止めております。

このことは、観光の動向が本市経済のさまざまな分野に影響を及ぼすということでもありますので、観光産業を本市の基幹的産業の一つとして認識するとともに、通年型・滞在型観光への移行に向けた施策を展開する中で、より一層の観光産業の振興を図ることが重要と考えております。

次に、「小樽雪あかりの路」に対する本市の取組についてであります。このイベントは、観光客の入込みが落ち込む冬期間に、小樽独自の魅力的なイベントを開催することによって、観光客の誘致とともに、地域の活性化を図ろうと、民間の方が中心になって立ち上げたもので、イベントの企画から運営まで、民間を主体とした実行委員会が行っているものであります。

市といたしましては、財政面からの支援を行っているほか、実行委員会事務局のサポートや、開催期間中ににおける運河会場の一部でスノーキャンドルやオブジェを作成するなどの支援をしているところであります。

次に、今後に向けての課題であります。今回から、市民の皆さんが家庭で気軽にスノーキャンドル作りができるよう、市内61カ所にろうそく販売店を設け、イベントに参加しやすい対策を講じましたが、このイベントを市内全域に拡大していくこと、また、運河会場などで直接市民の皆さんと一緒にオブジェ作りなどに参加するボランティアの輪を広げることなど、市民参加型の全市的なイベントとして育てていくことが課題ではないかと考えております。

市といたしましては、今後も、このイベントが全国的なものになり、市民のイベントとして定着できるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、小樽観光コース選定事業（来ぶらり100選）についてであります。この事業は、観光客に本市の多くの魅力的な観光資源を楽しんでもらうためのコースを提供し、観光客の市内での回遊性を高めることにより、滞在時間の延長、さらには通年型観光の実現を目指すものであります。

その意味では、ご提案のありました、食などを含め、季節ごとの魅力的な観光スポットや体験メニューとの組合せ、また、歴史や文化、イベントなども取り込んだ多彩なコースを、市民からご提案をいただきながら選定してまいりたいと考えております。

次に、市内の観光資源の活用についてであります。小樽観光コース選定事業は、市内各所に点在する魅力的な観光資源の有効活用を図ることを目的としておりますので、それらの特性を十分に取り入れた観光コースづくりを行ってまいりたいと考えております。

そのためには、市民や有識者からのご提言をいただくとともに、観光関係団体とも協議をし、連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、滞在型観光の推進についてであります。平成12年度の宿泊客数は79万人であり、また、宿泊客延べ数でも86万5,000人でありますので、この現状を踏まえ、宿泊客の増に向けた当面の目標として、100万人程度を想定いたしております。

このため、これまでも、制作体験を組み入れた修学旅行誘致キャンペーン、宿泊料割引などの特典を盛り込んだ優待パスポートの配布などによる誘致宣伝活動、さまざまな媒体を活用した観光情報の発信などを進めてきております。

また、国外、とりわけ韓国、台湾など東アジア圏からの入込みが増加傾向にあることから、現地での観光誘致キャンペーンも積極的に展開しております。

さらには、朝里川温泉地区の振興を目的として設立された観光クラスター研究会「小樽ゆらぎの里」への支援を行うほか、現在、後志20市町村が進めております「滞在型観光交流空間づくりモデル事業」の中で、近々整備基本構想が策定されますので、今後は、この構想を踏まえ、後志圏の広域連携による滞在型観光をさらに推進してまいりたいと考えております。

次に、臨港地区の分区指定についてであります。分区条例は、港湾施設の利用の増進や港湾の適正な管理及び運営を図ることを目的として、平成8年に制定されたものであります。施行後5年を経過し、小樽港縦貫線の沿線地区を中心に、地権者などから条例の見直しを求める声が上がってきているのは事実であります。

市といたしましても、臨港地区の振興を図る観点から検討しなければならない課題と考えており、分区条例の根幹を変えることなく、どの程度の弾力の運用が可能か、現在、関係部の間で協議を進めており、近く方針をまとめていきたいと考えております。

最後に、市制施行80周年に関連したご質問であります。8月1日の記念式典をはじめとする記念事業につきましては、本市の発展に尽くされた先人たちの英知と情熱に心からの敬意と感謝を表しますとともに、市民の皆さんとこの80周年の歩みをお祝いし、ぜひとも成功させたいと考えております。

また、80周年という節目を迎えるに当たり、その所信につきましては、さきの本会議で申し上げたところでありますが、議員の皆さんをはじめとして、市民の皆さんのご理解とご協力の下に、知恵と工夫を結集しながら、小樽らしい特徴のあるまちづくりを進め、本市の将来都市像であります「未来と歴史が調和した安心、快適、躍動のまち」を目指して、市民の皆さんがこの小樽のまちに誇りと愛着が持てる郷土づくりに全力を傾注してまいりたいと考えております。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 佐野議員のご質問にお答えします。

まず、学校週5日制の趣旨についてですが、学校、家庭、地域社会が一体となってそれぞれの教育機能を発揮する中で、子どもたちが自然体験や社会体験などを行う場や機会を増やし、豊かな心やたくましさを育てよ

うとするものです。

そのため、各学校においては、児童・生徒の興味や関心を生かし、学習意欲を高める指導内容、指導方法などの工夫改善を一層進めるとともに、地域の方々の教育活動への参加や学校開放の一層の推進などを進めていくことが重要であると考えております。

とりわけ、学校評議員制度は、学校が保護者や地域の方々の信頼にこたえ、家庭や地域と一体となって子どもたちの健やかな成長を図っていくために大切なものであると考えており、教育委員会としては、学校評議員の配置を行い、全面実施のための試行を進めたいと考えております。

次に、教育現場としての「ゆとり」についてですが、「ゆとり」ある教育とは、子どもたちが自分の興味・関心のあることにじっくりと取り組んだり、多様な解決方法を考えたり、友達と十分に交流することができる「時間のゆとり」「考えるゆとり」「心のゆとり」を示すものと考えております。

その指導においては、学校では、これまでの単なる知識の詰め込みになりがちであった教育から、児童・生徒がみずからの興味や関心を持って学び、学んだ知識を使って実際に日常生活や将来の生活に生かし、学ぶことの有用感を味わうことが出来るような指導方法の工夫改善に努めることが必要であると考えております。

また、4月からはすべての土曜日が休みになり、学校外での学びの機会が広がることから、家庭や地域社会でさまざまな生活体験や社会体験を豊富に積み重ねる機会を生かし、一層、豊かな人間性や、みずから学び、みずから考える力をはぐくむことができるものと思っています。

次に、学校現場での教師の資質の向上についてですが、学校教育の直接の担い手である教師には、教育者としての使命感、児童・生徒への教育的愛情、教科等に関する専門的知識、広く豊かな教養などを基盤とした実践的指導力の向上のため、みずから絶えざる研修が必要と考えております。

また、行政研修としては、初任者研修などのほか、経験や職務に応じた研修会を実施し、各教師の資質向上に努めております。

本市においては、現在の教育課題をテーマに、教科指導や生徒指導にかかわる教育講演会を開催するとともに、指導室から研究資料を毎月発行し、教職員の研修意欲の啓発を図っております。

また、各学校においては、授業を通して、具体的な指導の在り方や事例を通した生徒指導の研修に努めております。

今後も、研修に対する教職員の意識の向上を図るため、研修資料の充実を目指し、研修の成果が児童・生徒の教育に生かされていくよう努めてまいりたいと考えております。

次に、土曜日の受皿づくりについてであります。学校完全週5日制への取組として、これまで小樽子どもプラン協議会の中で協議を重ね、子どもセンター情報誌「大すきおたる」を発行し、子ども向けの情報を提供しているほか、主として社会教育施設を活用してさまざまな体験活動を推進しております。

4月からすべての土曜日が休みになることから、小学校を全土曜日開放し、拡大することをはじめ、社会教育施設使用料の減免、体験活動をより一層拡大してまいりたいと考えております。

また、子どもたちの休日の過ごし方について、家庭、学校、地域が連携協力して実行委員会を設立するなど、地域ごとに検討するための懇談会を開催すべく、その準備を進めております。

最後に、小学校の適正配置計画についてですが、「適正配置は、児童・生徒数の現状と今後の推移を踏まえ、通学区域の見直しにより行う」とした基本方針を既に策定しております。

新年度は、今後5年間程度の児童数の推移や、学年・クラス規模の変化の見通しなどに努め、その上で、地

域の教育関係者のご意見を伺いながら課題を整理するなど、小学校適正配置実施計画の検討に着手したいと考えております。

以上であります。

○議長（松田日出男） 佐野議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時40分

○議長（松田日出男） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 23番、武井義恵議員。

（23番 武井義恵議員登壇）（拍手）

○23番（武井義恵議員） 「構造改革なくして財政再建なし」「改革には痛みを伴う」と、鳴り物入りで発足した小泉内閣でありましたが、痛みだけは国民を直撃したけれども、財政再建どころか、トリプル安の底つくところも見えない中で開催されました平成14年第1回定例会に当たり、民主党・市民連合を代表して質問いたします。

なお、第1回定例会ともなると、各会派の注目する議案が共通するところから、類似する質問になりがちですが、可能な限りダブらないように、また観点も変えた質問となるよう努力いたしましたつもりですので、ご答弁もそれらに留意した内容でお願いいたします。

まず、議案第1号平成14年度小樽市一般会計予算案に関連し、何点が質問いたします。

本市の財政状況を見ると、不況や国の地方交付税削減などで、市税で約5億5,600万円、地方交付税カットによる影響で約6億1,600万円が目減りしている状況であります。これらのこともあって、一般会計では、対前年同期比にいたしますと約37億円の減に、企業・特別会計を合わせると、実に約76億円減の超緊縮型予算となっている平成14年度予算案であります。にもかかわらず、少子・高齢化社会に真っ向から取り組む市長の姿勢に賛意を表するものであります。

例えば、乳幼児医療助成では、通院対象年齢を5歳未満児にまで引き上げたことに約2億円、お年寄りにはふれあいパス事業費2億1,100万円など、子どもさんや高齢者に優しい予算となっており、苦心の跡が随所に見られるのであります。

その一方では、今年は、本市市制80周年記念の節目の年に当たり、市長もそれを意識した記念事業として、仮称ながら、全国まちづくり都市フォーラムの開催をはじめ、NHKラジオ公開番組、女性議会、後志太鼓競演イン祝津、並びに「南半球の隣人ニュージーランド・オタゴの歴史と自然」と題した特別展の開催、被爆体験の語り講演会など、多くの行事を計画されております。これらのことは大変すばらしいことであり、今後の小樽市制史に残る事業であると確信するものであります。

しかし、この税収減や交付税カットの二重苦により、やりくりにも苦闘する道内の人口10万人以上の主要都市の2月16日現在の予算案と本市の予算を比べてみると、当初予算案の比では、小樽市のマイナス5.1%が最大であり、最低が函館市のマイナス1.1%となっております。

このような予算案となった理由は、さきにも述べましたように、人口減と不況の影響で、市税収入や地方交付税合わせて12億円以上の減少により、建設事業費を当初比で27%も絞り込んだ結果であるとマスコミなどが

大きく報道いたしておりますが、建設事業費の削減は、他都市も同様だと思います。にもかかわらず、小樽市が他の主要都市に比して、当初比でマイナス 5.1%にまで緊縮せねばならない理由をどうとらまえておられるか、お尋ねいたします。

次に、商工振興費のうち、このたび新設されました経営支援特別資金についてお尋ねいたします。

この特別資金融資の目的を見ますと、「信用力、担保力の不足等により、運転資金の調達が困難な中小企業者の経営の安定に寄与する」、こういうふうにあります。その上、「損失額の80%を市が取扱金融機関へ損失補てんをする」としてあります。まことに、このお情けに涙の出る思いであり、中小企業者に代わってお礼を申し上げたいと思っている一人ではありますが、しかし、「融資対象者」の項を見ると、涙が突然渴くのであります。

なぜならば、「事業の継続が見込める人」とありますが、だれが事業継続の可否を判断するのでしょうか。つぶれる事業を見込んで借りる人がありましようや。だれしも、何とかして立て直そうと努力するために借りるのではないのでしょうか、いかがですか、お答えください。

次に、融資条件で「返済資金は対象としない」とありますが、これも疑問に思えるのであります。例えば、融資額 500万円のうち、100万円を返済に、400万円を運転資金に充当する人もいないのでしょうか。このような経営者を対象とすることこそ、本融資制度が生きてくるものと思うのであります。優しい答弁をお願いいたします。

次に、問題提起なのですが、財政厳しき市の財政事情を考えまして、幾つかの中から1点に絞ってご提案申し上げますので、前向きなご答弁をお願いいたします。

本市は、観光客対策として、観光ご意見俳句ポスト設置事業を平成4年に行って以来、今年で満10年を迎えることが出来ました。この間、投稿句総数は1万句をはるかに超え、特選・入選句だけでも110句余りに達しており、伊藤整や小林多喜二ゆかりの地にふさわしい事業だと思っております。これまで厳選に協力していただいた小樽俳句協会の皆さんに厚くお礼申し上げたいと存じます。

そこで、ご提案申し上げますが、特選者を対象とした全国俳句大会を開催してはいかがでしょうか。具体的なことは俳句協会の皆様とご相談をして、ぜひともこのイベントが成功裏に開催できますことを祈念するとともに、市長の英断を望むものであります。せっかく設置していただいた俳句ポストに光を与えていただくよう重ねて要望して、次の項に参ります。

次に、石狩湾新港の名称変更について、ご見解をお伺いいたします。

堀知事は、2月19日の石狩湾新港管理組合の第1回定例会で、同港の名称を「札幌港」とすることに前向きな姿勢を示したと報道されております。その理由として、「国内外のポートセールスで知名度の低さに苦慮している」と述べ、港名変更は、その振興策の一つとの認識からであるとのことであります。

確かに、同組合の負担金は、道が6分の4、小樽市、石狩市がそれぞれ6分の1ずつであります。負担金が多いからと何をやってもよいと思っているなら、越権行為であると言わざるを得ません。ところが、既に田岡石狩市長は、賛成の態度を示しているとのことでありますが、まず、この問題について、山田市長に打診があったのでしょうか。そして、市長はこの名称変更はどう対処しようと思っておられるか、ご見解をお示ください。

「ひさしを貸して母屋を取られる」とはこのことであり、石狩湾新港開港以来、道は、このことを念頭に描いていたようにも思われるのであります。「石狩湾新港」より「札幌港」の方が世界に通ずることは、言を待つまでもありませんが、札幌市の関与しない港に札幌港と名づけることは世を欺く行為であると、私は一市民と

して申し上げますので、市長は断固反対を表明していただきたいと思うのであります。

次に、議案第13号介護保険事業特別会計に関連して質問いたします。

昨年の第1回定例会で、この介護保険料について、平成15年の保険料見直しを契機として、小樽市の保険料値上げは間違いありませんかとの私の質問に対し、市長は、昨年の第1回定例会の時点では、「保険給付実績もまだ9カ月しかたっていないので、明確な答弁は出来ないが、現在の保険給付費の状況がこのまま続き、さらに保険料の算定方法も変わらないとすると、現在の保険料よりも高くなる」とご答弁されております。しかし、保険給付実績もその後1カ年が経過いたしましたので、保険料の値上げについておわかりになったと思います。したがって、その可否と時期、さらに一步踏み込んで値上げの予想額などについてお答えください。

次に、低所得者対策について、お尋ねいたします。

共同通信社が平成13年11月から12月にかけて実施いたしました自治体首長に対する調査資料によりますと、人口10万から20万人の都市の首長の回答では、「低所得者対策が不十分」とお答えになった首長が63%にも達しておりますが、市長はどのように判断してお答えになられたのでしょうか、お答えください。

次に、同調査によりますと、「施設が十分でない」とお答えになった首長が51.2%と半数以上になっております。市長の小樽市の介護保険施設についての評価をお聞かせください。

さらに、医療との連携が不十分と回答した首長が31.5%に及んでおりますが、小樽はいかがでしょうか。市長のご所見をお伺いいたします。

次に、議案第53号北しりべし廃棄物処理広域連合規約について、質問いたします。

同規約別表第17条関係のうち、第17条で定めた施設管理費及び運営費と施設建設事業費及び公債費で、均等割が入っていない理由を述べてください。

私は、たとえ3%でも均等割を他の5町村に負担してもらうべきだと考えております。参考資料の西いぶり廃棄物処理広域連合規約では、7市町村が平等に均等割を負担いたしております。もっともなことだと思いますので、これに対する見解をお答えください。

次に、北後志新焼却施設建設について、お尋ねいたします。

市は、これまで、新しい焼却施設建設で、建設予定の桃内地区との交渉の中で、5項目の地域振興策を平成13年10月に提示したと伺っております。この振興策の中に、新焼却施設から排出される余熱利用と雇用策が示されております。

そこで質問いたしますが、この新焼却施設の1日当たりの処理能力は、地元振興策を示した平成11年当時の計画では252トン、3炉の計画でしたが、その後、リサイクルなどでごみの減量により、1日当たりの処理能力が少なくて済むと予想されますが、国への補助申請に向けて処理能力の見込みは何トンと見なしておられるのか、お答えください。

また、桃内地区への余熱利用計画の振興策を示した当時の内容と大きく変わるのかと思いますが、地元にはどのような説明をされるのかも含めてご答弁願います。

さらに、雇用対策ですが、地元がどのような対策で納得されたのか、ご説明願います。

また、平成15年に着工するならば、遅くとも今年の夏ごろまでには、国へ申請しなければならないと思いますが、いまだ広域議会も未設置の現状では、平成15年着工は不可能と思いますが、今後の計画についてお答えください。

次に、予算関連で、不法投棄等対策経費について、お尋ねいたします。

この対策経費に、不適正処理監視員として嘱託職員を2名から3名に増員し、週5日巡回させることが提起されております。

それについて、二、三質問いたします。

まず、巡回経路は、どのようなスタッフで作成するのか。

次に、毎週同じ経路を巡回させるのか。

三つ目に、毎週5日間とのことですが、どれくらいの期間を予定しているのか。

第4に、私が心配することは、この巡回嘱託職員にどのような権限を持たせて任務に就かせるのか。

五つ目に、不法投棄者とのトラブルなどについて、どのような指導をするお考えなのか。

6番目に、使用する車は公用車か、私物の車か。

七つ目に、最後になりますが、巡回は複数の職員でさせるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上、一括してご答弁ください。

次に、保健所と、議案第16号に関連して小樽病院について、質問いたします。

まず、保健所の質問ですが、2月19日に明らかになりました小樽商科大学の結核感染対策についてであります。

内容は既に報道されておりますように、1月下旬に学生1人が結核を発病し、その学生が感染源となって、新たに同大生ら33名が感染した疑いがあるとの報道内容であります。

保健所がこの感染源となった学生を知ったのは、昨年12月28日に市内の医療機関よりの届出によるものであり、その後、呼びかけをして、定期外健康診断を実施した学生は、1月31日現在で340名に至ったとのことあります。しかし、2月19日現在、未受診者は、なお56名おると伺っておりますが、呼びかけに応じない場合の対処方についてお聞かせください。

また、結核患者と接触のあった者の定期外健康診断を行ったとのことですが、接触のあった人の認定はどのような調査で確認したのでしょうか。接触した対象者295名以外に調査漏れはないのか、お伺いいたします。

次に、小樽病院について、質問いたします。

小樽病院の6階の1病棟の入院患者は、何名ですか。

この6階は、呼吸器関係の患者となっておりますが、結核患者と認定された者は何名おりますか。

今、6階の1病棟は10室あるのですが、結核患者と他の患者は、どのような部屋割で入院しておられるのかも含め、ご答弁ください。

また、売店などに買物で出入りしていると聞き及んでおりますが、どのようにしてチェックしておられますか。

さらに、外来患者との接触には、どう対処されておりますか、お聞かせください。

6階の1病棟入院患者のトイレは、結核患者と区別してありますか、お答えください。

なお、議案第16号平成14年度の病院事業会計予算の修繕費によりますと、1億1,422万円となっておりますが、結核患者への対応も含めた病棟の改良も、必要ではないかと思いますが、お答えください。

今回の小樽商大の結核感染などを他山の石として、十分な対応を求めて、次の項に参ります。

次に、市長並びに教育長にお尋ねいたします。

厚生労働省は、昨年6月1日、身体障害者及び知的障害者の雇用状況について、調査結果をまとめました。

厳しい雇用情勢を受け、特に民間企業における雇用調整のしわ寄せが身体・知的障害者にも及んでいること

がわかってまいりました。それによると、全従業員の1.8%の法定雇用率が適用される常用労働者数56名以上の実雇用率は、不況下の中にあっても平成12年と同率の1.49%となっております。しかし、法定雇用率の未達成企業の割合は、過去最高の56.3%にもなっておりますが、本市の場合はどのようになっていますか。達成、未達成及び企業指導方についてもお答えください。

また、企業規模別の実雇用率においては、大企業では、平成12年より上昇しておりますが、雇用者300人未満の中小企業では低下しております。小樽は、中小企業のまちであります。実態はいかがでしょうか、お答えください。

次に、2.1%が適用される本市について、お尋ねいたします。

地方公共団体で職員数48人以上の市町村にあつては2.1%が適用されますが、全国平均では2.46%となっており、いずれも法定雇用率を上回っております。小樽市の実態は、いかがでしょうか。実雇用率と対前年比の増減をお答えください。

次に、2.1%が適用される教育委員会にお尋ねいたします。

教育長自身、議案第38号で、調整手当をも廃止して財源確保に向けて努力されております。一方、障害者の雇用率は、教育委員会としてはどのようになっていますか。前年対比も含め、お答えください。

また、適用率2.1%を下回っている場合は、その理由と今後の考え方についてご答弁願います。端数切上げの件についても含めてご答弁ください。

次に、財源確保について、市長のお考えをお尋ねいたします。

雇用環境の悪化が一段と進む中で、労働時間を短縮して仕事を分かち合うワークシェアリングについて、民間企業のほか、道をはじめ、地方自治体にも導入の動きが出ている情勢であります。しかし、小樽市においては、ワークシェアリングの導入までには至っておりません。したがって、本議会に提示されている議案第36号、第37号は、財源確保の一端であるかと思うのですが、市長は、どのように認識しておられるか、ご所見をまずお伺いいたします。

また、市長は、1月31日に市の新年度予算案を記者団に発表されたときに、今後の財源確保について、「職員の人件費カットに取り組んでいかなければならないのでは」とお考えを示されたとのことですが、職員の人件費カットへの取組とは、どのようなことをお考えになっておられるか、お答えください。

さらに、職員の手当のみでなく、賃金カットも視野に入れておられるのでしょうか。

もし、このようなことをお考えになっておられた場合には、財源確保ができた場合には、どのように対処するのかも含め、市長のお考えをお示しく下さい。

次に、教育長にお尋ねいたします。

小樽警察署が、2月21日、暴行の疑いで小樽市内の中学3年生の15歳の男子生徒を逮捕したことが、道新の全道版で報道されております。警察の調べによると、この生徒は、2月15日の昼休み、自分の通っている中学校の体育館で男性教師の顔や腹を数回けり、暴行を加えた疑いによる逮捕とのことあります。

その暴行した原因は、逮捕された生徒ら数人の3年生が順番を無視して体育館を使ったため、男性教師が注意したところ、この中学生が腹を立てて暴行に及んだと伝えられております。

そこでお尋ねいたしますが、今、市内の中学校で体育館の使用について順番を決めている学校は、何校あります。体育館が狭いために順番を決めているのでしょうか。それとも、体育施設の利用を含めたためでしょうか、お答えください。

また、逮捕された場所はどのような場所だったのでしょうか。

次に、校長が、「警察の指導で生徒の気持ちを改めてもらえればと思い、やむを得ず相談した、逮捕されると思っていたいなかった」と答弁いたしておりますが、先生が指導出来ない生徒の指導を警察権力に依存した校長の対応ぶりは、教育委員会の指導によるものなののでしょうか。警察に連絡する前に教育委員会に指導を仰がなかったのでしょうか、お答えください。

このような生徒のために平成13年度からスクールカウンセラーを増員したり、また生徒指導補助員を配置したのは、このような事件に対応するためではなかったのですか。

事件発生の2月15日から逮捕される2月21日まで、およそ1週間あったわけですから、警察に依存する必要はなかったと思います。どうも今回の事件の対応は納得出来かねますので、かみ砕いた答弁をお願いいたします。

また、先生が暴行されているとき、他の先生も数人そばにおられたようですが、ただ眺めていたのでしょうか。抑止出来る状況になかったのでしょうか。事件当時、どのような状況であったのかも含め、お聞かせください。

今後、この生徒が最悪の事態にならないことを願っておりますが、万一、処遇に大変な判断が下された場合に、嘆願書などの取組についての教育長のご判断をお伺いしておきたいと思います。将来のある少年であるだけに、最大の努力をされることを望んでやみません。

最後に、陳情第71号関連について、市長にお尋ねいたします。

インディペンデンスの入港時の小樽市議会の決議によりますと、「小樽港は平和な商業港として発展を希求する」とあります。市長もまた、キティホーク並びにビンセンス号の入港時に、その処理をされたコメントで、「市民感情を無視できない」とも力強くお答えになっておられます。

平和憲法の精神を尊ぶ小樽市民は、米空母インディペンデンスやキティホークの入港・接岸には、大きなショックを受けておりました。これらの経緯から、市民ばかりではなく、市長もまた、判断された態度に苦渋の跡が見られるのであります。このような事態に対し、このたび、平和を願う小樽市民団体から小樽市に対して、国是である非核三原則の実施と平和行政の推進に関する陳情第71号が提出されてまいりました。

この運動の目的は、小樽市の平和な発展を願い、恒久平和の実現を基本方針とし、もって市民の平和と安全な暮らしの維持向上ということから、小樽港に核搭載の艦船の入港を認められない立場を堅持し、そのためには、非核証明書の提出を港湾管理者である市長に提出を義務づけるものであります。

このことは、1982年6月28日、「小樽核兵器廃絶平和都市宣言」の精神を厳正に順守した平和なまちづくりを進めようとするものであります。それを実現させるために、一昨年から、市民団体が小樽市内外でのアピールと署名活動を展開し、1万7,000余名の署名集約を成し遂げ、平和を願う崇高な運動の表現として陳情に至ったものであります。

地方自治体の長又は港湾管理者としての市長に対し、市民の安全と港湾の秩序を守る立場に立って、これらの市民運動に賢明なご判断を要望するものであります。

したがって、この陳情第71号は、議会で十分審議いたしますが、市長に、このたびの1万7,000余名の署名を添付した市民の要望についてのご感想を、お聞きいたしたいと思います。

以上申し上げ、再質問を留保して、私の代表質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝磨登壇）

○市長（山田勝磨） 武井議員のご質問にお答えいたします。

初めに、平成14年度予算について、何点かお尋ねがありました。

まず、一般会計の予算規模でマイナス 5.1%となり、道内他都市に比べても大幅な緊縮予算となった理由についてでありますけれども、減少額は約37億円となっておりますが、そのうち、16億円は国民年金保険料の収納事務が国に移管されたことによるもので、これは、他都市においても同じ状況であります。

また、本市の場合は、新赤岩保育所の建設が完了し、街路事業も大部分完了したことなどによりまして、建設事業費で約15億円減少し、さらに、中央通地区土地区画整理事業においても、移転補償業務が約90%終了したことにより、一般会計からの繰出金が約3億円減少したことなどが主な理由であります。

また、今回の予算編成では、市税収入の減少などにより、大幅な財源不足が見込まれましたので、行政改革の推進などにより人件費で約1億9,000万円削減したほか、事務事業の見直しを行い、経費の削減を図ったところであります。その結果として、一般会計の予算規模は全体で 5.1%、約37億円の大幅な減少となったものであります。

次に、経営支援特別資金について、何点かお尋ねがありました。まず、融資条件にあります事業継続の見込みの有無についてであります。この制度は、信用力、担保力の不足等により運転資金の調達が困難な中小企業者に融資をすることによって、経営を安定させることを目的としており、事業を継続できるかどうかは融資の可否を決定する上で、重要な判断基準になると認識いたしております。

小樽商工信用組合の破たん時に創設いたしました「緊急経営支援資金」と同様に、各金融機関が20%、貸出し債権に対するリスクを負って協力してもらうというものでありますので、融資審査に当たっては、取扱金融機関に専門的な観点から事業継続の見込みの有無を含めて判断していただくことにしております。

次に、返済資金を融資の対象とすることについてであります。厳しい経済情勢の中にあって、相当数の融資申込みが予想されることから、市財政の状況も踏まえ、当面は仕入れ資金などの運転資金を対象にいたしております。

ご指摘のように、融資額の一部を返済資金に充当することによって金利の軽減になる場合など、経営の改善になることも考えられますので、今後、この制度の利用状況を見ながら取扱金融機関と協議してまいりたいと考えております。

次に、観光俳句ポストに関するお尋ねであります。この事業は平成14年度で10年目を迎え、今年度の上期まで1万3,389件の応募があり、観光の魅力づくりの一つとなっており、今後もこの事業を継続することが小樽観光の振興に結びつくものと認識しております。

ご提案の特選者を対象とした全国俳句大会の開催につきましては、実施主体も含め、開催方法などについて小樽俳句協会の皆さんのご意見を伺い、検討してまいりたいと考えております。

次に、石狩湾新港の名称変更についてであります。港の名称につきましては、石狩湾新港管理組合設立の経過の中で、北海道、小樽市、当時の石狩町の3母体によりいろいろと議論され、石狩湾新港として今日に至っております。

ご質問のありました名称変更につきましては、正式な打診はありませんが、現在の港名決定の経緯も踏まえ、国など関係機関や議会をはじめ、本港にかかわる団体など、各方面のご意見も伺いながら、慎重に対応しなければならぬと考えております。

次に、介護保険に関連して、何点かお尋ねがございましたが、最初に、保険料の設定についてであります。保険料は、高齢者数や介護費用の見込みなどを基に、3年ごとに見直す仕組みになっております。

現在、保険給付費の実績の分析や、サービス利用者等に対するアンケート調査などを実施中であり、4月に示される予定の国の基本指針や高齢者保健福祉計画等策定委員会の意見などを踏まえながら、保険料改定の基となる高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直し作業を進めていくことになります。

したがって、平成15年度からの次期保険料の額について明らかになりますのは、本年12月ごろと考えております。

なお、現在の保険給付費の状況がこのまま続き、保険料の算定方法が変わらないといたしますと、現在の保険料の額よりも高くなるものと考えております。

次に、低所得者対策についてであります。保険料につきましては、個々の保険料がそれほど重くならないように、所得に応じた5段階としたこと、利用者負担につきましても、一定額を超えた場合には、後から払い戻す高額介護サービス費を設け、さらには、災害の場合や長期入院などにより収入が激減した場合の保険料・利用者負担の法定減免など、制度的には低所得者に配慮されたものになっていると考えております。

しかしながら、保険料の納付が困難な方が見受けられることや、訪問介護の利用者負担について、介護保険が始まる前からの利用者は3%、新規利用者で社会福祉法人の減免該当者は5%、このいずれにも該当しない方が10%負担となり、同じような低所得者でも負担率が違うことなどから、低所得者対策が不十分と回答したところであります。

したがって、市といたしましても独自の低所得者対策を実施しているところであります。

次に、小樽の介護保険施設の評価についてであります。平成16年度の整備目標量に対して、現在のところ、特別養護老人ホームは330床で83%、老人保健施設は400床で100%、療養型医療施設は667床で123%の達成率となっており、また、小樽の介護保険施設の整備水準は、道内の10万人以上の都市の中で、苫小牧、札幌に次いで高くなっております。

しかしながら、特別養護老人ホームの待機者が多いことから、この整備につきましては、さきほど申し上げましたとおり、計画の見直し作業を進めており、要介護者等の実態などを踏まえるとともに、国の基本指針に従い、必要に応じた施設計画を検討してまいりたいと考えております。

次に、小樽における介護と医療との連携についてであります。ケアマネジャーや居宅サービス事業者におきましては、ケアプランの作成やサービスの提供の前に、主治医の意見書や訪問調査結果を参考にしながら、必要に応じて主治医や関係する医療スタッフ等と相談しておりますので、小樽では、おおむね連携が図られてきているものと受け止めております。

次に、北しりべし廃棄物処理広域連合の規約関係についてであります。施設管理費及び運営費と施設建設事業費及び公債費の負担割合について算定方法を検討いたしました。均等割を導入することにより、減量化の進んだところや排出量の少ないところが実質以上の負担増となることから、施設管理費及び運営費は処理実績割、施設建設事業費及び公債費は計画処理量割にすることが合理的であるとの考えに基づき、設定したものであります。

なお、他の広域連合の負担割合については、それぞれの地域事情等によって決められているものと考えております。

次に、地域振興策についてであります。初めに、焼却処理能力については、平成11年度に策定した北後志ごみ処理広域化基本計画において、1日の焼却処理能力を252トンとしておりますが、平成12年度に本市のごみが減量していることから、改めて実施計画の中で見直されることになるかと考えております。

また、桃内町会に提示した地域振興策のうち、余熱利用計画と雇用対策についてであります。今後策定する実施計画の中で余熱や施設の状況が具体化されることとなりますので、その時点で町会と協議することにご了解をいただいております。

次に、焼却処理施設などの建設スケジュールについてであります。桃内町内会から建設基本同意を受けましたので、後志支庁と今後の事業スケジュールについて協議しましたところ、実施計画の策定や補助申請時期などを考えると、平成15年度着工は難しいとのことでありました。これを受けまして、本年1月24日に北後志地域廃棄物広域処理推進協議会を開催し、平成16年度着工、平成19年度供用開始とすることにいたしました。

次に、不法投棄監視員についてであります。初めに、巡回経路につきましては、巡回経路は環境部管理課において、前年の不法投棄状況を勘案し、指示しております。

なお、通報や苦情等があった場合には、その地域の経路を優先して調査することとしております。

雇用期間につきましては、4月から11月末までであり、権限については、廃棄物の減量及び処理に関する条例に基づき、身分証明書を携行させ、立入調査ができることとしております。

業務としては、巡回により不法投棄を早期に発見し、投棄されているものが少量であればそれを回収し、また、現場において投棄者が特定出来るかどうかを調査し、担当課へ報告することが主なものであります。

巡回中における不法投棄者との対応につきましては、携帯電話により随時状況報告をさせることにしております。

巡回用の車両は、市が借り上げる公用車を使用し、常時2名の体制で巡回に当たることにしております。

次に、結核感染対策についてであります。初めに、小樽商大生の結核感染について、定期外健康診断の対象者で呼びかけに応じない方への対処につきましては、1月30日に小樽商大において集団検診を実施した後も未受診者に保健所での受診を呼びかけ、その結果、現在連絡の取れていない方は3名となっておりますが、引き続き大学側の協力を得ながら受診を勧めてまいります。

次に、接触者の調査方法であります。1月30日の小樽商大での集団検診に先立ち、大学側から結核患者となった学生の講義への出席状況や施設の利用状況を聴取し、学生が日常的に利用していた施設をすべて調査いたしました。その上で、濃厚な空気感染が懸念される環境での接触者を中心に、295名の対象者を認定いたしました。

また、対象者に調査漏れがないかということにつきましては、集団検診の実施前に対象者以外にも十分情報が伝わるように、説明会の開催や保健所への問合せなどを学内に掲示、案内をいたしました。その結果、さきほど申し上げました当初の対象者より65名増加し、360名となったところであります。

次に、小樽病院の結核病棟について、何点か質問がありましたが、まず、入院患者数についてであります。2月末現在16人で、このうち結核認定患者は11人、他の患者は、結核後遺症などにより入院をしております。

部屋割については、医師の判断により、排菌している患者と排菌していない患者を区分しております。

次に、結核病棟から売店などへの買物については、排菌している患者については、主治医の許可を受け、マ

スク着用の上、許可しております。

また、面会の方などとの接触については、特に制限していませんが、病棟へ面会に来られる方には、病棟入口に備付けのマスクの着用をお願いしているところであります。

次に、結核病棟のトイレについてであります。結核患者と他の方々の利用上の区別はしておりませんが、他の病棟の患者が結核病棟のトイレを利用することはないと思っております。

次に、病棟の改良についてであります。小樽病院は老朽化が著しく、また、病院経営を取り巻く環境が大変厳しい中、安全確保を基本として、患者さんや職員に不便をかけないように、そして現施設を効率的に活用していくため、毎年改良を行っているところであります。

結核患者への対応も含めた病棟の改良につきましては、今後とも、特に安全対策に考慮しながら施設の改良に努めてまいりたいと考えております。

次に、障害者の雇用についてであります。障害者の雇用を守り促進するために法律で雇用率が定められており、従業員56人以上の企業は1.8%を達成しなければなりません。

小樽職安管内の平成13年度対象企業は78企業、全体の実雇用率の平均は2.28%と法定雇用率を上回っておりますが、38.5%の企業は未達成であります。

未達成企業に対する指導等は、所管であります小樽職安が行っておりますが、市においても、関係各機関や職親会等と連携し、障害者の働く場の確保について支援をしております。

また、規模別での実雇用率ですが、従業員300人未満の対象企業では、全対象企業平均を上回ってはおりますが、平成12年度が2.47%、平成13年度が2.39%と全国と同様に低下しております。

今後さらに、関係各機関と協力し、雇用の場の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、身体障害者の雇用率についてであります。市長部局におきましては、平成12年の2.51%に対して、平成13年は2.47%と、対前年比はほぼ同率となっており、水道局におきましては、平成12年の3.13%に対し、平成13年は5.49%と、対前年比2.36ポイント増加しており、いずれも、国の基準であります2.1%を上回る雇用状況になっております。

次に、議案第36号、第37号、特別職の給与カットの関係であります。市税収入の悪化や地方交付税の大幅な減少が見込まれ、財政状況が今後ますます厳しくなることが予想されることから、事務事業の見直しや人件費の削減を含めた、より一層の行財政改革を積極的に進めていく必要があります。

このような厳しい状況を職員1人ひとりがよく認識し、一丸となって行財政改革に取り組んでいくためには、私をはじめとした特別職等が先頭に立って、今後の難局を乗り切るための強い姿勢を示す必要があると考え、今議会に条例案を提案したものであります。

次に、職員給与の見直しの内容等についてであります。現在のところ期末勤勉手当の削減や特殊勤務手当の見直しなどについて検討しておりますが、職員の給料の削減につきましては、現段階では考えておりません。

また、期末手当などの削減に当たりましては、当面、削減期間を定めて実施したいと考えており、その後の取扱いにつきましては、今後の財政状況などを見ながら判断してまいりたいと考えております。

次に、陳情第71号についてであります。平和を望む気持ちは私も同じであります。陳情があった条例案の中には、小樽港に入港する外国艦船を保有する国に対して非核証明書の提出を求め、その提出がない場合には港湾の使用を認めないとありますので、この部分は国の外交に関する専権事項であり、条例の制定は困難であると考えておりますが、市といたしましては、外国艦船の寄港に当たり、従来から独自に実施しております。

入出港時及び離岸・接岸時の安全性、商業港としての港湾機能への影響、核兵器搭載有無の三つの基準について、今後も慎重に検討し、判断してまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 武井議員のご質問にお答えいたします。

初めに、身障者雇用率についてですが、平成12年の1.75%に対して、平成13年は1.8%と法定雇用率の2.1%を下回っておりますが、身障者の雇用の促進等に関する法律の定めでは、教育委員会職員の総数222人に対して、法定雇用率の2.1%を乗じて得た数4.66人から端数を切り捨てて求められた数4人を満たしていればよいこととされており、身障者雇用者数が4人であることから、法基準を満たしているところであります。

なお、今後とも、職員の人事異動等に際しましては、市長部局等と連携を密にしながら身障者雇用率の達成に努めてまいりたいと考えております。

次に、先日報道がありました中学生の逮捕にかかわってですが、市内中学校では、体育館は三つの学年が一斉に使用するには狭いこともあって、昼休みの体育館の使用について曜日を決めているところがほとんどであります。

次に、当該校長から教育委員会への報告についてですが、暴力行為は学校で抑えることは難しいとの校長の判断から、警察へ相談したいということで報告がありました。その後、学校から被害届が出たことから、捜査が始まり、同生徒は任意同行を求められ、事情聴取後、逮捕されたものであります。

また、暴行当時は激高しており、周りの教員では抑止できなかったと報告を受けております。

現在、同生徒は、家庭裁判所の指導員から矯正指導を受けております。指導員からお聞きしたところ、行為の反省の度合いや心身の落ち着きを待って、家庭に入ることが許されることになるかと聞いております。

現在、当該生徒は卒業式を控えておりますので、本人の卒業に向けた対応や、その後の進路指導に配慮するとともに、他の生徒への心理的な影響を含め指導を続けてまいります。

なお、当該地域では、PTA役員会あるいはクラス父兄会などを開き、同生徒の様子、他の生徒の様子について報告したところ、地域の方々は学校の対応に理解を示したと聞いております。

以上でございます。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 23番、武井義恵議員。

○23番(武井義恵議員) 何点か再質問をさせていただきます。

まず、融資対策の問題でございますが、市長の今のご答弁の中で、利用状況を見ながら金融機関と協議をしていきたい、こういうご回答だったと思いますが、これは非常に前向きであるというふうに理解してよろしゅうございますか。金融機関と協議した結果、だめだったといって、涙が滝くようでは困りますので、その内容は明るいのだかと、こういうふうに理解していいのかどうか、まずそこをお聞きします。

それから、石狩湾新港の問題で、港名変更の問題ですけれども、道からは正式なコメントはなかった、こう言っていますが、正式なということがちょっとひっかかるのです。どういうのを正式と言うか、文書その他で来たのが正式と理解するのか、電話で来たのが正式ではないのか、この正式なという意味をお聞かせください。

それから、介護保険です。

12月になったら値上げが明らかになるということですが、私は三つばかりご質問しているのですけれども、額まで含めて、それらはすべて12月に明らかになるというふうに理解していいのですか、これをお答えください。

それから、低所得者のアンケートの中での施設についての評価をお尋ねしました。市長は、それに対して、特養が83%だと。ほかのところは100%なり123%なりあるのですが、特養が83%だということは、まだまだこれは足りないのだ、したがって、今後、特養についての建設も含めて考えていかなければならないというふうに理解していいのかどうか、この83%の判断をお聞かせください。

それから、桃内地区への余熱利用と雇用の問題です。

市長から、余熱利用と雇用問題については、今後の課題だという趣旨のお話がありました。今の段階では、252トンが、減っているのでまだまだ不明確と言っていますが、これは振興策として示された内容のものであります。

地元はこれについて同意をした、こういうふうになっているのですが、今のような五つの項目のうちの二つ、余熱利用と雇用問題が未確定のままで、果たして地元がうんと言ったのかどうなのか。その見通しをあいまいにしておいて、地元がうんと言った、うんと言ったといってもちょっと理解ができないのですが、この5項目のうち2項目がまだこういうような状況の中で、地元の判断がいいのか悪いのか、それに対してどう考えているのか、お示してください。

それから、不法投棄の監視員の問題です。

私は、職員の権限のところで非常に不安だと思うのであります。特に、実行犯とのトラブル、これには、罰金や警察の逮捕の問題とか、いろいろな問題がかかわってまいります。それだけに相手は必死だと思うのです。したがって、その嘱託職員の人たちに携帯電話で話している間に逃げられても困りますし、あまりにも懸命、忠実な職員であれば立ち向かっていくかもしれませんし、ここのところは私は非常に不安でなりません。

お金が絡んでいることであるだけに、また、そのお金を払うのが嫌でこういう不法投棄をするわけですから、相手も相当に抵抗してくるのではないかと思いますので、この職員の権限と犯人とのトラブル対策、これについて今のところ考えているところがありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

なお、巡回職員は複数で回しますというお答えでございましたが、職員の数は3名しかいないわけです。そうすると、どちらの方か、片方は一人になるわけですが、4名を採用する予定があるのかないのか、これからどういうふうにして3人を複数で回すような処理を考えているのか、お答えください。

それから、小樽病院の問題です。

トイレは結核患者と区別していない、ほかの人たちが利用するはずがないというようなご答弁がされました。トイレには「入るべからず」という看板でも出ているのですか。なければ、これはどなたでも利用できると思うのですが、こういうことはまだまだ重きを失っていると私は思います。

今回の商大の生徒は、たった一人から33名にも感染するというような事態です。そして、二百九十何名にも及ぶ検査もしなければならぬぐらいな重大な事態が出ているのです。

したがって、今、小樽病院の中では11名が結核患者と認定されたと言っているのですから、その方々とのトイレの区別、あるいは外来との区別を軽く扱っているようにも聞き取れたのですが、これらについて一段とチェックを強化していただきたいと思いますので、今後の考え方をお示してください。

以上。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝彦） 環境部の関係と小樽病院の関係は担当部長からお答えいたします。

初めに、融資制度の関係で、利用状況を見ながらというふうにお答えしましたがけれども、返済資金も含めた融資の申込みがどの程度あるのか、そういった状況を見ながら、そういった方の申込みが非常に多いということであれば、取扱金融機関と協議して、そういった方も対象にはしていった方がいいであろうというふうに思っております。

それから、石狩湾新港の港名の関係ですけれども、正式と言いましたのは、市に対して、文書であれ口頭であれ、どちらにしてもまだ来ておりません。そういうことで正式にと申し上げました。

それから、介護保険の関係でございますけれども、特養の83%というのは計画に対してのものでございまして、実際には待機者が相当いらっしゃるということですから、早く特養の建設が必要だというふうな認識をしております。

それから、保険料の関係でございますけれども、今年の12月までには額はある程度見込めるだろうと。今はいろいろ老人保健福祉計画の見直しなどをやっておりますので、そういったものを総合的に判断して、額は今年の末には結論をお示しできるだろう、こういうふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 環境部長。

○環境部長（山下勝広） 武井議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の地域振興策についてでございますけれども、これは、昨年、地元に応域の中間処理施設が出来たときの地域振興策の一つとしてお話ししたときには、施設規模がまだ具体的に決まっていな中で、決まっていなだけのけれども、同意を得た場合には進むわけですが、今後の施設の実施計画の中で規模が決まる、その規模が決まった段階で、改めて余熱利用をどうするか、それから雇用対策をどうするかということを町会の皆さん方と協議したいと。これについては、この段階では決まっていなだから、やむを得ないだろうということで、地元の方からはその時点ではご了解は得ています。

ですから、今後ははっきりした段階で改めて町会の皆さんと協議するということは、さきほど市長もご答弁しておりますけれども、これはご了解はしていただいているというふうになっています。

それから、不法投棄監視員についてでございますけれども、この監視員については、実際に逮捕権がございません。ですから、さきほど市長も答弁しましたように、現地で特定できるかどうかということを調べまして、特定できた場合には、さきほどご説明していますように、まず担当課の方に連絡する、それによっては警察に通報する、こういうことになりますから、そこで特定者とトラブルを起こすというようなことにはならないと考えています。

それから、勤務状況はどうするのか、3人しかいないのであれば、複数といったときにどういうことかと。嘱託職員というのは、週の勤務日数が決まっておりますので、2名体制にしているときには1名が休みを取る、こういう体制で複数体制についてサイクルを決めて進める、こういうことになっています。

以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 小樽病院事務局長。

○小樽病院事務局長（高木成一） 武井議員の再質問にお答えをいたします。

二つあると思います。

一つは、トイレの共用についてのご指摘でございますけれども、市長がご答弁申し上げましたように、現在、この結核病棟には11名の患者が入院しております、そのうち9人の方が排菌をしている。その9人のうち、さらに5人の方が全介助ということでベッドから起きられない。実態的にそういうぐあいになってございますので、ご質問がありました排菌患者については、現時点では、いわばマンツーマンで対応しています。

それから、共用に関しましては、共用しておりますけれども、今言ったように、実質排菌している方が少ない実態にありますので、トイレについては殺菌装置等を設備しているところでございます。

それについては、いいとは思いませんけれども、そういった現状にあります、今後については、所管をしている保健所ともよくご相談をしてみたいと思います。

それから、外来患者との接点でございますけれども、今申し上げました入院患者の治療行為は、すべてこの6－1結核病棟でしております。したがって、この入院患者さんが外来に降りることはありません。

それから、外来に通っている患者さんは、いわば排菌をしていないといえますか、そういう患者さんでございまして、私どもといたしましては、この6－1病棟に見舞いの方が来る場合については、マスクの着用をお願いしまして、さらに、子どもさんあるいは風邪を引いている方については面会を自粛してくださいということで掲示をして対応してございます。

いずれにいたしましても、老朽化が著しい建物でございますので、議員がご指摘のように、集団感染といったことのないように、今後とも十分注意をまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 23番、武井義恵議員。

○23番（武井義恵議員） 2点だけ、お尋ねいたします。

まず、教育委員会の方になるのですが、子どもさんの問題でもあるし、教育委員会の方で相当に努力されているような節もありますので、再質問はいたしません。個人のプライバシーの問題もあろうかと思っておりますので、ここでは避けておきたいと思っております。

2点の問題なのですが、一つは、余熱利用と雇用対策の問題なのです。

これはどうも私はわからないのです。この五つの条件を示しておいて、二つがまだ今のところはない。ところが、同意を得たことで、広域議会も含めて、どんどん進めていると。もし最終段階で、この二つは嫌だということになったらどうなるのですか。ですから、そのところで、例えば、ごみの252トンがだんだん少なくなった、余熱利用が少なくなった、これなら嫌だというふうになったらどうするのか。

どうも、今のところ二つの未確認事項がありながら発車している、こういうことに対して、私は何かすっきりしないものがあるので、それらの対応についてお答えください。

それから、小樽病院のトイレの問題なのですが、私はよく議会でトイレの問題を出すのですが、やはり、私は、張り紙などをして少なくとも区別をするべきだと思います。そうでないと、11名のうちの9人が排菌しているという状況ですから、これらのことについては、きちっと区別をして、もちろんお見舞いに行ったお客さんとか外来の人たち、あるいはほかの病棟の人たちへの感染を防ぐためにも、せめてトイレについては、使用制限といいますか、ここはこの病棟の方のトイレですからというような、やはりきちっとした位置づ

けをするべきだと私は思いますので、考え方をお示してください。

この2点です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 環境部長。

○環境部長（山下勝広） 武井議員の再々質問にお答えします。

さきほど申し上げましたけれども、現時点では、焼却炉の規模というものが正式に決まっておりません。ですから、その熱量がどの程度出るかということも決まっていません。

そういうことを踏まえて、地域住民の方々には、余熱が発生するときに、どういう利用の仕方が出来るかということについて、改めてその施設がきちんとはっきりした段階でご相談しましょう、こういうことです。見切り発車かどうかということでおっしゃいましたけれども、そういうことを住民の方々にご理解いただきまして、今回、基本的な建設同意をいただいたと思っております。

さきほどから何回も申し上げていますが、施設の規模が決まった段階で地域住民の方々とお話をする。それで了解していただいたので、それを不思議だと言われても、私の方は何とも言いようがありませんけれども、地域住民とはそういうお話になっている、こういうことでございます。

（「雇用対策については」と呼ぶ者あり）

雇用対策についても、今、要するに、リサイクル施設なり破碎施設なりを造るときに、どういうストーリーといいますか、どういう形態で作業が出来るのか、そういうことがまだはっきりしておりませんので、そういう作業の工程がはっきりした段階で、どの段階で皆さんを採用出来るか、そういうことが出てきますけれども、その段階で改めて協議しましょう、こういうこともご理解をいただいているところです。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 小樽病院事務局長。

○小樽病院事務局長（高木成一） 武井議員の再質問にお答えをいたします。

6－1病棟のトイレの件に関してでございますけれども、ご指摘の趣旨も理解できますので、病院に戻りまして、呼吸器担当ドクターとも、よく相談して対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（松田日出男） 武井議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時03分

再開 午後 4時35分

○議長（松田日出男） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 8番、斉藤裕敬議員。

（8番 斉藤裕敬議員登壇）（拍手）

○8番（斉藤裕敬議員） 平成14年第1回定例会に当たり、市民クラブを代表し、質問いたします。

市長並びに私たち市議会議員の任期も残すところ、あと1年になろうとしております。任期の総括とも言えるこの予算議会に、市長は、一般会計約 693億円、前年度比マイナス 5.1%、37億円減の緊縮型予算をお示しになったのであります。

国庫補助金、地方交付税は市町村のライフラインであります。国の財政再建は、経済成長率を10%以上、消費税率を20%で試算しても国債償還に250年以上かかると言われるほどであります。

一方、地域間競争、地方分権、市町村合併は、小樽市にとって避けて通れない大きな政治課題ではあります。地方に対する財源の画期的見直しが行われないうちは、絵にかいたもちになると言わざるを得ません。

現在、地方が使っている税は、徴収租税総額の61.3%ですが、平成11年度決算ベースでは、徴収段階で、国が58.4%、地方が41.6%ですので、単純に19.7%の税が地方移譲されなければ、地域の自立は到底無理ということになるのであります。当面、劇的な地方財源の見直しが今すぐ実行される可能性は少ないと思われますので、今回、市長が提案されたマイナス予算は、方向性は間違っていないと言えます。

市長の政策に対する基本的考え方を、以下、お尋ねいたします。

伝え聞くとお聞きしますと、市長は、財政再建の策として、職員給与の見直しを考えておられる、こう聞きます。即効性の強いこの政策には、大いに期待するものがありますが、職員団体の抵抗の前にとんざしてしまうのではないかと危ういものでもあります。残された任期中に、その具体案をどのような時期にお示されるのか、また推し進めるご決意があるのか、お尋ねいたします。

市長は、行革に一から携わった経験をお持ちであり、いわば行革のエキスパートであります。全国他都市も、同様に、行革の基本計画、実施計画を作成しておりますが、前段で述べましたように、地方財源の見通しが悪化していることから、再度、実施時期とその期間、こういったものの見直しがされ、出来るものは、ピンポイント的、一本釣りに進められていると聞きます。

例えば、北九州市では、5カ所ある市立病院に改善と議論の期間を与え、改善の見通しのつかなかった赤字病院を民間に売却いたしました。

また、三鷹市では、新設保育所について、社会福祉法人のみならず、民間企業まで公募枠を広げ、公設民営を実現いたしました。みんな知恵を絞っているということでもあります。

先日、この業務委託を受けたベネッセコーポレーションの責任者のお話を聞く機会がありました。行政と民間が融和し、民間の効率性を取り入れなければならない時期が来ている、こう述べておられましたのが印象的でありました。

また、近畿では、これは地域的に非常に多いようですけれども、既存の公立保育所を民間に移管する試みが既に各所で行われているということでもあります。

同席された全国社会福祉協議会の部長さんや元厚生省の局長さんも、もう既に行政でなければ安心と良質なサービスを提供出来ないという分野は、かなり少なくなっており、とりわけ、現業の分野では、ほとんどないと言っているくらいだ、こうおっしゃっておられました。つまり、大胆な民間委託を行っても市民サービスは低下せず、逆に民間ならではの多様なサービスを市民が受けられるということでもあります。

市長は、公設民営を行革の手段として取り入れられるお考えはありませんか、ご所見をお聞かせください。

予算編成時の個別事業に見られる見通しの甘さについてであります。本当に市の将来を真剣に考えて積算しているのか、疑いたくなる事例が散見されます。

例を挙げます。

平成10年、三菱地所から望洋プールを市に無償で譲るとの申出があり、私たちは、第3ビルの室内水泳プールを廃止しても、望洋プールを譲り受けるべきだと主張いたしました。しかし、市は、劣化診断調査を形だけ行い、その調査結果を見る前に望洋プールを引き受けないと決定いたしました。その際、市は、3年間で室内

プールを改修する、改修すれば使えるのだという考えでありましたが、結果はどうでしたでしょうか。

今回の予算額 2,000万円を含めると、3年間の改修計画の概算にはなかった補修・改修工事、見込み違いの支出がもう既に 2,500万円にも及んでいるのであります。この 2,500万円の工事箇所は、当時行われた劣化診断調査には含まれておりません。もし、当時の担当者が、これは検討会議が設置されていたようであれば、協議の指摘に耳を傾けて、総合的・長期的判断に立って考えていたならば避けられた支出であると思います。

専門家ではない私たちでさえ予見できたのですから、このことは、市理事者側の怠慢、こう言えると思います。お答えください。

職員人件費は、行政サービスを低下させるという問題です。

市内の認可保育所は、公立8、公設民営1、民間12、計21であります。公立と公設民営を比較すると、公立は、支出の中で人件費の割合が高く、子ども一人当たりで計算いたしますと、公立が10万 8,637円、公設民営は5万 800円で、公立が倍以上という金額が出てきます。

今、小樽市の公立保育士さんたちの平均給与は、既に 700万円を超えております。人件費の割合が膨らむにつれ、事業自体が硬直化していく。結果、新しい取組や斬新な発想を保育の現場に導入することが難しくなっていく、子どもに対するサービスが落ちてくる、こういう悪循環であります。早急に解決しなければならないと思いますけれども、市長の対策をお尋ねいたします。

次に、本当に財政再建に向けて具体的に出来る取組、こういう問題です。

今回、朝里地区地熱開発整備事業 7,000万円があります。この中身は、皆さんもご承知のとおり、温泉の掘り直し、ボーリング工事の発注が含まれております。市内に温泉を掘る削井業者さんがおられないのですから、参加条件を緩和して一般競争入札にするべきであります。

横須賀市では、経審点数を下げ、入札参加業者を増やし、ネット入札によって数十億円の財政効果があったと聞きます。通年工事の確保が難しい積雪寒冷地の北海道で、この手法をすべての工事に取り入れるのは、競争の激化や安請負による品質の低下が危ぐされ、また地元企業への影響も大きいわけですから、これは私も、慎重に考えなければならない、急に一般競争入札を地元企業に求めるというのは難しい、こう思います。

しかし、少なくとも、今回は、削井業界がもともと単発受注であること、工事半径エリアというのでしょうか、北海道全体でご商売をされている、こういうことから考えますと、今回に限り一般競争入札を行ってもいいのであろう、こう思います。お答えください。

高齢者の住宅施策並びに若年者の住宅施策についてであります。

高齢者向け優良賃貸住宅制度については、国、道の制度と連携し、若年者向け住宅施策については、一定の条件を満たした場合に家賃補助、建設費補助を行う市の独自の制度、これを新年度から実施するとお聞きしております。本市が抱える高齢化、定住、人口増対策などの人口問題への対応、また景気が低迷する中、民間資本を刺激して住宅政策を進めるという考え方には賛同できます。

制度には、それぞれ目的に応じて何点か条件づけがされているようですが、その条件の一つに、対象地域、募集数の考え方があります。大変厳しい財政状況の中、国の制度を研究し試みるということは、一定の評価に値すると思います。初めて試みるということは、新規事業であるわけですから、この対象地域とか募集数の考え方の根拠になる基礎データが極めて乏しく、供給規模もあくまでも予想の範囲であります。

また、心配されることに、対象地域を条件とする、対象地域を小さくすることで募集に満たなくなること予想され、この募集と実績の差が著しい場合は、対象地域を拡大することが本来の目的を達成すること

ではないか、こう考えます。いかがでしょうか。

精神障害者ホームヘルプサービスについてお尋ねいたします。

平成14年度から実施される精神障害者居宅介護等事業は、家事援助、相談支援、身辺介護の3本柱から成り、精神障害者本人はもちろんのこと、同居世帯からの要請により受けられる制度であります。

このホームヘルプサービスは、14年度からすべての市町村でスタートすることになっており、基本的には、全国のどこの市町村でもサービスが利用できるということになっております。しかし、実際には、市町村によってかなり取組の遅れが目立ち、サービスを受けられない、こういった地域格差が生じると心配されているところでもあります。

精神分裂病が総合失調症と病名が変わり、少しでも社会的偏見が収まればと、こう願う関係者としては、このサービスを活用し安らかな生活を取り戻したい、こう願うものであります。本市の予算の中には具体的なものは見受けられませんが、早急に取り組むべきものであります。

一般的には、保健所、医療機関、民生委員、ヘルパー等々関係者の協力体制が不可欠と考えますが、市長はどのようなヘルプサービス体制をお考えなのか、お聞かせ願いたいと存じます。

また、ホームヘルパーの人材確保をどうするのか、こういう問題もあります。大変難しい課題であります。

短期間で、この病気、症状の特性を習得出来るのか、利用者ヘルパーの人間関係の距離感は保てるのか。抱込みは大丈夫か。抱込みというのは、ヘルパーの方が、私がいなくてこの人は大丈夫かということで必要以上に負担を感じてしまう、こういった状況が回避できるのか。また、委託方式は検討しているのか、あわせてお示してください。

広域連合についてであります。

広域連合の規約の議決、議会の設置へと、いよいよ具体的作業が進み始めました。私がこれまで指摘してきたことに、小樽市議会への報告がありますが、規約の説明はもちろんのこと、きちんと厚生常任委員会等々で説明すべきであります。推進協議会の意思と構成員たる小樽市の意思は、きちんと区別する必要があるからであります。今後、この点は十分気をつけていただきたいと存じます。

これまでは、何か推進協議会イコール小樽といったような流れがあったように感じます。しかし、今後、広域連合が立ち上がれば、それぞれ広域連合と小樽市は、全く別々の人格であります。広域連合で示された事案にしぶしぶ小樽が承諾するような事態が起きては、これは笑えません。

小樽市単独の意思確認を最低でも委員会場で諮ることにより、透明性が確保されるとともに、小樽市の意思決定の手順が市民に示される、公開されるという意味で重要だと思います。これまでの答弁に照らしても、環境部の報告体制を強化することを要請いたします。

政治家の秘書の口利き事件が当小樽を舞台に起きました。報道によりますと、大手焼却メーカーをはじめ、この焼却場に関連するいろいろな名が取りざたされているようであります。当然のことではありましたが、今から情報収集をして備えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

市職員の再任用についてであります。

私たちは、昨年3定において、再任用基準の形骸化、短時間労働による労働力そのものの質の低下、雇用環境の官民格差の拡大、こういった理由から、少なくとも今は再任用を進める時期ではないと主張し、議案に反対いたしました。他市では、再任用を凍結する動きがある、又は凍結した。ご承知のとおりであります。

1時間 2,191円の時給計算は、議会終了後、多くの市民から驚きの声が上がりました。私たちは、この再任

用を今は凍結させる、つまり反対する、こういう考えは変わっておりませんが、先日の報道に少し気になることがありました。議員報酬が上がらないのに、市職員だけずるいといった印象を与える記事が載り、極めて遺憾であります。この再任用に関係し、議会と市職員という構図を持ち出し、対立している、これはまるで友達のお菓子を欲しがっている幼稚園の子どもみたい、こんな話ではないですか。

私たちが今、目を向けなければならないのは、市民から見た議員報酬、市民から見た再任用、こういったことであります。何か再任用が議会と市職員というゆがめられた構図の中で、ひとり歩きするのはいかなものかと私は強く感想を持っています。

いずれにいたしましても、今日のこういった状況の中、市民感情を逆なでする条例は、小樽市経済、市民生活の着着きを取り戻すまで凍結すべきではありませんか。市長、お答えください。

最後に、マイカル問題であります。

ビブレ撤退後の空きスペースの再利用が大きな焦点であることは、だれもが認めるところであります。あれだけ大きな建物ですので、どんな使い方をしようと、市に要請してくるのは、固定資産税とか都市計画税の減免、こういったことであろうと思います。

またもう一つ、これは可能性は薄いと思うけれども、今検討しておかなければならないことがあります。それは建物の部分的譲渡であると予測します。有償譲渡は論外でしょうが、無償譲渡を市として受けることは可能かどうか、このことについて市長の見通しをお聞かせ願いたい。

市長は、これまで、具体的な要請がなければ答えませんというような姿勢でありましたけれども、これは、それこそ転ばぬ先の杖ということで、お考えをお示し願いたいと思います。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝磨登壇)

○市長(山田勝磨) 斉藤裕敬議員のご質問にお答えいたします。

最初に、職員給与の見直しについてであります。市税収入の悪化や地方交付税の大幅な減少が見込まれ、財政状況が今後ますます厳しくなることが予想されることから、現在、期末勤勉手当の削減や特殊勤務手当の見直しを検討しており、特に期末手当等の削減につきましては、その内容がまとも次第、早急に職員団体に提案する予定であります。

次に、保育所など公共施設の公設民営についてであります。公共施設の管理委託につきましては、これまでも行政改革の実施項目に掲げて、取組を進めてきております。

特に、保育所の運営につきましては、これまで、地方公共団体又は社会福祉法人が行うことが原則とされてきましたが、国の規制緩和の一環として、一定の条件整備の下で、社会福祉法人以外の民間事業者にも運営委託が認められることになったところであります。

本市におきまして、公共施設の委託につきましては、保育所の新設時に社会福祉法人に管理委託した例や、最近では、いなきたコミュニティセンター、いなきた児童館などを管理委託しており、14年度には銭函パークゴルフ場や、今後、総合体育館についても委託を考えております。

今後、先進都市の例なども参考にしながら、さらに研究をし、出来るものは民間委託を進めてまいりたいと

考えております。

次に、人件費の水準と保育所の運営についてであります。公立保育所の人件費につきましては、公立保育所と私立保育所を比較しますと、施設ごとの在籍職員の勤続年数の差などがありますが、公立保育所は、一般的に給与ベースが高いことに加えて、臨時・パートなどの職員の比率が私立より低いと聞いており、結果として差が生じていると認識しております。

保育所の運営につきましては、運営主体が公立であるか私立であるかを問わず、認可保育所におきましては、国が定める保育指針等に準拠し、さらに各施設ごとに具体的な保育計画を策定しながら、在籍する児童の保育の充実を図っているところでありますので、認可保育所の保育内容及び児童の保育が人件費の水準に左右されている実態はないと認識しております。

次に、朝里川温泉地区の温泉ボーリングにかかわる入札方式についてであります。一般競争入札方式は、発注手続の客観性・透明性が高いこと、競争性が高く、財政効果も期待出来るなどのメリットが得られますが、一方で不良・不適格業者の排除が難しいことや、ダンピングによる品質の低下などの問題もデメリットとしてあります。

いずれにいたしましても、今後、業務に必要な技術力や経営状況などの参加資格の設定方法なども含め、慎重に検討する必要があると考えております。

次に、高齢者並びに若年者の住宅施策についてであります。ご質問にありましたように、本市の抱える高齢化、定住、人口増対策などへの対応策として、高齢者や若年者の住宅施策を新年度から実施したいと考えております。

制度の対象地域の拡大についてであります。地域取りにつきましては、予算の範囲内で最大の効果が上がるよう、各制度の目的に合わせた一定の制限を設けたいと考えておりますが、仮に募集と実績に差が生じた場合には、応募状況の分析や対象者からのご意見等をいただきながら、課題、問題点を整理し、より利用されやすい制度となるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、精神障害者ホームヘルプサービスについてのお尋ねであります。この事業は、精神障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、家庭等にホームヘルパーを派遣して、必要な家事支援等の便宜を図り、自立と社会復帰を促進し、精神障害者の福祉の増進を図ることを目的としております。

平成14年度の予算には具体的なものは計上しておりませんが、精神保健福祉法の改正に基づき、市町村が取り組まなければならないものととらえております。

しかし、実施に当たっては、医療機関等との調整、精神障害者保健福祉手帳の交付申請のPRや普及啓発事業の推進、ホームヘルプステーションへの協力意向調査等、多方面にわたる課題が多いこともあり、現在、この事業の導入に向けて関係機関等との調整を図っているところであります。

次に、北しりべし廃棄物処理広域連合についてであります。初めに、広域連合規約案の取扱いについてあります。後志支庁との事前協議に当たり、案の段階で市議会各会派代表の方々や厚生常任委員会の委員の皆さんにご説明いたしておりますが、本定例会で付託される委員会にご説明いたしたいと考えております。

また、広域連合議会と小樽市議会との関係についてであります。広域連合議会に提案される案件につきましては、事前に小樽市議会の関係委員会に報告してまいりたいと考えております。

次に、プラントメーカーに関する情報の収集についてであります。現在計画している事業に関連して、プラントメーカーの事業内容等については、把握しておく必要があるものと考えております。

次に、再任用についてであります。再任用制度につきましては、これまでも申し上げておりますが、少子・高齢化社会が進展する中で、活力ある社会の実現に向けて、高齢者の豊かな知識と経験の活用や、年金の満額支給年齢が平成14年4月から段階的に引き上げられることに伴い、雇用と年金の連携が官民共通の課題として位置づけられたことから、国において導入され、本市も国に準じて導入しようとするものであります。

しかしながら、市内の雇用情勢は、大変厳しい状況にありますので、非自発的離職者を対象に嘱託職員や社会人枠での雇用に努めるとともに、職員給与の削減など一層の行財政改革を実施することにより、これら再任用や雇用対策の所要財源に充てていくなど、今後とも市民の理解が得られるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、マイカル問題に関連し、ビブレ撤退後、仮に市に協力要請があった場合ですが、税の減免については、条例で定めるところにより、減免することが出来るものとされておりますが、これにつきましては、税負担の公平を図る観点から限定的に解釈するよう求められており、小樽市税条例から見て、OBCが所有する資産に対する固定資産税などは、事業用資産に対する課税であり、減免措置を行うべき理由はないと考えております。

また、建物の部分的無償譲渡については、抵当権が設定されていることや、共益費、駐車場負担費、光熱水費などの負担、施設の利用目的を考えた場合、現時点では大変難しいものではないかと考えております。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 斉藤裕敬議員のご質問にお答えします。

平成11年に実施した劣化診断調査は、室内水泳プールが建設後20年以上を経過していることから、プール基本施設の劣化状況を調査するため、プール本体及び配管・機器関係に絞って診断を行ったものであります。

その結果、プール本体は特に問題はなく、配管・機器類については、改修を行うことにより使用に支障がないとのことでありますので、3カ年計画で改修することとし、現在その整備を行っているところであります。

その後、劣化診断調査の対象外になっていた外壁にはく離による雨水の浸透があり、昨年10月、落下防止工事を行いました。

また、このたび、更衣室の給排水管からの漏水防止工事のため、ご指摘のとおり、多額の支出をお願いすることになったものであります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 8番、斉藤裕敬議員。

○8番（斉藤裕敬議員） 再質問をいたします。

まず、精神障害者のヘルパーに関してですけれども、今、障害をお持ちの方がサービスを受けたいと申出があったとき、小樽市は拒否出来ないわけですよ、当然与えられた権利でありますから。ですから、調整をするということですが、それは、いつの時点までとか、具体的なものをおっしゃっていただかなければならない、こう思います。

理由は、今の市長答弁は間違っておられないと思うけれども、医療機関とかいろいろな関係と調整をしなければならない、これはそのとおりです。

しかし、問題は、精神障害者のホームヘルパーですから、一定の講習を受けなさいということになっているわけです。講習を受けた上で、能力をきちんと見極めなさい、こういうことが厚生労働省からあるわけですか

ら、これは、どこで、どういった形で講習をやるかということも含めて、本当に大急ぎ、大慌てでやらなければならないことなのです。

私は、精神障害者の方たちというのは、その家族会を含めて、行政であるとか医療機関であるとか、そういうところに訴える力が非常に弱い方たちであると思っております。ですから、これは、市長、もう少し明確に力強いご答弁をいただきたいと思います。この点がまず1点です。

それと、一般競争入札は、検討、つまりテーブルの上に乗せていただけるということで理解してよろしいのかどうか。

次に、財政再建の問題で幾つか伺いましたけれども、市長、これはもう少し積極的にやっていただかなければならないのではないかと。

一つには、職員人件費の見直しとか固定費を下げるということもあります。それは身内のことです。それと もう一つには、外注で対応出来るものは外注して、民間委託出来るものは民間委託しよう、こういう流れです。 もう一つは、通常業務の見直しとして、予算で本当に必要なのか、本当にこの単価は正しいのか、こういうことをもう一度洗い直すべきだと思うのです。

職員給与、人件費の関係は、さきほどのご答弁のとおりで、仕方がないのかなと思いますけれども、委託に関しては、さきほどパークゴルフ場うんぬんとおっしゃいました。パークゴルフ場の委託、管理業務は1日2万円以上がついているわけです。芝の管理とか、そういうことを除いて、検札業務、要するに、料金をいただく、そして用具を貸し出す、この業務に1日2万円以上ついているのです。これだって私たちはぴんと来ないです。

それと、芝の管理とおっしゃっています。1,100万円とおっしゃっています。しかし、同じ社会教育施設として、桜ヶ丘であるとかカラマツであるとか、今回のパークゴルフ場であるとか、そういうところの芝の管理料だって単価を割り返してみてくださいよ。安いところは400円です。高いところは1,200円です。

私は専門家でないから、よくわかりませんが、そういうところを疑問に思います。ばらばらではないですか。そういうところだって、原課の予算請求を財政の立場できちんと見極めるということだって必要だと思います。そういうことをやっていただかなければならないのではないかと思います。

それと、公設民営、民間委託ということですが、これは全国各地でやられております。例えば、給食、そして今回の保育、病院も含めて、こういうところでやられておりますけれども、もちろん、そこに働く人たちがいるわけですから、長い交渉の期間が必要になります。しかし、どうやって考えても、財政再建には避けて通れない部分です。

石川県の松任市では、給食センターを全部直営方式でやっていたものですから、人件費が高騰する、少子化の関係でどんどん1食が高いものについていく、こういう現象が起きました。思い切って民間委託を行い、平成17年まで行うそうですけれども、市が訴えられました。民間委託をするということで、地位保全の裁判を起こされました。

しかし、聞いてみましたら、全国各地でそういうような流れになっているみたいですね。そこまで財政がひっ迫している。今、立て直しをしなければ、後で幾ら手を打っても後手に回るという危機感であろうと思います。この辺の考え方をもう一度、市長に尋ねたいと思います。

最後にもう1点ですが、広域連合の話ですが、どうもよくわかりません。

何がわからないかというと、皆さんの立場はどういう立場で答弁をされているのか。広域連合、今は推進協

議会ですけれども、推進協議会の立場で話をしているのか、小樽市の立場で話をしているのか、わからないのです。何か使い分けているように聞こえる。

さきほどの武井質問に対する答弁がいい例です。地元住民の方の雇用問題を武井議員が質問された。そして、小樽市の関係部長として答弁をされています。しかし、地元雇用をするのは広域連合であって、小樽市の部長がそれを決する権限など、ないではないですか。こんなあやふやというか、どっちがどっちだかわからないようなこと言われてもちょっと困るので、その辺は整理していただきたいと思います。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝彦） 精神障害者の関係は、保健所長からお答えをいたします。

温泉の一般競争入札については検討していきたい。さきほど答えたとおりであります。

それから、財政再建の問題は、非常に難しい問題ですけれども、一つは、通常業務の見直しという話でございましたが、今回の予算編成に当たりまして、事前に、相当早くから財政部の方で各部とヒアリングをして、詰めるものは大いに詰めてもらう、そういった作業を進めてきて、一定程度の財源を確保したわけでございます。

銭函パークゴルフ場の関係で、細部につきましては教育委員会からお答えがあると思いますけれども、私の経験から言って、芝の管理というのは初期が非常に大事だというふうに思っています。

経験から言いますと、例えば桜ヶ丘球場の関係で小林議員からしょっちゅう怒られていましたけれども、維持管理はなかなか後が続かないのです。ですから、きちんとやっていかないと、二、三年後にはすぐ芝が傷んでしまう。カラマツのラグビー場もそうですけれども、非常に芝の管理が難しいので、一定程度の初期には、二、三年ぐらいはきちんと管理をしていかないとすぐ傷む。

そしてまた、パークゴルフ場の利用者が非常に多いということで、自然の村などはすぐ芝がはげてしまう、そんなような状況もありますので、一定程度の金は、かかるのかなと思いますけれども、確かに、そういった通常業務の見直しについては、これからもやっていきたいと思っています。

それから、公設民営の関係でございますけれども、財政再建のためには、いろいろな部分で手をつけていかなければならないであろうと。もちろん人件費の問題も一つですけれども、その他の問題についても、一つずつつぶしていくといえますか、言葉は悪いですが、そんなことでやっていかないと、確かに言われるように、この先、非常に厳しい状況が考えられますので、これにつきましては、それぞれ出来るものから手をつけていきたいと思っております。

それから、広域連合の関係で、市の立場か広域連合の立場かということで、これも今の時期としては非常に難しいのですけれども、さきほど私がお答えしたのは、例えば石狩湾新港の関係で言いますと、新港の議会に提案される議案等については、事前に、現在であれば経済常任委員会に報告をしておりますので、そういう関係で、今後につきましても、広域連合に提案される議案等については、事前に所管の委員会にご報告をして議論していただく、こういうスタイルでいくと思います。

それから、さっきの環境部長の答弁でございますけれども、地域振興策等については、既に推進協議会の中で基本同意をいただいた条件として、こういったものがありますということにつきましては、推進協議会の皆さん方にお諮りをしておりまして、それは関係町村もご理解をいただいているというふうに思いますので、そ

の点はよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 保健所長。

○保健所長(外岡立人) 斉藤(裕)議員の精神障害者のホームヘルパーに関する質問にお答えします。

全く議員のおっしゃるとおりだと思います。ただ、関係部署で今いろいろ検討中でありまして、それは本当に真剣に検討中なのですけれども、幾つかの問題があります。

まず一つは、さっきおっしゃった精神障害者のヘルパー養成、これは9時間ということになっているのですが、実際の精神科医の間では、9時間で果たして養成できるのかといったこともありますし、さらに、ホームヘルパーの中で9時間の養成講習を受講しようという希望者がどれだけいるかという問題、さらに、聞いたところでは、まだまだ精神障害者の方は表に出ることを嫌って、希望する方が少ないという事実があります。

ですから、そういった問題をクリアすると同時に、関連部署でどのような形で連携を取ってやっていくか。僕は、少なくとも来年度はやらなくてはならないと思っていますけれども、現時点ではいろいろな課題がありまして、それを真剣に論議している最中であります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 社会教育施設の芝の関係につきましては、社会教育部長に答弁させます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 社会教育部長。

○社会教育部長(池田克之) 斉藤裕敬議員の再質問にお答えをします。

パークゴルフ場の関係の民間委託の部分でお話がありました。

今日、資料は持ってきておりませんが、まず、施設のオープン期間が半年ぐらいございまして、180日ぐらいあるわけでございますが、今回2,000万円のパークゴルフ場の管理経費を議会にお願いしております。

その中身としては、恒常的に毎年毎年かかる部分が1,800万円で、あと200万円は、初年度でございまして、周知のための看板を作ったり、さらには、クラブを持って来られない市民の皆さんがいらっしゃいますので、そういったものの臨時的なものが200万円ぐらいということです。

1,800万円の通年かかる中身でございしますが、さきほど市長からも芝の養生の話がございましたが、これは私どもも初めての試みでございしますが、出来るだけ経費の軽減を図りながら、芝の良好な管理ということで経費を1,100万円見てございます。そのほか、肥料代とか、散水のための水だとか、そういうものがたしか500万円ぐらいです。それと、民間委託の受付だとか清掃だとか、それから公金を使うということもお願いすることを予定してございますので、こういった面での委託人件費が200万円程度、そういった中身になってございます。

以上でございます。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 8番、斉藤裕敬議員。

○8番（斉藤裕敬議員） パークゴルフ場のことは、これから1,800万円ずつ毎年かかってくるのですか。私は、当初2,000万円でほんとに下がるのかなと思っていたのですけれども、毎年毎年1,800万円かかってくる。これは後々研究したいと思います。

特に、桜ヶ丘球場とか、からまつなどというところは、既に長年使用されたものですから、その芝の管理というのは、平米単価が低くてもしょうがないのかと、さきほどの答弁でそういう印象も受けましたけれども、新しくなった手宮と、これからつくるパークゴルフ場については、芝の委託料というのは1,200円かかっているのです、手宮競技場の方が。そしてパークゴルフ場の方は750円ぐらいですか。この芝の差というのはよくわかりませんので、後から大竹さんに聞いてみようと思いますけれども、よく品定めをして、またお尋ねしますので、そちらも大竹さんとちょっとやっておいってください。

保健所長は、来年度中にやるお考えだと。そして9時間で大丈夫かと。私もそう思います。そして、どこでやるのかということもありますね。都道府県単位でやるとか、市町村単位でやるとか、いろいろ方法は考えられるのでしょうけれども、その講習の位置づけというのは、例えば、厚生労働省から一つのマニュアルが与えられて、これをどこでもいいから消化すれば、とりあえずスタートラインだと、こういう話なのか、それとも、認定書とか、そういうものを得なければならないのか、その方はどうなっているのかをお尋ねしたい。

それと、早急にやっていただきたいと私が思うのは、ご承知のとおり、精神障害者の家族の皆さんは、高齢化している方も多いでしょう。同居されているのだったらまだいいけれども、同居されていない方もおられます。そうすると、安否確認がもう出来なくなっている。特に冬なんかは安否確認できませんね。だって、電話したって、出なければそれで終わりでしょう。そして、ご飯を食べているのかと心配でしょう。そういう安否確認の効果も、私は、実は期待しています。

それこそ釈迦に説法になりますけれども、精神障害と病気と闘って、そして、実は、入院に至るというのは、そこまでの苦労が大変だったわけですが、入院をされて、一人の部屋に戻って残念な事故に至ったり、表に出てこないけれども、退院後すぐに自殺をしてしまうであるとか、そういうことはたくさんありますよね。

そういった意味でも、使う使わないは利用者の自由ですけれども、制度だけは行政として早急に受皿をつくっておかなくてはならない、こう思うのです。その辺をもう一度、お答え願いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 保健所長。

○保健所長（外岡立人） 精神障害者ホームヘルプサービス自体がどのような形で機能していくのか、そこまでの知識は、はっきり言って、僕はまだありません。しかし、実際に、国の指導とか認定制度ということについても、その9時間で果たしてやれるのかというのは、精神科の専門医の間でも非常に問題となっていて、それはまず無理ではないかと。それでは、どうして9時間という時間に限ったのか。それは多分、早急にそういうものが要だということの結果だと思うのです。

当市として、それをいつからやるかという問題は、さきほども言ったように、十分論議して、少なくとも15年からやらなくてはならないと僕は思っておりますけれども、それまでの間、議員が今おっしゃった安否確認とか、いろいろな問題に関しては、それに準ずるような形で、できるだけ保健所として対応していきたいと考えています。

○議長（松田日出男） 以上をもって、会派代表質問を終結し、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時32分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 **松 田 日 出 男**

議 員 **前 田 清 貴**

議 員 **佐々木 勝 利**

小樽病院	高木成一
事務局長	
学校教育部長	奥村誠
監査委員	大津寅彦
事務局長	
財政部財政課長	吉川勝久

消防長	広田宰
社会教育部長	池田克之
総務部総務課長	宮腰裕二

議事参与事務局職員

事務局長	厚谷富夫
庶務係長	三浦波人
調査係長	大野肇
書記	丸田健太郎
書記	中崎岳史
書記	大門義雄

事務局次長	土屋彦
議事係長	佐藤誠一
書記	木谷久美子
書記	牧野優子
書記	山田慶司

開議 午後 1時00分

○議長（松田日出男） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、新谷とし議員、斉藤陽一良議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第57号及び報告第1号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、32番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 32番、高橋克幸議員。

（32番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

○32番（高橋克幸議員） 一般質問を行います。

初めに、情報化推進について質問します。

最初に、情報化計画についてであります。

昨今、情報化の進展により、通信販売やホームショッピング、金融サービスなど、個人や少人数世帯での生活を容易にする環境が整いつつあります。さらに、インターネットは、単に情報通信の分野を拡大しただけではなく、これまで不可能だった個人による世界への情報発信を可能にしました。そうした中で、本格的な地方分権時代を迎え、市民の利便性の向上や、多様化する市民ニーズに対応した行政サービスを提供するため、より高度化、効率化した運営の確立が求められています。

また、市民と行政のパートナーシップを構築し、市民に開かれた親しまれる行政を実現するため、庁内各課が保有する市民に必要な情報について積極的かつタイムリーな提供を行い、市民との情報の共有化を推進することが必要不可欠となっています。

そのため、行政内部のネットワークの構築、インターネット利用環境の整備、行政が保有する情報処理システムの相互連携、行政情報の電子化及びデータベース化の推進、また、国や道と連携した広域ネットワークの構築など、総合行政ネットワークの整備が迅速に必要な時代と考えますが、まず、これらについての市長の認識を伺います。

さて、推進する上で必要になってくるものが、目指すべき方向性や、具体的に情報化を実現するための情報化計画であります。この情報化計画について、本市として、どのように検討されているのか、いつまでに計画されるのか、主な内容も含めてお答えください。

また、庁内LANの運用について、さまざまな検討をされていることと思いますが、稼働システムはどのようなものを考えているのか、セキュリティーの対策についての考え方など、ハード面、ソフト面での事業推進状況についてお示しください。

次に、システムの中で注目されているのがGISであります。

このGISとは、地理情報システムのことであり、土地利用、資源、環境、交通、都市施設、その他行政に必要な案件の計画や管理にかかわる意志決定を支援する目的で、地理的に関連するデータの入力、格納、検索、計算、分析及び表示を行う情報システムであります。

行政として、地図を使用する業務の中で、道路計画や道路管理、河川台帳、上下水道管の管理、固定資産の管理や防災計画など、地図の占める割合は大きなものであり、大変重要なデータとなっております。

IT化に当たっての問題点として、これまでの長い年月の間に蓄積された地図のデータをどのように利用、

活用していくかという点があります。つまり、蓄積されたアナログデータをデジタルデータに変換し、一元的に管理することができれば、ふくそうしていたデータの管理や、煩わしい台帳の管理などをスムーズに行うことが可能になります。また、業務上の効率化とともに、市民ニーズの迅速な対応にもつながり、ワンストップサービスを考えていく中で、利用度、活用度の大きなシステムであると思います。

他都市においても研究が進んでいるところもあり、また既に、このシステムを取り入れているところも増加しているようであります。本市として、個別的にデータのデジタル化が進んでいることと思いますが、このGISへの取組についてはどのように考えられているのか、市長の見解を伺います。

また、これらのIT化については、より一層のスピード化が求められる時代であり、速やかに検討、計画、実行へと進めるべきと提案いたしますが、併せてお答えください。

さらに地図にかかわる業務について、IT化への推進状況はどのようになっているのか、お示しください。

次に、公共工事などのIT化、建設CALS／ECについて質問します。

昨今、公共事業においても、その根本的な在り方が問われております。国土交通省では、よりよい社会資本を、より安く、迅速につくることはもとより、社会資本のストックをより長く、より幅広く使うことを追求しており、公共工事の入札及び契約適正化の促進に関する法律の制定など、公共事業プロセスの改善に向けた施策を進めているところであります。

各分野でIT化が進展する中で、平成13年5月に国土交通省CALS／EC推進本部が設置されるとともに、公共事業全体へのCALS／ECの普及を目指して、地方公共団体の主体的な取組を促すための枠組みと、技術的支援措置を盛り込んだ「地方展開アクションプログラム」を策定いたしました。いよいよ建設業界にもITの波が押し寄せ始めたようであります。この建設CALS／ECの一環として大きな柱が二つあるようです。

一つに電子入札、もう一つに電子納品であります。国土交通省では、平成13年度から3億円以上の工事で電子納品を原則とし、2004年度には完全移行の計画となっております。

また、都道府県や市町村も含めて、2010年にはすべてを電子化していくという目標が掲げられております。

本市として、これらについて、今後どのような取組を考えているのか、市長の見解を伺います。

電子入札については、公共工事だけではなく、入札全般にかかわるため、他都市においても取組が始まっております。インターネットを用いて、競争参加資格の確認申請、確認結果の受理、応札、応札結果の受理、再入札までの一連作業を行うことの出来るシステムとして注目されているところであります。本市の入札における現状や課題、IT化の今後の計画についてお答えください。

最近の工事では、設計、積算、構造計算、図面作成など多くの部分でIT化が進み、CADシステムなどを利用しながら業務が行われております。また、工事写真についても、電子アルバムとして、製作の要求により、それらの業務用ソフトの充実やデジタルカメラの普及などIT環境の整備も進んでいるところであります。

本市の公共工事における電子納品についての今後の取組や、さらに、現状や課題などについてお示しください。

次に、建設リサイクルについて質問いたします。

近年、建設工事から発生する建設廃棄物は、国内の全産業から発生する廃棄物の排出量で2割に達し、最終処分場では4割を占めており、また、工事から発生する土砂は、年間4億4,600万立方メートルであり、これは、東京ドーム360個分に相当し、膨大な量となっており、建設廃棄物の発生量の増大による最終処分場のひっ迫及び不法投棄など、建設廃棄物をめぐる問題が深刻化しております。

そこで、持続可能な循環型社会を目指す考えに立ち、資源の有効な利用を確保する観点から、建設廃棄物について再資源化を行い、再び資源として利用していくことが強く求められるという背景から、建設リサイクル法が立法化され、平成14年5月30日より施行の予定となっております。

この建設リサイクルを推進するため、先導的な役割を担う公共工事の取組をどのように考えられているのか、市長の見解を伺います。

また、建設リサイクルに関する周知方法として、講習会や広報活動、情報の提供などの現状はどのようになっているのか、お答えください。

分別解体に伴って生じた廃コンクリート、廃アスファルト、廃木材は再資源化が義務付けされていますが、この解体された特定建設資材を受け入れる施設は本市にあるのでしょうか。また、他都市の現状や施設の整備状況はどのようになっているのか、また、今後の本市の課題について、それぞれ資材ごとにお示しください。

この再資源化により得られた資材の利用促進の問題点として、品質の確保、安全性、コスト、施工性など多くの課題があると思いますが、これらについてどのように考えられているのか、お答えください。

この法律の施行後、最も懸念されるのが不法投棄問題であります。解体工事の重層下請構造の中で不適切な処理が実施された例もあり、具体的な防止対策とともに、不法投棄に対する方策の検討や、悪質な不法投棄に対して迅速な情報収集の在り方など、多くの問題点があると思われまゝ。これらについて、今後どのように考えられているのか、現状や課題も含めて見解を伺います。

次に、コレクティブハウジングについて質問いたします。

阪神大震災から、公営の復興住宅の一部に採用されたコレクティブハウジングが、超高齢化社会を先取りする住居として全国から注目を集めております。コレクティブハウジングとは、入居者それぞれが個人のプライバシーを確保出来る住宅を持ちつつ、同時に、生活空間の一部を共有し、触れ合い、支え合う集合住宅であります。

神戸にあるこの公営住宅は、6階建てで、高齢者の単身世帯向け住宅1DKが32戸、高齢者2人世帯向け住宅2DKが12戸、合計44戸から成り立っており、また、この棟全体で親密なコミュニティを形成していることが大きな特徴となっております。入居者50人の平均年齢は72歳、最少年齢60歳から最高齢90歳までの元気な高齢者が自立した生活を営んでおります。入居者は、それぞれ完結した生活が出来る住居を持ち、家賃や入居資格も一般の公営住宅と同じとなっております。

異なる点としては、各戸の玄関に加え、棟全体の共通の玄関があり、建物の中に入居者同士で食事や団らんなどが自由に出来る「ふれあい空間」を配置しているところであります。スウェーデンやデンマークなど北欧生まれのコレクティブハウジングは、単身あるいは夫婦のみの高齢者世帯が急速に増加する中で、たとえ一人になったとしても孤独感や孤立感をいやし、精神的にも身体的にも支え合い、安心して生活出来る在り方とともに、バリアフリー仕様、緊急通報システム、さらに、生活援助員の相談機能を持つ公営住宅が全国からの関心を集めております。

本市も、同様の急速な高齢化の状況を考えたときに、市営住宅の今後の在り方や、設計プロセスの新たな考え方の検討、さらに、必要不可欠な福祉としての具体的な施策も含めて総合的に十分検討すべき重要なことと思いますが、早急に取り組む事項や、これからの住宅計画の見直しや、関連する福祉政策の充実などについてどのように考えられているのか、市長の見解を伺います。

次に、教員のIT指導力について質問いたします。

教育現場のＩＴ化の基盤整備が進む中で、ハード面での推進が本市においても着実に展開されている現状にあると思います。

平成14年度から実施される新学習指導要領では、各教科や総合的な学習の時間において、コンピュータやインターネットを利用するなど、情報教育の充実が求められています。この点について、本市の現状や情報教育の重要性、影響力について、教育長の見解を伺います。

そこで、緊急な課題として問題になってくるのが、教員のＩＴ指導力の向上であります。

実際に、コンピュータを学習活動に役立てることが出来る教員の割合は、平成12年3月現在、全国で33.9%、全道では24.2%、本市では、平成13年5月現在17.4%となっており、大変低い数字となっております。その対策として、市教委では、昨年8月に「教師のためのＩＴセミナー」を開催するなど、今日までさまざまなことを検討し実施されてきたことと思いますが、昨年5月の状況と比較してどのように改善されたのか、その現状や、今までの経緯も含めてお答えください。

また、今後の方向性や、具体的な教師のＩＴ研修計画などについて、どのように考えられているのか、教育長の見解を伺います。

次に、インターネットの教育利用の在り方の中で重要な点として、情報モラル、「ネチケツ」の指導があります。

インターネットを教育の場において利用しようと考えるとき、単純に、コンピュータがインターネットにアクセス出来る状態であればよいということではありません。インターネットは、従来の教材・教具とは違い、学校という場のみで閉じられているものではありません。ダイレクトに外部の世界とやり取り出来るのがインターネットであります。

今、情報化社会の中で問題になっているのが情報モラルの問題であり、インターネットの利用においても、守らなければならない「ネチケツ」というルールが存在します。「ネチケツ」とは、インターネットとエチケツの造語であります。それは、うそなどによって他者に害を与えないものから、著作権を守るというものまで含まれています。今後のインターネットの教育利用を考えると、情報手段を適切に活用するなど情報活用の実践力だけでなく、モラルや情報に対する責任などについて、望ましい情報社会の創造に参画しようという姿勢を育成することが大切であると思います。

ゆえに、情報モラル、「ネチケツ」も含めて、指導すべき事項であると思いますが、これらについてどのように考えられているのか、教育長の見解を伺います。

以上、再質問はいたしませんので、明確なご答弁をお願いします。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

○市長（山田勝麿） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

情報化推進について、何点かお尋ねがありました。

まず、情報化推進に対する認識についてであります。インターネットや携帯電話などに代表される情報通信技術の急速な普及は、時間や空間の制約を超えた活動が可能となり、これまでの生活スタイルや社会経済の枠組みを大きく変えつつあります。市民の情報通信技術の利用形態が多様化するとともに、行政が対応すべ

き問題の幅も広がってくるものと思われます。市民ニーズに応じたサービスの向上や情報公開の徹底、市民だれもが利用出来る情報環境づくり、また市内LANや国、道とのネットワーク整備などの諸課題について、一つ一つ取り組みながら、来るべき情報化社会の将来を見据えた地域づくりを進めていく必要があると思っております。

次に、情報化計画についてであります。現在、市内の検討委員会において、各課かいで行政の情報化を進める上での課題や問題点について洗い出し作業をしているところであります。4月にはIT推進本部を立ち上げ、また、民間の委員による地域情報化計画策定懇話会や、市内職員による行政情報化推進委員会を設置するとともに、市民や事業所へのアンケート調査を実施しながら、平成14年度中に地域情報化計画を策定してまいりたいと考えております。

なお、懇話会には、公募による市民にも委員として参加していただくほか、インターネットによる市民参加も実施したいと思っております。

計画の主な内容につきましては、市内LANの活用や文書管理など市内の行政情報化と、地域のネットワークや申請、届出など、市民がかかわる地域情報化の二つの柱が中心になるものと考えております。

なお、計画の詳細につきましては、これから実施するアンケート調査や、各会議における委員からの提言を踏まえながらまとめていきたいと思っております。

次に、市内LANの事業推進状況についてであります。まず、ハード面で、本庁本館及び別館においてLAN回線とサーバーを増強し、インターネットとの接続を行いました。また、保健所ほか6か所の市外の施設と市内LANとの接続を行い、本庁と同じ情報を共有することが可能となったところであります。ソフト面では、メール機能、ホームページ機能、ファイル共有機能の三つの柱を中心に整備を進め、市内向けホームページでは、会議室予約確認、例規文書データベース検索などを実施しております。

なお、セキュリティについては最善の対策を講ずることとし、インターネットとの接続には、外部からの進入に備え「ファイアウォール」と呼ばれるサーバーを設置いたしました。また、外からのメールへの感染、中からのパソコンへの感染を防ぐ内外両建てのウイルス対策も講じております。今後とも、LANシステムの着実な整備を図り、市内の情報化推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、GIS、地理情報システムについてであります。GISは、空間の位置を示す地図と物件のデータを合わせて管理、分析出来るものとして、近年、企業活動や行政サービスに広く活用されつつあり、本市としても重要な研究課題の一つであると認識しております。

現在、市では、都市計画現況図、縮尺2,500分の1についてデジタルデータ化を行っており、間もなく完成いたします。これまでも、市内各部署が保有、使用する図面について、共通化や統一について何回か話し合いをしてきましたが、このたびのデジタル地図について、どのような方法で他に活用していけるのか、さらに関係する部署で研究を進め、出来るところから速やかに実現に向けて取り組みたいと考えております。

また、地図にかかわる業務のIT化についてであります。今回、都市計画課にパソコンやプリンタ地図属性ソフトなど必要な機器類の整備をしましたが、今後は、地図の活用状況を見ながら業務のIT化を進めてまいりたいと考えております。

次に、建設CALS/ECについてのご質問であります。まず、その取組につきましては、北海道開発局では、本年10月から約60件を目標に電子入札をする予定となっております。

また、昨年11月に北海道、札幌市などで設立した北海道地方CALS/EC推進協議会は、平成14年度の取

組として、CALS／ECの啓発普及、電子入札、電子納品などCALS／ECの関連項目の研修を行うこととしており、当推進協議会が策定予定の「アクションプログラムの北海道版」は、来年度に策定される見通しとなっております。

CALS／ECは、公共工事の透明性、競争性の向上、業務の効率化に寄与するものと認識しておりますが、電子入札の導入につきましては、市における発注事務体制や、システム環境の整備、市内業者の対応の可能性などの課題がありますので、北海道地方CALS／EC推進協議会などが開催する研修会等に参加し、検討してまいりたいと考えております。

また、電子納品につきましては、建築設計において図面などを一部、電子媒体で納品させておりますが、全体的に行うとすれば、ソフトの標準化やシステムの統一などの課題もありますので、国における実施内容や、北海道などの取組を参考にして検討してまいりたいと考えております。

次に、建設リサイクルについて何点かご質問がありました。

初めに、公共工事の取組についてであります。建設リサイクル法では、発注者の責務として、「発注する建設工事について、分別解体等に要する費用の適正な負担、建設資材廃棄物により得られた資材の使用等により、廃棄物の再資源化等の促進に努めなければならない」ということになっておりますので、市の発注する工事につきましては、工事に伴い発生する建設廃棄物の処理について、廃棄物の種類等に応じて処理業者に委託するなど、法を順守し、適正に処理させることにしております。

次に、建設リサイクルに関する周知方法についてであります。建設業関連団体等には、5月30日から施行される建設リサイクル法のパンフレットを昨年11月に送付し、また、本年2月に、市内で開催された後志地域建設副産物対策連絡協議会や、北海道主催の建設リサイクル法の講習会には、市内の建設業関連事業者と同講習会への参加の呼びかけを行ったところであります。

また、市民の皆さんには、本年2月1日発行のごみゼロ広報に、建設物を解体する場合には、木くずやコンクリート廃材などの分別解体、再資源化が義務付けられることを周知したところであります。

次に、解体された特定建設資材の市内での受け入れ施設についてであります。現在、コンクリート、アスファルト廃材の破碎施設については5か所、木くずの堆肥化施設が1か所という状況であり、その他、伐木、伐根の移動式破碎処理による処分を業とするものが2社であります。

次に、他都市の状況についてであります。コンクリート、アスファルトの処理施設については、後志管内には22か所、札幌市には5か所、石狩市では3か所であり、また、木くず処理施設については、選別、破碎合わせて後志管内には7か所、札幌市には2か所、石狩市では16か所が設置されているところであります。

次に、今後の本市の課題についてであります。コンクリート、アスファルト廃材の処理施設については、現在のところ円滑に処理されるものと考えておりますが、木くずについては、市内における処理施設の整備が不十分ことから、再資源化施設の設置の促進を図っていかねばならないものと考えております。

なお、木くずの再資源化施設については、現在、民間業者において、施設設置に向けて準備中と聞いております。

市といたしましては、特定建設資材にとどまらず、解体に伴って発生する蛍光管、金属くず等についても現場で分別リサイクルすることとしております。

次に、再資源化により得られた資材の利用促進についてであります。現在、コンクリート廃材については道路等の路盤材に、再生アスファルトについては舗装材に、また、建設木くずについては、チップ化し、のり

面の雑草防止材、家畜の敷きわら、堆肥等の原材料として利用されております。品質の確保や安全性については、具体的にどのように利用するかによって環境に対する安全性を配慮する必要があることから、用途によっては再資源化施設での処理方法が異なりますが、特に木くずにつきましては、事前選別を重視した上で再資源化処理をすることになるものと考えております。また、分別解体等に要する費用や施工性については、今までの機械によるミンチ解体から、今後は、手作業及び機械作業の併用による手段を採用しての解体となりますので、手間がかかり、工事期間も長くなることが予想され、全体の解体コストに影響を及ぼすものと思われます。今後とも、持続可能な循環型社会を目指すために、関係団体の協力を得ながら、再資源化資材の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、不法投棄問題についてであります。不法投棄されている主なものは、引っ越しごみや、粗大ごみ、廃タイヤなどでありましたが、昨年家電リサイクル法の施行の影響を受け、廃家電も多くなっているところでもあります。

建設リサイクル法が、本年5月30日から本格的に施行となることにより、建設系廃棄物の不法投棄の増大が懸念されるところでありますので、市内の関連業者を対象として、分別解体の徹底や、再資源化への促進について啓発に努めてきているところでもあります。今後、さらに不法投棄の未然防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、新年度からは、不法投棄監視員を1名増員し、監視体制の強化を図るとともに、取り締まりに向けては、関係機関と連携を取りながら、法令の厳格な運用に努め、生活環境の保全を図ってまいりたいと考えております。

次に、コレクティブハウジングについてであります。高齢化社会が進む中で、入居者個人のプライバシーを確保しながら、同時に、食事や団らんが出来る生活スペースを併設するという新たな共同住宅の形態として建設されてきていることは承知いたしましております。

本市におきましては、これまで、高齢者用住宅対策として、市営住宅のバリアフリー化や集会室、屋外での共同家庭菜園などの共用スペースの確保に努めるとともに、新光E住宅のシルバーハウジングや入船住宅の単身、高齢者向け住宅などの建設を進めてきたところであります。今後、平成17年度までの現行住宅マスタープランの策定更新の段階で、ご提言のコレクティブハウジングなど新たな住宅ニーズや手法も踏まえ、福祉的な見地や人口対策、民間との役割分担などを見極め、住宅対策について総合的に検討していく必要があるものと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 高橋議員のご質問にお答えします。

まず、IT化の基盤整備の現状についてですが、平成14年度から、新学習指導要領、中学校の技術家庭科で「情報とコンピュータ」が必修科目となることから、今年度、市内全中学校にインターネットの出来る機種に更新を図ったところであります。現在、各学校の設置作業は終了し、3学期からテストを含め供用開始したところであり、新学期から情報教育の充実が一層進むものと考えております。

次に、情報教育の重要性、影響力についてですが、コンピュータやインターネットなどの特性を生かすことにより、児童・生徒の理解が深まるとともに、学習への興味、関心が高まり、学力の増進が可能となります。

また、児童・生徒がインターネットを使って調べたり、コンピュータを用いて自分の考えをまとめ、発表、発信したり、さらに他の学校の子どもたちとの共同学習を行うことが出来るなど、学習活動に大きな広がりをもたらすものと考えております。

次に、教員のIT指導力の向上についてですが、昨年の5月以降、小樽市教育委員会が主催した講習会が2回、また、後志教育局や研修センター主催の講習会も開催されており、延べ130名ほどの教職員が講習を受けております。ほかにパソコン教育研究会や、映像教育研究会など、各研究団体が企画した講習会においても約40名ほどが研修を重ね、指導力の向上に努めてきたところであります。

結果、市内においてコンピュータで指導出来る教員の割合は、昨年17.4%であったものが23.6%に、操作出来る教員は56.8%になってきております。今後、教育委員会として、中級、上級の講習会も計画し、教員1人ひとりのIT指導力の向上を図ってまいりたいと考えております。

最後に、情報モラル、「ネチケツ」についてですが、教育委員会におきましては、本年1月に、小中学校におけるインターネットの適正な利用を行うため、「小中学校におけるインターネット利用に関するガイドライン」を作成しました。その中で、著作権や知的所有権、肖像権に配慮することなど、インターネット利用におけるモラルやマナー、いわゆる「ネチケツ」について十分指導し、情報を受発信する自覚と責任について児童・生徒が正しく理解出来るよう努めることを示しております。各学校が、このガイドラインを踏まえた適切な教育活動が行われるよう指導してまいりたいと考えております。

○議長（松田日出男） 高橋議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 22番、渡部智議員。

（22番 渡部 智議員登壇）（拍手）

○22番（渡部 智議員） 第1回定例会に当たり、一般質問を行います。

最初に、雇用問題と政策についてです。

総務省が1月29日発表した昨年12月の全国の完全失業率は5.6%と最悪を記録し、また昨年平均も5.0%と初めて5%台に乗り、デフレの進行で業績悪化が続く中、企業リストラは依然として続き、失業者は若い層にまで拡大しているようです。一方、北海道では、2001年の完全失業率は5.9%で、前年より0.4ポイント悪化し、83年以降で最悪を記録しています。いずれにしても、これは発表数字に基づくものであって、これに職探しをあきらめた人を加えると、10%を超えるものと連合のアンケート調査で実態が明らかになっております。

雇用リストラや倒産などによって離職を余儀なくされた人が急増し、また、失業期間の長期化や雇用保険でカバーされない人の増加など、失業内容も深刻化しています。この先、経済動向や国の通り一遍の政策から、ますます深刻化し、危機的状況を迎えることが予測されるようです。

ハローワーク小樽の管内における状況をかいつまんでみますと、失業率のデータはありませんが、平成13年12月で、職を探している人は4,201人。人を求める企業の人数は1,211人で、そのうち30%がパート募集であり、現状、そのパートも減少傾向にあるようです。

ちなみに、月間有効求人倍率は、2000年5月以来19か月ぶりに0.3倍を切る0.29倍となっており、非常に厳しい状況を迎え、かつ、企業の閉店や撤退の動向等から、今後において不安材料は山積されています。また、市内の企業倒産集計では、平成10年から13年までの倒産件数は97件、従業員数は892人、負債金額については779億2,300万円となっております。

まず、小樽管内の雇用環境について、市長はどう受け止めておられるか、その認識と、撤退企業の動静と企業倒産による従業員の動向等の追跡調査など行ったことがあるかどうかについてお聞かせください。

次に、新規高卒者の状況ですが、これは、代表質問でもありましたが、通告どおり進めます。

平成13年12月末の状況では、内定率は49%で、内訳として、男子56.7%、女子39.1%となっており、管内104人、道内136人、道外68人で、依然として苦戦のようですし、また、昨年同時期比較から見ても厳しいものとなっております。若者の定着を目指して、施策を講じているものの、一向に歯止めがかからない状況にあり、抜本的な対策が必要と思われますが、新規高卒者の就職の見通し、また、ここ数年の就職状況の分析と若者定着への対応等についてお聞かせください。

雇用問題と関連して、生産年齢人口の減少についてですが、人口推移の3区分バランスで、15歳から64歳の生産年齢人口が年々減少の一途をたどっています。平成元年、3区分構成比で69.06%、平成10年66.36%、平成14年1月では64.62%となり、元年比較で4.44ポイントの減で、人数では1万7,901人の減少となっております。

少子高齢化の超進展の小樽にあって、とらえ方や分析について難しいものがありますが、しかし、生産年齢人口は、地域社会の形成と本市経済の活力から重要な役割を果たしており、そのためにも雇用並びに環境整備が求められるところですが、市長はどうとらえているのか、一定の分析と対応についてお聞かせください。

国は、緊急地域雇用特別交付金事業を平成11年度から13年度まで実施し、引き続いて、昨年11月16日、臨時国会において、14年度以降の緊急地域雇用創出特別交付金事業を成立しております。

一方、これらの事業に対し、労働団体等から、勤労国民が求めている雇用や先行き不安を解消し、将来への明るい見通しには、欠けているのではないかと、また、雇用創出や能力開発に対して不十分でないか、さらに、この程度で失業率の引下げ、就職の促進など失業状況の改善は望めるものでない、それだけ厳しく深刻であるとの談話であります。

実は、私もそう見ているわけですが、ここでは新年度の議案及び予算に抵触してはとのこともあり、平成11年度から13年度の緊急地域雇用特別交付金事業の実施について、その実績と効果についてお聞かせください。

既にご承知のとおり、政府の諮問機関である総合規制改革会議の第1次答申が昨年12月11日に発表されました。労働問題も改革の対象となり、最終的には、企業は雇用責任を持たなくてもよい仕組みで動いていくのではと言われております。それは、契約社員の延長、派遣労働の緩和、パート、臨時雇用の増大、さらには終身雇用の見直しや解雇基準の明確化等々、雇用環境と就労条件を大きく変える動きが示されています。

これらが実際にとなれば、地域経済にもたらす影響は大きく、地域社会の安定のためにも、現状からしっかりと雇用基盤をつくり上げていく必要があり、十分な手だてが求められるところです。

まずは、当面する雇用に対し、国、道の対策とのタイアップや、また、率先した市独自事業と環境整備の展開を強く求めるものですが、市長のご所見と対応についてお伺いいたします。

次は、港湾問題全般についてであります。

最初に、地方港の規制緩和ですが、平成12年11月より6大港を中心とした主要9港の規制緩和が実施され、その内容は需給調整規制を廃止し、免許制を許可制に、運賃、料金の認可制を事前届出制に改める等になっていきます。緩和された港湾は、市場競争にさらされ、コスト競争による犠牲転嫁がさらに強まってくることが懸念されるところであり、地方港においても影響が多分にあるものと危惧していたところ、政府諮問機関の総合規制改革会議では、平成13年12月11日に規制改革の推進に関する第1次答申を発表しました。

これによりますと、平成9年当時の行政改革委員会最終意見を踏まえて、最終目標は、全国港湾における免許制の廃止と料金の規制の届出への移行であり、段階的实施の第2ステップとして、残余の港湾における規制緩和を、平成14年度検討、15年度中に結論を出すべきとしています。この答申を受け、閣議は尊重することを決定しており、さらに、国土交通省海事局は、16年に通常国会に上程、17年実施の考え方を示しております。また、「先行9港の規制緩和のときより影響が大きいのでは」、さらに「9港と同様の緩和を実施してよいかどうか」として、先行9港の規制緩和後の状況と影響について、地方港での調査を実施し、現状、その調査を集計中です。

これまで、港湾の変革、動静等について、それらの対応、対策についてお聞きしてまいりましたが、いよいよ小樽港、港運事業の存亡をかけた正念場の問題が目の前に現われました。小樽港の果たしてきた役割と歴史性は大きく評価されてきましたが、現状、輸送革新や物流変化の対応等の遅れと、他港との競争に苦難を強いられ、また、業そのものが一貫体制になり得ていない小規模の事業者であり、いわば港湾運送事業法に守られての事業ということになり、今後において、この規制緩和の影響は計り知れないものと危惧しているところで

す。

市長は、これら動静についてどのように受け止めておられるか。また、これまで一連の質問に対して、動向を見守り、対応してまいりたいということでしたが、いよいよ地方港、小樽港に降りかかる問題であり、どう対応されてきたのか、さらに今後、どう対策を講じようとしているのか、具体的かつ適切にお聞かせください。

次に、港湾対策会議と検討策についてですが、先般の代表質問で、港湾の対策と発展性について、市長は、庁内関係部から成る会議を設置し発展を期してまいりたいとの答弁がありました。

この会議は、いつごろから、どのくらいをめどに、そして、どのような検討を行おうとしているのか、まずお伺いいたします。

昨年11月ごろに、国の機関から小樽港第3号ふ頭を中心とした親水空間の創造についての話がありました。私は、親水性そのものより、小樽港本来の機能強化が第一義であり、また、市長は、そのための対策、発展策について対策会議を設置して検討していくということもあって、その対策が打ち出された時点で、機能と親水性の調和や調整が取れるかどうか判断したい、それまではしばらく話に乗れないと返答してきております。

この親水性については、3月1日に、「市民のためのみなとづくり 憩いある港湾空間を目指して」と題する講演会がありましたので、ご承知のことと思います。

現状、市長は、この親水性についてどのように受け止めておられるか。また、提起しましたように、対策会議は大いに期待しているものであり、具体的にしっかりとした発展策を見出されるよう強く望むものですが、いかがでしょうか。

対策会議も、期待し、重要なことですが、現状は小樽港の活力に対する動きや姿が見えずにおり、各関係方面と協議出来る場が必要と思います。ひとつ地方港湾審議会も、平成13年早々開催以来、何もなく、審議の議案にとらわれずに開催して、小樽港の現状や在り方、方向性等についての協議があってよいと思いますし、また、国の機関及び港湾関係者並びに団体との意見交換を含めての協議もあるべきと考えますが、いかがでしょうか。

最後は、平和な商港と平和行政の推進についてであります。

市長は、既にご承知のように、函館市は、非核平和行政の推進に関する条例制定の動きがあり、また、苫小牧市は、道内自治体で初めて非核平和都市条例を制定する方針を決めたと報道されています。

現状、函館市の動静は承知しておりませんが、苫小牧市は、安全で健やかに心豊かに生きられるように、平和を愛するすべての国の人々とともに、日本国憲法の基本理念である恒久平和の実現に努めるとともに、国是である非核三原則の趣旨を踏まえ、核兵器のない平和の実現に努力していくことを決意し、この条例を制定するとしています。

この条例の特徴的なことは、核搭載の確認は、市長の責務を定めるにとどまり、市長の判断にゆだねられているところです。また、聞き及ぶところでは、苫小牧港が自由に外国艦船が出入り出来る港と思われると、商業港としての機能を損なうという基本的な理由があるようです。

こうした条例は、市民との信頼関係と、港湾機能及び秩序上から、一歩前進と受け止めているわけですが、市長は、苫小牧市の条例制定の方針についてどのように見ておられるか、お伺いいたします。

小樽港から見て、1997年、米空母インディペンデンスの小樽寄港に当たって、さまざまな議論や質疑が交わされ、まず、8月に全会派一致のもとに決議が上げられ、また、市長答弁から、軍港、準軍港化はしない、平和な商業港として発展を期すとの位置付けを確認しております。さらに、同年、核搭載の有無について、口頭から文書にて提出を求めることとしていますし、その他についても、都度の対応と措置が講じられてきました。また、港湾労働団体との協議から、艦船の入港に当たっては事前通知と協議を確認しており、その他、港湾秩序と機能にかかわっての協議から一定の整理を行い、さらに、懸案とされる港湾ルールと平和港湾宣言等については継続して協議することになっています。

市長も、十分な判断のもとに対応され、ご尽力いただいているわけですが、現状は、艦船の入港に当たっての内部的議論が主体であり、外部との関係においてアピールやインパクトが薄いものと常々感じております。

小樽港の存在とともに、平和な商業港の維持確立と発展のために、具体的に措置を講ずる必要が求められるところですが、市長のお考えをお聞かせください。

以上、再質問を留保して、終わります。(拍手)

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（松田日出男） 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

○市長（山田勝麿） 渡部議員のご質問にお答えいたします。

最初に、小樽管内の雇用環境についてであります。全国的に続く景気低迷の中、中小企業が大半を占める本市においても、倒産のほか、受注減や販売不振等により、やむなくリストラに踏み切る企業も出てきており、大変厳しい状況であると認識いたしております。

昨年から今年にかけて、小樽商工信用組合の破たんや、しにせの林屋製茶の任意整理、長崎屋奥沢店の閉店などにより、多くの離職者が発生しております。こうした非自発的失業者については、その後の就業状況等の動向を個別に調査することは難しいものがありますので、小樽職安など関係機関と連携し、離職後の諸手続について説明会を行っているほか、市に総合相談窓口を設け各種相談に応じております。今後とも、各関係機関と連携し、雇用対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、新規高卒者の就職状況についてであります。小樽職安管内の新規学卒者のうち、就職を希望している者は、本年1月末現在 626人で、そのうち就職内定者は 336人となっており、約 300人が決まっていないと

いう厳しい状況にあります。また、管内企業への就職者数は、平成10年度 325人、平成11年度 330人、平成12年度 281人と年々減少しており、その要因としては、長引く景気の低迷による管内の求人数の減少が大きいものと認識いたしております。

若者が地元に着定するためには、雇用の場の確保が必要であります。残念ながら、現下の厳しい経済環境の中で、地元企業の雇用吸収力が低下しており、即効性のある対策は難しいものがありますので、当面の対応といたしましては、未定者の就職実現のため、今年度作成し、市内各事業所に送付いたしました「新規高卒予定者求職者情報」を活用し、企業の潜在的な求人の掘り起こしに努めるとともに、卒業後は、職安の一般求人枠からも積極的に紹介していただくことにしております。

次に、生産年齢人口の役割についてであります。本市の生産年齢人口は、昭和40年の13万 7,929人をピークに減少を続け、平成12年の国勢調査では9万 8,035人となっており、地域社会の活力の面からも大変厳しい状況にあります。

ご質問にもありますように、生産年齢人口を構成する市民の皆さんは、そのまちの地域社会全体を支える中心であり、また、地域経済を支える地場企業の労働力の中核を担っていることから、生産年齢人口の減少に歯止めをかけることが重要なことと認識しております。

しかしながら、全国的な人口減少と少子高齢化の時代を迎える中で、今後も厳しい状況が続くものと思われ、安定的な雇用の確保と新たな雇用の創出に向け、関係機関と連携し、雇用環境の整備や、若年者の地元定着に向けた雇用対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、緊急地域雇用特別交付金についてであります。本市においては、平成11年度から3か年で約1億 7,300万円の交付を受け、交差点差解消モデル事業、ホームヘルパー養成事業や、男女共同参画に関する市民意識調査など33事業を実施いたしました。さらに、最終年度であります今年度については、約1,500万円が追加配分され、博物館アーカイブス作業事業や、臨港地区段差解消事業など四つの事業を実施いたしております。

なお、効果といたしましては、3年間で実施いたしました37事業の中で、実雇用者数 472人、そのうち新規雇用者数 391人の雇用創出があり、新しい職に就くまでの暫定措置として一定の効果があったものと考えております。

次に、総合規制改革会議の答申と国、道の対策とのタイアップ等についてであります。この答申は、経済、社会の構造変化に対応して、雇用、労働市場の規制の在り方を、より雇用保障を拡充し、多様な就業、雇用形態に対応し得るような形に改革する必要があるとの認識の下で、募集、採用における制限の緩和、差別撤廃など、円滑に人材の移動が行われるための労働市場システムの整備などを内容としたものであると承知いたしております。

今後、国において、答申を踏まえ、労働者の就業機会を拡大するための能力開発プログラムの充実や、期限を定めた労働契約の拡大などについて、具体的な検討を行うとのことですが、労働者にとって不利益にならないよう、国の適切な対応を期待いたしております。

次に、港湾問題について何点かお尋ねがありました。

まず、地方港の規制緩和の動静についての受け止めであります。昨年12月、首相の諮問機関である総合規制改革会議から示された「規制改革の推進に関する第1次答申」を受け、国では、地方港における港湾運送事業の規制緩和の推進に当たり、既に先行実施している京浜港など主要9港における規制緩和の影響調査や、実態を把握し、その上で地方港の課題や規制緩和の影響を検討する方針を示しており、今後、国においていろ

るな角度からの議論が重ねられるものと思いますので、これらの動向を注視してまいりたいと考えております。

また、規制緩和への対応等についてであります。地方港は、主要9港に比べ、荷役貨物量が少なく事業者規模も小さいため、規制緩和が導入されますと、港湾の管理運営や港湾運送事業者が大きな影響を受けることも予想されますので、これまでも情報収集に努めてきておりますが、今後におきましても、関係業界と十分に相談、協議をしながら対応していきたいと考えております。

次に、港湾対策会議についてであります。本年1月に、小樽港の振興について広い視点から全庁的に検討するため、「小樽港の振興に関する検討会議」を設置いたしました。第1回目の振興会議では、今後の会議の進め方について協議し、港湾の整備、管理運営、臨港地域の土地利用などの小樽港の基本方針に関することや、小樽港と石狩湾新港の在り方などの諸課題について順次検討を進め、小樽港の振興につなげてまいりたいと考えております。

次に、親水性についてであります。小樽港は、商港としての発展を期するため、フェリーや穀物基地機能を核とした道央圏の日本海側の物流拠点としての役割を担うべく、港湾機能の拡充に努めてまいりました。一方では、市民が憩い、にぎわいと潤いのあるウォータフロント空間の創設が求められてきていることから、マリーナをはじめ、運河公園や築港臨海公園などの親水空間の確保を図ってきたところであります。

今後とも、経済界や港湾関係団体などの意見などを伺いながら、小樽港全体として港湾機能と親水性の調和を図られるよう港湾施設の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、地方港湾審議会についてであります。ご承知のとおり、審議会は、条例の定めるところにより、港湾計画や港湾区域の変更など個々具体の諮問事項について調査、審議することになっており、ご質問にありましたような小樽港の在り方や方向性といった総括的な問題を議論するために開催することは、難しいと考えております。

しかしながら、小樽港が抱える諸課題について、港湾関係者などから広くご意見を伺うことは大事なことであり、これまでいろいろな機会を通じて要望や意見をちょうだいしておりますが、今後、ご提言の趣旨も踏まえ、意見交換が出来る場の設置について検討してまいりたいと考えております。

次に、苫小牧市の非核平和都市条例についてであります。条例案は、恒久平和と核兵器のない平和の実現に努力することを決意するとともに、平和行政の基本的な事項等を定めたものであり、このことは、昭和57年6月の小樽市議会における「核兵器廃絶平和都市宣言」とその趣旨は基本的に同じであり、目指すところは変わらないものと考えております。

次に、市としての具体的な措置についてであります。基本的には、これまでと同様、市民の平和と安全を守り、商業港としての発展を願う立場を堅持しながら、艦船の入港に当たりましては、従来から独自に実施しております入出港時及び離岸、接岸時の安全性、商業港としての港湾機能への影響、核兵器搭載の有無の三つの基準について、今後とも慎重に検討し、判断してまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 22番、渡部智議員。

○22番(渡部 智議員) ただいま、市長から答弁をいただきました。

特に今、市内の中では、雇用問題が重要と思っております。そのために、雇用を中心として経済問題の一つとして質問させていただきました。

雇用問題に限って、再質問をしていきたいと思います。

経済にかかわる課題と問題は、いつもながら、きめ細かく対策を講じてまいりたいという今まで一貫したものがああります。経済問題にかかわる事項は、今日の社会や経済状況から、課題は山積しておりますし、いずれも、本市の経済への活力と振興上、重要なものであるし、また、まちの形成にかかわる政策だというふうに思っております。

今日、本市における雇用問題というのは、私から見て、危機的状況にあるのではないのかなというふうに見ております。一つ一つのデータ分析、あるいは、さらにきめ細かな対策、そして大胆な発想に立って、先ほど質問いたしましたように、国、道とのタイアップ、そしてまた、市独自の雇用創出に当たっての取組というものについて、今後、真剣に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

総論的に再質問ということになりましたけれども、改めて、雇用にかかわる取組について市長の意欲をお聞きして、終わりたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝彦） 雇用に関する再質問でございますけれども、大変厳しい雇用環境にあることは十分認識しております。市独自といたしましても、新規卒者の未就職者を臨時職員として採用したり、あるいはまた嘱託職員で使ったりと、さらには、社会人枠の採用もしたりということで進めております。さらに、庁内の緊急雇用対策会議の中で、雇用創出の問題についてまた新たにきめ細かく検討していきたい、こう思っております。

それから、市独自ばかりではなくて、関係機関もございますので、市内の企業等に、ぜひ多くの方を地元採用していただくように、これからも関係機関、団体とお話をしながら積極的に進めていきたい、こう思っております。

○議長（松田日出男） 渡部議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 10番、中島麗子議員。

（10番 中島麗子議員登壇）（拍手）

○10番（中島麗子議員） 先日発表されましたサラリーマン川柳では、「リストラも 労災ですかと 聞く社員」「受験より 狭き門かな 再雇用」など、不況下の雇用不安が目立ちました。その中の一句、「国民に しわ寄せよりも 幸せを」と、これにこたえる立場で一般質問をいたします。

なお、これまでの質問と重複する部分もありますが、通告どおり質問いたします。

最初に、雇用問題です。

デフレスパイラルも心配される深刻な経済情勢の下で、リストラや中小企業の倒産により失業が増大しています。完全失業率は上昇し続け、昨年末は5.6%、過去最悪の雇用状態です。とりわけ小泉内閣が発足した昨年4月から、わずか8か月で0.8ポイントも跳ね上がる異常事態です。

ハローワークの資料によると、昨年12月の有効求人倍率は0.29、前月比、前年比でも下がり、雇用保険で見ると事業主の都合で離職したものが前年の2倍になっています。このような雇用の悪化の原因は何か、今後の見通しと対策について、市長の見解をまずお伺いいたします。

小泉内閣は、構造改革を進めると失業者が出るのはやむを得ない、こう言って失業増大を政策として推進し

ています。

我が党は、景気が悪いから不良債権が増える、不良債権の最終処理が大倒産と大失業につながる、構造改革をやめるべきだと批判してきました。市長がさまざまな雇用対策に努力されても、政府の政策として失業をなくす方向ではないのです。

市長は構造改革の効果に期待すると言いますが、経済悪化が続く中、海外や各党からも政府の経済政策に対して懸念が広がっています。構造改革の効果を引き続き認めるのか、市長の見解をお示してください。

高校生の就職は過去最悪です。昨年12月末の内定率は、全国67.8%、全道は32.4%、管内31.4%です。ハローワークの報告では、就職希望 629人に対して 308人しか決まっています。

私は、市内の高校を訪問して、実情を聞いてまいりました。数年前までは、年内にほとんど就職が決まるのが当たり前でしたが、今は3月末までに決まらない。昨年3月末では、就職率87.8%、72人が4月以降もハローワークで求職を続けていました。今年も同様のことが心配されます。

学生の8割が札幌からの通学生という学校では、9年前は札幌から 3,200件も求人があったが、今、420件に激減していると言います。学生の希望は市内が多いのですが、これまで求人があった市内企業、特に工場関係がほとんど来ない。せっかくあった求人件数 209件のうち、取消しが約50件、さらに減少していると言います。

本市の高校生の臨時雇用に対しても、ありがたい、もっと多くしてほしいという歓迎の意見もありますが、1年限りでは無責任になるのでどうか、事務職中心のために該当しない子が多い、現場の仕事も入れてほしいなどの意見があります。これについてのご意見もお聞かせください。

今年、ハローワークは、新卒高校生の求職情報を作成し企業に送りました。市長が繰り返し答弁で触れております。各学校の生徒一人ずつ、自分をアピールしています。「スポーツが好きで体力には自信があります。体を動かす仕事を希望しており、仕事についたら一生懸命頑張ります」「私は接客が得意です。今まで、取得した資格を生かしたいと思います。やる気は十分あるので頑張りたい」「自分は、学校を1回も休んだことがないので、健康面では自信がある方です。アピール出来るのはこれくらいです」。読んでみると、高校生のせつないばかりの必死な気持ちが伝わります。若者の夢や希望につながる人生の一步をしっかりと応援するために、小樽市は、高校生の臨時雇用を、10人と言わず、せめて30人の積極的な雇用を検討してはどうでしょうか。お答えください。

次は、消防署の職員配置の問題です。

消防署職員は、昨年4月時点で 299人で、基準に対して23人不足です。平成14年度は2人新規採用しますが、過去3年間は採用ゼロ、職員数はこの5年間で15人も減っています。基準割れの職員で、現場の仕事の安全に問題はないのでしょうか。基準に基づいた職員採用をすべきと思いますが、どうか。

教育委員会にお聞きします。

道内教員の受験者は 9,000人を超えているのに、採用数は 1,000人以下、教師になりたいのになれない若者が急増しています。一方、地域や父母の運動で、少人数学級への取組が進み、山形、福島など県段階だけでなく、京都、名古屋、埼玉県志木市など市としての取組も始まっています。

昨年9月の道議会で、我が党の質問に対して、堀知事は35人以下学級化について協議することを明らかにし、新年度から小学校1年生を対象に教員60人増員して25校でモデル事業を開始するとしています。

本市の小学校1年生を30人又は35人以下学級をするためには、必要な教員数と予算をお答えください。北海

道としてのモデル事業も始まるのですから、本市の教育委員会として30人学級をぜひ実施していただきたい。
答弁を求めます。

雇用問題の最後に、ワークシェアリングについて触れておきます。

市は、時間外業務を雇用に振り替える対策を実施していますが、失業対策として仕事を分かち合うためには、業務そのものを見直し、残業しない業務計画を立て、雇用拡大を図ることが原則です。時間外が発生しているすべての業務を見直し、雇用の拡大を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

マイカル問題についてお聞きします。

第1は、OBCの再建の見通しについてです。

再生計画が示される3月29日を目前にして、最近の新聞報道では、日本政策投資銀行が債権放棄などの金融支援に乗り出し、存続に向けて大きく前進、敷地内に新しい商業施設の開業、小樽市の支援を要するとあります。

しかし、マイカル本社もOBCの破たんも、その最も大きな原因は物販不振によるものです。1年間に10億円以上の赤字が出る小樽ビブレを採算部門に転換出来る見通しもなく、マイカル小樽、OBCの自主再建はあり得ません。

OBCはビブレ棟をどのようにするのか、この予定についてお知らせください。

そして、ビブレ棟の存続を前提とした上での、新しい商業施設とは何か、さらに、小樽市の支援策とはどういう中身か、具体的にお知らせください。

市長がイオンに要請に行ったとき、OBCは独自に再建計画を検討しており、口出しできないということでした。しかし、マイカル本社の更生計画で、OBCがマイカルグループから借りている110億円はどうなるのか。イオンの意見を聞いてきた内容についてお聞かせください。

第2は、市長の政治責任です。

去る市街地活性化特別委員会でも、我が党からの質問に対して、議会の議決を得て事業を進めてきたのだから、市長の責任はないと思うと答弁しました。

我が党は、この事業については、計画の段階から見通しがないと反対してきました。議会で多数で採決したのは当時の与党です。市長に責任がないというのなら、与党に責任があるというのでしょうか。真意をお伺いいたします。

先月25日の市街地活性化特別委員会で、我が党の古沢議員は、平成12年11月から12月にかけて、マイカル北海道、現在のポスフル、この土地、建物の抵当権を設定していた事実を明らかにしました。テナントとして営業を開始してから1年8か月もしてからです。この手続で、順位は7位から1位になり、他のテナントとは別格扱い、預り保証金約61億円は優先的に保護されるのです。

OBCもマイカル北海道も、マイカル本社から見れば子会社であり関連会社です。営業開始1年目から100億円の売上げ不足で、小樽の営業方針は、早期に厳しい見通しがあったために、マイカル自身の被害を少なくするための策ではなかったのか。市長は、この件を知っていたのか、また、どのように考えたのか、お答えください。

この時期、マイカル本社は、大リストラ計画を推進、小樽でも頻繁な店舗の入れ替えで、市民の不安は大きくなるばかりでした。しかし、この間、OBC専務や商工会議所会頭とともに、市長は、消費者ニーズに合うよう整備している、何ら心配ないという態度を取り続けてきました。少なくとも、マイカル北海道が抵当権を

設定したとき、真実の情報提供があれば、テナントが家賃と保証金、敷金を相殺する期間は十分あったはずで
す。この点で、市長自身にも大きな直接の責任があるとは思いませんか。答弁を求めます。

第3は、行政の責任を明らかにして、小樽市の被害を最小限に食い止め、市民が納得出来る対策を立てるこ
とです。

当時の新谷市長は、小樽市が抱える人口、高齢化、雇用など諸課題の解決、ひいては市全体の活性化と市民
に説明し、小樽活性化の起爆剤として事業を推進してきました。本来なら臨港工業地区に商業施設が建てられ
ないものを、国の主導で、都市計画法を悪用して推進してきたのです。国、道、市の関係者の中で進めてきた
のですから、事後対策についても、当然、国や道に働きかけ、責任を求めるべきです。市長のご意見をお聞か
せください。

次に、国民健康保険について質問します。

今年1月に、市民の方から、国保に入りたいが保険料が払えないと相談がありました。56歳の夫は、昨年3
月まで全国土木の国民保険に加入していましたが、失業して、国民年金も免除申請し、国保も未加入のままで
した。ようやく仕事について、12人から13人もいる会社で保険があることを期待していたにもかかわらず、保
険がなく、個人で国保に入るよう言われたそうです。

しかし、市役所の窓口で、昨年の未加入期間の保険料約20万円を払うように言われまして、失業期間の借金
返済も続いており、とても払えないということでした。

この方は、27歳の息子さんも同居していますが、やはり仕事がなく、アルバイト生活で月8万円から10万円
ほどの収入のため、独立も結婚もできず、親との同居を続けている状態です。

今、このような失業や、臨時やアルバイトなど低賃金で無権利な雇用形態が増加しており、市民の生活は大
変な実態です。市長は、このような払いたくても払えない加入者の実態をご承知でしょうか。本市の国民健康
保険の実態を、保険料の滞納状況、保険料軽減世帯の経年的な数でお知らせください。

本来、国民健康保険は、皆保険の方針に基づき、国の責任で行う社会保障として国民の生活と健康を守るべ
き制度です。しかし、国は、滞納世帯に対する制裁措置として、保険料未納者に対して保険証を取り上げ、資
格証明書の発行を義務付けました。

本市の資格証明書、短期保険証の交付数を報告してください。

資格証明書は、一たん病院窓口で医療費全額を支払うものであり、保険証ではありません。このままでは保
険証のない市民が増え続けます。厚生省は、保険証取上げについて、支払い能力があるのに滞納し、相談にも
応じない悪質事例が対象であり、滞納者から一律に取り上げるものではないとしています。本市の資格証明書
発行者の滞納理由について把握しているのか、その内容についてお答えください。

また、短期保険証は、納付保険料によって3か月から6か月の有効期限になります。保険証を見るたびに保
険料が払えないことを思い知らされる、正にペナルティそのものです。

政府は、企業倒産、リストラ、失業の痛みは今後も数年は続くと言っています。その一方で、医療改悪をは
じめとした社会保障の後退が押しつけられ、失業者や年金生活の老人世帯の滞納が広がっています。この問題
を解決せず、資格証明書や短期保険証の発行で、国保料の収納率の改善が図られるとお考えでしょうか、お答
えください。

国民健康保険料そのものを払える額に引き下げること、せめて、当面1世帯1万円の減額を実施して、資格
証明書の発行は悪質な滞納者と判断された者に限る、短期保険証の発行はやめるべきだと考えますがいかがで

しょうか、お答えください。

次に、介護保険の問題です。

大変な混乱の中で出発した介護保険制度も2年になります。小樽市のサービス実施状況について、昨年比でお答えください。

地域では、サービス開始でお年寄りが明るく元気になったと、うれしい声が聞こえます。

しかし、平成13年度の道政に関する世論調査によると、介護保険制度の評価としては、「制度は必要だが、問題点が多く、内容を抜本的に見直すべきである」が49%と半数です。去る新聞報道では、52歳の主婦が介護疲れで85歳のしゅうとをバットで殴り殺した記事に見られるように、介護者の負担の改善にはほど遠い状態です。

制度の充実、改善を図る立場で、何点か質問します。

初めに、低所得者対策です。

本市は、今年度から市独自の介護保険料の減免制度を開始しました。実施状況を当初計画と比較してお答えください。

先日、介護保険料の減免を希望してきた方は、夫81歳で保険料第4段階、妻は年間5万2,000円の年金ですが、保険料第3段階で年金の半分以上が保険料になるのです。このように無年金の人や、年金収入の少ない人が、これ以上の年金額の人より介護保険料が高額になることがあります。なぜこうなるのか、説明してください。

第3段階にはこういう方たちが含まれているわけですから、減免対象は第3段階までにする必要があります。市長は、この保険料の決定の仕組みが妥当だと考えるのでしょうか。低所得者減免の対象を第3段階まで拡大する件についても、ご意見をお聞かせください。

次は、利用料です。

利用料の社会福祉法人の5%減免の決算見込みでは、予算の1割程度の執行率に過ぎません。この理由をご説明ください。

国が低所得者対策をしているといっても、このように該当者が少ないため、対策になっていません。今回、提案されている市独自の利用料減免は、介護保険料第2段階までを対象にして、ヘルパーサービスだけを援助するものです。これについても、当然、第3段階までを対象にし、すべてのサービスを対象にすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、待機者が激増している特別養護老人ホームの問題です。

介護保険が始まって、入所希望が増えたにもかかわらず、絶対的不足の情報が市民を不安に駆り立て、申込みが殺到しています。現在の待機状況と入所までの待機期間を、特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型医療施設についてお答えください。

市は70床の増床計画を示しましたが、実態に合いません。市民の必要に応じた施設計画を具体化してください。今後の見通しと、その間、入所希望者に対してどのように対応するのか。とりわけ、身寄りがいない、身体的保護を要するなど、緊急な受入れ対策をどうするのか、お聞かせください。

次に、ヘルパーの問題です。

在宅サービスで2人に1人がヘルパーを利用しており、ヘルパーは在宅サービスのかなめです。市内のヘルパーの数などの実態をお答えください。

「新日本婦人の会」がアンケートを実施して、全国のヘルパー900人の意見をまとめています。施設で働く

ヘルパーは4割が正社員ですが、在宅では、正職員は13%、ほかはパートや登録パート、派遣社員です。時間給は1,000円前後が多く、中には400円、650円と最低賃金を下回るものもあります。問題は、報告書の作成、次の利用者宅に行く移動時間、待機時間がほとんど無給で、1か月の賃金は10万円以下がほとんどです。10万円以上は1割くらい、7割が5万円以下です。これでは働き続けられないと辞めていく人が増えつつあり、この事業者でもヘルパー不足です。このまま放置すれば、ヘルパー不足により介護保険制度は崩壊します。

ヘルパーの介護報酬を一本化して大幅に引き上げ、国の援助額を増やし、介護保険料に上乘せしない方向に改善することが急務です。労働条件の改善を図ることを国に求めると同時に、市は、保険者として、小樽市のヘルパー全体の労働水準を引き上げるように努めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、介護予防対策です。

国は、高齢者が元気で暮らせるようにと、介護予防生活支援事業予算として、平成12年度、13年度、各2億円の予算措置をしています。しかし、執行率は1割から2割にとどまり、来年度予算も最初から2割程度の事業しか計画していません。これらの中には、独居高齢者約5,600人に対して、わずか2%しか実施されていない配食サービスや、厚生常任委員会に付託され継続審議になっている外出時の移送サービスが含まれています。

積極的な計画を立て、事業の推進を図るべきと思いますがどうでしょうか。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

○市長(山田勝麿) 中島議員のご質問にお答えいたします。

最初に、雇用の悪化の原因についてであります。本市産業は、中小企業が大半を占めており、長引く景気低迷の中で、需要の減退による販売不振、受注減などにより、企業存続のため、やむなくリストラに踏み切る企業や、経営努力の限界から倒産に至る企業も見受けられることから、企業の経営環境は大変厳しい状況にあるものと認識しております。

このような状況の中で、地元企業が雇用の吸収力を失っていることが雇用悪化の原因となっております。雇用の改善のためには、全国的に景気が回復し、設備投資や消費購買力が上向くことが必要ですが、現在の経済情勢からは早期の回復が望めず、厳しい地域経済の中で雇用悪化の状況は、今しばらくの間続くのではないかと考えております。

このような状況から、昨年末には、市独自の雇用対策を検討するため、庁内に緊急雇用対策会議を立ち上げ、新規学卒者の未就職者を臨時職員として採用するほか、事業主の都合等で離職した方を嘱託職員や社会人枠として採用することを決定しました。また、市の施策に加え、民間における雇用の創造が重要であることから、市内企業に対しても、小樽市雇用促進協会や小樽商工会議所、北海道中小企業家同友会小樽支部等を通じて、各企業に対し雇用の確保について協力を求めています。

次に、国の構造改革についてであります。昨年6月に示されました今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針につきましては、日本の景気が雇用情勢を含めて大変厳しい状況にある中で、これまでのように公共投資による従来型の景気対策では効果が期待できないことから、日本経済に必要とされる制度や規制などの構造問題の解決が優先されるべきとの方針が示されたものと理解しておりますが、これらの方針

の下に日本経済の再生を目指すことは大変重要なことと考えております。

一方、地方におきましては、長引く景気の低迷により、地域を支える企業がやむなくリストラを進めたり、さらには倒産に至るなど、雇用の悪化が表面化し、地域経済は大変厳しい環境にあります。国におきましても、こうした地方の実情を十分踏まえ、雇用、中小企業に係るセーフティネットの充実に向け、これまで以上に具体的な施策を推進することが求められているものと認識しております。

次に、高校生の臨時雇用についてであります。高校新卒者の就職内定率は過去最低となっており、市といえども、高卒者の職業訓練や地元定着を図る観点から、一般事務補助の臨時職員として採用することとしております。採用期間は、地方公務員法で定められていることから、最大で1年間となります。パソコンなどのOA機器の操作や電話、市民との対応などの業務を通じて、出来るだけ多くの経験を積んでもらい、社会人として自立出来るよう支援してまいりたいと考えております。

次に、現場の仕事にも雇用してほしいとのことでありますが、高卒者の採用に当たりましては、最長1年間の雇用が見込める事務補助の臨時職員として採用を予定しておりますが、事務補助以外の職種でも、業務に適する方は雇用してまいりたいと考えております。

消防職員の採用についてであります。新規採用者は3年間採用しておりませんが、これは最上出張所の廃止に伴うものであります。

基準に満たない職員数で現場の安全に問題はないかとのことでありますが、基準では2台、4口放水で10名の初動体制となっておりますが、小樽市では4台、4口放水の14名ないし16名の出動体制で安全を図っているものであります。

次に、基準に基づいた職員の採用とすべきとのことでありますが、基準の運用につきましては、これを基に、市町村の地域の実情や諸事情を勘案し、施設や人員等を整備していくこととなっておりますので、ご理解願いたいと思います。

次に、時間外手当と雇用の関係についてであります。時間外勤務については、突発的あるいは短期間に集中する業務などに対し行っており、そのためには、長年の経験や専門性も必要なことから、時間外勤務をすべて解消することは困難であります。

しかし、本年度は、緊急雇用対策としてワークシェアリングの手法を取り入れ、雪あかりの路や、都市計画課の用途地域の見直しなどによる作図作業など、時間外勤務を解消し、新たな雇用の創出を図ったところであります。また、緊急雇用対策会議の中でも、新たな雇用に結び付く業務について検討するよう指示しており、新年度についても雇用の拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、マイカルの問題に対するご質問であります。最初に、先日、OBC再生に関する新聞報道がされましたが、OBCからは、自主再建を目指して、現在、関係者で最後の詰めの作業をしており、まとも次第、市にお知らせしたいということです。

ビブレ棟については、現テナントの集約や新規テナントを誘致する方向で検討しているようであり、新しい商業施設については何を指しているのか、OBCとしても困惑しており、市としても承知しておりません。

また、小樽市の支援策については、現段階で要請されておられませんので申し上げられませんが、市として可能な協力は行いたいと考えております。

それから、OBCがマイカルから借り入れた110億円の扱いについては、管財人は民事再生計画案がよいものであれば賛成すると言っておりますので、計画案の内容を検討して判断するのではないかと考えております。

次に、政治責任についてであります。本地区の再開発は、単なる商業開発ではなく、再開発区域55ヘクタールのまちづくりとして計画し、市議会をはじめ、各界各層の方々のご意見を聞きながら進めてきたものであり、地区の中核施設として複合商業施設やホテル、住宅開発を株式会社小樽ベイシティ開発が行ってきたものであり、オープン以来、雇用の確保や広域からの集客施設として一定の役割を果たしてきたものと考えております。

このたび、小樽ベイシティ開発が民事再生手続に至ったことはまことに残念なことであり、現在、事業継続のため関係者と詰めている段階であると聞いており、私としては、政治責任をうんぬんするより、まずはマイカル小樽が引き続き事業を継続され、雇用の場の確保やテナント店舗継続のため、行政として可能な協力を行っていきたいと考えております。

次に、マイカル北海道が抵当権を設定をしていたことについてであります。マイカル北海道の抵当権設定仮登記については、土地区画整理事業の換地計画の認可申請の段階で承知しておりましたが、どのような理由で設定されたかは聞いておりません。

また、情報の提供に関してですが、マイカル北海道が平成12年12月22日に抵当権設定仮登記を行っていたことは、当然、承知しておらず、また、その時期にテナントの入替えなどがあったことについては承知いたしておりますが、そのことでOBCの経営破たんを想定することは非常に難しいことではなかったかと思っております。

次に、まちづくりについてであります。本地区の再開発は、市のまちづくりとして、関係省庁や北海道と協議、調整を行いながら、各種行政手続をとって進めてきたものであります。

先ほども申し上げましたが、民間開発者が民事再生手続に至ったことは大変残念であります。現在、事業継続のため関係者と詰めている段階と聞いており、市といたしましては可能な協力をしたいと考えており、必要によっては国、道に協力を要請していかなければならないものと考えております。

次に、国民健康保険の加入者の生活実態や、国保料の滞納状況、法定軽減の状況についてであります。12年度における国保料滞納世帯は全体の10.8%に当たる3,442世帯で、11年度に比べ0.4%の増加となっております。なお、ここ5年間では、10%から11%の間で推移しております。

また、低所得者世帯に対する法定軽減の適用割合は、12年度49.9%で、11年度に比べて1.1%増加しており、ここ5年間では増加傾向にあります。

なお、長引く景気の低迷等により、被用者保険から国保への移行者が増えていることもあり、加入者の中には大変厳しい生活状況の方もおられることは十分認識しております。

次に、資格証、短期証の交付状況と資格証対象者の滞納理由についてであります。交付状況については、資格証の義務化を実施する前の平成12年10月1日時点では、資格証3件、3か月証725件となっており、資格証の義務化実施後の平成13年9月末では、資格証270件、3か月証881件、6か月証437件、平成14年1月末では、資格証319件、3か月証695件、6か月証429件となっております。

また、資格証対象者の滞納理由につきましては、平成13年11月22日時点の調査では、催告のほか予告をし、特別の事情の届出や弁明の申出を促し、さらには臨戸訪問し、連絡票を置いてきても何の連絡もいただけない方が39%おります。また、訪問をしても門前払いをする、相談に行くと言って来ない、言い訳に終始するなど、納付意識が希薄と思われる方が14%、住民票の届出住所地に住んでいない方、本人の所在が転々としていて不明な方などが22%となっております。

なお、この時点で25%は未接触となっておりますが、引き続き接触出来るよう努めております。

次に、資格証の発行と収納率の改善であります。資格証、短期証の発行は、収納率の向上を図り、国保財政の健全化に結び付けると同時に、加入者間の負担の公平を図ることが大きな目的であります。保険料を完納されている方々は、必ずしも余裕を持って納付されている方ばかりではないと思っております。このような方との公平を図るためにも、未納世帯においては、個々の生活状況に応じ、最大限の努力をしていただきたいと考えております。

次に、資格証の発行は悪質者に限ること、また、短期証の発行はやめるべきとのことでありますが、従来、資格証の交付対象については、当時の厚生省保険局長通達で悪質滞納者の事例が示され、これを基準としてきましたが、ご存じとおり、平成12年の法改正により、これが改められ、老健法公費負担医療該当者を除き、災害その他政令で定める特別の事情もなく滞納している者が対象とされたところであります。

当市においては、特別の事情の届出があり、保険料の支払いが困難と認められた場合はもちろん、市の各種医療助成制度の該当者も資格証の交付対象から除いております。また、短期証については、接触の機会を確保し、納付相談、納付指導に結び付けていくためにも必要な措置と考えております。

保険料の引下げであります。本来、保険料は、医療給付費や老人保健拠出金等の費用額から国庫負担金を除き、残りを保険料として賦課しなければならないしくみとなっております。

しかしながら、小樽市の国保料は、平成元年度以来、医療費に見合った額となっていないことから、毎年赤字が生じており、その累積額は、平成12年度末で32億円を超え、平成13年度も3億程度の赤字が見込まれております。このような状況の中で、一般会計から毎年度、法定外の繰入れをしているのが現状であり、保険料の引下げが出来る状況にはないと考えております。

次に、介護保険について何点かのお尋ねがありました。

最初に、小樽のサービス利用者についてであります。平成13年12月の在宅、施設を合わせた利用者数は3,645人で、前年同期に比べ413人、12.8%の増となっております。このうち、在宅の利用者数は2,070人で、前年同期に比べ421人、25.5%の大幅な増となっております。

次に、介護保険料の独自減免の実施状況についてであります。予算では、減免の対象者数を約3,110人、減免額を1,400万円と見込んでおりましたが、1月末現在では、対象者が292人、減免額が135万2,000円と見込みを下回っている状況にあります。

次に、「シルバー情報」のケースについてであります。世帯の全員が市民税非課税の場合には第2段階に、また本人が、市民税非課税で世帯の中に市民税が課税されている方がいる場合には第3段階になるしくみになっており、世帯の課税の有無を加味した制度になっているためであります。

しかしながら、世帯全体の年金収入で考えた場合に、一部に収入が低いのに保険料が高くなるケースもあり、改善すべき課題があると考えており、私も厚生労働省に直接意見を申し上げているところであります。

次に、保険料の独自減免についてであります。全国的に独自減免を実施しているのは、全市町村の1割に満たない中で本市は行っているところであり、また、平成14年度から低所得者の利用者負担の軽減策の拡大を予定しておりますので、現在の財政状況ではこれ以上の保険料の減免の拡大は難しいものと考えております。

次に、社会福祉法人が実施しております利用者負担の減免に対する助成についてであります。予算では、在宅サービス利用者に占める市民税非課税者の割合などを基に減免対象者を約700人と見込みましたが、実績では、減免基準に該当する方が少ないことや、特別養護老人ホームにおいて、減免を想定していた日用品費の

自己負担が不要となったことなどにより、決算見込みが予算の1割程度となったものであります。

また、利用者負担の独自助成の対象となるサービスについてであります。訪問介護は在宅サービスの中で最も利用率が高い重要なサービスでありますので、助成することとしたものであり、本市の財政事情等から、すべてのサービスを助成の対象とすることは難しいものと考えております。

次に、特別養護老人ホーム等についてであります。平成13年12月末現在の待機状況、待機期間は、個々の施設によって異なりますが、特別養護老人ホームは536人の待機で、入所までに約3年から5年、老人保健施設で109人、約1か月から1年半、療養型医療施設で45人、最長6か月程度となっております。

次に、特別養護老人ホームの整備についてであります。現在、高齢者保健福祉計画の見直し作業を進めており、要介護者等の実態等を踏まえるとともに、今後示される国の基本指針等に従い、必要に応じた施設計画を検討してまいりたいと考えております。

なお、この間の入所希望者につきましては、その多くが施設や病院等に入所中であることから、引き続きその場で待機をしていただくことになります。また、在宅の方につきましては、ショートスティなどの居宅サービスを利用しながら待機をお願いしたいと思っております。

次に、緊急時の受入れ対策についてであります。やむを得ない事由による措置として、特別養護老人ホームや痴ほう性グループホーム等に入所出来ることとなっておりますが、空きがない場合にはショートスティなどを利用していただくことになります。

ただ、これらの措置をするに当たりましては、本人の基本的な人権を守らなければなりませんので、強制的にならないような配慮が必要と考えております。

次に、市内の訪問介護事業所のヘルパー数についてであります。今年の2月1日現在で297人となっております。

次に、ヘルパーの労働条件についてであります。訪問介護の介護報酬、特に家事援助の単価が低いために、事業者としても高い賃金を設定できず、また、事業者によっては交通費は1路線分のみの支給など、ヘルパーの労働条件には厳しいものがあると認識しております。労働条件は、基本的に使用者と雇用者間で決められるものであります。介護報酬の水準が事業経営やヘルパーの労働条件を大きく左右する要因の一つとなっておりますので、全国市長会を通じて、介護実態に応じた介護報酬を設定するよう、国に要望しているところであります。

次に、介護予防生活支援事業についてであります。市といたしましては、ふれあいパス事業や、はり、きゅう、マッサージ助成事業など、他都市にはあまり見られない事業を市単独事業として実施しておりますので、国のメニューに該当する事業費としては、市の負担も伴うことから2割程度となっているところであります。

しかし、14年度は、厳しい財政状況の中で、市民要望も踏まえながら、転倒骨折予防教室など二つの事業を追加し、29項目のうち15の事業を実施する予定としているところであります。

次に、給食サービスなどの推進であります。給食サービスについては、供給能力、配達方法等の課題がありますので、さらに研究してまいりたいと考えております。また、通院や買物などの外出支援サービスについては、今後の課題とさせていただきます。

いずれにいたしましても、市の単独事業や国の介護予防生活支援事業を含めた市全体の高齢者に対する施策の中で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 中島議員のご質問にお答えいたします。

小学校新1年生に30人学級、35人学級を行った場合の教員数と必要額についてですが、平成14年度の新1年生に35人学級を適用した場合は、40人学級に比べて2学級で教員2名の増、30人学級では10学級で教員10名の増となり、道教委の新規採用教員と同様の条件で採用するものいたしますと、35人学級で約1,000万円、30人学級では約5,000万円が必要となります。

しかしながら、市独自の実施については難しいものと思われまますので、少人数学級の実施については、北海道教育委員会に要請してまいります。

以上であります。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 10番、中島麗子議員。

○10番（中島麗子議員） それでは、再質問いたします。

最初に、雇用の問題ですけれども、私は小樽市みずから出来る努力がないのか、この点を中心に何点かお尋ねしたつもりです。

市長がおっしゃったように、雪あかりの路の時間外業務の雇用に当てるとか、努力は私も感じております。

しかし、今のお話では、時間外業務に関してこの部分を割り当てる、こういう発想だと思うのです。これだけでしたら、おっしゃったように、時間外業務なら、前日の勤務から引き継いだものであり、ここから先だけ、だれか別の人に渡すというわけにはいかない部分が多いのは当然だと思うのです。そういう中身ではなくて、ワークシェアリングは、時間外が発生している業務全体を見直して、時間外をなくす方向にするためにはどれだけの人を雇えばそうなるのか、こういう形の仕事分けを検討すべきではないか、こういうことを言っているのです。これについて、進めていただきたいと、こういう形で雇用の拡大ができないのかということについて、再度、お答えください。

教育長に、教員の問題で質問します。

今お聞きしましたら、35人学級で道と同じモデルでやれば2人の教員採用で同じような中身が実施出来る、私たちが強く希望している30人学級なら10人だと、予算規模は1人500万という大体の中身だと思います。

ティーム・ティーチングの目的外活用の問題などありまして、非常に委縮する気分もあるかと思いますが、3月1日時点では問題になった確認書を破棄する通知が出されております。確認したら、本日付けで受け取ったということでございます。つまり、改めて破棄されたということは、これまでの期間、これに基づいた行動がされていたということを前提とするという形になるわけですから、昨日の新聞報道でも、帯広でも同じ問題が取り上げられていました。決して小樽だけの問題ではないことは明らかになったと思うのです。こういう点では、こういうことの現況になっている、やはり少人数学級、一人ずつの子どもに十分な教育をやるということのこのところをしっかりと実施していくことが大事だと思うのです。そういう点で、ぜひとも一歩前進を考えていただきたいと思うのです。

既に、小樽の場合は、住吉、石山、東山の3校廃止で、人件費はともかくとして、これは道教育委員会から出ますから関係ありません。でも、管理経費は3校で5,000万ほど不要になったはずで、最低でも2人くらいの教員を採用して、汚名を晴らすべく実施してはどうですか。

できないという理由をお聞かせください。

次は、マイカルの問題でお伺いします。

市長は、ちょっと私の質問に答えてくれていない部分がありましたね。

第1、第2、第3で聞きましたが、第2の問題で、市長の政治責任については、理由はいろいろ述べておりますが、私の質問は、市長に責任がないというのなら与党に責任があるというのか、この真意を伺いますと、ここのところにお答えになっていない。再度、確認いたします。

あと、マイカルの問題については、OBCから新聞報道についてのお話は伺っているようですが、やはり、基本的には聞かされていない、知らないという内容です。市長は、再建に向けて大きく前進というこの新聞報道に、そのとおりだという認識なのでしょうか。

市内のいろいろな方々の声を聞くと、再生計画が出る3月29日の1か月前に政府系の金融機関が、これはもうスポンサーも付かないと、そういう判断でみずから動き始めたのではないかと。いよいよだめなのだと、こういうご判断をして、大きく心配される、不安が増長しているという意見もあるのです。この新聞報道とOBCからの発言で、どういう方向を確認したとおっしゃるのですか。ここのところを明らかにしてください。

大体、再建といっても、なぜだめになったかという、物が売れなかったのです。お客さんは来たと言っています。予定どおりお客さんは入ったけれども、売上げが足りなかった。同じように、今後、売上げが見込める、こういう計画になるのかどうかが一番の問題ではないですか。

こういう点からいけば、安易な再建、そういうことで、正しい情報提供をする責任があると思います。そういう点では、先ほど質問をした中身でも、古沢議員の指摘した中身について、市長はそうのように考えていなかったと、そのように話をしていましたけれども、実際には、こういう情報をきちんと取り上げる、あるいはどう判断するかということが非常に重要だと思うのです。情報収集に努めるということを再三繰り返してきましたけれども、実際に、その情報を正しく判断できない、あるいは見通しが決められないということになれば、大変、意味がない中身だと思うのです。

大体、こういう新聞報道にどんと1か月前に出た中身について、商業施設とは何かよくわからない、小樽に要請があれば可能な限りこたえたい、こうおっしゃっていますけれども、こういう中身が小樽市に何の報告も相談もなく、市長も知らないままに報道されるということ自体、ずいぶんな話ではないかと私は思います。

やはり、これから先、要請があったとして財政的支援を頼むなどと言われたら、こたえるつもりですか。これ以上の財政的支援を市民は決して認めませんよ。これについてもはっきりお答えください。

続けて、国保の問題について何点かお聞きします。

今お答えいただいた中身では、資格証明書の発行数のうち、確実に納付意識が希薄とされるものが14%。届出住所にいない人が22%、ここまでは確認できているけれども、それ以上については連絡がつかない。つまり半分以上、64%は、どうして資格証明書を発行することになったかという相手側の理由がわかっていないということですね。こういう状況で資格証明書を機械的に発行していいのでしょうか。それを再度確認します。

もう1点です。

10月に、資格証明書、短期証を本格的に発行しました。このとき、短期保険証のうち3か月間しか有効でない保険証が881件出されています。これは、保険料が2分の1以下しか払っていない、こういう方々です。この方々が、3か月たった1月時点でどうなったか。保険料をしっかりと払って、元どおり保険証をもらえるようになったかどうか。

そうではありません。保険料納入額を増やして6か月証をもらえるようになった人は、わずか10件です。144件の人は、未納が続いて資格証明書になっています。これから3月には、6か月証の交付者437件の方がどうなるのか、見ていかなければなりません。

さっき理事者の皆さんがおっしゃったように、接触を増やして、納付を勧めて、収納率を上げると言いますが、このとおり、収納率が上がるどころか、資格証明書に転落する件数をどんどん増やしているにすぎないではありませんか。こういう点では、決して公平な中身ではありません。市長の判断で本来やめるべきだと私は考えますが、この点どうでしょうか。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝彦） 最初に、雇用の関係で、時間外をすべてやめる、そして、そこに職員を当てるというお話ですけども、（発言する者あり）

時間外をやめて、その分を職員を採用してやるというわけでしょう。そうではないですか。それであれば、出来る話ではないですね、まずはね。

ですから、ワークシェアリングという話もありましたけれども、先日、オランダのワークシェアリングの実態が報道されてましたね。今の制度に定着するまでに20年かかったというのです。非常に難しい問題があって、20年かかって、今のワークシェアリングの一番先端を行っているオランダの国の制度が出来たということです。ですから、ワークシェアリング自体にいろいろ非常に難しい面があるのだらうと思います。

今、時間外の部分を減らすということは、職場によって非常に違いますけれども、なかなかそういう実態にないわけですし、必要なものはやっぱりやっていかざるを得ないだらうと。それを、そこに臨時職員を当てて対応出来るかという、なかなか出来る問題でもありません。ただ、出来るものはそういうことでやっているということでございます。

それから、マイカルの問題で、市長の責任、与党の責任ということでございますけれども、今はその責任をうんぬんする場ではなくて、あくまでもマイカルが事業が継続されるように最大限の努力をしているということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

それから、新聞報道でいろいろご指摘がございましてけれども、いろいろスポンサーを探して進めてきた経過があるようですが、なかなかスポンサーとのいろいろな関係があって、これは非常に難しいというようなこともあって、自主再建に変えたということで、今3月29日の再生計画案の提出に向けていろいろなことをやっているみたいです。

ですから、これも、あるときの情報が、次の日もそのままいつているかという、そういうことでなくて、日々刻々といういろいろなことが変化していると、再生計画に向けて。そういうふうに聞いておりますので、一定の時点ではいろいろなことがあったと思いますけれども、次の日あるいはまた2日後には、それがいろいろ変化してくるという状況です。我々が再生計画の中へ入って作業しているわけでございませぬので、とにかくいろいろな情報を取りながら、再建されるようなことで今考えているわけです。

それから、財政支援は求めてきておりません。もちろん財政支援は出来る金もありませんので、そういうことでご理解を願いたいと思います。

それから、国保の関係ですけども、細部については市民部長からお答えしますが、確かに資格証の問題は

いろいろあるだろうというふうに思っております。全国市長会としても、資格証明書の交付については弾力的に運用出来るようにせよというような要求も、全国市長会としてもしていますので、もう少し時間を貸していただきたい、こう思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市民部長。

○市民部長(藤田喜勝) 中島議員の再質問にお答えいたします。

理由もわからずに資格証を発行してよいのかと、こういったことであると思います。

私どもといたしましては、事前に窓口に来ていただきまして、納付相談あるいは納付指導をしまして、生活状況をお聞きしながら、そういったこともできればベターなのでございますけれども、先ほど市長からお答え申し上げましたように、今回の手続で言いますと、昨年の6月に催告状を出しまして、さらに8月に予告状を出してございます。それで、このままで行きますと資格証になりますよということで、また、特別の事情がございましたら届け出てほしいということでやってございます。さらに、臨戸訪問もしてございます。その際、留守の場合には、連絡票も置いてきてございますけれども、なかなか連絡もしていただけない、こういうのが実態でございます。

そういった方が、先ほど言いましたように39%程度でございます。こういった手だてをいたしましても何ら連絡をいただけないということになっていきますから、私どもとしては、なかなか誠意も見られませんですし、こういった方に本証を交付するということには至らないので、資格証の交付もやむを得ないのかなと、こういうふうに考えてございます。ただ、資格証交付をいたしましても、その後、接触するようには努めてございます。

それから、昨年9月末で3か月証の交付者は確かに881件でございます。3か月後どうなったかということでございますけれども、3か月後の1月末時点の交付は695件というふうになってございます。

それから、13年9月末の6か月証の交付者、これは437名でございますけれども、更新時期は今度3月になります。その際の見通しということだと思っておりますけれども、6か月証を交付者の収納状況について、現在、調査を行っているところでございます。これの数字はまだまとまってございません。ただ、見通しといたしましては、やはり3か月証に移行する方が増えていくだろうというふうに考えてございます。

それから、資格証につきましても、一般的に短期証の更新時期には一時増えます。ただ、その後の折衝によりまして、幾らかでも納入いただくということで、相当数の減少が見込めるといったのが実情でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 再質問にお答えいたします。

小樽市独自で、例えば35人学級、30人学級に対応した場合に一番難しいのは、対応したその教員は、何といえますか、教職員資格を取っていないという形で認定されますので、教職員補助員という形で任用せざるを得ない、そこが一番問題でございます。これが、道の教育委員会が35人学級に組み込みます、あるいは30人学級を実施しますとなりますと、それは自動的に自治体で資格を持った教職員を運用出来るということになります。

また、35人学級が2クラス増えたというのは、71人と72人のクラスがあって、その場合に35人学級が2クラスできたということです。ただし、102人の学級がございしますが、そこは依然として34人の生徒が3クラス、しかも、平成14年で新1年生はそういうクラス実態になりますが、平成15年になりますと、新1年生は学校によってまた動きがございしますので、新しく採用した補助員を他の学校に移動させなければいけない、そういう

状況もございます。あるいは、退職していただくという状況になります。

そういうことで、私は、基本的に、道教委は2年間で研究いたしますけれども、一番いいのは、35人とか30人とか言わないで、少人数学級に全体的に加配するという形が一番易しい方法ではないかと、そんなふうに感じているところであります。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 10番、中島麗子議員。

○10番（中島麗子） 市長は、私の質問の中身があまりおわかりでなかったように思います。

雇用の問題では、時間外をなくせというのは、おっしゃったように、それだけでは無理なのです。時間外が発生する仕事の中身を見直して、時間外が発生しないような業務組立てをするときに、人を多くする方向で検討してはどうか、こういうことを言っているわけですから、この内容でご検討する段階ではないか、こういうふうに考えていただきたいということです。こういうことは、不可能ではないと思いますし、こういう形で、実際に仕事を分かち合って仕事に就く人を増やすというやり方があるわけです。このことについてお答えくださいという中身です。

そういう点では、教育委員会の教育長から今お答えいただきまして、教員の補助員という形になる、こう言いますが、こういう方法も含めて全国で実施しているのです。実施事例があるわけですから、出来ないわけではないと思うのです。むしろ、北海道がモデル事業として2年間始めるということは、2年たったらもう二度とやらないということにならないはずです。見通しとしては、そういう方向が拡大されていくわけですから、政策的にもこういう時期に拡大していくというのは真っ当な方針だと思うのです。もう少し積極的に拡大、そして、また方針を立てられないものかということを、再度、確認したいと思います。

マイカルの問題です。

マイカルについては、市長、私は、小樽市にとって築港再開発の事業が、先ほどお話したようにバラ色の計画を提案して財政を投入して始まった中身なのです。それが、2年半で破たんということになれば、多くの方が心配するのは当然ですし、市長としても、どういうことなのだという厳しい態度で事情を説明していただくくらいの立場でないと困ることなのです。後から情報を見て、知らなかったと、こういう話では責任者として困ります。こういう点について、きちんと答えていただきたいと思います。

最後に、国保の問題ですけれども、国民健康保険料を高く払い切れないというのは、個人の責任でしょうか。もともと国は、この各国保事業に対して、総医療費の負担分を45%から38.5%に減らしているのです。このときから保険料が高くなってきているのです。幾ら不況が続いて厳しくなっても、失業や低賃金で暮らしが困難になっても、国保料は上がっているのです。当然、払えない人が増えたって仕方がないではないですか。小樽市だって、滞納世帯1割、半分の世帯が軽減世帯ですよ。こういう状況に対して、国の悪政から住民を守るのが市長の役割だと私は思います。

資格証明書の発行については、保険料を払えない事情を確認しない限りは発行すべきではないと思います。このことについては、再度、意見を言って終わりたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝彦） 1番目の時間外の発生をしない手法といいますか、業務の組立てをすべきだ、そういうことですけれども、非常に難しいですね。これは、そういうしくみが出来るのか、本来、時間外をすることが

前提ではありませんので、それはあくまでも普通の勤務時間帯の例外として時間外をやっていますから、本来的には時間外が発生しないようになるのが当然だと思いますが、現実の問題としては、最近の住民ニーズの対応とかいろいろなことがありますので非常に難しいわけですが、研究はさせていただきます。

それから、マイカルの問題ですが、きちんと説明してほしいということでございますが、私どもも、きちんと入った情報については、それぞれの皆さん方にすべてご説明しております。ただ、不確かな情報を出すわけにはいかないのですよ。ですから、はっきりした段階でそれぞれお知らせするという事で、さきほどもお答えしましたけれども、マイカルの再生計画の案が出来た段階で市に持ってきますからと言っているわけですから、それが出来た段階でお知らせをしたい、ということでございます。

それから、国保料の関係は、やはり滞納が多いということは、やっぱり制度自体にも問題があるのだと思います。私どもとしても、全国市長会でも国に要望しておりますけれども、国の責任において、まず、医療保険制度の一本化をなさないと。それがすぐには難しいのであれば、財政も一本化するようにと、そういう要請をしていますので、もう少し時間を貸していただきたい、こう思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育長。

○教育長（石田昌敏） ご質問にお答えいたしたいと思います。

国は、1クラスの編制基準、1クラス40人を維持しております。ただし、県、道単位のところで学級編制基準を35人、30人にするのは、それは許容するということです。まだ道ではその決定をしておりますので、小樽市独自でやると、それは、もうその編制基準に合致しないということになって矛盾が生じる、補助という格好にしか当たらないということになります。

それで、道教委は2か年で35人学級を検討すると言っております。私どもは、冷たいのではなく少人数学級を何とか進めていただきたいという気持ちがありますので、指定の候補校には強い関心を持っております。

○議長（松田日出男） 中島議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 4時00分

○議長（松田日出男） 休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 3番、成田晃司議員。

（3番 成田晃司議員登壇）（拍手）

○3番（成田晃司議員） 平成14年第1回定例会に当たり、一般質問いたします。

質問も9人目となれば、質問内容に重複するものがございます。重複いたしましても、質問させていただきます。

最初に、地方分権推進と小樽市の税財源についてお伺いいたします。

地方分権一括法が施行され、地方自治の新たな展開に向けた一つの枠組みができ上がりました。その中に、機関委任事務の廃止、この関与の見直しと権限譲渡、必置規制の見直し、補助金の整理・合理化などがあり、地方分権の構造は、国の構造改革の主要な分野であります。中央集権型から地方分権システムへ展開を図ることにより、地方自治の自主・自律性を高め、自己決定、自己責任を徹底するものであります。また、国、地方

の関係も、新しい時代にふさわしい個性に満ちた活力のある地方の主体的まちづくりを目指すものでなければならないと思います。

しかし、まだ物事を国が決定し、地方にやらせていくという日本独特のしくみ、例えば、自治事務にしても、国が法令、つまり法律、政令、省令によって細かいところまでやる方向を決めてしまうということが残っているわけです。

21世紀の分権型社会を実現するためには、財政面における地方自治体の自己決定権と、自己責任の拡充を図る基盤の強化が必要であり、そこで、親が国として、子どもが地方自治と考えると、子どもが親から自立する過程で、親からの仕送りをもらっている以上、仕送りが自由に使えても子どもは親から自立することができず、地方財政も同じことが言えると私は考えます。

歳入の自治なき歳入の自治はあり得ないことだし、歳入の自治がなければ、財政の自己決定権も確立できないのであります。地方自治体が税収を確保するには、国と地方の税源再配分、地方税の時代の進展に対応した負担の見直しが必要であり、同時に法定外目的税など課税自主権の活用と自助努力が必要であると考えられますが、市長は、分権型社会における地方自治体の財源の確保についてどのようにお考えなのか。また、法定外目的税導入についても、私案がありましたらお聞かせください。

私は、市の税の根幹をなしている市民税と並ぶ固定資産税の納税義務者のうち、不在地主に対し新たな目的税を創設してはどうかと考えます。

固定資産税は、資産の価値に着目し、それを所有することに担税力を見出し、価値に応じて負担を求める物税であります。しかし、現在の地方税法の中では、固定資産税の税率を高くすることは法令上からも出来ません。したがって、不在地主の財産であっても、地域環境整備は自治の管理の中にあり、借地として地代金などの収入があった場合でも、住民税という形では地元に還元されておられません。しかし、現在の税制では、市内在住者と不在地主の税は同じであります。平等とは言えないと私は考えます。このことから、不在地主に対しては、地域環境整備などの観点から税を賦課してはどうかと考えますが、市長はどうお考えですか、お示しください。

次に、空き家放置対策についてお伺いいたします。

近年、小樽市において、一般住宅の空き家は295棟もあります。また、いつまでも入居者が入らず、放置状態になっている家が82棟もあり、小樽市内にも目立ってきました。これは、親が家を建てて住み、子どもたちは仕事で小樽を離れ、いずれ退職したら小樽に帰って親と一緒に暮らそうと思っている人たちが、親が絶え、自分も小樽へ戻れなくなった状態のときに起きることだと私は考えます。

その場合、この空き家状態の家をどなたかに管理をお願いし管理をされている場合と、放置状態になっている場合とが考えられます。管理されている家の場合、管理費を払っているものと思われますし、また、放置状態になっている家の場合、隣近所に大変な迷惑をかけています。空き家からの火災の発生や、少年非行などの温床となり得ることもあり、特に、冬場は雪の問題で屋根からの雪害、玄関先の除雪の問題などがあり、また、夏場は蚊の発生など、地域環境に対しても問題や苦情が多くあると思います。

また、本年5月より環境型社会の形成に向けて、建設リサイクル法が施行されます。建築物などについても、分別解体及び再資源化が義務付けられる法律が定められることにより、解体費用が分別解体になるためこれまでの3倍の費用がかかり、ますます放置しておいて自然崩壊するのを待とうという人も出てこないとも限りません。規則か条例を定め、空き家放置対策を早急にやる必要があると思われますが、市長のお考えをお示しくだ

さい。

次に、市職員の人材確保あるいは人材育成という観点からお尋ねします。

我が国の完全失業率は5%を超え、企業の倒産が相次いでいる厳しい経済情勢の中で、市民の中からは、市役所にはいわゆる余剰人員と言われるような職員が多いのではないかという厳しい言葉が聞かれるようになってきております。

その中には、そのような職員もいるかもしれませんが、個々の職員を見ますと、大変優秀な職員がいることも事実であります。私の知る範囲では、技術系の職員の中に他都市に誇れるような優秀な職員がおります。そのような職員が、もうすぐ定年で市役所を去るということですが、優秀な職員がいなくなるということは、小樽市役所にとって大きな損失になるものと考えます。

市長は、新年度から、市職員の再任用制度を導入し、総合体育館や生涯学習プラザの月曜開館など、市民サービスの向上のために再任用職員を活用したいというお考えのようですが、さらに進めて、これまで職員本人が努力を重ね、培ってきた知識や経験などを後輩に伝えていくという人材育成の面での活用方法も考えていただきたいと希望するものであります。

地方分権一括法が施行されてから、早くも2年が経過しようとしております。自分たちの地域のことは自分たちで考え、自分たちの責任で運営していくという自主性、自律性が求められているわけですが、一方においては大変な財政状況に陥っているというのが地方自治体の現状であると思います。このようなときであるからこそ、人材育成に力を注ぐべきであり、職員の質の向上を図ることが緊急かつ重要な課題であるだろうと考えます。

これまで、市職員として自己研さんに励んできた者が、定年退職後の再任用により一般職としてこれまでと同じ仕事をするというのでは、優秀な職員であればなおさらのこと、再任用は希望しないのではないのでしょうか。みすみす優秀な人材を逃がす手はないと思います。人材の育成という重要な職責を与えられれば、他に再就職した場合よりも収入額は少なくなるとしても、職員は情熱と誇りと喜びを持って後輩の指導、育成に当たってくれるのではないのでしょうか。

職員の再任用に当たっては、市民から余剰人員と言われるような職員の採用はせずに、優秀な職員のみを採用し、特に優秀な職員については、後輩の指導、育成のためにさらに頑張っていただくという再任用の活用方法をぜひとも考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。市長のご意見をお伺いいたします。

次に、NPO団体づくりと環境づくりについてお伺いします。

NPO団体とは、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進するものであります。すなわち、市民がみずからの意志に基づいて、自発的かつ主体的に取り組み、まちづくりや少子高齢化の進展、環境問題の拡大、そしてスポーツ振興策など、地域社会のさまざまな問題にきめ細かく対応し、地域の活力を生み出し、豊かな社会をつくり出すためには、NPO団体の活動が、今後、重要な役割を果たしていくものと思われます。

市民1人ひとりの個人が、自分自身の夢や思いを実現するための団体と考えている中には、社会に働きかけたい、子どもやお年寄りの暮らしを支えたい、身近なまちを活性化したい、こうした思いを形にすることを市民活動団体がNPO法人として可能にするとともに、公共サービス供給や政策形成の在り方を一変させていく可能性を持っているNPOが、地方分権や行政改革の推進役にもなり、行政が行っていた公共サービスはもとより、政策形成なども、より市民に開かれ、NPOと共同して行うシステムに変えていき、NPOと自治体が

互いにパートナーとなって地域社会の課題に取り組んで、市民参加のまちづくりをすることや、また、中高齢者がこれまで培った知識、経験、技能を生かし、生きがいを見出しながら積極的に社会に参加意欲を持ち、社会貢献が出来る場所、すなわち、農作業などで生産活動の出来る農地、また花づくりを楽しめる公園、そして、料理研究会や各種の勉強会、研修会を開催出来る会場、いろいろな施設の管理運営を協力したり、そのような地域環境整備を整えて、行政として、指導、補佐、育成などを出来ると思いますが、市長のご見解をお示しく下さい。

次に、スポーツ団体をNPO法人として、スポーツ施設の管理運営についてお伺いいたします。

スポーツ団体が競技、大会を施設を利用して行うわけですが、スポーツ施設や公園施設などに多くのスポーツ愛好者が集まりますので、管理と運営を任せてはどうかと思います。例えば、野球の場合ですが、試合前、試合後に必ずグラウンド整備を行っており、立派に実行しておりますし、朝野球協会、軟式野球連盟、また少年野球連盟についても、施設の管理を行い、グラウンドには愛着を持っている人が多く見られますし、他のスポーツについても同様ではないかと思いますが、今後、市内のスポーツ施設の管理運営につきましてはどのようなお考えなのか、お示しください。

次に、樽教研についてお伺いいたします。

小樽の学校教育において、学習指導要領にそぐわない授業が多く見られるとか、いわゆる自主編成運動、学習指導要領を否定したものの活動が活発なことなどを、心配する市民の声が寄せられています。

そこで、今回、先生方の研究団体の問題についてお伺いします。

教育委員会が助成金を支出しております、この研究団体、小樽市教育研究会、一般的には樽教研と呼ばれているようですが、本来、この研究団体は、教育委員会、小中校長会、教職員組合小樽支部の3者が、緊密な連携を図るとともに、責任を持って会の充実、進展に寄与するものと、昭和59年の発足に当たって確認されたようです。

まず、この研究会が、発足当時、作成された小樽市教育研究会運営要項に、この会は運営要項に基づき会則を定めると決めています。現在に至っても会則が作成されているのかどうか、お伺いいたします。

また、同じ運営要項に、この会は、当面、本要項により運営するとなっていますが、当面とは20年近くの年月を意味するものでないことは常識であります。ずっと長期にわたって小樽市民の税金が支出されている団体が会則をつくっていないようですが、教育委員会関係者の怠慢なのか、それとも会則を作成できない訳があるのか、お示しください。

また、この組織の事務局がどこに置かれているのか。運営要項によれば、事務局を会長の定めるところに置くことされているようですが、今も事務局は教職員団体の事務所に置かれていると思いますが、いかがかと考えます。この会の目的からいっても、公費が主たる運営費として使われていることからいって、常識的に考えても研究所に置くのが普通ではないでしょうか。他の地域ではどうなのか、教育長のお考えをお示しください。

次に、この研究会が多くの部会を設けているようですが、このうち道徳教育部会について、お伺いいたします。

会の発足以来、この部会の構成員は校長、教頭の何人かと聞いておりますが、実際に道徳の時間を指導する先生は1人も加わっていないようですが、本当なのでしょうか。事実であれば、なぜなのか。こんな重大な問題を放置し、改善に向けて努力しているのか、お示しください。

次に、樽教研の教科部会を利用して、いわゆる自主教研の研究が実施されているようですが、その事実はあ

るのですか、お伺いいたします。

この項の最後に、戦後、道徳教育がなおざりにされたことに加え、自国の誇りを持つ人間教育がなされなかったことにあります。過去の困難な時代を乗り越えてきた原動力である勤勉、正直、質実剛健という、よき国民性が失われ、常に国全体を考える真のリーダーが不在となり、本物の日本人がいなくなっていました。

21世紀は、心の時代と言われます。高い道徳性、モラルが求められ、今こそ日本のよさを見直し、日本人としての誇りを取り戻すとともに、各国から信頼を受け、尊敬される人材がどんどん輩出される教育環境づくりに努力をしていただきたいものと思いますが、教育長のご見解をお示しください。

次に、その他の項で、少子化対策についてお伺いします。

小樽市の人口は、住民基本台帳人口でついに15万人台を割り込んでしまいました。昭和39年には20万7,000人を数えた人口が、38年間で6万人近く人口が減少したことになります。

小樽市では、何年か前に、企画部で人口動向調査を実施し、人口減少の要因の一つが、適齢期の人口の札幌市への転居であると分析したことがあります。確かに、適齢期の人口の減少は子どもの出生数の減少に直結し、人口の自然動態の上でも昭和62年よりマイナスとなり、以後プラスとなることはない状況となっているようです。

また、小樽市には、この人口問題が重要施策との位置付けから、人口対策に係る予算付けがなされ、14年度では若年者定住促進を進めるため、人口の空洞化が進行する市の中心部に住む新婚世帯への家賃補助の創設など、これまでにない施策が取り入れられることは大変よいことだと思っております。

しかし、一方では、市内の経済状況も大変厳しく、企業収益の悪化によりリストラなどが進行し、働く場所を失い収入が落ち込んでいるのも事実であります。そのため都市部においては、妻がパートで働くことから保育所の需要が増し、待機児童が発生し、その解消策が国の重要施策の一つとなっている現状であります。小樽の保育所の待機状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

国では、待機児童解消のため、認可外保育所の認可化に向け、さまざま規制緩和策が打ち出されている状況であります。男女共同参画社会の実現のためにも、女性の社会進出が叫ばれている状況と、不況のため雇用不安による共働き世帯の増加という状況とをあわせれば、今後、ますます保育需要が増してくると同時に、就業の多様化による夜間保育や休日保育の要望も出てきているのではないのでしょうか。

延長保育については、13年度から実施し、14年度にはさらに2か所を増やし4か所になるようであります。また、保育所に行っていない子育て支援のため、奥沢保育所で始めた子育て支援センターは大変好評のようで、14年度は新たに新設となる赤岩の新しい保育所でも行うと聞いており、子育て支援ということでは大変有意義なことと思っております。

この数年、保育所行政が市民ニーズによく取り組んでいるものと思っております。また、小樽の少子化の状況を考えますと、新たな認可保育所の設置は困難ではないかと思っております。

そこで、質問ですが、今後、特別保育事業の動向と待機児童解消策についてお示しください。

今、子どもを産み育てる環境を整備しなければ、将来の国をどう維持していくのか、大変心配であります。21世紀の我が国を家庭と子育てに夢や希望を持つことが出来る地域社会にしようとする基本的視点に立って取り組んでいただきたいものと考え、お願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

再質問をいたしませんので、よりよい答弁をよろしく願いいたします。(拍手)

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝磨登壇）

○市長（山田勝磨） 成田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、地方分権の推進と税財源について何点かご質問がありました。

まず、地方自治体の財源確保についてであります。現在、国の地方分権改革推進会議において、国から地方への税源移譲について議論が進められているところであります。

地方分権社会においては、権限の移譲があれば、それに伴う税源移譲は当然のことと認識しておりますので、全国市長会としても国に要請を行っているところであります。

また、法定外目的税の導入につきましては、地方分権推進の一環として、課税自主権の尊重、住民の受益と負担の明確化、課税の幅の拡大などの観点から地方税法が改正され、地方自治体においても新税を創設することが可能となったわけであります。

したがって、新たな法定外目的税の創設につきましては、今後、どのような税が考えられるのか、課税の方法、徴収コスト等、あらゆる角度から検討するべき課題であると考えております。

次に、地域環境整備等の観点から不在地主に新たな税を賦課してはどうかというご提言であります。この法定外目的税を創設する場合、税収の用途が特定されるため、税を負担する方にどんな受益があるのか、どんな行政サービスを提供出来るのかなど、明確にしなければならない難しい問題等もございます。したがって、ご提案の不在地主への法定外目的税の導入につきましては、今後の研究課題とさせていただきます。

次に、空き家対策についてであります。放置されたままの空き家についてどのような対策を講じるか、自治体共通の課題になっております。しかし、住宅は個人の財産であり、土地などその他の権利関係も伴うため、空き家であっても、市の立場でその措置について条例により規制を加えることは難しいものと思います。基本的には、所有者の適切な管理が求められるところであり、周辺住民の方々に迷惑が及ぶような場合には、その都度、所有者など関係者を調査の上、是正をお願いしているところであります。

次に、再任用職員の人材育成への活用についてであります。再任用に当たりましては、生涯学習プラザの月曜日開館など市民サービスの向上を目指すとともに、職員が在職中に培った知識や経験を生かせるような、例えば税などの徴収業務、各種市民相談業務などへの配置を考えております。

また、職員の中には優れた知識、技能、経験等を持った職員もおりますので、ご提言のように、職場での指導や職員研修の講師として、後輩の指導、育成を担ってもらうことが必要なことと考えており、検討していきたいと思っております。

次に、NPOの活動についてであります。近年、少子高齢化の進行や自然、環境問題など社会的な課題が多岐にわたっていることや、人々の価値観、生活環境などの変化に伴い、地域社会のニーズも多様化してきております。このようなことから、これまでの行政の取組に加え、さまざま課題にきめ細かく対応し、活力ある地域社会を築いていくためには、自発的、自主的に取り組む多種多様なNPOの活動が、今後、行政との新たなパートナーシップとしてますます重要な役割を果たしていくものと考えております。

また、中高年齢者が地域社会に積極的にかわっていくことは、みずからの生きがいを見出せるとともに、活力ある地域社会づくりを進める上でも欠かせないものと考えております。

この4月からは、小樽体育協会がNPO法人として総合体育館の月曜開館の管理運営を担うこととなっております。

り、本市では初めての公共施設運営団体となるものであります。今後とも、ご提言のことも踏まえながら、地域に根差した息の長いNPO活動が広まるような環境づくりに努め、「市民と協働するまちづくり」を目指した市政を推進してまいりたいと考えております。

次に、保育所の待機状況についてであります。平成13年4月1日の状況では、定員1,450人に対し1,437人が入所し、全体としては13名の余裕がありますが、3か所の保育所では15名の待機となっております。また、平成14年2月1日の状況では、定員1,450人に対し1,559人の入所であり、昨年4月より122人多く入所しましたが、14か所の保育所で63名の待機となっております。

次に、特別保育事業の動向と待機児童解消策についてであります。平成14年度では、重度の障害児を奥沢保育所で試行的に受入れを行うほか、赤岩の新しい保育所では、新たに産休明け保育や延長保育を実施するほか、小規模子育て支援センター事業を実施することにしております。また、延長保育は中央保育所でも実施することになっており、14年度は市内で4か所の実施となります。さらに、地域に開かれた保育所を目指し、新たに5か所で保育所開放事業を実施したいと考えております。

次に、待機児童解消策についてであります。これまでも枠外入所の弾力的運用を図り待機児童解消に努めてまいりましたが、昨年末より公立保育所でも枠外入所を可能としたことから、待機児童の解消が進むものと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 成田議員のご質問にお答えします。

まず、スポーツ団体のNPO法人化についてであります。昨年から小樽体育協会が市民スポーツの普及、振興を目的としたNPO法人の設立に向け北海道に申請をしておりましたが、この2月28日に認証されました。

このNPO法人の事業として、小樽市スポーツ施設の管理運営受託に関する項目があることから、市民要望の強い総合体育館の月曜開館につき、新年度より小樽体育協会に委託して実施してまいりたいと考えております。また、将来的には、他のスポーツ施設につきましても、管理運営を委託出来るよう話を進めているところであります。

次に、小樽市教育研究会の会則についてですが、ご指摘のとおり運営要項に基づいて運営されており、発足から今日まで平成5年3月と平成6年3月に部会の新設にかかわって要項の一部の改正を行っておりますが、会則を定めるには至っておりません。平成14年度から、総合的な学習の時間が全面实施となることに伴い、小樽市教育研究会の会長から、総合的な学習の時間の部会の新設の要望が出されたこと、さらに、現在、運営の基本について見直しを図る中で、会則を定めるべく作業を進めており、平成14年度からは新たな会則の下に運営する予定であります。

次に、小樽市教育研究会の事務局についてですが、現在、教職員団体の事務局のある教育会館内に置かれております。ご指摘の認識を市教委、校長会も持っており、既に新年度から改善し、他の場所に移すことになっております。新たな事務局の場所についてはまだ決まっておりませんが、教育会館としないことについては決定いたしております。また、他の地域の状況については、地域においてさまざまですが、学校や教育研究所に設置されているところもございます。

次に、道徳教育部会についてですが、現在、道徳教育部会には、管理職のほか教員1名が所属しております。

が、部員が全員で8名と少ない実態にあります。道徳教育は心の教育の充実を図るためのかなめであると認識しておりますので、来年度以降、この部会研究の活動が本市の道徳教育の推進、充実に大きな力となるよう研究体制の整備を進めております。

次に、いわゆる「自主教研」についてですが、小樽市教育研究会は、子どもの全面発達を願い、教職員としての識見を高め、資質の向上を図り、学校教育の充実、進展に寄与することを目的としており、学習指導要領を踏まえて教育研究の充実を目指しております。一部の部会で、この趣旨にそぐわない内容があることから、来年度から小樽市教育研究会の目的に沿った研究体制、研究内容とすべく努めているところであります。

最後に、道徳教育についてですが、人間が社会生活を営んでいく上で、基本的道徳性の育成は、いつの時代であっても変わらず、重要なことであると思っております。学校は、家庭、地域社会と一体となり、社会生活のルールや基本的なモラルなどの倫理観、我が国の文化や伝統を尊重し、継承、発展させる態度や国際協調の精神の育成など、道徳教育を充実していくことが必要であると考えております。

新学習指導要領では、ボランティア活動や自然体験活動などを積極的に取り入れた道徳教育の推進や、保護者や地域の方々の積極的な参加、協力を求めるなど、新しい取組も求められていることから、今後、道徳教育の一層の充実のために努めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（松田日出男） 成田議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 9番、大島護議員。

（9番 大島 護議員登壇）（拍手）

○9番（大島 護議員） 一般質問を行います。

初めに、病院会計についてお尋ねいたします。

請求と納入についてお伺いいたします。

昨年の12月末、1人の市民の相談を受けました。その方のお話によりますと、その息子さんが市立第二病院に長期間入院をしていたが、平成13年1月に退院したのであります。その間、平成9年9月から13年1月までの約3年4か月分の医療費などが未納になっていることを知りました。その額は、153万3,510円であります。内訳は、医療費、食費合わせて150万1,860円、電気代1万9,500円、その他6,900円、文書料5,250円などです。この息子さんの金銭の管理は、身元引受人が管理をしており、その息子さんの預金通帳、印鑑等は、この身元引受人が管理をしているのでございます。Aさんは、長期間、どうしてこのように多額の医療費が未納のままになっているのか、病院の姿勢に対して納得がいけないとの訴えの相談であります。

入院患者に対する医療費の請求と納入については、どのように行われているのか。入院患者については、それぞれが事情のあることと承知をしております。第二病院で医療費などが長期間未納になっている件数と、その金額はどのような状況にあるのか、お尋ねいたします。

市立病院の経営健全化に向け、職員が改善に取り組んでいる姿勢は評価をするものでありますが、さらなる努力を望むものであります。市長のご所見をお聞かせください。

次に、フィッシュミールについてであります。

市は、昨年3月、時効間近に迫った小樽フィッシュミール協業組合の処理施設利用料未納額1億5,780万4,000円に対して支払命令を求めた訴えの提訴を起こしました。それから約1年が経過しましたが、その間、議会

に対して、何ら途中経過の説明もございません。今日までどのような経緯と経過があったのか、具体的に説明を求めます。

また、今後の予定、日程等についても、どのようになっているのか、併せてお答えください。

次に、朝里川温泉について何点かお尋ねいたします。

朝里川温泉は、小樽市街から南東方向約5キロメートルの朝里川流域中間に位置します。この付近は、かつては高温温泉が全くなかったところであり、わずかに文治沢に湧出する冷泉を浴用に利用されることがあったようであります。また、戦時中、深度300メートルのボーリングを行い、抗底温度45度Cの温度が測定されたという資料を基にして、昭和27年、1952年ころから小樽市水道局が泉源開発を行い、温泉の湧出を見たところであります。

以来、ボーリングは、昭和36年、1961年ころまで続けられ、7本程度のボーリングが掘削されました。そのボーリング深度は300メートルから800メートルであり、地下の温度は300メートルで42度C、500メートルで55度C、800メートルでは78度Cが測定され、温泉の温度は25度Cから45度Cであり、くみ上げ量は毎分100から190リットルでありました。

しかし、年月の経過とともに、各泉源の湯量にも変化が見られ、昭和62年当時、利用されていた泉源は3本で、このうち温泉センターの泉源の自噴量は最高時の半分以下に低下をしておりました。また、他の2本も同様に、湧出量が極少で枯渇状態となっていたのであります。

このような状況から、昭和62年に新たな泉源開発が発案され、朝里地区地熱開発利用施設整備、すなわちボーリング探査が行われました。総事業費は、約4,980万円、施工期間は昭和62年1月9日から同63年1月30日まで、場所は朝里川温泉2丁目670番地の場所で実施されたのであります。

その1号井の業務内容と結果はどのような内容であったのか。また、現在は、どのような状況にあるのか、さらに、古い各泉源の権利関係はどうなっているかも併せてお尋ねいたします。

次に、2号井についてであります。

昭和63年にボーリングした朝里川温泉随一の泉源1号井が平成6年、これは6年を経過しております。老朽化をうかがわせる現象が現れ始めたため、小樽市朝里川温泉第2の泉源を開発する目的で実施したボーリングであります。地下の地質の状況と熱水資源のはい胎状況を探るものであります。また、総事業費は約5,760万円、場所は朝里川温泉2丁目670番地で実施されたのであります。

2号井の業務内容と結果について、それぞれどのような内容であったのか、また、1号井の老朽化をうかがわせる現象うんぬんとはどういう現象なのか。

平成5年には、朝里川温泉上流にダムが完成しました。ダムと温泉湯量との因果関係についてどのように考えておられるのか、併せてお答えください。

次に、3号井についてであります。

平成14年度予算、観光費で、朝里地区地熱開発施設整備事業費7,000万円が計上されており、目的は朝里川温泉の1号井代替井開発であります。

ご承知のように、昨年の3号井の試掘ボーリング調査は、温泉の開発を目的として実施するボーリングであり、併せて、地下の地質並びに資源の状況を把握することを目的とすることです。総事業費6,000万円、ボーリング場所は朝里川温泉1丁目780番の2でございます。掘削深度750メートル。結果は、予定をしていた2号井並みの湯量、毎分100リットルを確保することができず、30リットルに終わりました。

さらに、1号井から3号井のそれぞれの位置関係を比較してみると、ダムを背に朝里川を中心にして1号、2号は右岸上流、3号は左岸下流に位置しますが、3号の調査場所決定については、どのようなことが決定の理由であったのか。また、この調査によって朝里川温泉の地質の何かを知ることができたのか、その内容についてもお答えください。

地質専門学者の学説は相違することが日常茶飯と言われている今日、掘ってみなければわからないというのが実情ではないでしょうか。本年度の事業は1号井の代替井開発であり、ボーリングの位置は1号井付近であり、掘削深度は400メートル、必要湯量の確保も出来ると担当者は自信を持って説明をしていましたが、大丈夫だろうかと疑いをもちながら説明を受けていたのであります。

なぜかと言えば、昭和62年、朝里川温泉特別委員会において、1号井の事業説明のとき、当時の経済部長は温泉のボーリングの寿命は半永久であると説明をし、その説明に対して私が反論したことは、今でも鮮明に記憶をしているところであります。それからまだ15年しか経過しておりません。その1号井の代替井開発の予算であります。

温泉法では、既存の泉源から半径500メートル以内の新たな掘削に対し、泉源所有者の同意が必要であります。今回のボーリング位置は1号井付近とのことでありますが、法的問題はないのか。

1号井とそれに関連する施設整備が立つ用地は市有地であります。その敷地面積はどれくらいなのか。市が所有するこの土地は、過去に前田建設に売却した土地の中に飛び地として位置しております。例えば、ボーリングの場所が隣接地の場合はどのように対処し、泉源の権利関係はどのようになるのか。

また、昭和63年、1号井の施設・設備が整備され、各温泉旅館、ホテルなどに配湯を続けていますが、配湯施設数、給湯量、使用量の金額も併せてお尋ねいたします。

朝里川温泉の将来のためにも、新たな泉源と、安定した湯量の確保は必要であり、今年度の代替井開発事業については、多くの関係者の意見や提言を参考にして、掘削場所については十分検討し、決定していただきたいと願うものであります。市長のご見解をお聞かせください。

最後に、市道豊井道線についてお尋ねいたします。

この路線は、高島5丁目「かもめが丘団地」から祝津3丁目豊井海岸まで通じる延長約640メートルの路線であり、道道海岸公園線に接続するものであります。総事業費2億8,700万円、そのうち工事費2億1,400万円、用地補償費7,300万円と、平成2年6月、第1回地元説明会が開かれてから11年余りの歳月をかけて、昨年、平成13年11月16日供用開始されたのでありますが、この事業計画の目的はどのようなことであったのか。また、地域住民に対する説明会の経緯についても、具体的にどのような説明と協議がなされたのか、併せてお尋ねします。

次に、冬期間の利用についてであります。

この路線の開通を長年待ち望んでいた住民にとって、周辺地域の交通の利便性も一段と改善され、特に、冬を目前にしての開通は、交通量の緩和によって朝の通勤ラッシュ時の信号待ち時間や交通渋滞が解消されると期待をしていたのであります。

しかし、開通間もない12月中旬、土木部より、豊井道線については、冬期間、車両の通行を禁止にします。期間は、今年の4月の23日までと説明がありましたが、納得はできませんでした。

なぜ、車両の全面通行禁止の処置なのか。他の選択肢は考えられなかったのか、多額の事業費と時間を費やし、完成した道路が、冬期間全く利用ができないということは設計ミスがあったのではないのか、併せてお答

えください。

さきにも述べましたように、地域住民の期待が大きかっただけに、この処置に対する苦情が多数寄せられておりますが、その後、地域に対する説明や対応はどのようになされたのか、お答えください。

私たち市民クラブは、昨年12月25日、市長に対して、再検討すべきと申入れをしておりますが、今後、どのように対応する考えなのか、市長のご見解をお示し願います。

再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝磨登壇)

○市長(山田勝磨) 大島議員のご質問にお答えいたします。

最初に、病院会計に関する質問であります。まず第二病院における入院患者に対する医療費の請求と収納についてですが、病院では、高額療養費に該当する患者に対しては1か月単位で、その他の患者については毎月10日ごとに納入通知書を発行し、医療費の請求をしております。

支払いについては、多くの方々が病院の会計窓口で直接支払う方法や、金融機関からの振込みによる方法を採用しておりますが、中には金銭の自己管理が困難な場合など、身元引受人を通じて支払われるケースもあります。支払いが滞っているようなケースについては、本人や家族あるいは身元引受人等に対し、文書や電話による督促のほか、委託契約による集金人が、直接、戸別訪問の上、集金を行っております。

次に、第二病院における医療費の未収状況についてであります。高額療養費を含めた平成13年12月末現在の金額で申し上げますと、平成9年度は24件の約300万円、平成10年度は39件の約970万円、平成11年度は50件の約870万円、平成12年度は80件の約1,130万円となっております。

なお、これらの未収金の早期解消に引き続き努めるとともに、なお一層の病院経営の健全化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小樽フィッシュミールについてのお尋ねであります。最初に、この間の経過につきましては、平成13年第1回定例会において「訴えの提起」についての議決をいただいた後、平成13年3月27日、札幌地裁小樽支部に2法人7個人を被告として使用損失補てん金の支払いを求める訴状を提出いたしました。その後、5月22日、相手方より裁判所に答弁書が提出され、5月28日に第1回口頭弁論が開かれたところであります。それ以降、平成14年2月18日までの間に計7回の口頭弁論が行われており、この間、小樽フィッシュミール協業組合の設立に至る経過、また、平成2年当時の解散に至る動きなどについて、準備書面によって双方の主張を述べ合っている段階であります。

なお、平成13年3月21日、相手方より提出されました債務不存在確認請求事件につきましては、6月15日、札幌地裁小樽支部に訴えの取下書が提出され、6月19日、小樽市として取下げに同意したところであります。

次に、今後の予定についてであります。次回以降の口頭弁論につきましては、3月11日、4月22日に開かれる予定となっておりますが、今後も双方の主張に対する認否について書面でのやり取りが続くものと思われます。

なお、前回の口頭弁論におきまして、原告、被告双方から証人申請の意向が示されており、5月ころの口頭弁論では、証人尋問が行われる予定となっております。

次に、朝里川温泉の泉源についてのお尋ねであります。まず1号井の業務内容と、その結果についてであります。主な業務内容につきましては、ボーリング、帯水層確認のための電気検層、坑内温度確認のための温度検層、地質分析並びに揚湯試験などであります。

調査の結果につきましては、1004.83メートル掘削した後、ケーシング管を挿入し、一定の条件の中で揚湯試験を行った結果、動水位が167.87メートルで、揚湯量は毎分200リットル、泉温は38.3度でありました。

次に、1号井の現状についてであります。朝里川温泉の泉源は、現在1号井と平成6年に開発した2号井の2本の井戸から揚湯しており、それを貯湯槽で混合し供給しております。1号井は、過去に、濁った温泉水をくみ上げる障害が発生したため、揚湯量を毎分100リットル程度に抑え、運転している状況にあります。

次に、古い各泉源の権利関係についてですが、旧朝里川温泉センターで使用していた泉源以外は既に廃止等がされており、その権利はなくなっております。

次に、2号井の業務内容とその結果についてであります。2号井も1号井と同様の調査業務内容であり、その調査の結果は、601.30メートル掘削した後、ケーシング管を挿入し、一定の条件の中で揚湯試験を行った結果、動水位が230.1メートルで、揚湯量は毎分105.2リットル、泉温は45.4度でありました。

次に、1号井の老朽化についてであります。1号井は、平成5年10月に濁った温泉水が確認され、公的機関に分析をお願いしたところ、磁鉄鉱と確認されております。1号井のケーシング管は鉄管を使用していることから、発生メカニズムが解明されていませんが、鉄管と酸素が結びついて磁鉄鉱が発生したものと考えられ、ケーシング管の腐食が進行しているものと思われます。

次に、ダムと温泉湯量との因果関係であります。専門機関の話によりますと、朝里川温泉の温泉水は、主として深度350メートルから500メートルに貯留する水が採取されており、温泉の起源は長い年月をかけて浸透した雨水や融雪水が地下にたまったもので、地形や地質構造から見て朝里川の上流域から浸透しているものと推定されています。ダムによる貯水と、深度350メートルより深い層の温泉水とのつながりは明確ではありませんが、朝里川の上流域に貯水されることは温泉にとりまして、マイナスの影響があるとは考えにくいということでもあります。

次に、3号井の調査位置についてであります。掘削地点の決定に当たっては、道立地質研究所から「1・2号井の既存井から300メートル以上下流側に離すことが望ましい」とする指導を受け、これを踏まえて掘削地の選定を行い、再度、その予定地について新泉源地としての見解を求めたところ、2号井程度の湧出量が期待出来るとの見解が示されたことから、現在地に決定したものであります。

次に、3号井の地質調査によって朝里川温泉地区で何がわかったかということですが、朝里川温泉地区の深部に分布する白井川層は温泉水がたまる割れ目が十分に発達していないこと、1・2号井付近を中心に上昇、貯留している温泉水は、3号井の深い部分には多量に流入していないこと、1・2号井の温泉水は、1・2号井付近を離れるにつれ、割れ目の発達が比較的良好と見られる浅い層の滝の沢層及び朝里層に広がっていることが期待されること、朝里川温泉地区では、地層の温度は深度100メートル当たり8度上昇するという高い地温勾配を持つ範囲が広がっており、今後の泉源開発は湯量確保の観点から浅い層での開発も一つの方法であることなど、今後の泉源開発に当たって幾つかの貴重な資料が得られたと考えております。

次に、新泉源掘削に当たっての他の泉源所有者の同意についてであります。今回の掘削は、1号井のそばに代替井として掘削するものであり、その付近で井戸の権利を所有しているのは小樽市のみであるため、掘削申請に当たっては同意書の必要はないものであります。

また、1号井泉源地の敷地面積についてであります。面積は234.19平方メートルであります。

次に、市所有以外の土地の泉源の権利関係についてですが、今回の掘削予定地は、所有者が小樽市と異なるため、掘削申請に当たって土地の使用承諾書が必要であります。土地所有者からは内諾をいただいているところであります。

なお、掘削後の泉源の権利につきましては、掘削した小樽市が保有することになります。

次に、給湯施設数、給湯量、温泉使用料の推移であります。決算状況で申し上げますと、昭和63年度の場合は、給湯開始が平成元年1月でありますので、2か月分で4施設、1,668トン、33万6,000円、平成3年度、7施設、2万386トン、407万7,200円、平成6年度は8施設、3万326トン、606万5,200円、平成9年度は10施設、3万7,189トン、929万7,250円、平成12年度は11施設、3万7,291トン、932万2,750円となっております。

次に、4号井の掘削についてであります。4号井の事業に当たっては、現在、道立地質研究所の技術指導を受けて進めており、掘削位置は1号井から離れるほどリスクが大きくなることが指摘されておりますので、1号井の付近に予定しております。掘削深度は、1号井で湧出していると考えられます371メートルの温泉層を主な対象に掘削する予定であります。

いずれにいたしましても、朝里川温泉地区は、市内で唯一の温泉郷であり、地域振興の核として温泉が重要な位置を占めております。このことから、安定した給湯体制の整備が急がれておりますので、老朽化している1号泉の代替井を開発することによって、湯量の確保を図らなければならないと考えております。

次に、豊井道線についてのお尋ねであります。まず、事業計画の目的についてであります。この路線は、通称「かもめが丘団地」を主体とする住居地域と、道道小樽海岸公園線を結ぶ既存の道路を車両の通行が可能な構造に整備を行い、地域住民の生活の利便性向上を図るとともに、行楽シーズンに道道が混雑した場合のう回路としての役割も果たすべく計画されたものであります。

地元説明会の経緯についてであります。平成2年6月に開催された第1回説明会では、市から既存道路を大きく回し、対面通行が可能で、こう配も緩いルート of 提案を行っております。

しかしながら、地元では、ルートと幅員を既存道路なりに見直すべきとの意見が強く、再検討の結果、平成3年1月の第2回説明会では現在のルートで基本合意を得、平成4年2月の第3回説明会で、具体的設計概要を報告の上、事業着手に至ったものであります。

次に、冬期間の車両通行禁止の処置についてであります。11月中旬の開通後、12月に入り本格的な降雪期を迎えて、地元の方々から路面が滑ることや車の待避場所がないなど等の意見があり、改めて冬期間の通行について検討したところであります。その中で、この道路は、地形的に風が強く、吹きだまりがしやすいことや、つるつる路面の危険性が高いこともなどもあり、一方通行などの方法も含めて総合的に判断した上で、冬期間の安全な路面管理は費用対効果の関連でも難しく、通行止めとしたところであります。

設計についてであります。道路の設計に当たりましては、地形・地質や、用地上の制約などの諸条件のもとで、できるだけ安全性の高い構造とすべく努力をしております。豊井道線につきましても、地元合意の得られたルートと、急しゅんな地形条件の中でやむを得ず急こう配や急カーブを有する構造となっておりますが、道路の重要度や交通量などに応じて、定められた構造基準に沿って設計されたものであります。

次に、今後の対応についてであります。通行止めの措置については、地域の町内会長を通じて案内パンフの配布をお願いし、関係機関や団体などには文書でお知らせをし、さらに、現地には事前に予告の看板を設置

し、周知を図ったところであります。

今後の対応については、交通止めについて反対のご意見もございますが、冬期間の一方通行は公安委員会などで認められないとの回答もあり、冬期通行は道路の構造や規格、交通量の関係から難しいものと考えております。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 9番、大島 護議員。

○9番（大島 護議員） 再質問をいたします。

初めに、病院なのですけれども、今、答弁では、納付書を送り、また、滞納者には電話もし、徴収員も受けている。本人は、入院中だったのです。それも3年4か月間。身元引受人は、第三者でございました。年が明けましてから、身元引受人と親族の方がちょっと事情がございまして、民事訴訟になるということで、年明け早々に第二病院の方へ行って、今の滞納になっている実態を知ったのです。その後、私も15日に病院に行きました。事務長と次長さんとお会いし、相談を受けた市民の方と一緒に話を聞いております。督促はしていないというのです。

この3年間に8万円ずつ2回入ったきりで、相談を受けた親族の方が、なぜ金銭を管理している身元引受人、この方は、病院の方へお小遣いということで、毎月、その方から息子さんあてにお金が振り込まれているのです。ないと言っていました。督促はしていないと。ところが、約2か月たった今月の4日、「実は督促をしておりました」という文書を持ってきました。

私が不審に思うのは、このように長期間入院をされていて、しかも150万を超える、先ほどの質問にあるように、もろもろのものが滞納のまま、一体、事務手続はどうなのだということなのです。そうすると、他にも似たようなケースがあるのではないかと、私はそれを心配しているのです。

相談を受けた親族の方は、この支払いの責任はだれにあるのだと病院に聞きました。当然、その間の彼に対する身元引受人は、さきほど申し上げたように通帳も判も一切の収入を預かっているわけですから、この方の責任だろうと。その後、1月の27日か、28日に50万円納入したそうでございます。

私は、一方では、経営健全化のために皆さんが努力しているのを認める。しかし、一方では、このようなずさんな事務が行われているのではないかと、このことを心配しているのです。私は、何でもかんでも取れと言っているのではないのです。適正な事務手続をしているのか、このことが心配なのです。その点についてお聞かせください。

なぜ2か月間も、督促をしている事実があるものであれば、2か月後に、しておりましたという文書を持ってきたのか。これは、私は、過去に「ない、ない」と言って、「実はありました」という苦い経験をしております。見えました次長さんも、「ねつ造か」と言われても仕方がないということも言っています。はっきりと病院で、していないということを証明していながら、実は、2か月間、何の音さたもなしに、「しておりました」と。これは、私は信用できません。

そのようなことで、適正な事務手続をしていただきたいと、するべきだと思っております。その点についてお答えください。

また、朝里川温泉についてですが、本当に掘ってみなければわからないのは事実でございます。3号井がその実証でございます。

諸説いろいろあるようでございます。ですから、いろいろな方の意見や提案を聞いて、そして本当に適地を選んできたと。これも掘ってみなければわからないと思いますけれども、しかし、1号、2号、3号と掘った実績がございます。その地質も、これもデータとしてきちんと報告書も見ておりますし、本当に適地を、3号井の二の舞にならないような確実な場所、これは掘ってみなければわかりません。非常に難しいと思いますけれども、十分検討をして場所を設置していただきたい、このように思っております。これは、答弁は要りません。

最後に、豊井道線ですけれども、これは、ご承知のように赤岩については非常に急坂で狭い道もございます。場所によっては一方通行で、夏の間は対面交通ですけれども、冬期間、雪が降るとう回路を使ってその道路を一方通行にしている場所もございます。そのような工夫がなされなかったのか。説明会を3回ほどやったそうでございますけれども、冬期間を通行止めにするという説明はしていなかったのではないのでしょうか。これは、つくってみて、その危険性がわかったということになれば、道路の設計上、ミスがあったのではないのかなというふうに思わざるを得ません。その点についてお聞かせください。

そして、来年はどうするのか。来年というのは、今年ですね。今年の冬はどうするのか。これは、やっぱり一方通行にするべきだと私は思うのです、あそこの地域のことを考えて。そしてまた、これをつくった目的からも、一方通行にしてでもあそこは利用するべきだと。再度、質問いたしますので、お聞かせください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝彦） 第二病院の問題の詳細につきましては、局長からお話ししますけれども、ずさんな事務手続があるのかないのか、その辺はよく調査させるようです。

それから、豊井道については、土木部長からお答えいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 土木部長。

○土木部長（松村光男） 大島議員の再質問にお答えします。

1点目の説明会での冬期の交通止めの件についてですが、具体的に冬は止めますというお話をしたということにはなっていないようです。第1回目に提案したときには、6%以下ということで、ロードヒーティングをしなくていいようなこう配、そしてまた、幅員についても2車線道路という提案だったのですが、それが、さきほど市長から答弁でありましたように否定されて、規模、機能が1ランク下がってしまったという中で12%になったわけです。その時点で、冬は止めますという明確なお答えはしていませんでした。

今回、止めたことについては、私どもも冬については危ぐをしていたのですが、地形的なことと言いますと、あの道路の沿線には、中間部分といいますか、ほとんどの部分、約500メートル部分というのは両側に家もなく、若干、木がある程度で、風が吹きさらしの状況だということです。そういう中で、吹きだまりもできるし、すぐ冷やされてつるつる路面にもなるということで、仮にヒーティングに代わる対応をすれば、人、機械を張り付けておくような対応しか方法がない、それはちょっと難しいということで、交通止めをさせていただきました。

今後についてですが、今、お話ししたような状況から言いますと、来シーズンについても難しいのかなと。それと、公安委員会との関係で一つあるのは、冬の一方通行というのは、言ってみれば季節限定の一方通行というのは、これは公安委員会の見解なのですが、局部的にそういうことは認めがたいということ。それと、も

う一つは、あそこについては、祝津トンネルと高島トンネルの中間に飛び出していく、道道に取り付いていく道路ということで、危険な状態で交通量が増えるような対応をされては困るという公安委員会の見解も当初からございました。

そんなことで、さきほど市長がお答えしましたように、来シーズン以降についても、現状では、技術的なものとか、違った何らかの安全対策が出てくれば別ですが、そうでない限りは来シーズン以降も交通止めにはせざるを得ないと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 小樽病院事務局長。

○小樽病院事務局長（高木成一） 大島議員の再質問にお答えいたします。

第二病院に対してのご質問でございますけれども、私は病院事業会計の企業出納員という立場でお答え申し上げます。

事務手続についてでございますけれども、ご質問のケースにつきましては、第二病院の特殊性が一つあることについてご理解いただきたい。それから、議員もよくご承知のように、いろいろと経緯、経過がございます。これは、私どもは守秘義務がございますので、ここで細かいことを申し上げませんが、そういった第二病院の特性があるということについてご理解いただきたい。

それから、督促手続につきましては、第二病院では、うちの方にホストコンピュータがございまして、第二病院では医事システムからそれを引き抜いて、手作業により督促業務をしております。小樽病院では、一部加工をいたしまして、督促、集金システムを構築してございますからすぐ出来るのでありますけれども、第二病院ではホストコンピュータからつながっているだけでございまして、そういった意味では手作業により作業してございますのでちょっと時間がかかる。

それから、不正というか、おかしいことはないのかということでございますけれども、毎日の収入金につきましては、派出あるいは指定金融機関からの振込みを受けまして、調定簿により調定をして正しく処理をしているものと考えてございます。

それから、今、ご質問がございました、議員からご指摘を受けて2か月もかかって督促状が出てきたということにつきましては、私も報告を受けてございまして、一部、第二病院の対応について誠意がないといえますか、そういうことがありましたことについては報告を受けておりますので、以後このようなことがないように十分配慮してまいりたいと考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 9番、大島護議員。

○9番（大島 護議員） 今、豊井道線について部長さんからご答弁がありましたけれども、トンネルの中間にあるから危険だと。それと同じことをいつかも聞きましたよ。

しかし、海岸線、今、豊井の浜の雪投げをやっている場所、あそこに出入口をつけてほしいとお願いをしたときに同じことを言ったのですよ。トンネルの間にあるから危険だからだめだと。雪投げをするようになったら付いたではないですか、その場所に。トンネルとトンネルの間、祝津から来ますと、祝津の一つ目のトンネルを出て、出口、二つ目のトンネルの間、海岸の方に道路ができたでしょう、部長さん。それから、雪投げをするようになったのですよ。

だから、今の答弁はだましですよ、私にとっては。だって、つくれないと言って答弁をされたのですよ、い

つかも。けども、その後、道路の出入口ができていますよ。カーブミラーもついていますよ。

それで、今、同じように豊井道線、あれだけは出入口をロードヒーティングをしてですよ、地域の住民は、朝の手宮のターミナル付近のラッシュ、これはすごいですよ。5差路、これを回避出来るのですよ、あそこが通れば。

今言うようにトンネルの中間にあって非常に難しいというのは、これは私は納得できません。これは、もう一度、十分検討していただきたい、このように思いますが、いかがですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 土木部長。

○土木部長（松村光男） 再々質問にお答えします。

豊井道線に限ってお話ししますと、冬期間のことを考えて、私どもとして、当初は2車線規格にしてこう配も緩くしてということで、かもめ、高島団地の人たちの利便の向上ということで当初計画はそうしたのですが、その途中経過の中で地元の反対もあってということと、一方、公安委員会との協議の中で、道道のT字交差点、トンネルとトンネルの間の区間の短い中で大きな交通を流されると困りますと、そういうことがあった、その関連の中でお話ししたわけで、流してはだめということではなくて、大きな交通量を流すことについては困りますよと、そういうことがあったということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（松田日出男） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第32号、第34号、第36号、第37号、第39号、第43号ないし第46号、第48号、第49号、第51号及び報告第1号につきましては、議長指名による12名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） ご異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員をご指名いたします。

横田久俊議員、前田清貴議員、成田晃司議員、松本光世議員、斉藤裕敬議員、中島麗子議員、小林栄治議員、武井義恵議員、北野義紀議員、佐々木政美議員、高橋克幸議員、佐野治男議員。

以上であります。

なお、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第57号につきましては、議長指名による12名の委員をもって構成する「議員定数に関する特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） ご異議なしと認め、さように決しました。

それでは、議員定数に関する特別委員をご指名いたします。

横田久俊議員、前田清貴議員、成田晃司議員、大竹秀文議員、松本光世議員、松本聖議員、古沢勝則議員、見楚谷登志議員、渡部智議員、北野義紀議員、高橋克幸議員、佐野治男議員。

以上であります。

次に、議案第40号及び第47号につきましては、市街地活性化特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、議案第33号、第35号、第50号及び第52号は総務常任委員会に、議案第54号は経済常任委員会に、議案第38号、第41号、第42号及び第53号は厚生常任委員会に、議案第55号及び第56号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「請願・陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり、付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明3月7日から3月19日まで13日間、休会いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時28分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 松 田 日 出 男

議 員 新 谷 と し

議 員 斉 藤 陽 一 良

平成14年
小樽市議会 第1回定例会会議録 第5日目

平成14年3月20日

出席議員（34名）

1番	横	田	久	俊	2番	前	田	清	貴
3番	成	田	晃	司	4番	大	竹	秀	文
5番	松	本	光	世	6番	中	村	岩	雄
7番	松	本		聖	8番	斉	藤	裕	敬
9番	大	畠		護	10番	中	島	麗	子
11番	新	谷	と	し	12番	古	沢	勝	則
13番	見	楚	谷	登	志	15番	次	木	督
16番	久	末	恵	子	17番	小	林	栄	治
18番	八	田	昭	二	20番	佐	藤	利	次
21番	佐	々	木	勝	利	22番	渡	部	智
23番	武	井	義	恵	24番	北	野	義	紀
25番	西	脇		清	26番	高	階	孝	次
27番	岡	本	一	美	28番	吹	田	三	則
29番	中	畑	恒	雄	30番	松	田	日出	男
31番	佐	々	木	政	美	32番	高	橋	克
33番	斉	藤	陽	一	良	34番	秋	山	京
35番	佐	野	治	男	36番	佐	藤	利	幸

欠席議員（1名）

14番 新 野 紘 巳

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	助	役	小	坂	康	平				
収	入	役	中	松	義	治	教	育	長	石	田	昌	敏		
水	道	局	長	須	貝	芳	雄	総	務	部	長	藤	島	豊	
企	画	部	長	旭		一	夫	財	政	部	長	鈴	木	忠	昭
経	済	部	長	木	谷	洋	司	市	民	部	長	藤	田	喜	勝
福	祉	部	長	田	中	昭	雄	保	健	所	長	外	岡	立	人
環	境	部	長	山	下	勝	広	土	木	部	長	松	村	光	男
建	築	都	市	部	長	高	橋	港	湾	部	長	兵	藤	公	雄

小樽病院 事務局長	高木成一
学校教育部長	奥村誠
監査委員 事務局長	大津寅彦
財政部財政課長	吉川勝久

消防長	広田宰
社会教育部長	池田克之
総務部総務課長	宮腰裕二

議事参与事務局職員

事務局長	厚谷富夫
庶務係長	三浦波人
調査係長	大野肇
書記	丸田健太郎
書記	中崎岳史
書記	大門義雄

事務局次長	土屋彦
議事係長	佐藤誠一
書記	木谷久美子
書記	牧野優子
書記	山田慶司

開議 午後 1時00分

○議長（松田日出男） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に斉藤裕敬議員、北野義紀議員をご指名いたします。

この際、市長から発言の申出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝磨登壇）

○市長（山田勝磨） 答弁の訂正をさせていただきます。

3月4日の本会議における共産党・高階議員の陳情第71号に関する代表質問に対しての私の答弁で、港湾の使用と申し上げましたが、この部分を、港湾施設の使用に訂正させていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（松田日出男） 日程第1「会期の延長」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、3月20日までと議決されておりましたが、議事の都合により、会期を3月22日までの2日間、延長いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時01分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 松 田 日 出 男

議 員 斉 藤 裕 敬

議 員 北 野 義 紀

平成14年
小樽市議会 第1回定例会会議録 第6日目

平成14年3月22日

出席議員（33名）

1番	横田久俊	2番	前田清貴
3番	成田晃司	4番	大竹秀文
5番	松本光世	6番	中村岩雄
7番	松本聖	8番	斉藤裕敬
9番	大畠護	10番	中島麗子
11番	新谷とし	12番	古沢勝則
13番	見楚谷登志	15番	次木督雄
16番	久末恵子	17番	小林栄治
18番	八田昭二	20番	佐藤利次
21番	佐々木勝利	22番	渡部智
23番	武井義恵	24番	北野義紀
25番	西脇清	26番	高階孝次
28番	吹田三則	29番	中畑恒雄
30番	松田日出男	31番	佐々木政美
32番	高橋克幸	33番	斉藤陽一良
34番	秋山京子	35番	佐野治男
36番	佐藤利幸		

欠席議員（2名）

14番	新野紘巳	27番	岡本一美
-----	------	-----	------

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	小坂康平
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	須貝芳雄	総務部長	藤島豊
企画部長	旭一夫	財政部長	鈴木忠昭
経済部長	木谷洋司	市民部長	藤田喜勝
福祉部長	田中昭雄	保健所長	外岡立人
環境部長	山下勝広	土木部長	松村光男
建築都市部長	高橋康彦	港湾部長	兵藤公雄

小樽病院 事務局長	高木成一
学校教育部長	奥村誠
監査委員 事務局長	大津寅彦
財政部財政課長	吉川勝久

消 防 長	広田 宰
社会教育部長	池田克之
総務部総務課長	宮腰裕二

議事参与事務局職員

事務局長	厚谷富夫
庶務係長	三浦波人
調査係長	大野 肇
書 記	丸田健太郎
書 記	中崎岳史
書 記	大門義雄

事務局次長	土屋 彦
議事係長	佐藤誠一
書 記	木谷久美子
書 記	牧野優子
書 記	山田慶司

開議 午後1時00分

○議長（松田日出男） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に横田久俊議員、高橋克幸議員をご指名いたします。

この際、理事者から、発言の申出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 平成14年3月20日、文部科学省において、平成13年度の小樽市における指導方法工夫改善定数の取扱いについての北海道教育委員会に対する指導がありましたので、その内容についてご報告いたします。

一つ。

平成13年度に、文部科学省から北海道教育委員会に対し、指導方法工夫改善定数として加配した888人分のうち、小樽市内の小中学校に加配された20人中19人分の定数を減じることにより、当該19人分の義務教育費国庫負担金を減額すること。

二つ。

平成14年度の指導方法工夫改善定数については、小樽市内の小中学校で実施することとして申請があった18人となっておりますが、それは第1次申請の人数で、現在、平成14年度では8校から申出がございますので、8人分の定数については、文部科学省では措置しないこと。

このことについて、3月20日、改めて北海道教育委員会において定数措置をされるようお願いしております。

三つ。

小樽市における平成5年度から平成12年度までの指導方法工夫改善定数の活用状況に関する調査を実施し、平成14年5月までに調査結果を報告すること。

四つ。

小樽市以外の全市町村についても、平成5年度から平成13年度までの指導方法工夫改善定数の活用状況に関する調査を実施し、平成14年7月までに調査結果を報告すること。

再発防止等に関する指導にかかわってですが、一つ、今回の不適正な事例に対する是正や今後の加配定数の適切な運用を道民の理解を得つつ進めるためにも、報告書や今後の取組について、ホームページへの掲載、広報紙への掲載等により、保護者を初めとする道民への周知を速やかに行うこと。

二つ。

平成14年3月1日付け通知の、いわゆる平成5年の確認書の無効について、全学校への周知徹底はもとより、各市町村教育委員会において臨時の校長会の開催等、指導の徹底に努めること。

また、平成5年1月27日付回答書のような組合とのやりとりに関する文書を北海道教育委員会から市教育委員会等へ発出又は添付することは厳に慎むとともに、教育局や市町村教育委員会、学校等においても同様のことが行われることのないよう強く指導し、今回の事例のような不適正な教員の活用が二度と起こることのないよう、再発防止に努めること。

三つ。

市町村教育委員会に対して、指導主事による個別の学校訪問の計画的な実施を指導すること。その際、教育局の指導主事も学校訪問を行うなど、北海道教育委員会教育局と市町村教育委員会が一体となって取り組むこ

と。このような取組により、各学校における加配定数の活用状況を定期的に把握すること。

四つ。

今回の報告で明らかになった不適正な事例については、その責任の所在を明らかにするとともに、責任者、教育委員会職員や校長、教頭等に対する厳正な対応を行うこと。

以上でございます。

○議長（松田日出男） 日程第1「議案第1号ないし第57号及び報告第1号並びに請願、陳情及び調査」を一括議題とし、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、31番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 31番、佐々木政美議員。

（31番 佐々木政美議員登壇）（拍手）

○31番（佐々木政美議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

本市におけるティーム・ティーチングについては、北教組小樽市支部の執行委員中、授業を受け持つ16人のうち、何と14人までがT・T加配校に配置されている実態というが、これは明らかに労働軽減を意図したものであるのか。また、側聞するところでは、学校における人事は、校内人事委員会なる組織で決定され、それを校長が追認するなどの形で行われているというが、社会通念上、人事決定は管理者の権限において行われるべきである。万が一にも、そのような現状であるとなれば、極めて問題と言わざるを得ないがどうか。

平成5年度の制度開始以来、本年度までT・T加配により教職員が2名配置され、習熟度や進度に応じて通常の授業では成し得ない指導を行うという本来の制度目的を全く無視した取扱いが横行してきたのが実態である。指導的立場にある市教委は、長期にわたりチェックができなかったのはなぜか。また、各学校に対し、道教委と北教組間で締結した確認書が配布されたことは極めて重大な問題であり、このような混乱を招く可能性を予見できなかったのか。現在、道教委とともに調査を行っているが、しっかりとした検証を行うのは当然であり、結果が次次第、議会に対しても報告すべき義務があると思うがどうか。

市内小中学校における教職員の1週間当たりの授業受持ち時間数は、全国、全道の平均と比較して著しく増加しているのかどうか。T・T加配問題に関する報道では、あたかも教職員の削減が事態を引き起こしたとの論調も見られるが、このことは、決して小樽にだけ当てはまるものではなく、ましてや虚偽の申告を行ってもよいなどの理由とはなり得ない。市教委は、年度当初の計画で受持ち時間について確認しているというが、実態を把握すべく、至急、追跡調査を行うべきではないか。

北教組の執行委員である教職員の中には、授業の受持ち時間が極めて少ない者もあり、このことは、さきに本市において発覚した不正なティーム・ティーチング加配により組合活動の穴埋めが行われていたとの疑念さえ抱かざるを得ないものである。教職員の労働条件等については、道教委と北教組間で締結した協定書や学校現場での確認書がいまだ存在することが、正常な学校運営に支障を来し、さらには、市教委が学校に改善指導を行う際の障害にもなっていると言わざるを得ないがどうか。この問題は、とかく労使間の問題として語られがちだが、保護者や子どもを第一に考えれば、絶対に見過ごすことはできない。この際、全ての協定書、確認書の破棄を含めた根本的な見直しや改善、教職員の意識改革を推し進めることこそが、今、市教委に求められている責務と言えるのではないか。

TT加配の申請に当たっては、道教委が各学校からの申請文書を鉛筆書きさせていたことが報道されており、今回の問題に関する道教委の責任は極めて大きいと言わざるを得ないがどうか。また、保護者らが真に願っているのは、国の責任において進められるべき少人数学級そのものであり、文部科学省は、その効果を認めながらも、一向に導入に踏み込んでこない。今回の問題は、結果として、学校現場や市教委が振り回されたのみと思うがどうか。

TT加配については、教職員の定数改善の中で実施されてきた経緯があり、責任問題はあるといっても、時代背景を無視することはできないのではないかと。また、学校現場における子どもたちへの教育は、校長の恣意により行われるべきものではなく、当然に教職員の協議を中心として進められてきたものととらえたい。カリキュラム編成についても現場の意向を踏まえて努力してきたものと思うがどうか。

今年度の中学校卒業式による国旗掲揚、国歌斉唱の実施率は、昨年を大きく上回る結果であったというが、決して好ましいとは言いがたい事例も見られ、手放して評価できるものではない。学校現場で、万が一にも、教職員がみずからの偏った思想、信条を子どもたちに押しつけるなどといったことは絶対にあってはならず、このような事態は極めて問題ではないのか。思うに、公教育の理想像は、いかに子どもたちのレベルを高め、国際的に通用する人材を育成できるかであり、これはまさに市民の総意、願いでもあると考える。市教委は、一刻も早い教育現場の正常化、教育指導力の向上を目指し、不断の決意で事に当たっていくべきと思うがどうか。

学校週5日制に伴うゆとりの教育の実現や新学習指導要領に基づく総合的な学習の時間については、従来の教育施策の延長線上の観点からではなく、新たな取組が期待されている。こうした中、保護者からは、校長や教頭に対し、さまざまな質問、要望が投げかけられているところだが、実施を目前に控えた現時点にあって、いまだ納得のいく回答が得られないとの不安が噴出している状況である。市教委は、地域や学校任せという消極的な姿勢ではなく、主体性を発揮し一定の方向性を示すなど、校長が現場で保護者に対して十分な説明ができるよう積極的に指導を行うべきではないか。

校長が学校運営に関し、地域の方々や保護者の意見を求める学校評議員制度について、市教委は、小中それぞれ2校ずつをモデル校として、本年6月ごろを目途に実施していきたいというが、現状、その役割や効果をどのようにとらえているのか。4月から実施される新学習指導要領では、学校週5日制など、ゆとりがポイントでありながら、保護者の間では学力低下を危惧し、いまだ偏差値偏重ととれる声も耳にする。また、教育は本来的に地域、家庭、学校が一体となって取り組むべきもののだが、保護者の中にはそういった教育の原点を忘れ、学校任せととれる姿勢が見受けられる。こうした教育環境の中にあつて、評議員制度が教育行政の充実に資するよう、大いに期待を寄せるものであるがどうか。

放課後児童クラブの土曜開設については、これまで量徳小学校1校のみであったものに、新たに幸、桜、朝里の3校を加えて行くと聞くと、これらの選定に当たり、明確な判断基準はあるのかどうか。放課後の児童を安全を過ごさせるという観点に立てば、保育所同様、近隣にあることが必要であり、最上や高島などの父母からは早期の開設を待ち望む声が上がっている。また、平日の時間延長を望む声は依然として強く、新年度から30分延長して17時までとなるが、これが18時まで延長されれば、入会申込書に記載されている保護者帰宅時間の集計結果からもわかるとおり、8割もの子どもたちをカバーできる。さらには、本来的に、児童福祉法に規定される対象児童はおおむね10歳未満ということからすれば、4年生までの児童を対象とすべきであるが、本市では3年生までであり、それも定員に空きがなければ入れない状況にあるなど、放課後児童クラブを取り巻

く課題は山積している。市教委は、これら保護者からの声一つ一つに耳を傾け、事業のさらなる充実を図るべく努力してもらいたいがどうか。

市は、ブックスタート事業の新年度開始に向け計画策定作業を行っているが、その立上げに際しては、絵本児童文学研究センターの協力を仰ぐと聞く。同センターは、本市に事務所を置き、文化向上に多大に寄与する特定非営利活動法人であるが、小樽の文化・芸術面で活躍するこうした団体に対しては、運営面で積極的に支援していく必要があると思うがどうか。また、この事業に理解を示し、寄付をいただいた市民や企業等に対しても何らかの優遇措置を講ずるなど、一層、協力が得やすい方策を模索、検討できないものか。

平成10年に特定非営利活動促進法が制定され、本市においてもNPO法人設立の認証を受ける団体が徐々に増えてきている。近年の市民ニーズの多様化にきめ細かく対応するためには、行政の取組だけではなく、こうした団体の活動に期待されるところが非常に大きいと言えるのではないのか。

市教委は、本年4月からの総合体育館の月曜日開館に当たり、業務委託先として小樽体育協会を最適と考えているというが、他に委託を引き受けたいとの申入れがあった場合、それを排除できるのか。今後、市内にある他のスポーツ施設の管理運営においてもNPOに委託できるよう進めているという市教委の方針からすれば、やはりNPOを最優先に選定すべきと考えるがどうか。

本市の行政改革を進める中で、保育所、学校給食共同調理場などの個別業務については、民間委託を検討しているのかどうか。これら業務委託を行うには、配置転換対象者の職種変更などの意向調査に時間がかかるため難しいというが、専門職の色合いが強く、人事交流が少ない職場であることを考えれば、このままでは高齢化とともに人件費の高騰や業務処理量の減少による市民サービスの低下につながると懸念されるがどうか。さらに、年齢層が高くなるにつれて、職場変更への順応が困難になることが予想され、いずれ業務委託に踏み切るのであれば、柔軟に対応しやすい、できるだけ早い時期に移行していくべきと思うがどうか。また、こうした施設の改修を含めた予算立ての際には、長期的な展望に立ち、費用対効果を十分に踏まえた上で検討すべきと思うがどうか。

市は職員再任用制度の実施に向け、市内事業所の勤務実態調査を行ったというが、抽出件数が少ない上、短時間勤務者の実態を把握していないなど、まったくもって制度導入の可否を判断できる内容ではない。また、市の臨時職員募集に当たっては、数少ない採用枠に対して応募が殺到する現状であり、市内の深刻な失業実態がうかがいしれるが、これらからも、現段階で職員の再任用に踏み切ることについては、市職員のみが優遇されているとの感払拭できず、市民合意など到底得られるものではない。

市は、悪化の一途をたどる雇用環境にかんがみ、制度導入にあわせて、民間の環境整備についても緊急雇用対策会議の中で検討していく考えというが、市民が納得できるものが構築できるよう、鋭意努力していくべきではないか。また、苫小牧市では、失業対策の一環として、急きょ、側溝整備事業などを実施することにより積極的に雇用拡大に取り組んでいるというが、本市においても同様の施策を検討すべきと思うがどうか。

市は、地域における情報化を推進すべく、地域情報化計画策定に向け、懇話会を設置の上、検討に当たるといえるが、現状、構成メンバーや今後のスケジュールなどについて、どのように考えているのか。本気で情報化を目指すというからには、開催される懇話会での検討の途中経過は、随時、市民に向けて発信し、それに対して市民からの意見を取り入れるといった双方向のやり取りがぜひとも必要になると思うがどうか。

ひっ迫する財政状況の中、新年度予算については、13億円ほどの財源不足が見込まれるなど、近年にない圧縮予算となっているが、結果として、新年度予算編成方針と新年度予算との整合性は図られているのかどうか。

減債基金もあと3億円程度を残すのみとなり、歳入も大幅な落込みが進む一方で、広域によるごみ焼却場の建設や病院の統合新築などという市民ニーズは確実に高まりを見せている。今後の財政健全化への見通しや対策について、明確に提示すべき時期ではないのか。

また、昨今の厳しい経済情勢を背景に、公共事業も大幅に減少している。地元業者からは、公共事業の拡大は難しいとしても、せめて計画された事業は早期発注を心がけてほしいとの声が寄せられている。

今後、行政としても、年間を通してバランスの取れた発注に向け、鋭意検討すべきと思うがどうか。

市財政健全化計画の中で指摘されているとおり、本市の財政は危機的状況を呈し、平成15年度以降、多額の財源不足が予想されているところである。議会の場においても非常に厳しい見通しとの報告があったが、財源をどのように確保していくかといった具体策は一向に示されていない。平成14年度予算はかろうじて編成できたというが、翌年度に見込まれる40億円、50億円とも言われる不足分については、多少の事業精査などによりねん出できる額とは到底考えられない。昨今の景気動向からして、当面、市税収入の伸びは全く期待できず、現状、国による地方財政対策が地方切捨ての方針で行われている以上、市としては、不要不急と判断できる公共事業の取止めや先送りといった抜本的な見直し、英断が必要不可欠であると思うがどうか。

本市の火災現場における消防力は、国が示す基準の放水口4口を確保しているという。しかしながら、その実態は、消防全体で12名の職員不足を抱えており、初動における放水口は1口のみで、一斉に4口放水とはならないこと、2名配置の筒先担当が伝令時に1名となる際に、放水減圧をせざるを得ないことによる消火能力の低下や事故の危険性を内包していることなどからも、決して十分な消火体制とは言いがたい。このような状況にありながら、消防職員の新規採用はここ3年にわたり行われておらず、その上、市は、行政改革による署所の適正配置を行うとし、さらなる職員の削減を検討しているという。消防に課せられた市民の生命と財産を守るという責務を果たすために必要なのは何よりも現場職員の増員であり、職員の安全管理及び雇用対策としては、現状、若い職員の採用を検討すべきと思うがどうか。

本年1月末現在における高卒者の管内企業への就職率は36.3%と低く、極めて厳しい雇用情勢を反映した数字となっている。このような中であっても、雇用主とのいわゆる雇用のミスマッチは依然として存在しており、市は、これまでもその解消に向けてさまざまな施策を展開してきたというが、効果はどの程度あるのか。今後とも、若者の地元定着を図るべく、新規学卒者を採用した企業に対しては、市として何らかの助成を行うなどといった前向きな検討を行っていくべきと思うがどうか。

小樽観光コース選定事業「来ぶらり 100選」については、行政側が市民公募により新たな観光コースの提案を受けるものとして注目されており、大切な取組と評価するところだが、市としては、それらの提案を基に、魅力的なコースの実現に向けた調整作業をどのようなスケジュールで行っていく予定なのか。小樽観光の拠点が運河周辺や堺町方面であることは否定できないが、祝津や天狗山などといった市内各所に点在する優れた観光資源の有効活用を図ることにより、観光客の回遊性を高めていくことが肝要と言える。今後、小樽観光誘致促進協議会などの観光関連団体と連携を図りながら、地域ごとの要望や意見などを取り入れ、それぞれの特性を生かしたコースづくりを積極的に検討すべきと思うがどうか。

社団法人小樽物産協会の設立目的については、小樽の地場産品の販路拡大などを目的に紹介、宣伝、取引あっせんなどを行うというものであり、市は、その活動が本市の経済振興に果たすべき役割が大きく、公益的であるとの判断から、協会に対して補助金を支出している。先ごろ、協会が仲介する商品取引先企業が相次いで倒産し、会員との間で未払い代金の負担をめぐるトラブルが生じていると聞く。一義的には当事者同士の

話し合いによる解決が望ましいが、市が助成を行っている団体である以上は、問題を早期に解決できるよう積極的に協会への改善指導を行う責務があると思うがどうか。

いわゆる6大港を手始めに全国主要9港に広がった規制緩和の波が地方港にまで及ぶとなれば、本港においても、当然に市場の競争原理が働き、荷主業者からの要請による料金のダンピングが加速されるなどといった懸念がある。市は、こうした影響については、今後、他港の動向に注目し、港湾業界と協議の上、対策を講じていくというが、それでは遅過ぎるのではないか。長引く景気低迷の中、貨物の減少は全国的な情勢であり、本市に限ったことではないといった、最初からあきらめの態度であってはならないと思うがどうか。この状況下においても、積極的に打開策に取り組んでいる港もあり、こうしたところは、たとえ苦境に陥っても立ち直りが早いものである。本港においても、港湾としての明確な方針を打ち出すべきである。市としては、他港との競争に勝ち残っていくという積極的な姿勢により、港湾業界と一体となって進めるとともに、小樽港の存在価値を高めていく努力が早急に必要なことではないか。

本港のフェリーに関しては、特に休日明けに荷物の積残しが非常に多いとの苦情が寄せられ、一方で、苫小牧港で新規航路開設の動きが見られる中、市は、今後のフェリー業務をどう考え、対応していくつもりなのか。現在の1社で十分に対応でき、新規参入など必要ないともとれる市の見解であるが、そのような消極的な態度では現状維持すらままならなくなり、ひいては、機能分担をうたう石狩湾新港にフェリー航路まで奪われると危ぐされるがどうか。全国の主要港に見られるように、複数のフェリー会社が張り付き、企業間のサービス競争が日常的に行われる中で、利用しやすい港を目指していかなければ生き残りは難しいのではないか。市は、他港におけるサービスの状況やトラックなどの陸送運賃などを十分に調査研究の上で、競争力の向上が図られなければ、いくらポートセールスに取り組んだとしても徒労に終わる結果となると思うがどうか。

平成14年1月21日に発生した市営第22号上屋の落雪事故に係る損害賠償額が専決処分報告されているが、内容を聞く限り、果たして市の行為は正当であったと言い切れるのかどうか。市が加入する損害保険会社は、相手方にも2割の過失を認め、8割の賠償額しか支払わない決定をしたが、市は、事故現場への車両の立入り防止策が万全でなかったことや、被害者が駐車に至った事情などを勘案の上、残りの2割は市が負担することになったという。このこと自体、法的な根拠に乏しいものと思うがどうか。今回のような損害賠償額の決定については、住民訴訟の対象となりかねない重要な問題を内在している。市は、今後、同種の事故が発生した場合にも、あくまで全額賠償の方針を貫くというのであれば、その考え方を十分に保険会社に伝えた上で、保険金が高額支払となるよう事前に協議を行っておく必要があるのではないのか。

議案第43号小樽市福祉医療助成条例の一部を改正する条例案は、重度心身障害者、母子家庭等、母及び児童などの社会的弱者や乳幼児の医療費軽減を目的に創設された福祉医療制度に対し、新たに所得制限を持ち込む内容である。年々、母子家庭等は増加傾向にあり、母親などからの総合福祉センターにおける相談の中身を見ても、生活困窮の訴えが最も多く寄せられているのが現状である。こうした中、障害者インターナショナル世界会議、いわゆるDPIの札幌大会開催を控え、市の福祉後退につながるこういった措置は、まことに恥ずかしい限りである。たとえ道が所得制限を導入しているといっても、市は、積極的に制度維持に努めるべきであり、弱者切捨てなどという態度は直ちに改めるべきと思うがどうか。

身障者手帳の有無にかかわらず、介護保険の要介護認定者に対して、所得税、住民税の障害者控除が受けられるよう、独自の基準により認定書を発行する自治体が相次いでおり、長岡市の例によれば、要介護認定1及び2の者は障害者控除の、要介護3から5の者は特別障害者控除の対象者に認定しているという。市としては、

要介護認定と障害者控除とは直ちに連動するものではないというが、要介護者本人のみならず扶養者にとっても、税の控除や還付が家計に与えるメリットは非常に大きなものがあると言える。今後、市独自の認定基準を設定した上で、早急に認定書が発行できるよう積極的に検討していく必要があると思うがどうか。

新赤岩保育所の立地条件からすれば、保護者が車で園児を送り迎えする際には、赤岩横断道線から北山中学校の通学路である北山中学校下通線に沿って上っていく方法と、歩道などが未整備の赤岩道線を上り、北山中学校下通線に入っていく方法とのいずれかが主な通園路と推測される。市は、赤岩道線からのルートを通るよう指導していると言うが、強制力ではなく、ましてや、幸方面から来る保護者が、朝の忙しい時間帯にわざわざ遠回りするとも考えづらい。そうであれば、北山中学校下通線の交通量が増える結果となり、中学生が交通事故に巻き込まれる危険性が高まると懸念されるがどうか。このことは、住民の反対の声を知りながら、高島保育所の廃止を強行し、周辺の道路整備は後回しといった態度に問題があり、甚だ遺憾と思うがどうか。

銭函の北海道立小児総合保健センターについては、手稲の肢体不自由児療育センターとの統合新築の計画が持ち上がった平成12年当時から、道に対し、市長、議会をはじめ、市を挙げて存続に向けた要請活動を行ってきた。しかしながら、道の新年度予算には、既に札幌への移転を前提に基本設計費が計上されている。予算計上に先立って、道の幹部職員が本市を訪れ、事前説明を行ったと聞くと、どのような内容だったのか。平成15年度に実施設計、16年度の着工を経て、19年度には供用開始を予定しているというが、そうであるならば、存続活動は断念せざるを得ない時期に来たと判断すべきではないのか。結果的に道の言いなりとなり、住民の声は無視されたとの感はぬぐえないが、今後は、公的施設設置など、地域住民の理解に基づいた跡地利用について、鋭意、道と交渉に臨むべきと思うがどうか。

「男女共同参画プラン」策定に向けた基礎資料として、昨年11月に取りまとめられた「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」については、男女の平等意識や地域活動への参加状況などの実態を把握した内容であり、重要な取組と評価できる。しかしながら、調査期間が2週間程度と短いこともあり、結果としては36%と、非常に低い回収率であったというが、調査内容が難しかったことも要因であると言わざるを得ないがどうか。一方で、50歳以上の高齢層から7割近い回収率を示すなど、サンプルとした年齢構成に偏りがあったのではないのか。また、男女の平等意識に関する調査では、今もって、職場は言うに及ばず、社会通念上においてさえ男性の方が優遇されていると感じている30代の女性が7割以上を占める結果からして、若い世代のサンプル自体が少なかったのではとの懸念があり、評価にも影響が出てくると予想される。データ分析の結果が、今後のプラン策定に正確に反映されるよう、調査事項などにも十分留意した上で、前向きな行政施策の立案作業に取り組むべきと思うがどうか。

第二病院の入院患者の治療費等が、本人はもちろんのこと、家族も知らないうちに150万円を超える滞納額に達していた事実が判明した。患者の病状などから、本人が金銭を管理することは難しく、入院時に届け出た身元保証人に支払が一任されていたというが、この者に対する督促が正規の事務処理にのっとって行われていたかどうかは、今となっては極めて疑わしい。また、治療費等を督促するに当たっては、小樽病院のホストコンピュータからのデータに基づき手書き処理をしているというが、この過程での人為的なミスや、そのシステム自体に問題があったのではないかという懸念も払しょくできない。市の信用にかかわる問題であり、このような事例を再び繰り返してはならない。今後、適正に事務処理が執行されるよう、早急に対策を講じていくことが市立病院に求められると思うがどうか。

現在、市内の民間病院では、院外処方が主流となっており、市民からは、多少費用がかかっても十分な服薬

指導を受けたいとの声が聞かれる。多くの課題があることは理解するところだが、市立病院においても前向きに院外処方を検討してほしいがどうか。

結核診査協議会については、原則として、月2回以上の開催が条例で定められているが、今定例会において市立小樽病院の結核病棟に関する件が論議されて以降、開催した経緯はあるのかどうか。小樽病院に関しては、単に医療法第25条の規定に基づく立入検査結果のみを報告したと聞くと、内容はどのようなものであったのか。保健所は、小樽病院に対し改善を求めたというが、詳細は機密事項のため明かせないとの態度である。まさに議会で問題となっている事項であり、速やかに開示すべきと思うがどうか。

市内の給水不可能な区域において井戸水を飲用として使用する世帯は54件というが、井戸の水質検査の結果、硝酸や亜硝酸窒素などの発がん性物質の濃度が国の環境基準を超えているのはそのうちの2カ所であるという。果たして、将来的にも給水が見込まれない地域の住民が、これらの物質を中和する方法はあるのかどうか。市は安全確保のために水源を変えるのが最善と言うが、費用がつかまとう問題でもある。市民の生命にかかわることであり、まずは地域住民に危険であることを十分に周知させるとともに、早急に何らかの方法を講じていくよう前向きな検討を行うべきと思うがどうか。

平成11年度に策定した北後志ごみ処理広域化基本計画では、1日のごみの焼却処理能力を252トンと設定しているが、現状、ごみ量は減少している。このような中で、焼却炉の規模が当初計画と大きく変更になることも予想されるが、市が地域振興策として桃内町内会に提示した余熱利用や地域雇用といった問題は、現在のところ、どのようになると考えているのか。今後、本市をはじめ、他の5町村においても広域連合に関するさまざまな議決が当然に必要となると思うが、市としては、これからのスケジュールについて早期に見通しを立てるとともに、地元住民に対して十分な説明を行うことが重要である。併せて、議会にも、随時、報告していく態度が不可欠であると思うがどうか。

昨今の本市におけるごみ行政については、従来の焼却中心の考え方ではなく、市民の協力のもと、積極的に分別、リサイクルの取組を推進してきたというのが実態である。しかしながら、リサイクル先進国と呼ばれ、我が国も手本としてきたドイツにおいては、塩化ビニールや廃プラスチックなどを新たに燃料としてとらえる中で、一括して焼却し、発電に利用するといった処理へと転換が図られている。このことは、最新の焼却炉はダイオキシンの発生がほとんどなく、逆に、リサイクルを行う方が環境に対する負荷が大きいとの判断によるものと思われるが、このことについてどうとらえているのか。今後、焼却処理施設については、6市町村による広域連合において最も適した処理方式や機種の選定作業が行われていくということだが、一たび決定したら変更はできないといった頑なな態度ではなく、そのときどきの情勢の変化に合わせて柔軟に対応していく姿勢が肝要と思うがどうか。

市営オタモイ団地の再生計画については、これまで議会に対し、A団地から着手するとの説明がなされてきた。しかしながら、1月に開催された住宅行政審議会では、突如として、A、B両団地を集約の上、B団地側から着手するとの方針が示された。さらには、3階建て4棟から5階建て2棟、150戸から105戸と大幅に予定を下方修正する内容である。そうであれば、都市計画上の用途区域の見直しが必要と思うが、議論すべき都市計画審議会は、いまだ開催されていない。これでは、行政がとるべき手続を全く無視していると言わざるを得ないがどうか。また、C団地の用途廃止については、平成28年度の予定でありながら、入居者に対し、平成14年度中の勝納住宅等への移転を促している。これは、A、B団地の入居者の仮住いのために15年も先の用途廃止に係る入居者を移転させる事態となり、ましてや、再生計画の戸数が大幅に減少する結果となれば、入居

者らが現地に帰りたくても戻れないと危くするのは当然である。これらのことは、入居者にとって大きな不安となることはもとより、まずもって、議会軽視の態度と言わざるを得ないがどうか。市は早急に入居者に対する十分な説明を行うとともに、個々の事情を十分しん酌、考慮した対応に心がけることは言うまでもなく、その上で建替計画を進めてほしいがどうか。

今冬は、例年にない暖冬であったため、現時点での降雪量はおよそ3メートル50センチ程度と少なく、除雪費の執行状況も当初予算額の76%程度にすぎないと聞く。市としては、今後、これ以上の降雪がないと仮定した場合には、委託先のJVとの契約見直しや不用額の取扱いについてどのように考えているのか。委託契約金額は、あくまで過去10年の平均降雪量5メートル60センチを基本に算定したというが、今冬の降雪量がその80%までに達しておらず、減額要素を含んだ見直しを見込んでいるが、当初、想定もしなかった降雨に伴う作業などもあるため、増額要素の取扱いも含めて総合的な検討が必要とのことである。また、不用額については、道路に散布した砂の回収作業や、冬期通行止め箇所の早期開通などに充てたいとの考えというが、予期せぬ気象条件であったにせよ、新たな除雪体制については期待していた効果があったと判断できるのかどうか。

昨年11月中旬、夏場の観光・行楽時期や、通勤時間帯の混雑解消を目的に、市道豊井道線の供用開始がなされている。しかしながら、供用開始後、間もなく、急勾配であることや、待避場所が確保できないこと、そして吹き抜ける風によって路面が凍結しやすいことなどを理由に、冬期間の車両全面通行禁止措置がとられた。市としては、滑りやすい路面での効果的な交通事故防止策は難しいとの理由から、次年度以降も通年開通の見通しは持っておらず、また、一方通行の措置も講じられないというのであれば、そもそも道路の設計そのものに問題があったと言わざるを得ないがどうか。この道路に寄せる住民の期待は非常に大きいものであり、市は、通年全面開通を必ずや実現するといった強い気概で鋭意努力する責務があると思うがどうか。

市道長橋線の拡幅については、それと同時に敷設されたロードヒーティングの実現とともに、市民にとって喜ばしい限りである。しかしながら、当初計画の2カ所のバス停設置については、必要な整備が完了したものの、1カ所で地域住民の反対に遭い、結果として変更を余儀なくされている。反対の理由は、地域住民がバス停予定地付近から続く私道の除排雪作業を行う際に、それ自体が障害になるからとのことである。市は、計画どおりバス停設置が実現できるよう、その周辺を含めた除排雪の在り方やごみステーションの位置について積極的に対策を検討すべきではないか。

車道にある下水道のマンホール付近において、冬期間の外気との温度差によって道路の陥没や段差が生じており、重大な交通事故につながるおそれがあり、非常に危険との指摘がある。市は、これらの解消に向け、道路パトロール等でどのような対応を行っているのか。作業に当たっては、迅速さが求められ、また、マンホールの重量などから見て危険を伴うため、それらに係る業務を改めて検証するとともに、十分な人員配置を行う中で、効率よい体制づくりに努める必要があると思うがどうか。

市が作成するものには、都市計画現況図、道路路線図、上下水道管路図など、地図にかかわる業務が多いが、情報化推進の一環として、地理情報システムである、いわゆるGISの導入は考えているのかどうか。庁内的な議論が必要であり、先の話になるというが、事務の効率化を早期に実現するためにも、単に議論を待つという姿勢ではなく、並行してデジタル化を進める中で、各部においても利活用に向けた検討を鋭意行っていくべきと思うがどうか。

放置されたままの空き家については、不審火の発生や冬期間における落雪の危険性など、現状、問題と言わざるを得ない状況であり、青少年の非行の温床であるとも指摘されている。また、荒れ放題の空き家もあるた

め、周辺の住環境が著しく阻害されているとの苦情の声も多く聞かれる。今後、市としては、町内会や地域住民の協力を得ながら、早急に通報・連絡体制を確立の上、事故防止を図るべく措置を講じていく必要があると思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号、第43号、第44号につきましては、新谷、北野両委員から修正案が提出されましたが、採決の結果、修正案は、賛成少数により否決、原案は、賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、議案第34号、第49号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、議案第2号ないし第5号、第7号ないし第13号、第16号ないし第20号、第23号、第27号、第31号、第32号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告は承認と、それぞれ全会一致により、決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 次に、議案第1号、第43号及び第44号に対し、中島議員外5名からそれぞれ修正案が提出されておりますので、一括、提出者から趣旨の説明を求めます。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 11番、新谷とし議員。

（11番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○11番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、議案第1号、第43号及び第44号に対する修正案提案の趣旨説明を行います。

小泉内閣による不良債権の強行処理やリストラ応援策で、倒産と失業が激増し、景気は回復するどころかますます冷え込み、そのために不良債権は逆に増加するという経済の悪循環が深まり、日本経済を泥沼の危機に陥れております。

北海道の完全失業率は5.9%、異常な雇用悪化で職業安定所には人があふれる状態です。さらに、小泉内閣は、医療費の改悪で高齢者には度重なる負担を押しつけ、重度心身障害者や母子家庭への医療費の所得制限を導入するなど、まさに国民にとっては痛みのみ強いられる実態にあります。

こうした悪政から、地方自治の役割である福祉を増進させると同時に、厳しい雇用情勢から雇用拡大を図り、子育ても老後も安心できる市政に転換するため、我が党は、市長提案の一般会計予算に修正を加えました。

介護保険料の満額徴収で高齢者の生活を圧迫しているが、市の低所得者負担軽減は第1、第2段階、計320人のみしか該当しておりません。利用料についても、第1、第2段階のヘルパーサービスに限られ、低所得者対策にはほど遠いものです。安心できる介護保険制度にするため、第1号被保険者の保険料、利用料とも、第1段階は10分の10、第2段階10分の5、第3段階10分の3の助成をします。第2号被保険者に対しては、国民健康保険料に上乗せられる介護保険料の2分の1を助成します。老人医療費は、入院給食費を含む自己負担分の4分の1を助成。水道料、下水道使用料金は、市の制度に4分の1の助成を上乗せし、所得制限は、当然、導入しません。少子化対策として、乳幼児医療費の助成は、所得制限をやめて、10月からの助成を4月から行います。市の保育施策の補完的役割を果たしている認可外保育所には100万円ずつ助成をします。国の重度心身障害者や母子家庭への医療費の所得制限分の助成をいたします。中小・零細企業及び生活弱者への市の直営

しの実施、小中学生バス通学助成は通年助成にいたします。雇用対策としては、高校生の臨時雇用を20人増員し、消防職員を国の基準とするため年次計画で増員します。小学校1年生の35人学級を実施し、市単独で2名の教員を新採用する。

こういう施策を行う一方、過大、二重投資の石狩湾新港管理組合負担金を削減、マイカルのための小樽港縦幹線整備事業、中央通地区の土地区画整理事業など、不要不急の公共事業を削減。土地開発公社が抱えている保有地のうち、目的がなくなった一部を処分し、石狩開発、マリンウェーブ小樽などの有価証券売却をするなどして財源を生み出し、不足する財源 1,243万 6,000円は減債基金を取り崩して措置します。

こうした修正により、原案に対し、民生費は 6.3%増、10億 5,754万円、教育費0.39%増、 1,373万円、職員給与費 0.2%増、 2,554万円増額となります。また、市の借金である市債は、4億 2,600万円、約 9.1%減額することができます。修正案は、市民の暮らし、福祉、教育を守りながら市の借金を減らすことができ、市財政再建の第一歩となるものと考えます。

皆さんの賛成をお願いして、提案説明を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、修正案を含め、一括討論に入ります。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

(24番 北野義紀議員登壇)(拍手)

○24番(北野義紀議員) 日本共産党を代表し、委員長報告に反対し、我が党提案の議案第1号、第43号、第44号に関する修正案に賛成、原案反対、議案第2号ないし第5号、第7号ないし第13号、第16号ないし第20号、第23号、第27号、第31号、第32号に反対、議案第34号、第49号については棄権の討論を行います。

なお、採決に当たっては、棄権の場合、自席にて棄権の態度とさせていただきます。

まず、新年度予算についてです。

厳しい財政の中で、市民要望にこたえ、ふれあいパスの現行どおりの継続。小樽商工信用組合の破たんに伴う緊急経営安定資金の継続と、1年限りではありますが、対象者と限度額の拡大。介護保険では、ヘルパー利用料減免枠を社会福祉協議会と民間事業所利用者に拡大したこと。乳幼児医療助成を道に右倣えで所得制限を導入し、対象者の真の願いを十分反映はしていませんが、通院3歳を4歳に拡大しました。また、人工透析患者へ福祉ハイヤー支給枚数の拡大。2カ所とはいえ、延長保育の拡大。給食用食器を強化磁器に変えることなどは評価しています。

しかし、マイカルの破たんで行き不透明にもかかわらず、これ以上、マイカルにはお金を投入しないという市長答弁とは裏腹に、マイカル道路だけは建設する。石狩湾新港は、開業以来、負担金などの持出しと関連地域からの市税収入の差引きで約30億円からの持出しになっており、市財政を圧迫しているにもかかわらず、依然として新港管理組合負担金4億 6,840万円も持ち出しています。これらは、小樽市の財政の現状を直視すれば、本当に中止しなければならないむだな公共事業であることが明らかになりつつあります。

本市財政の厳しい現状は、何よりも市税収入の落込みと交付税の伸び悩みが大きな要因です。理事者は、交付税にかわる新たな臨時財政対策債などは、償還に当たって元利が100%見られるから交付税と同じだと説明してきましたが、導入2年目にして早くも交付税措置の見直しでその根拠が揺らぎ始めています。

国の財政も、自民党の悪政で税収が伸び悩み、地方財政計画で不足する財源補てん措置を決める地方財政対策では、全額交付税など、国の責任で措置しなければなりません、これが困難だと言って、本来国が負担す

べきものを、その一部を地方の借金として財源対策債に振りかえられ、また、交付税と同じだとしての臨時財政対策債は、本市の新年度では昨年の2.3倍、15億500万円、普通交付税は昨年より6億2,100万円減って156億4,000万円ですが、臨時財政対策債はその1割に達しようとしています。

今議会で財政健全化計画の今後の収支試算が示されましたが、それによると、財源不足は、平成14年度は2定まで見込んで14億5,000万円、ところが、15年度以降は深刻です。15年度45億円、16年度49億円、17年度55億円です。市長も、これは一大事だと、この2月、財政健全化緊急対策会議を設置し、これまで以上に組織・機構の見直し、給与、手当の見直しなどに取り組むということですが、これだけでは到底間に合いませんから、公共事業の厳選も行うと言っています。さきに指摘した公共事業を、この際、思い切って削減しないと、小樽市の財政は立ち行かなくなるところまで来ている、これが予算特別委員会で明らかにされた財政上の重大な問題です。

この厳しい財政の現状の中で、我が党の予算修正案は、先ほど詳しく説明したように、むだな公共事業を削減し、市債を4億2,600万円、9%も減らし、なおかつ、市民の暮らし、お年寄りの命、教育を守りながら小樽市財政の立直しに踏み出すことができる内容となっています。

ぜひとも考え直して修正案に賛成していただきますよう、改めてお願いするものです。

次は、まちづくりにかかわることで、議会や都市計画審議会をないがしろにして、オタモイ団地建替計画を勝手に変更し、住民に決まったかのように説明し、入居者に不安を与えている問題です。

これまで議会に説明していたオタモイ地区A団地、B団地の建替は、3階建て4棟で150戸でしたが、議会に何の断りもなく勝手に変更し、戸数を45戸も削減し、また、用途地域の変更をしなければならないにもかかわらず、都市計画審議会には一切報告しないで、入居者には、さも決定したかのように説明しています。しかも、この建替に伴う仮住居の提供先とされたC団地の現入居者には、他地区への移転まで強要しています。その結果、勝納団地への一般入居者の枠が狭められるのではないかと心配されます。市民や入居者を無視したこうしたやり方は、到底、認められるものではありません。

次は、議案第34号、第49号、市職員の再任用についてです。

我が党は、最終的に60歳で退職し、65歳にならなければ1円の年金も出ないような年金の改悪を行ったことが、そもそもの間違いであることを改めて指摘しておきます。

したがって、地方公務員も、憲法で保障された生きる権利として、この間の生活が保障されなければならないことは当然の権利であって、我が党は、この点では確固とした立場を表明いたしております。

この点に関しても、昨年の9月議会では、再任用のいわば基本条例には賛成しました。同時に、このとき、細部にわたる条例の提案に当たっては、広く市民の合意を得られるようにさまざまな努力をすべきであることを指摘し、要望しておきました。また、そのとき、議会では、賛成した会派からも附帯決議が付けられていたではありませんか。

これらがどうなったか。まず、民間の退職者の再雇用の状況はどうなっているでしょうか。

再任用の議案提案に当たって、民間の現状を把握し、市職員の再任用とも言うべき国のさまざまな再雇用制度の活用状況が民間ではどうなっているか。民間の事業所がこれらの制度を承知しているのか。また、この制度の活用を広く呼びかけるなど、市職員との格差が生じないように努力すべきことを要求してきました。

ところが、議案に関連して調査した民間事業所の対象者数は、わずかに600社です。その中で、回答のあった事業所中、再雇用を実施しているのはわずか79社にすぎません。市内の民間事業所数は7,722社です。これ

に対して、調査対象は0.7%、実施率に当たっては0.01%にすぎません。これで、どうして民間の現状をつかんだと言えるでしょうか。

百歩譲ってみても、調査対象600社に対して、再雇用を何らかの形で実施している事業所の割合は1.3%にすぎません。これらの事実、民間との格差があまりにも大きく、市民から再任用制度実施についての多くの批判が出てくる根拠となっています。

また、新卒者の就職状況はどうなっているか。この点に関しては、我が党の中島議員の一般質問で詳しく明らかにしておきました。市職員19人採用するのに690人以上の応募があった。我が党は、市職員の方々の意見も聞きました。若い人の就職先がない、こういうときに、自分たちの再就職が若い人の就職の妨げになることについていかがかと胸を痛めておられました。

再任用の採用に当たって、民間の市民にも門戸を開放したらどうかとの要望に対しては、市としても一定の人を採用しているからということで、民間の人の採用に門戸を閉ざしたままです。本来、再任用の人数を職員定数にカウントしてはならないのに、この原則からも逸脱をしており、今回の議案について棄権の態度をとらざるを得ません。

最後に、予算特別委員会でも質疑が交わされ、本日の本会議冒頭で教育長からチーム・ティーチングの教員追加を目的外に配置していた問題で、昨日、道教委に対しての文部科学省の指導内容が明らかにされました。文部科学省は、小樽市に対する新年度のTT加配を認めないとのことでした。

なぜ小樽だけなのか。既に小樽以外でも同様な事業が行われている地域があるにもかかわらず、納得がいきません。

1993年から始まったTT加配に関し、道教委と北教組本部の間で交わされたいわゆる確認書が、市町村の教育委員会はもとより、各学校にも届けられ、これに基づく加配教員の配置が行われました。質疑の中で明らかになったように、文部科学省が目的外配置と指摘している問題では、小樽の各学校での授業の実態は、道教委と北教組本部で交わされた確認書の範囲内のことでした。しかも、この授業が子どもたちにとって役立つものであったことは、市教委も学校側も一致して認めています。

これを、逸脱だ、誤りだと言うのであれば、拡大解釈の原因をつくった道教委そのものが責任を負わなければなりません。何よりも、道教委は、この3月1日になって、小中学校の少人数指導にかかわる定数加配の適正な活用についてという通知を出し、93年のいわゆる確認書は、少人数指導の加配に当たって何ら効力を有するものではないとみずからの誤りを是正せざるを得なかったことでも、責任の所在は明白であります。加配教員の目的外運用が2月27日付のマスコミで表に出たために、あわてて通知を出したことは、この間の経過からも明らかであります。

しかも、2000年、平成12年11月には、翌年度から始まる第7次教員配置計画に合わせて加配の授業内容が変更することに伴い、道教委は、改めて実施計画の提出を求めましたが、この通知と一緒に、93年のときの確認書が今でも有効であることを再度徹底するため、北教組との合意文書を添付し、各市町村教育委員会が各学校に徹底することを求めているではありませんか。直前まで道教委はこういう態度をとっていたのです。

ところが、驚くべきことに、道教委は、小樽の実態を調査した文部科学省への報告で、小樽の一部の校長が確認書をさらに拡大解釈したことが誤りの原因だと、あくまでも小樽の学校現場の校長に責任を押しかぶせようとしています。

そうであれば、小樽での授業が確認書の範囲を逸脱しているかどうかを道教委は明らかにする必要があります。

す。これもやらずに、ただ、校長にだけ責任を押しつけようというのは、卑劣なやり方であることは言うまでもありません。

もう一つの問題は、文部科学省への虚偽報告の問題です。教育に携わる者が、事もあるに、文部科学省への事後報告書に事実と反することを記入していたことは許される行為ではありません。なぜこういうことが起きたのか。原因は明白です。

文部科学省への少人数学習に関する報告書すべてが、道教委へ提出するときに、各学校に鉛筆書きが義務づけられ、後志教育局で改ざんされていたことは明白な事実であります。なぜ道教委がこんなことをやったのか。これは、93年の北教組との確認書が、文部省の指導方法の改善に伴う教職員の配置の基本的考え方に反することを道教委自身が承知していたからではありませんか。

学校現場の方は、この時点で、いくら道教委の指導であろうとも、事実と反することは記入すべきでなかったことは言うまでもありません。だから、現場の学校に責任があると言うのであれば、この限りではそうでしょう。また、このことを承知していた市教委にも責任の一端があることは明らかであります。

しかし、言葉は少しきついですが、わかりやすく表現すれば、主犯は道教委、共犯が学校現場、見て見ぬふりをしていたのが市教委という構図になります。道教委が8年間も鉛筆書きの原稿に手を加え、校長も知らないうちにさっさと文部省に虚偽報告をしていたこの責任は免れるものではありません。

学校現場を処分する話を取りざたされていますが、指摘した事実と照らせば、主犯が共犯者を処分する、その処分を内申するのが市教委ということでは、これは主客転倒であって、民主主義の世の中で多くの関係者や市民の納得を得られるものではありません。

この問題解決のためには、加配教員の運用の実態がどうであったのか、いわゆる確認書の範囲で行われていたのか、全道的調査を行い、学校現場の実情は、加配教員を目的外に運用せざるを得ないほど教員の増員を必要としている実態を、この際、道民の前に明らかにすることが必要です。また、少人数学級実現の必要性を改めて明らかにして、正面からこのことを求めていくことが望まれているのではないのでしょうか。

小樽市議会でも、満場一致で決議されているように、30人以下学級の実現に向けての正しいやり方であると、改めて我が党の見解を明らかにし、討論を終わります。(拍手)

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 23番、武井義恵議員。

(23番 武井義恵議員登壇)(拍手)

○23番(武井義恵議員) 民主党・市民連合を代表し、委員長報告に賛成、共産党提案の議案第1号修正案、議案第43号修正案及び議案第44号修正案についての反対討論を行います。

まず、本議会での予算特別委員会に付託されました市長提案の全議案を見渡すときに、各会派の代表質問でも異口同音で述べておられましたように、大変厳しい小樽市の財政状況の中での予算案である認識が示されました。内容については、代表質問でも私は触れましたが、全会計約76億円余に及ぶ超緊縮予算案となっておりますが、厳しければ厳しいなりに、知恵を出し合った苦労の見える予算案となっております。

市長は、平成14年度の予算案編成に当たって、厳しい財政状況の中、事務事業の徹底した見直しや新規事業の厳選、さらには、まちづくりの事業資金基金の活用などで収支の均衡を図り、市民と約束した公約と21世紀プランの着実な推進を基本として、緊急度や優先度、さらには必要性などを見極めて、特に市民要望の強い事業を念頭に置きながら予算計上に努力したと述べておられます。

このような市長の視点に立って、市長提案の予算案をひもといてまいりますと、少子高齢化が進む本市にふさわしいふれあいパスの継続など、また、市制80周年記念に当たります今年であります、この事業といたしまして、被爆体験を語る講演会をはじめとする13事業を盛り込み、中小企業にも約29億円余の振興費など、優しい予算案となっており、予算編成に当たってのご労苦の跡がにじんでおり、努力された各理事者に敬意を表しながら、賛成いたします。

また、報告第1号は、緊急地域雇用対策事業であり、現在の雇用情勢の中であって、まことに当を得た専決処分であり、与野党全会派が承認したすばらしいものであります。この報告に対する所見は、市長提案の全議案にも言い得ているものと確信するものであります。

次に、共産党提案の修正案3議案についての考え方を申し上げます。

同修正案を見ると、民生費などに一部うなずける内容もありますが、歳入面で、財団法人北海道健康づくり財団出捐金や工事進行中の事業の土木費の削減なども見込まれており、まことに残念ながら、賛成いたしかねることを申し上げたいと存じます。

次に、予算特別委員会を通じてのご意見を申し上げたいと思います。

保健所についてであります、議案第16号に関連して、小樽市立病院の6階1病棟、いわゆる結核病棟の患者対策としての施設改善や外来者との接触対策についての調査を含めた私の質問に対し、病院に改善を通告した文書は秘密事項であり、公表できないとの答弁に終始いたしました、納得できません。

したがって、時間の関係もありましたので、助役に考え方をただし、今後の内部調整を要望したところであります。保健所におかれましては、内容をしかと受け止められて、対応方を要望し、討論いたします。(拍手)

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 8番、斉藤裕敬議員。

(8番 斉藤裕敬議員登壇)(拍手)

○8番(斉藤裕敬議員) 市民クラブを代表し、議案第34号小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案並びに議案第49号に反対の討論をいたします。

私たち市民クラブは、この条例の基になる再任用そのものに当初から反対しておりました。時間給に割り返したら、1時間何と2,200円、時給2,200円にも及ぶ高金額、こういうものは、到底、今の小樽の現状とかい離している、こういう例も挙げてははっきりと反対させていただいた、こういう経緯がございます。

昨今、日本の雇用情勢は危機的な状況にあると言っても過言ではありません。とりわけ小樽市においては、小樽商工信用組合の破たんやマイカル会社更生法手続など、重大かつ深刻な状況であります。事、マイカル問題では、今年8月をもって小樽ビブレが閉鎖されることが先日の市街地活性化特別委員会でも明らかになったばかりであります。小樽のハローワークが発表した今年1月の月間有効求人倍率は0.29倍と、目を覆いたくなるばかりで、市民には不安の声がますます広がっております。何十年も勤め上げた会社をリストラされたあけく、退職金もスズメの涙ほど、これは、もはや珍しい話ではありません。このように、民間が血のにじむ思いでいる中であって、市職員だけが優遇されているとも映る再任用は、市民の理解を到底得られるものではありません。

私たち市民クラブは、市民生活、小樽経済が落ち着きを取り戻すまで、再任用そのものを凍結すべきとして、一貫して反対の立場をとってまいりましたので、今回の議案についても当然反対させていただきます。

年金制度の問題とも相まって、60代前半をどう生きるか、新たな雇用に対する考え方や発想が必要である、こういった議論も十分承知しているつもりであります。しかしまた、そうであるならば、市職員のみを限定して再任用するとしたものではなく、適正な労働単価、労働条件により、一般市民に対しても広く雇用の門戸を開き、官民一体となってこの厳しい経済危機、経済状況を打開していく姿勢が必要であると主張するものであります。

TT加配問題に対する教育長報告について、これまで指摘させていただいた議論の経緯もありますので、ここで意見を述べさせていただきます。

道教委は、文部科学省への少人数指導の実施状況調査報告書を提出したそうであります。ただいまの教育長のご発言は、これを受けての指導の要旨、要約でありましょう。国庫負担金の減額、平成14年度申請は措置しないといった厳しい指導は、この問題の重大さを物語っているのです。

道の報告書にかかわり、3月21日、道新の報道では、追加配置制度について、北教組への回答文書を小樽市教委が各校に配り、これを読んだ一部校長が弾力的運用が可能と拡大解釈した、こうあります。まるで、これでは市教委が軽率で道教委の言いなりになって、配慮に欠けており、校長も判断が甘かった、こういった印象を強く示すものであります。市教委と道教委による今回の事態、こういった構図に映るのであります。

しかし、文部科学省に提出した道教委の報告書の中、つまり、校長が拡大解釈したのだといった文言の続きに、こうあります。定数加配は管理運営事項であり、職員、これは括弧して「学校分会の」と書いてありますけれども、学校分会の意見に左右されるべきものではないが、その後、その後というのは、TT加配を計画し、申請した後、職員との話合いの中で強い要望があったことから、計画とは異なる形で実施するという判断に至ったと。仕方がなかったのだと。やろうと思ったけれども、現場の分会の反対に遭って、当初の計画から逸脱した実態にせざるを得なかったのだ、こういった認識を示した校長が相当数見られた、こう報告書にもあるわけです。今回の問題は、校長、市教委のみが責任者だと。また、今ご指摘がありました道教委が悪かったのだと。この構図だけではなく、教職員組合も含めたすべての関係者、この方たちが、この関係者が、構造的に不正受給にかかわったのは明らかであります。それぞれの立場で責任の所在を明らかにしていくべきであります。

他会派の意見にもありましたけれども、全道的に広がりを見せるのではないかという指摘、これもごもっともだと思います。しかし、これは、道議会の場で精力的に解明を続けていただく、こういうことになるかと思えます。

私たち小樽市議会としては、少なくとも小樽の学校現場で何が起きていたのか、どんな力関係が働いていたのか、それは正しかったのか、こういったことを双方の意見を聴しながら判断していくのが我々議会の責務であらうと考えております。

1週間に持ち時間が3時間、授業の持ち時間が3時間という学校がありました。これは道による報告書の中に載っております。1週間に3時間だけ授業をしていて、その後は校外補導巡視に当たった、毎日外に出ている、こういう記述があり、私はびっくりしました。学校の教員の方が毎日、毎日外に出て生徒指導に当たったのだと、こんなことも本当にそうなのかということを見極めていかなければならない。

また、道教委の責任という問題については、道教委や後志教育局が学校訪問をしていなかったですと。学校訪問をしていなかったことが、実施状況の確認をできず、このような事態に至った、こういった趣旨の記述もあります。

いずれにしても、私たちは、この報告でTT加配問題を終結することではなくて、今はやりの教育が伏魔殿

にならないように真剣に調査し、これからその真実を明らかにしていきたいと思います。

以上、討論といたします。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、これより順次、採決をいたします。

それでは、まず、議案第1号に対する修正案、議案第43号に対する修正案、議案第44号に対する修正案について、一括採決いたします。

これら修正案を可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立少数。

よって、修正案はいずれも否決されました。

次に、議案第1号、第43号、第44号の原案について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、議案第1号、第43号、第44号は、いずれも可決されました。

次に、議案第34号、第49号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第2号ないし第5号、第7号ないし第13号、第16号ないし第20号、第23号、第27号、第31号、第32号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、35番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 35番、佐野治男議員。

(35番 佐野治男議員登壇)(拍手)

○35番(佐野治男議員) 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は次のとおりであります。

陳情第71号「小樽市における非核三原則の実施と平和行政の推進に関する条例」制定方については、条例案の第3条第3項で、核兵器を搭載していないことを証明する書面の提出がない艦船に対し、港湾施設使用を認

めないことをうたっている。たとえ、入港は外交関係に基づく国の専権事項であったとしても、市長が港湾管理者として行う港湾施設の使用許可は別物であることを示唆するものではないのか。そもそも、いわゆる日米地位協定に規定される区域及び施設とは、国内に存在する米軍基地を指すものであり、一方、民間港については緊急避難的な入港であれば拒めないと規定されるのみであり、地位協定があるから仕方がないといった姿勢は極めて問題と言わざるを得ないがどうか。

これまで、インディペンデンスやキティホークなどの空母を含む米軍艦船入港時の入港料、係船料などについては防衛施設庁から支払われているが、これは市が直接米軍から受け取れないことを意味し、裏を返せば、米軍が地位協定を盾に直接的に自治体を拘束できるものではないことの証明である。キティホーク入港時、市長が随伴艦ビンセンスに港湾施設使用を認めなかったことに対する外務省担当者の見解は、正当な理由があれば国は関知できる問題ではないことを確認している。また、米国公文書館で公開されている地位協定締結当時の機密文書によれば、事前協議とは、日本に核貯蔵施設を建設する場合や長期にわたり保管する場合に限って行われるもので、核を搭載した艦船や航空機が我が国の港や飛行場を使用する際に、その都度、確認するものではないことが明らかとなった。このことからすれば、外務省の事前協議がないから核は搭載していないとの主張は全般的な外れであり、それをうのみにして自治体が港湾施設の使用を認めることはできないのではないのか。

現在、神戸港で行われている、非核証明書の提出のない外国艦船は入港させないとの措置、いわゆる非核神戸方式について、当時の中曽根首相からは、自治体の考えを容認する発言があることから、本市としても、すべての外国艦船に対し非核証明書を提出させるべく、核兵器廃絶平和都市宣言の名に恥じない実効性のある条例制定を行うべきと思うがどうか。

本市は、1982年、核兵器廃絶平和都市宣言を行い、自治体として、国是である非核三原則の立場に立つことを明確に表明してきており、このことから、陳情が求める平和を願う趣旨については、大いに賛同するものである。しかしながら、外国艦船を保有する国に対し、入港に際して非核証明書の提出を義務づけることは、諸外国との関係を考慮すれば、まさに外交そのものであり、国の専権事項と言わざるを得ないがどうか。

市は、昭和57年に核兵器廃絶平和都市宣言を行って以来、各種の平和意識啓発活動を展開してきているというが、市民参加での実施が何より重要と思うがどうか。これまでの事業で主なものは何か。市内各所に設置された宣言塔も活動の一環と言うが、駅前に立つものは、古く、目立たないとの声が多い。ばるて築港など、PR効果の高い場所に新設する考えはないのか。また、生涯学習の講座として、平和思想を学ぶ機会を設けるなど、併せてソフト面における充実についても、図っていくべきではないか。

陳情第71号の基本精神は、まちづくりの原点について問題を提起していると考えべきである。すなわち、主役である市民が時間をかけて練り上げた条例案を1万7,000余の署名を添えて陳情してきたというその事実、重みを市長はどのように考えているのか。非核三原則のうち、重要なのは「持ち込ませず」の部分であり、それが実効あるものになっていないと認識するが、今定例会における市長答弁では、国の判断待ちという消極的な段階から一歩も踏み出していない。市長が、一昨年のキティホーク入港に当たって随伴艦を断った際、市民感情も大きな要素であると表明したことは各方面から高く評価されているが、このことを現時点でどのように受け止めているのか。陳情の方々は、条例制定に当たって、一言一句も異なってはならないなどと考えてはいないと思われる。市は、枝葉末節にこだわることなく、平和行政の推進に向けた根幹の議論を深める必要があると思うがどうか。

学校週5日制に伴う取組の一環として、地域やボランティア団体が子どもたちの体験学習など各種イベントを行うに当たり、それら周知方について、市教委は積極的に関与する考えはあるのか。学校の教室への掲示やインターネットを使って情報発信を行う考えというのが、社会教育の立場のみではおのずと限界がある。学校との協力関係は言うまでもないが、児童館を所管する福祉部とも連携の上、十分に周知徹底を図ってほしいがどうか。

また、事業開催中、万が一、事故が発生した場合には、主催者や周知を行った市に賠償を求められるおそれがある。責任回避のため、後ろ向きのスタンスを取るようなことがあってはならず、事業の受付段階で十分に内容をチェックし、各種保険への加入を勧めるなど、必要な安全管理の助言、支援体制の確立を検討すべきではないか。4月からの実施を目前に控え、意欲的な団体ほど多くの疑問や不安を抱えているものである。市教委としては、早急にガイドライン等を示してほしいがどうか。

一方、これまで第2、第4土曜日に社会教育施設ごとに展開してきた事業は、今後、どうする考えなのか。単に休みが倍になるとの視点ではなく、ユニークな発想に基づく総合的な計画を策定し、子どもたちが休みの日を充実して過ごせるよう努めるべきと思うがどうか。

最上、天神、朝里の各小学校で開催される放課後児童クラブについては、申込みが定員を上回る実態と聞く。空き教室の有無や広さなど、学校それぞれの理由があるにせよ、児童福祉法の趣旨に照らせば、受入れできないということ自体、極めて問題である。共働き世帯が増加している現状や男女共同参画社会実現に向けた子育て支援という側面からも重要な施策であり、市教委のみで問題解決に当たるというのではなく、市民部などを含めた市全体の課題ととらえた中で、早急に対応を検討すべきと思うがどうか。

本年1月、望洋シャントツェを会場に、全国アウトドアスポーツフェア小樽市実行委員会主催の各種競技が行われ、170名ものボランティアの協力の中、多くの市民が参加し、メイン事業として行われたかんじきドッジボールは大変な盛り上がりを見せていた。しかしながら、本事業は、あくまで国の施策として実施されており、本年度以降の開催は全くの白紙状態である。市教委は、市民のアウトドアスポーツに対する意識の高揚が図られたとして、道の補助金などを導入の上、来年度以降も継続したいとの意向であり、また、地域住民からも再度の開催を求める声が非常に強い。ぜひとも継続的に実施出来るよう積極的に取り組んでほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第53号、陳情第71号につきましては、採決の結果、賛成少数により、いずれも不採択と決定いたしました。

次に、請願第40号につきましては、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、陳情第2号、第30号につきましては、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、可決と、全会一致により、決定いたしました。

なお、当委員会は、今定例会会期中の3月12日、陳情第71号に関し、委員会条例第27条に基づく参考人招致について採決し、賛成少数により、招致しないことと決定いたしましたことを申し添えておきます。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長（松田日出男） これより、一括討論に入ります。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長（松田日出男） 1番、横田久俊議員。

(1番 横田久俊議員登壇)(拍手)

○1番(横田久俊議員) 自由民主党を代表して、委員長報告どおり、陳情第71号「小樽市における非核三原則の実施と平和行政の推進に関する条例」制定方について及び請願第53号憲法9条を守り有事法の制定に反対する意見書提出方についてを不採択とする討論を行います。

まず、陳情第71号の趣旨は、小樽市が、我が国の基本政策である非核三原則を誠実に順守して、恒久平和を実現するために、小樽市独自の平和行政を推進するための条例を制定してほしいということであると思われます。

もとより、我が会派は、日本が核を持たない、つくらない、持ち込ませないといういわゆる非核三原則について、これを強力に支持する立場に立っており、政府がこれを国是として日本国内外に発信し、我が国の非核という立場を明確にしていることにいささかの異論を唱えるものではありません。

現在のこの日本で、核を保有しようという意見や立場を持つ者は皆無であると思われますし、仮にそのような意思を示す者がいたとしても、全国民の圧倒的な力でその意思は封殺されるであろうことは容易に想像できます。それほどに非核三原則は日本国民の間に深く浸透しており、それは疑う余地もないことであります。

本陳情趣旨の小樽市が非核平和都市であることを明らかにする、あるいは、世界平和に貢献していくという願いは、我が党のそれともまさしく一致するところであり、大いに賛同するところであります。

しかし、本陳情の条例案では、その第3条第2項で、小樽港に入港するすべての外国艦艇に核兵器を搭載していないことを証明する書面の提出を求めることとしております。さらに、第3項では、こうした証明書の提出がない艦艇には港湾施設の使用を認めない。つまり、小樽港へ入港させないということを明記しております。

そもそも外国艦船が本港に寄港することに同意することは、国の権限であり、地方公共団体の権限でないことは明白であります。確かに、地方公共団体は、危険物の取扱いなどに関して一定の行為を規制したり港湾施設の使用を規制するということは可能であります。これはビンセンスの例でもあります。これらは、あくまでも港湾の適正な管理及び運営を図るという観点から導き出されるものであって、港湾管理者としての地位にとどまるものと判断されます。港湾管理上の規制と外国艦船が我が国に寄港することに同意を与えるか否かについての決定とは全く別個の問題なのであります。

小樽市が、外国艦船の入港に対して非核証明書の提出を求めるということは、港湾管理者である小樽市に非核証明書を提出しないという理由により、外国艦船の港湾施設の使用を規制して入港を認めないという権能を与えるものであります。

前述したように、我が国への寄港を認めるか否かというのは、外交関係の処理に当たる国の事務であるため、小樽市がこうした権能を行使するということは、国が寄港に同意したという決定に地方公共団体が関与し、又はこれを制約することになるわけであります。これは、港湾の適正な管理を図るという観点からの港湾管理者としての権能の範囲を明らかに超えることになるわけであります。

我が党は、冒頭に述べましたように、本陳情の平和を願う趣旨については大いに賛同するものですが、以上述べました理由から、本陳情が制定を求める条例案の第3条第2項、第3項については、見解を180度異にするため、その制定を認めることはできません。

次に、請願第53号は、有事法制の立法化に反対する意見書を提出するよう求める内容であります。

政府は、3月20日に、有事法制定の概要を固めました。それによりますと、今回提出予定の関連4法案は、日本が他国から武力攻撃を受けた場合に対象を限定しており、本請願が指摘しているようなテロや武装不審船

への対処は有事から切り離されております。有事対応の基本理念や、今後の法整備のスケジュールなどを定めた推進法案はもとより、日本有事の際に自衛隊の行動を円滑にするため自衛隊法を改正する今回の法案提出は、我が国の防衛上、必要不可欠なものであります。国民の生命、財産を守るという防衛政策は、政治の極めて重要な課題であります。

本請願の紹介議員が所属する日本共産党は、さきの第22回党大会で、自衛隊の活用を肯定しておりますが、肯定しておきながら有事立法に反対するのはいかなる論理に基づいているのでしょうか。急迫不正の主権侵害に対し、警察力で対処できないときに、自衛隊が出動するわけであります。道路交通法や消防法など、自衛隊の行動の最初の一步から、既存の法体系との整合性が問題になるわけでありますが、日本の各種法規は有事を想定した体系になっていないため、自衛隊を活用するためには、そうした既存の法律に例外を設けて、自衛隊の行動を円滑にするための法体系が必要なのであります。

自衛隊の活用を当然としながら有事法制に反対するのは、自衛隊の活用ということ、すなわち人命の大量の喪失を伴う緊急事態というものを全くの机上のものとしてもあそんでいることになるのではないのでしょうか。

他国の侵略に対し、自衛隊の動きが抑制される結果、我々が無防備の状態で、家族や友人の生命が失われるのを黙って見ているようなことがあってはなりません。今こそしっかりと有事の防衛のあり方を見直すときではないのでしょうか。

よって、本請願は、不採択といたします。

以上、我が党の見解を主張して、委員長報告に賛成の討論といたします。(拍手)

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 11番 新谷とし議員。

(11番 新谷とし議員登壇)(拍手)

○11番(新谷とし議員) 日本共産党を代表し、委員長報告に反対し、請願第53号及び陳情第71号は採択、継続中の案件、請願第40号、陳情第2号及び第30号も採択の討論をします。

請願第53号は、憲法第9条を守り、有事法の制定に反対する意見書提出方についてです。

小泉内閣は、有事法制を今の通常国会で制定するため、今月末にも法案提出の構えです。その特徴は、首相を頂点に、国会を排除し、地方自治や民間まで動員できるようにする超憲法的仕組みにすることです。

有事法は、これまで国民の反対に遭って日の目を見ることがありませんでした。アメリカは、戦争動員体制ができていない日本に不満を持ち、安保関係の政府高官は強制できる権限を首相に与える立法が必要だと注文を付け、これに小泉首相は、「備えあれば憂いなし」とアメリカの戦略に呼応し、国民を戦争に巻き込もうとしています。

公用令書一つで国民の施設、土地、家、物資が収用、使用され、医療、土木、輸送などの仕事をしている民間人も駆り出されるということになり、従わない者には罰則規定も盛り込まれている大変な中身です。また、政府は、アメリカからの要請を受け、米軍の活動を円滑化するための新法を制定する方針も固め、極めて危険な動きです。

アメリカのブッシュ大統領は、報復戦争を世界各地で広げることがを公言し、イラク、イラン、北朝鮮などを悪の枢軸と呼び、アメリカが悪と決めつければ、その国を攻撃する。しかも、核兵器による攻撃さえ計画をしています。この悪の枢軸発言に、いち早く支持、協力を表明したのが小泉首相ですが、ヨーロッパ諸国は、米国の一国主義、単独主義を厳しく批判し、ASEAN諸国もアメリカや日本の動きに警戒をしています。アジ

ア各国が求めているのは、対話の促進、紛争の平和解決を図ることですから、日本は憲法9条を守り、平和外交に徹すべきです。

今、広い市民団体、宗教者が「憲法第9条を守れ」を合い言葉に、有事法制定に反対の声を上げています。陸、海、空、港湾の交通運輸関係労組20団体も、平和と輸送の安全は不可分の関係にあり、戦争協力に強制動員される有事法は許せないと声明を発表しています。医療、土木関係者も同様です。戦争を放棄した国が、アメリカの意に従い、国民を戦争に駆り立ててよいのでしょうか。先は悲劇があるのみです。憲法9条を守り、平和を願う市民として、政府に有事法制定反対の意見書を提出してほしいという願いは当然です。採択を主張します。

陳情第71号は、小樽市における非核三原則の実施と、平和行政の推進に関する条例制定方についてです。

アメリカは、2月14日、核体制見直し報告に対する上院軍事委員会公聴会を開き、米核安全保障局長は、核戦力の全面強化を宣言しました。

ブッシュ政権は、対テロ戦争を理由に、核体制を見直し、新型核弾頭開発と地下核実験再開の方針で、未臨界核実験の強化や要員増強などの措置が既にとられています。現有核兵器についても、大陸間弾道ミサイル、潜水艦発射弾道ミサイル、爆撃機という従来の戦略核の三本柱のすべてを強化する計画も実行され、核開発、製造施設強化が進行中です。また、この報告の中に、ブッシュ政権が、イラクや北朝鮮、中国など7カ国に対して核兵器の使用計画を策定するよう軍部に指示していたことが、ロサンゼルスタイムスの報道で明らかにされました。アメリカは、核を多角的に使用する戦略へ転換するという極めて危険な方向に進んでおり、この点からも、市民の非核を願う気持ちはますます強くなっているのは当然のことです。

また、これまで、我が党提案の非核港湾条例案の討論の中で述べてきましたが、核密約の存在はいよいよ動かしがなくなっています。昨年9月、ボストンのケネディ大統領図書館で、1963年3月29日、第7艦隊司令官が太平洋艦隊司令官と海軍作戦部長代理にあてた機密電報が見つかりました。当時は、米原子力潜水艦の最初の日本寄港を前に国民の反対が高まっていたときで、原潜の寄港が拒否されれば、大型艦船の寄港の主体は Guam とフィリピンのスービックに移すが、核を積んだ空母やその他の艦船の長期本格補修や緊急大規模修理のための寄港は横須賀と佐世保に限ることとし、その際、核の荷降ろしがもちろん必要になるとしたものです。これは、核密約のもと、核持込みが改めて裏づけされたものです。

電報の3日前、核積載艦船の日本寄港問題で、ケネディ大統領がホワイトハウスで関係者と協議した際、この電報のあて先の1人、グーリフィン海軍作戦部長代理は、1950年代の早い時期から、核兵器は、通常、日本の港湾に寄港している空母の艦上に積載されてきたと発言した内容も明らかになっています。

艦船の立入りや軍用機の飛来は、事前協議の対象としないと決めた核密約の存在が確証されて以後も、あくまでその存在を否定しながら、自治体の核積載艦船の寄港阻止、具体化の動きには圧力をかけ、妨害する政府の態度は、地方自治権を侵害するものです。

条例制定に反対の各会派の皆さんは、特に自民、公明の皆さんは、非核三原則は国是だと言いますが、非核三原則に違反して、被爆国の日本がアメリカの核戦争に際限なく組み込まれている事実をしっかりと見ていただきたいと思います。

地方自治体の首長は、港湾法第12条に基づき、港湾施設の使用を規制することが認められていますが、これは過去の間違った戦争の反省からつくられたものと認識をしております。

日米安保条約第6条に基づく地位協定の第16条には、日本国の法令の尊重義務が明確にうたわれております。

ですから、非核神戸方式をとっている神戸港に米艦船の入港が一隻もないのです。

今度の議会に提出された署名1万7,086筆には、平和を求める市民の熱い願いが託されています。こんなにたくさんの皆様の思いをいっぺんに葬り去ってよいのでしょうか。今年は、核兵器廃絶平和都市宣言をして20周年、それにふさわしく陳情を採択して、市民の願いにこたえようではありませんか。皆さんの賛成をお願いいたします。

継続中の案件、請願第40号は、通学バス代全額助成方についてです。

張碓、銭函地区の国道4車線化全面開通に伴い、交通量、車のスピードが増したために子どもたちを安全に通学させる必要性がますます高まってきました。子どもたちにはひとしく教育を受ける機会が与えられており、経済的差別は認められないものです。最近の経済不況から、父母や保護者の負担を軽くして、安心して通学できるよう支援すべきです。

陳情第2号及び第30号は、これまで述べてきたとおり、いずれも願意は妥当、採択を求めます。全会派の皆さんの賛成をお願いして、討論いたします。(拍手)

(「議長、33番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 33番、斉藤陽一良議員。

(33番 斉藤陽一良議員登壇)(拍手)

○33番(斉藤陽一良議員) ただいまの委員長報告に対し、公明党を代表し、議案第33号、第35号、第50号、第52号に賛成、請願第53号、陳情第71号については不採択、継続審査中の請願第40号、陳情第2号、第30号については継続を主張して、討論を行います。

議案第33号、第35号、第50号、第52号は、それぞれ商法、地方公務員の育児休業等に関する法律、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律及び消防法等の一部改正に伴う所要の条例改正であり、本市の行政執行上、欠くべからざるものであり、賛成いたします。

次に、請願第53号は、有事法の制定に反対する意見書提出方についてであります。我が党は、防衛出動法制について、まず原理、原則を明らかにし、憲法の枠内で、かつ憲法解釈を変更せず、主権の制限は最小限にとどめ、自由権は守るという立場であり、法整備の対象を防衛出動が発令される事態に限定しています。できる限り避けるべき超法規的な状況の出現を回避しようとするものであり、憲法9条を破り、日米共同の戦争体制への動きなどの批判は当たらないものであるものばかりか、むしろ無責任と言うべきであります。

防衛出動では、国民全体の生命、財産を守る上で、仮に必要があれば、国民の私的権利が必要最小限の範囲で制限されることはやむを得ないと考えます。その場合、大切なことは、そのための手続などのプロセスが適正でなければならないということです。それを事前にきちんと定めることが今回の法整備の目的であります。この備えがなければ、万一の際、自衛隊の行動は超法規的になりかねない状況です。かえって、そうした事態を看過しようとする方が無責任と言わざるを得ません。

請願第53号は、このような法整備に反対する意見書を提出するよう求めるものであり、不採択を主張します。

次に、陳情第71号については、昭和57年6月28日、本市議会は、核兵器廃絶平和都市宣言を議決しており、我が党は、この精神は将来にわたって最大に尊重されるべきであると考えます。

しかし、陳情中の「小樽市における非核三原則の実施と平和行政の推進に関する条例」案、第3条第2項及び第3条第3項は、小樽港港湾区域に入港するすべての外国艦艇を保有する国に対し、当該艦艇が核兵器を搭載していないことを証明する書面の提出を求め、書面の提出がない艦艇に、条例の効力として、一般的、原則

的に港湾施設の使用を認めないとするもので、国の代表的な専権事項である外交、防衛の事項に関して、地方公共団体である市の権限を著しく超える行為となるものと考えます。

まず、我が国は、非核三原則を堅持しており、核兵器の持込みは、日米安全保障条約及びそれに基づく日米地位協定による事前協議の対象であり、事前協議の申出がない以上、核の持込みはないとする国の見解が示されています。外交、防衛は、国の専権事項であり、したがって、個々の入港艦艇について核兵器の不搭載の証明を求めるには及ばないと考えます。

さらに、港湾施設の使用の是非については、個別の事案について、港湾管理上の権限に基づいて市長が個々に判断すべきものであって、条例に外交、防衛の事項にわたる要件を設けて、一般的、原則的にその使用を認めないとするのは、国民全体の利益に反するおそれがあり、地方公共団体の行為として許されないものと考えます。

したがって、同条項を含む陳情第71号には不採択を主張します。

なお、継続審査中の請願第40号、陳情第2号については、財政面での見通しが立っていないため、陳情第30号については、人種差別撤廃と条例化そのものの適否及び条例で定める内容について、なお検討すべき課題が多いことから、いずれも継続を主張いたします。

以上の態度を明らかにし、公明党を代表し、討論いたします。(拍手)

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 21番、佐々木勝利議員。

(21番 佐々木勝利議員登壇)(拍手)

○21番(佐々木勝利議員) 民主党・市民連合を代表して、陳情第71号、請願第53号について、委員長報告に反対、採択を主張して、討論いたします。

とりわけ、陳情第71号について討論いたします。

振り返ってみますと、米艦船、補給艦船を除く米艦船の国内民間港への寄港回数は、2000年度までの過去5年で93回に上りました。特に、米艦船が複数回寄港した港は、広島県呉の21回を最高に、鹿児島島の10回、小樽の9回、福岡県博多と静岡県下田の各7回と続き、1回は函館、鳥取県境港、新潟、石川県金沢などで、寄港は全国の主要港にわたっています。

問題は、民間港への寄港は何を意味するのでしょうか。有事に備えるという軍事的な意味合いが強く、実績づくりにはほかならないということが明らかになってきたと指摘されています。その中にあって、新しい動きとして、自治体の首長が寄港に難色を示すケースも増えてきたということです。特に、寄港反対の姿勢を明確にしつつある苫小牧市や小樽市など北海道内の港に相次いで寄港し、既成事実化をねらうような動きからも、米側の意図が透けて見えると指摘する声が大きくなっています。同感であります。

小樽港には、1997年、米空母インディペンデンスが日本の民間港として初めて入港、そして、新しい日米防衛協力のための指針、いわゆるガイドライン関連法の施行後も、2000年、空母キティホーク、イージス駆逐艦、ミサイル巡洋艦が入港している事実から、いずれも休養、補給拠点としての軍事的利用の懸念が強いと指摘されております。

このような状況から、商業港小樽には、軍艦による友好、親善は必要ない、核疑惑は解消されていないなど、そして、市民感情というものが入港拒否の条件になり得ると、今では軽視できない状況が生まれてきました。

このたび、小樽非核平和市民条例を求める会から、条例案に1万7,086名の署名と陳情書を添えて議会に提

出されました。それが、陳情第71号「小樽市における非核三原則の実施と平和行政の推進に関する条例」制定方についてであります。

陳情趣旨にあるように、小樽は天然の良港にたたえられる港を中心に栄え、現在も商業と観光を担う港の役割はますます大きくなっています。また、世界に開かれた小樽港は、小樽市民と小樽を訪れる人々に親しまれることが望まれます。

小樽市は、1982年に核兵器廃絶平和都市宣言を行い、核兵器廃絶と軍縮を誓いました。しかし、なお世界に核兵器は存在し、人類と地球環境への脅威となっています。

そこで、今こそ私たち小樽市民は、非核自治体に課せられた責任を自覚し、戦争で失われた多くの生命を悼み、日本国憲法の恒久平和の精神を世界に広め、国際平和の実現に貢献しなければなりません。世界と小樽市の平和的発展を願う私たち小樽市民は、ここに、小樽市が非核平和都市であることを明らかにするとともに、世界平和に貢献していくためにも、この条例の制定を願うものと強く訴えています。同感です。

この点について、先ほどもありました総務常任委員会において議論、意見交換をしました。非核、平和についての受止めと願いについては一致しました。

そこで、より確かなものにするために、条例を制定し、内外に発信しようではありませんか。また、条例案の目的第1条、この条例は、小樽核兵器廃絶平和都市宣言、1982年6月28日小樽市議会決議を具体化し、我が国の基本政策としての非核三原則を誠実に順守するとともに、日本国憲法の基本理念である恒久平和を実現するための基本方針を定め、もって市民の平和で安全な暮らしの維持、向上に資することを目的としています。小樽の非核平和に対する先行き不安を解消するためにも、条例化し、その道筋をつけることが今必要だと思います。

問題となった第3条の2、外国船にいわゆる非核証明書の提出を求めることについて、受止めと意見の分かれるところではありますが、この点については、まだ議論の余地が残されていると考えます。市民が主役、行政はそのための支援、サポートをすることが重要と考えます。市民主導、市民参加の条例化制定の実現のためにも、採択することを強く訴えて、討論を終わります。（拍手）

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 9番、大島護議員。

（9番 大島 護議員登壇）（拍手）

○9番（大島 護議員） 市民クラブを代表し、陳情第71号「小樽市における非核三原則の実施と平和行政の推進に関する条例」制定方について、継続審査とする討論をいたします。

私たちは、平和な小樽を願う陳情趣旨は十分評価いたしますし、小樽市として平和行政を推進すべきだとの具体的な提案も貴重なご提案と受け止める次第であります。

しかし、陳情中、非核証明書の提出が求められており、大変、私たちは苦慮するところであります。国防、安全保障、外交といった国の専掌事項に対する情報は、私たちには精査が難しく、責任ある持論を展開するレベルまでは到達していないのが現状であります。

インディペンデンス入港の際、前新谷市長は、突然、イエスかノーかの選択を迫られました。その際にも申し上げましたが、十分な情報も乏しいまま政治判断をせざるを得なかった前市長の苦悩がよくわかります。

戦略的抑制力が、今の国際社会において有効な手段なのか。国際秩序の維持に日本は何をすべきなのか、そして、小樽は何をすべきなのかななどの議論、熟慮を重ねるためにも、継続を主張いたします。

なお、継続が否決された場合には、自席にて棄権することを申し添え、討論といたします。

○**議長（松田日出男）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、請願第53号、陳情第71号について、一括採決いたします。

委員長報告は、請願第53号、陳情第71号は不採択でありますので、原案について、一括採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○**議長（松田日出男）** 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、いずれも採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○**議長（松田日出男）** 起立少数。

よって、請願第53号、陳情第71号は、いずれも不採択と決しました。

次に、請願第40号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○**議長（松田日出男）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第2号、第30号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○**議長（松田日出男）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（松田日出男）** ご異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時32分

再開 午後 4時00分

○**議長（松田日出男）** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

経済常任委員長の報告を求めます。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○**議長（松田日出男）** 17番、小林栄治議員。

（17番 小林栄治議員登壇）（拍手）

○**17番（小林栄治議員）** 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

今定例会に付託された議案第54号公有水面埋立てについての内容は、石狩湾新港西地区に、一部大企業の利益のために建設されるマイナス14メートル岸壁供用開始に至る過程で、当然に必要となる中央航路泊地のしゅんせつ工事に伴う土砂を廃棄するためのものである。港湾振興会は、太平洋側と日本海側の均衡ある発展のため、西地区をコンテナ基地と位置づける中で、大水深岸壁の早期完成を要望しているが、市も考えは同じなのか。花畔ふ頭では、ガントリークレーンの設置や、コンテナヤード用地の確保などが終了しており、今すぐにも西地区で同様に整備が行われるとなれば、二重投資であり、市は、さらなる負担を強いられる結果となるのではないかと。次々と莫大な公金が投入されるのが新港の実態と言わざるを得ないが、本市が果たしてその投資に見合うだけの恩恵を受けられるか否かは、甚だ疑問である。本港にとって、今後の石狩湾新港がどうあるべきかは極めて重要な課題であり、このことについて、港湾振興会や商工会議所、港湾関係業界などと早急に協議の上、検討していく必要があると思うがどうか。

商工会議所が策定するTMO構想では、新年度に2事業の実施が予定されているが、それだけで再び中心商店街のにぎわいを取り戻すことができるか否かは疑問である。過去にも同種の事業が行われた経緯はあるが、その多くは一過性で、効果が持続されなかったと記憶している。これらの実施に当たっては、施設の改装や新規設置といったハード面の整備が先行され、営業時間や内容などというソフト面の充実については後回しになりがちの傾向がある。構想の目的達成に向けては、ハード面、ソフト面の両立が不可欠であるが、実現できないというのであれば、結果として、持続的で実効性のある事業とはなりがたいと言わざるを得ないがどうか。今後の事業展開に当たっては、それぞれの商店街の特性が生かされるよう十分に計画を検討した上で、実施していく必要があると思うがどうか。

祝津地区は、小樽観光の中でも魅力のある景勝地の一つであるが、この地で長らく営業を続けてきたホテル天望閣が先ごろ倒産し、閉鎖に追い込まれた。このホテルは、おたる水族館、追分記念碑などに連なる地区の核的施設であり、その閉鎖が長期化すれば、観光客の回遊性向上を図る上でも大きな影響を与えることは必至である。また、本市の宿泊滞在型観光施策にも当然にマイナス要素となるおそれがあることから、市としては、一刻も早い再開に向け、迅速に対策を講じていく必要があると思うがどうか。

マイカル小樽のデベロッパーであるOBCが再建に取り組む中、主要テナントのビブレ撤退による影響が非常に懸念されている。市としては、再生計画の実態が明らかになるまで具体的な対策は講じられないというが、こういった形にせよ、商業活動の継続が重要であることは言うまでもない。さまざまな角度から、事前に対策を検討しておくことが何よりも肝要ではないのか。マイカル小樽の営業は、民間の事業活動であり、行政として踏み込める範囲は限られるとはいうものの、例えば、この施設全体を一つの商店街と見なした中で、空き店舗対策の一環としてとらえることや、空きスペースに対し、積極的に企業誘致を展開するなどといった本市の商業振興策を活用できるかどうかの検討についても、併せて行っていくべきと思うがどうか。

新年度から機構改革により経済部の人員が1名削減されることとなり、今後、組織の弱体化が非常に懸念されている。あくまで中小企業センターの移転が前提であるというが、センターがこれまで果たしてきた使命や役割について、どのようにとらえているのか。一向に景気回復の兆しが見られない中、中小企業が多い本市にあっては、機構改革により、これら企業への支援が損なわれることがあってはならず、市は、むしろ今まで以上に体制を強化していくとの考え方に立ち、組織づくりを行うべきである。こうした考え方に逆行するものである以上、到底、認めることはできないと思うがどうか。

先日、開催されたBSEに関する講演会には多くの市民が参加しており、この問題に対する消費者の意識、

注目度の高さが浮き彫りとなっている。タイムリーに開催したこと自体、一定の評価はできるものの、内容があまりに専門的でわかりづらいとの指摘も多く聞かれた。市民が求めるのは、学術的、科学的な分野の知識ではなく、消費者レベルの情報にほかならない。今回の講演会は、あくまで道が企画したため、市が内容にまで立ち入れなかったというが、今後、この種の講演会を主催するに当たっては、まずもって、市民ニーズに合わせた情報を提供できるよう十分に研究を重ね、内容の検討を行っておくべきと思うがどうか。

本港のふ頭地区内においては、倉庫業者が出したと思われるごみのほか、ロシア船が積み残した中古車から部品が取り外された後の残骸が至るところに散乱している。このため、市はロシア船の船長に向けて、これらを放置していかないよう周知を行っているというが、入港船舶は特定の船に限ったものではなく、実際に目に見える効果は期待薄である。港湾管理者として、問題解決の糸口を見出すべく、早急に、港湾関係業者や荷受人などとの話合いの場を持つなど、一日も早く、本来の美しい小樽港を取り戻すための取組について、鋭意、努力していく必要があると思うがどうか。

新年度の港湾整備方針においては、本格的な港内雪処理施設の検討が盛り込まれており、早々に調査に着手するというが、どのような内容で進めていく考えなのか。市内には、雪捨て場が非常に少なく、国から暫定的な許可を受け、海上に雪を投棄している現状だが、聞くところによれば、この施設設置が可能となれば、現在、利用者が負担する使用料は軽減されることとなり、市民サービス向上の面からも大いに期待できる。また、この調査の際には、臨港地区に位置する温泉源の活用なども視野に入れ、雪処理効果が最大限に高められるよう積極的に研究していくべきと思うがどうか。

現在、進行中の小樽港第9次7カ年計画においては、前回の計画で打ち出された事業が予定どおりに完了せず、継続して盛り込まれているものが多数見受けられる。港湾整備計画は、おおむね10年後の港の姿を見据えた中で策定されるものであるが、本港については、今後、順調に整備が行われるかどうかは甚だ疑問であり、そうであれば小樽港の将来像ははっきりと見えてこないと言わざるを得ない。一方、石狩湾新港は、整備が着実に進み、そのあるべき姿が鮮明になってきており、もはや本港との差は歴然と言わざるを得ないがどうか。今後の港湾整備計画策定に当たっては、貨物の動向などを十分に調査、掌握した上で、今以上に危機感を持って真剣に戦略を展開していく必要があると思うがどうか。などであります。

なお、閉会中の2月14日に開催された当委員会におきましては、石狩湾新港管理組合の平成13年度一般会計補正予算案、平成14年度一般会計予算案、給与条例の一部改正について、それぞれ報告がなされ、質疑が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第54号、陳情第17号、第64号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、所管事項の調査につきましては、全会一致により、継続審査と決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、一括討論に入ります。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 25番、西脇清議員。

(25番 西脇 清議員登壇)(拍手)

○25番(西脇 清議員) 日本共産党を代表して、委員長報告に反対の討論を行います。

議案第54号は、石狩湾新港西地区にマイナス14メートル岸壁建設のため、公有水面をつぶしてしゅんせつ土砂の捨て場をつくるというものであります。

新港のマイナス14メートル化は、主に北電、王子製紙向けの石炭、チップを取り扱うために建設するものです。総事業費は約337億円、このうち新港管理組合施工分は55億円の負担となります。北電や、王子製紙のコストを下げるために、337億円の公費をつぎ込み、事実上の専用ふ頭を建設するものですが、計画どおり利用される根拠は全く薄弱です。たとえ、コストが下がっても、道民に還元される保証也没有ありません。

また、55億円の母体負担は、今でも毎年5億円近い負担が市の財政を圧迫しており、一層の重圧となるものです。新港と至近の距離にある小樽本港には、既にマイナス14メートル岸壁が港町ふ頭に完成しており、この利用を図るべきであります。議案は、否決すべきです。

陳情第17号は、雇用の創出と失業者の生活保障を求めるものです。

小泉構造改革は、過去最悪の企業倒産と失業を生み出しています。ハローワーク小樽における1月度の有効求職者は4,463人、就職できたのは256人、5.7%です。

先ほどもありましたが、有効求人倍率は0.29倍、全道、全国平均を大きく下回っています。事態は、まさに深刻であり、継続して調査をしなければわからないという状況ではありません。一刻も早く採択して、関係方面に働きかけるべきであります。

また、陳情第64号は、塩谷地区への新南樽市場送迎バスを運行してほしいというものであり、これまた、結論を出すのに時間がかかる内容ではありません。

願意はいずれも妥当であり、採択すべきものであります。

以上で討論を終わります。(拍手)

○議長（松田日出男） 討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、議案第54号、陳情第17号、第64号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（松田日出男） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松田日出男） ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「26番」と呼ぶ者あり)

○議長（松田日出男） 26番、高階孝次議員。

(26番 高階孝次議員登壇)(拍手)

○26番（高階孝次議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

請願第72号「朝里十字街への多目的コミュニティセンター設置方について」は、既に21世紀プランにも東南地区への設置が位置づけられているところであり、地域からの期待や要望も日増しに高まりを見せている。旧

朝里共同住宅の跡地利用については、企画会議で最終決定される運びというが、現状、施設建設の見通しはどうか。とりわけ来年度からは、学校週5日制が実施されることから、地域において子どもたちが安心して集える公的施設が必要であり、コミュニティセンター建設に当たっては、児童館や体育館などの併設も当然視野に入れた検討を行うべきではないか。市は、今後、地域住民との協議を踏まえた中で、庁内関係部局と十分に連携を図りながら、早急にコミュニティセンターの建設に向け努力すべきと思うがどうか。

北しりべし廃棄物処理広域連合規約が議案として提出されているが、現時点で他の5町村とは足並みがそろっているのかどうか。規約については、当然にそれぞれの議会で議決が必要となるが、いまだかつて、広域連合に関する一片の書類も見ることがないという町村議会もあるやに聞く。市は、推進協議会の助役会などを通じて、随時、状況報告を行ってきたとの認識であるが、このような発言が出た背景には、町村によっては、単に費用負担さえすればよいとの依存的な体質があるからではないのか。市としては、今後とも他市町村の現状把握に努める中で、積極的に連携を図りながら、一日も早く広域連合が設置されるよう調整作業に取り組んでいく必要があると思うがどうか。

高島墓地の墓標が倒壊される事件が発生したが、現在、行われている墓石の修復作業に要する費用は、最終的にだれが負担することになるのか。ボランティアにより工事が施工されているとはいうものの、実際にどのくらいの費用がかかる見込みなのか。今後、市は、市営墓地の管理者としての立場から刑事告発していく考えはないのか。

また、当該墓地は、市民から使用の申込みが多く、現状、空き待ちの状態である。市としては、使用者が返還してくれるのを待って対応したいというが、果たして、水が出やすい場所や急坂に位置するという状況の場所を、現状のまま待機者に使用させることができるのかどうか。今後、造成場所については、地形的な問題も含め、総合的に勘案の上、決定されるべきと思うが、何よりも新たな区画の確保に向けて、さまざまな調査を進めていくことが先決ではないのか。

市は、社会福祉法人小樽育成院からの依頼を受け、特別養護老人ホームやすらぎ荘と併設するオタモイデイサービスセンターの2施設を無償で譲り渡す考えという。育成院側の計画によれば、施設を譲り受けた後、特養は新築し、その中に在宅介護支援センターや地域交流スペースなどの施設を併設する予定とはいうものの、施設整備計画については、現在、後志支庁と協議中であるという。現状、建物の全体像が明らかになっていない段階で、市有財産を譲渡しようとする自体に問題があるのではないかと。改修に要する費用はおおむね15億円とのことであり、そのうち設置者負担は10億円程度の見込みという。市は、譲渡施設の未償還残高、約1億3,000万円もの借金を引き受けることになるというが、これとは別に、育成院からは、資金的援助として1億5,000万円程度の補助金の要請があるという。市は、あくまで他の社会福祉法人に対して補助金を出さないという態度を貫くのであれば、不公平と言わざるを得ないがどうか。市は、今後、2定において財産の無償譲渡などの議案を提出する予定ということだが、議会に対しては事前に十分な説明を行うなど、何事においても後手に回らぬよう、随時、精度の高い情報を開示していく姿勢が必要と思うがどうか。

来年8月から児童扶養手当の受給資格認定に関する事務が道から市へ移譲されることに併せて、現在、国会において、母子世帯に対する制度改正が審議中である。改正法案の主な骨子については、手当支給開始から5年以降は手当が減額となることや、父親からの養育費が、新たに母親の所得とみなされるといった所得範囲の見直しなど、結局のところ、受給額の減額をねらいとした中身となっている。例えば、現行2段階に大別される一部支給については、今後、収入に応じて手当支給額が細分化されるため、ほとんどの受給者が減額となり、

また、一部、支給停止から一部支給へと有利になる者もあるが、本市の実績と比較すれば、全部支給されている者のうち300人もの方々が一部支給へと移行するなど、総体的に減額措置が講じられることとなると聞く。社会的弱者である母子家庭にとって、生活の命綱ともいべき児童扶養手当の削減は、生活そのものに与える影響ははかり知れず、到底、市民の理解を得られるものではないと思うがどうか。

昨年9月、国内初のBSE感染牛が確認されたとの報道があったが、その後、間もなく、保健所は、第二病院でクロイツフェルト・ヤコブ病と診断された患者に関する報告書を取りまとめている。この患者については、2年前まで酪農業を営んでいたというが、発症に至る潜伏期間との関係では、どのように考えられるのか。BSEは、人が牛の肉を食べることにより感染するとされるが、確かな根拠があるのかどうか。保健所としては、患者が飼育していた乳牛には、昨今問題となっているヨーロッパ産の肉骨粉類は使用しておらず、問題がないと結論づけているが、いまだその因果関係は不明であり、現状、そうまで言い切るのは拙速に過ぎるのではないのか。いったん飼料の中に混入されてしまえば、酪農家といえども、もはや確認するすべがない。市としては、今後も、このような事態の発生に備えておくべきであり、再び発生の場合には、市民が不安や混乱を招くことがないように、十分に慎重な対応を期すべき必要があると思うがどうか。

ごみステーションにごみを持ち込む人の中には、通りすがりの人もいれば、車で捨てに来る人もいと聞くが、市は、これらの状況をどの程度把握しているのか。また、地域においては、ごみをステーションにではなく、空き地や歩道などに置いておく収集形態もあるようだが、ときには生ごみが散乱する事態もあり、衛生上、極めて問題があるのではないのか。市は、日常、町内会に対し、ごみステーションの管理などについて、どのような指導、お願いを行っているのか。今後のごみステーションの在り方については、費用の問題や行政としてできることに限界があるとしても、地域における美化意識の向上を図るべく、町内会との連携を一層密にして、前向きに取り組んでいく課題であると思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第14号、陳情第68号につきましては、採決の結果、いずれも賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、陳情第70号、第72号につきましては、採決の結果、いずれも賛成多数により、継続審査と決定しました。

次に、議案第53号、請願第5号、第12号、第39号、第43号第2項目及び第3項目、第44号、陳情第23号、第46号、第65号、第66号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、請願、陳情は、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、請願第38号、第41号、第42号につきましては、いずれも全会一致により、可決と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、一括討論に入ります。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 10番、中島麗子議員。

(10番 中島麗子議員登壇)(拍手)

○10番(中島麗子議員) 日本共産党を代表して、議案第53号は不採択、陳情第72号は採択、継続審査中の案件については請願、陳情すべて採択を主張し、討論します。

議案第53号は、北しりべし廃棄物処理広域連合の設置に向けて、規約を提案するものです。

日本共産党は、ごみ減量化に逆行する大型焼却炉の導入や、自分たちのごみは自分たちで処理するという原則から、広域化に反対です。

最初に、住民との関係です。

桃内の皆さんが、これまで天神や伍助沢の皆さんが引き受けてきたのだから、今度は私たちのところで受けよう、こう言って市全体の立場で了解していたものが、平成10年度のダイオキシン全国一斉調査で小樽が高濃度を示したことによる不安、他町村からのごみの搬入に対する抵抗感、これに加えて、最終処分場新設後、覆土が不十分なため、カモメによる被害が大きな問題になり、住民との話し合いが進まず、事業計画が大幅に遅れました。

今回、余市の北後志清掃センターは、今年12月のダイオキシン規制値に対応できるよう3億8,000万円かけて焼却炉の改修工事を予定しており、この工事3カ月の間、燃やせなくなったごみを各町村で対応する予定でした。

しかし、余市町のごみ埋立予定地の住民の意見もあり、他の町村の了解のないまま、日程を遅らせる準備を進めていたことがわかり、町村間の反発も出ています。

委員会では、基本計画にある廃棄物の積みかえ中継基地について、余市町では設置しない、小樽では検討中と、理事者答弁に食い違いがあること、ある議会では、何の資料もなしに提案され、内容がわからないと議員からの意見が出るなど、議会間の違いが指摘されました。

今回、広域連合参加のすべての市町村議会で規約を提案し、議決する予定ですが、1カ所でも反対があれば進めることはできません。推進を急ぐあまり、議会軽視になる運営や、都合の悪い情報隠しが行われてはなりません。既に前途多難な出発ではないでしょうか。

ごみ処理のような生活に直結した問題は、地域ごとの歴史と特色に基づいて進めるべきで、特にこの地域では、北後志衛生センターが5町村の焼却を実施してきたのですから、小樽と広域を組む必要はありません。国や道の方針でも、地域の実情に合わせて進めるべきではないでしょうか。

次に、ごみ減量との関係です。

国は、2010年までに、一般廃棄物排出量を5%、最終処分量は、現在の1,300万トンに650万トンに、半分に減量する計画です。小樽市の一般ごみの収集運搬実績でも、平成11年から12年にかけて約27%減量され、基本計画の大幅見直しです。今後も、ごみ減量が進めば進むほど、大型焼却炉の設置自体が矛盾することになります。経済性も問題です。日本全国で、1980年のごみ処理費用は1兆1,200億円でしたが、8年後には2.4倍になっています。その間、ごみの増加は1.17倍ですから、ごみの増加に比べていかに処理経費が増加しているかがわかります。

小樽市の場合も、広域連合に参加すると、新規の施設建設の起債の分担、管理運営経費が新たな出費になり、市単独で出資してきたより大きな負担になることは他の自治体の例を見ても明らかです。今年度は、一般会計予算前年比5.1%減の厳しい財政といいますが、さらに大きな負担を抱えることになると思われます。

提案されている規約では、広域連合にごみ焼却施設、資源化リサイクル施設、破碎施設の設置が計画されています。しかし、資源化リサイクル施設と破碎施設は、小樽市単独使用であり、広域連合に設置管理をゆだねる必要はありません。むしろ、小樽市として、早期に設置して資源分別収集を拡大し、ごみを減らし、最終処分場の使用年数を拡大すべきではないでしょうか。

陳情第72号は、朝里十字街への多目的コミュニティセンターの設置を求めるものです。

この地域は、人口増加地域でありながら、市の施設や会館がありません。昭和59年第4回定例会に初めて同趣旨の請願が提出されて以来、今回で8回目、18年来の地域要求です。議会でも、各会派から繰り返し取り上げられ、理事者も、21世紀プランや前総合計画の関連から、他の地域に優先して整備していきたいと答弁してきました。

昨年12月、朝里十字街の旧市営住宅が撤去され、跡地利用の具体化に市民要望がかつてなく高まっています。陳情者である多目的コミュニティセンターを実現する会には、各町内会会長をはじめ、商店街、各種サークル、PTA、まちづくりの会、開業医など、幅広く参加しています。社交ダンスやバスケットボールをはじめとした各種サークルや住民諸団体の活発な活動があるにもかかわらず、利用できる施設が不足しているため、いつも苦勞しています。

4月からは、学校5日制が始まります。小樽市は、両親が働いている家庭のために、学校の空き教室を利用して、放課後児童クラブを実施しています。今年度、朝里小学校では、定数60人に対して80人の申込みがあり、新3年生17人全員と1・2年生からも3人が対象外になります。3年生といっても、3月までは2年生だった子どもたちが、放課後、行き場のない事態になります。児童館をコミュニティセンターに併設するなら、なおさら計画を急ぐべきです。継続を主張する他会派の皆さん、市民部としても計画を推進する立場で企画部に提出しています。今こそ、議会として住民要望にこたえるときではないでしょうか。

児童扶養手当の改悪についてです。

政府は、母子家庭に支給する児童扶養手当の趣旨を大幅に変更する児童扶養手当改悪案を、今、開かれている国会に提出しています。

現行法は、「児童扶養手当は、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給される」とありますが、改悪案は、これに、「手当の支給を受けた母は、みずから進んでその自立を図り」という文言を加え、母親が自立のために活動しなかった場合は支給しないことを法律に加えるというものです。

幼い子どもを抱えた母親にとって、仕事を探してもなかなか見つからず、選択肢も限られます。さらに、男女の賃金格差やパートの低賃金のため、年収は一般家庭の3分の1という状況もあります。児童扶養手当は、大きな生活収入です。改悪案は、受給開始から5年経過すると支給額を減額する、父親からの養育費を母親の所得に加算して支給額を減らすなど、全国で減額対象は33万人、年間約360億円の削減になります。小樽市の母子家庭への影響は委員長報告にあるとおりです。

福祉センター内にある母子相談室の報告では、2月の相談件数は69件、そのほとんどは、母子家庭になったが、どうやって生活するか、子どもの入学、進学の貸付制度の利用という経済的なものです。

一例を紹介します。

仕事がサービス業なので、土曜、日曜は忙しく、子どもだけ置いていきます。学校行事やクラブは土・日が多く、それに参加するとそのまま収入が減ってしまい、子どものけが、病気で休むと、翌月はパニックです。児童扶養手当でゼイタクするわけではありません。子どもを何とか育てたいだけです。

このお母さんの声にこたえて、母子家庭に激痛をもたらす改悪はやめるべきです。

継続審査中の請願第12号は、介護保険における移送サービス実施を求めるものですが、私が一般質問で取り上げたように、介護予防、生活支援事業に対して、年間2億円もの事業費が計上されているにもかかわらず、今年もこの2割ほどしか計画していません。市民要望もあり、他町村でも積極的に取り組まれている施策です。ぜひ採択して、実現したいものです。

他の請願5件、陳情7件は、すべて願意妥当、採択を主張します。他会派の皆さんの賛成をお願いして、討論を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、請願第14号、陳情第68号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第70号、第72号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第53号、請願第5号、第12号、第39号、第43号第2項目及び第3項目、第44号、陳情第23号、第46号、第63号、第65号、第66号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 12番、古沢勝則議員。

(12番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

○12番(古沢勝則議員) ご承知のことではありますが、新野委員長が病氣療養中のため、私、副委員長、古沢が代って建設常任委員会の報告をいたします。よろしくお願いいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

今定例会に、市道路線の認定議案が提出されている銭函新通線についてだが、この沿線の整備状況は場所によって大きな格差があり、路線の起点、終点付近ははまだ工事が着工されていない。また、沿線付近や枝線には、側溝の未整備箇所も数多く見受けられるなど、銭函地域全体が全市的な比較の中でも道路行政の立遅れが非常に目立っている。今回の市道路線の認定を契機に、同線の未整備箇所の早期着工はもちろんのこと、地域全体の発展に向け、さらなる努力、検討を行ってほしいがどうか。

昨年11月に開通した豊井道線については、12月から冬期間の車両通行禁止の措置が講じられているが、既にロードヒーティングの敷設箇所もあり、市としては、通年開通すべきではないのか。この路線は、地域住民の

生活関連道路としての機能は言うまでもなく、観光シーズンには、道道小樽海岸公園線の車両う回路として重要な役割を担っている。急カーブ、急勾配を考慮しての通行禁止措置というのであれば、例えば、信号機設置や砂まきを充実することで十分に対応が可能と思うがどうか。

高島小学校前の信号機設置に合わせて、地先からは歩道新設の要望が強いが、現地は変則的に道路が交差しているため、公安委員会からは、たとえ歩道が新設されても信号機設置は難しい旨の見解が示されているという。しかしながら、これらの道路は、高島小学校、北山中学校の生徒の通学路ともなっているため、当委員会でも長期間にわたり検討が重ねられてきた問題でもある。信号機設置予定箇所を変更するなどの方法も検討し、早期に何らかの対策を講じる必要があると思うがどうか。

市道の整備状況についてだが、車歩道部分の状況は道路台帳を見れば、一目瞭然に現状を把握できるが、側溝部分については、道路台帳で整理が行われておらず、ここ数年間の整備箇所がわかる程度であり、延長距離さえもはっきりしていないのが現状である。市では、既に都市計画図のデジタルデータ化が行われていると聞くが、市内側溝の現況図づくりに向け、同様の検討をしてはどうか。また、側溝にふたをかける基準では、バス路線や幹線道路などといった通過交通量の多い箇所を優先するとなっているが、市民要望にあるように、例えば、ごみステーションの横に位置する側溝への設置など、ケースバイケースで基準を柔軟に運用していく考えはないのか。

陳情第13号の願意である長橋3丁目21番、22番付近の道路整備については、現道を管理する国立療養所が本年9月をもって廃止されるため、現在、この道路を生活路線として利用する周辺の住民からは、今後の通行に不安の声が上がっている。ここは、本来的には入院患者の避難道路との位置づけであるが、経営譲渡を受ける北海道済生会が塀などを設置し通行止めの措置を講じた場合には、26世帯の住民は袋小路に閉じ込められることになる。市は、済生会と十分に協議を重ねるとともに、地域住民の道路確保との観点に立ち、現道敷地を市道用地として購入の上、速やかに整備を進めてほしいがどうか。

榎里沢踏切の拡幅改良を求める陳情についてだが、現地はJR朝里駅を挟み、この踏切以外に小樽側にもう一カ所の踏切がある。JR北海道は、安全上の理由から、踏切道は前後の道路と同幅員にすること、朝里駅に通じる踏切2カ所を1カ所に集約すること、市道榎里沢線との交差は原則的に立体交差で、平面交差の場合は、踏切前後の道路30メートルは平坦な直線とすること、駅ホームの一部を撤去することという物理的に極めて困難な拡幅の条件を示しており、現地の道路事情、交通量から考えて、拡幅は現実的でないとしている。この陳情は、既に2年以上も継続審査となっているが、JRの見解から判断しても、願意にこたえることは難しいと思うがどうか。

今年度から、地域総合除雪業務を基本とした新たな除雪体制に移行しており、その効率性、請負金額、苦情件数などが、例年と比べてどのように変化するかが注目されていた。しかしながら、今年の冬は観測史上、まれに見る雪が少ない特異なシーズンであったため、その有効性や問題点の検証に参考となるべき点はほとんどなかったと受け止めているが、意外にもステーションには、市の予想をはるかに超える要望や苦情があったという。実質的に、来年度が最初の検証の年になると思うが、雪が少なくても苦情は多かったという今年の経験も生かし、より優れた制度になるよう研究に努めてほしいがどうか。

北海道住宅管理公社の窓口対応に対して苦情が寄せられている。以前の当委員会で職員の接客マナーの悪さを指摘したが、今回も、「市営住宅に申し込む資格はない」との暴言を浴びせられたとの相談があった。このような事態がたびたび発生するのは、一つには、公社内の閉ざされた空間での個別面談方式に起因すると思うが

どうか。人目を気にせず、たとえ、どんなことを言っても、だれからも注意されないという安心感から、一向に対応の悪さが改善されていないのではないかと。市職員は、一般的に市民との対応に優れていると感じており、現在、公社に委託している市営住宅の申込事務は、今後、直営に戻すことも検討すべきと思うがどうか。

オタモイ市営住宅の建替計画が実施となれば、現在、市営住宅が建つ借上民有地については、再生区域と用途廃止区域に二分される。再生区域の地権者は、新たに市営住宅が建設されるため、これまで同様、市から借地料が支払われることとなるが、用途廃止区域の地権者には、住宅の撤去後、市から地代が入ることはない。現地は、急勾配であり、新しい借り手を見つけることは困難が予想されるため、市としても積極的に借地人を紹介するなどといった協力を行っていくべきと思うがどうか。用途廃止区域の市有地も、同じく非常に傾斜がきつい箇所であるが、地域の発展も考慮して、斜面を利用した住宅設計など、市主導で民間に働きかけ、有効な跡地利用を検討してほしいがどうか。

昨年12月に、景気対策の一環として補正予算を組んだ下水道中継ポンプ場の電気設備をはじめとした水道局発注の電気関連工事は、そのほとんどを市外業者が受注している。現状、市内業者の技術力では対応しきれないというのが主な理由というが、本市の景気対策を図るために実施する工事でさえも、市外業者が受注するとなれば、本来の目的や効果が見られなくなってしまう。市としては、例えば、市内業者が参加する共同企業体への発注や、市内業者への下請発注を積極的に受注者に依頼するなど、地元業者の育成に向けた方策を検討すべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第13号、第21号、第52号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定しました。

次に、請願第11号、第13号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第24号、第29号、第43号、第62号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定しました。

次に、議案第55号、第56号につきましては、全会一致で可決と決定しました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） これより、一括討論に入ります。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 23番、武井義恵議員。

（23番 武井義恵議員登壇）（拍手）

○23番（武井義恵議員） 民主党・市民連合を代表し、ただいま報告がありました委員長報告に反対の討論をいたします。

委員長報告のうち、陳情第13号長橋3丁目21番、22番付近道路の整備方については、採択を、陳情第21号、第52号、市道榎里沢線と交差するJR函館本線榎里沢踏切の拡幅改良方については不採択を主張いたします。

その理由でございますが、陳情第13号は国立療養所敷地内を通行している市民に対し、国立療養所側から通行を遠慮してもらいたいとのことが求められております。

ここを通行しなければ、長橋3丁目21番に住む住民26世帯が袋小路に閉じ込められて、日常生活が不可能になります。したがって、今年10月を目途に、北海道済生会に移行される方向で話が進んでいる模様であります。塀などを区切らないうちに、ぜひとも、現在の国立療養所構内を通行している市民に対し、通行禁止の看板を外して、快く通行のできる状況にさせていただくべく、この陳情の採択を求めるものであります。

次に、陳情第21号、第52号でございますが、両陳情を通じて、署名者は1,736名を数えるのでありますが、平成11年以降、私自身、JRとの再三にわたっての交渉をしてみましたが、JR側からは、次の理由で了解を得ることができませんでした。

その理由の一つとして、踏切道は前後の道路と同幅員とするのが原則で、踏切のみの拡幅は事故を誘発するため、安全上認められない。その2、仮に踏切前後の道路拡幅計画が可能としても、朝里駅に通じる東西2カ所の踏切を1カ所に集約することも協議対象となる。その3、踏切を拡幅する際は立体交差を原則とするが、やむを得ず平面交差とする場合、踏切前後の道路それぞれ30メートルの区間を2.5%以下に、かつ直線とする必要があるが、現地の地形上、対応は困難である。その4、踏切拡幅には、ホームの一部の撤去も必要であり、臨時停車等も考慮せねばならないため、簡単に撤去はできない。

以上の理由から、この陳情は現実的とは思えないと、JRの回答であります。その上、JRの主張の中には、地域住民の引っ越し等も考慮しなければなりません。したがって、いつまでも不可能なことで陳情者に期待感を抱かせるのも好ましくありません。

よって、陳情者には、今までの調査も含め、その不可能な理由を知らしめることも私どもの責務ではないかと思い、不採択を主張するものであります。

これ以外に付託されました議案、請願、陳情については、委員長報告に賛成であることを述べて、私の討論といたします。(拍手)

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 11番、新谷とし議員。

(11番 新谷とし議員登壇)(拍手)

○11番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、継続審査中の案件、請願第11号、第13号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第13号、第21号、第24号、第29号、第43号、第52号、第62号について、その願意は極めて妥当であり、いずれも採択を求めます。

請願・陳情17件の内訳は、ロードヒーティング敷設方に関するものが11件、道路整備、踏切の改良に関するものが各2件、除排雪、河川の整備に関するものがそれぞれ1件となっています。

昨年の第4回定例会で、委員長報告に反対して討論に立った我が党の古沢議員も明らかにしましたが、そのうち過半数を超える9件の陳情案件は、新しく議会が構成された平成11年第2回定例会に向けて提出されてきたものです。新しい議会に対する市民の期待の大きさをあらわしているものではないでしょうか。

しかし、継続審査という名のもとに、議会は長期間にわたり、この市民要求を棚上げにしてきました。

さて、案件中のロードヒーティング敷設方についてです。

11件の請願・陳情箇所の道路勾配は10%から21%、例えば、天狗山スキー場のロングラインコースは、平均斜度が13%、最大斜度で23%ですから、これらの道路がスキー場並みに危険な坂道だということがわかります。路線の延長は、約11キロメートル、うち敷設要望箇所は約900メートルに及びます。所管部の交通量調査でも、1日当たり午前7時から午後1時までの車両通行量で400台を超えているのが2路線、また、天狗山登山分線の場合には住民署名が1,300筆も添えられていました。

小樽は、歴史、ロマン、港のまちです。そして、坂のまちです。このまちに暮らす市民が、このまちの特徴を生かしたまちづくりを進めてほしい、雪の季節を安心して暮らしたい、このように願うのは当然のことではないでしょうか。これまでの幹線道路、自動車道路を優先したロードヒーティング敷設から、生活道路の整備

にこそ予算を回してほしいという願意は、極めて妥当だと思うのですが、いかがでしょうか。

このほかの案件も、これまで繰り返し採択を求めてきましたが、この際、特に陳情第52号、市道榎里沢線と交差するＪＲ函館本線榎里沢踏切の拡幅改良方について、一言申し述べておきます。

我が党は、毎年、ＪＲ北海道本社とさまざまな問題で交渉していますが、この陳情要望に関して全くだめという答えはいただいております。榎里沢踏切は、狭い上に老朽化していて、特に冬場には大型車が脱輪したり、車両通行中には市民が歩けないなど、大変危険です。

先ほど述べられました立体交差は、全く地元の地理を理解していない空論です。拡幅は困難というＪＲ見解を理由にして、採択を主張しない態度をとることは、住民要望を実現する立場の議員としていかがなものかと言わざるを得ません。

以上、各会派議員の皆さんが、市民願意に基づいて積極的な態度を表明されるよう期待しまして、討論を終わります。（拍手）

（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） ７番、松本聖議員。

（７番 松本 聖議員登壇）（拍手）

○７番（松本 聖議員） 市民クラブを代表いたしまして、陳情第21号及び第52号については不採択を主張して、討論いたします。

これらの陳情は、先ほど来から討論がございましたように、いずれもＪＲ榎里沢踏切の拡幅改良を要請するものであります。

当該踏切の改良は、周辺住民の利便性の向上を訴えたものでありますけれども、ＪＲ北海道からは、現時点において拡幅は極めて難しい旨の回答が来ていると承知しております。また、このたびの委員会質疑におきましても、理事者から、現状では不可能との答弁がございました。

将来的に、当該踏切を含めたＪＲ朝里駅周辺の再開発が計画される可能性を否定することは今できませんけれども、現時点において、実現性が極めて低いという現状から考えますと、陳情者に過度の期待を持たせるような継続審査とすることは、大いに疑問を感じるところであります。さきの議会活性化研究会の報告書にも、継続審査とするは最小限にとどめるべきであると報告されております。

以上のことを総合的に考えますと、これらの陳情については不採択とせざるを得ないとの判断に至りました。審議未了、廃案ということのないように、議員各位のご判断を求めるところであります。

以上、討論といたします。（拍手）

○議長（松田日出男） 討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、陳情第13号、第21号、第52号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松田日出男） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第11号、第13号、陳情第３号ないし第５号、第７号ないし第10号、第12号、第24号、第29号、第43号、第62号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、市街地活性化特別委員長の報告を求めます。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 6番、中村岩雄議員。

(6番 中村岩雄議員登壇)(拍手)

○6番(中村岩雄議員) 市街地活性化特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第40号は、小樽築港駅周辺地区土地区画整理事業特別会計を廃止する内容であるが、今後、地区内において道路や上下水道の整備などが必要となった場合には、それらの経費は、一般会計などそれぞれ所管の会計で処理することになると思うがどうか。

議案第47号は、市街地活性化対策室の事務所を第1ビルから分庁舎の中小企業センターの跡に移転する内容である。本市は、中小零細企業のまちであり、本来、中小企業センターの組織については、多面的に機能アップが図られることが望ましく、市民にとって、わかりやすく、相談しやすい組織として確立されるべきである。あくまで中小企業センターの組織の統合、廃止を前提として市街地活性化対策室を移転することは、改めるべきと思うがどうか。

築港地区再開発に当たっては、これまで国、道、市が一体となって支援してきたが、小樽ベイシティ開発の別除権者である日本政策投資銀行は、政府系金融機関であるため、この銀行が債権を放棄するとなれば、二重、三重の税金の無駄遣いとなる。築港地区再開発事業を推進してきた市長の責任は重大と思うがどうか。

小樽ベイシティ開発の再生計画案に対して、テナントや取引業者等の合意形成が図られるためには、預り金、保証金の返済を担保されることが必要であり、行政として、テナントと取引業者を保護するという態度が求められると考えられるがどうか。

小樽ベイシティ開発のもう一つの別除権者であるポスフルも、日本政策投資銀行と同様、債権を放棄するべきと考えるがどうか。また、市は、小樽ベイシティ開発の再建措置について、ポスフルの具体的な意向を聞いていないというが、市としての具体的な支援方針を打ち出すためには、きちんと意向を把握すべきと考えるがどうか。

本年8月末に小樽ビブレが撤退した後は、ビブレ棟のテナント約60店のすべてでないというものの、1、2階部分に集約する計画という。移動にかかる費用は、それぞれのテナントとマイカル側との契約条件に基づき決定されていくというが、たとえ営業意欲があっても金銭的な負担に耐えられない店舗も多いと思う。店舗の移動経費や休業補償については、市としても、きちんとマイカル側に申し入れるべきと思うがどうか。

ビブレ棟のテナントは小樽ベイシティ開発に引き継がれるとのことだが、いろいろな形で債務の縮小、棚上げなどがなされ、再生計画が進められるとなれば、テナントの賃料が下がる可能性もあると考えられるがどう

か。今後、小樽ベイシティ開発の再生計画案の内容が具体的に判明してくる段階で、市としても債権者との交渉の状況をきちんと見据え、注目しながら、引き続き情報収集に努めるべきと思うがどうか。

小樽ベイシティ開発の所有する遊休資産である土地と建物の売却に関して、市に対しあっせんの協力支援が要請されたというが、具体的な条件は示されていない。心配なのは、今後、あっせんの話が形を変え、一民間企業に対する市の不公平な支援になりかねないのではとの懸念があり、十分に気をつけて対応してほしいと思うがどうか。また、小樽ベイシティ開発の遊休資産の売却に当たっては、当初計画におけるレジデンシャルゾーンの整備も白紙の状況になると思うが、今後、レジデンシャルゾーンについて、地域の用途変更もあり得るのかどうか。

小樽ビブレの撤退時期が本年8月末と示されたことから、雇用相談窓口がビブレ内に開設されたというが、マイカルの従業員だけでなく、各テナントの従業員も対象に含めたものと考えてよいのかどうか。

小樽ベイシティ開発が購入した保留地については、市に対し、転売禁止期間の撤廃についての要請がされたという。市としては、小樽ベイシティ開発の再生計画案が東京地裁に提出された後、できるだけ早い時期に回答することとなると思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

議案第47号につきましては、採決の結果、賛成多数により、可決と決定いたしました。

次に、議案第40号につきましては、全会一致により、可決と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、討論に入ります。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 12番、古沢勝則議員。

(12番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

○12番(古沢勝則議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第47号に否決の討論を行います。

本件、小樽都市計画事業中央通地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例案は、当該事業の事務所の所在地を、現在の駅前第1ビル4階から、色内1丁目9番5号に改めるものであります。つまり、新所在地とされた色内1丁目9番5号、ここに置かれている中小企業センターを廃止する、これを前提とした条例の改正案であり、賛成するわけにはいきません。

以下、その理由を述べます。

平成11年11月、我が党の反対を押し切って、中小企業基本法が国会で成立しました。我が党が反対した理由は、大きく言って二つであります。第一は、大企業と中小企業の格差、不利益の是正など、旧法が掲げた理念そのものが欠落していること。第二は、ベンチャー企業や一部優良企業の支援が重点とされ、その結果、零細企業を切り捨てる政策転換になってしまうことであります。

当市の場合、この新法の成立とあいまって、近時には市内事業所、商店の減少が一層進み、製造品出荷額や年間商品販売額などに大きな影響を与えています。また、創業30年以上のしにせと言われる企業の倒産が、今、全国的に広まり、市内においても販売不振を原因として、こうしたしにせの倒産が相次ぎ、市民を驚かせています。

一方、市内商業施設への大型店進出も顕著でありました。この10年間、売場面積 500平米以上の大型店は、

3.3倍に膨れ上がり、現在、店舗数でわずか2%にも満たない大型店三十数店で市内全体の小売業売場面積の実に73%を占めるに至っています。その中心は、何といてもマイカル小樽であります。全国、全道に比べても、いびつで異常なまちづくりが、歴代の市長や、与党会派が進めてきたその結果であります。

当市は、中小企業のまちであります。資本金1億円を超える企業法人は一けたどまり。基本法第2条で規定する中小企業が99.8%という、文字どおり小規模企業、零細業者、商店中心のまちであります。

ところで、本件議案の前提とされた中小企業センターの廃止は、こうした企業、業者の要請にこたえる道なのかどうか。かつて、市民や中小企業にわかりやすく、相談、指導が受けやすい、他の機関とのつながりも密接に行われる仕組み、商工業者のため相談しやすい組織、このように理事者が答えていた道だと言えるのかどうか。

機構改革案では、一つとして、全体職員数で1名減員であります。二つ目に、労政、企業立地の主幹職が廃止されています。三つ目に、相談・融資関係で1名減であります。何よりも、新機構の商業労政課、産業振興課は、現商工課フロアに集約され、ただでさえ狭い事務室スペースが果たして確保されるのかどうか、大変心配であります。

執務環境は、そのまま行政サービスに直結する問題です。深刻な不況、経営不振で、融資相談や経営相談の業務増が必至となっているにもかかわらず、相談業務はまるで片手間の仕事だと言わんばかりに、相談室は、現在の介護保険会議室、仮住まいの様相であります。新組織で相談室になっているのはこの会議室ですが、現在の使用状況から見ても、相談者に十分対応できる、そうした相談室になるとは到底思われません。

問題は、中小商工業者にどんな組織が求められているかであって、決して職員にとって使い勝手のよい組織ではありません。考えられている機構改革は、こうした点から検証してみれば、逆行、後退と見られても仕方がないものであります。センター機能を強化して、多面的な中小商工業者の要請にこたえる立場にこそ、確固として立つべきだと考えます。

例えば中小企業対策の予算をさらに大幅に増額すること、例えば融資だけではなく、技術や取引の相談にも応ずることができること、例えば製品検査、技術習得にも役立つ機能を持たせること、例えば各種講座を開設するなどして、後継者の育成を支援する機能を持たせること、こうした中小企業センターの開設、機能アップこそが求められているのであります。

議員各位とともに、いま一度考えてみたいと思いますが、小樽市中小企業等振興条例第1条、目的であります。この条例は、市内の中小企業等に対して、必要な助成等を行うことにより、その経済的、社会的な地位の向上と自主的な努力を促進し、もって中小企業等の健全な発展、地域産業の振興及び雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

議員各位が、こうした立場で本件議案第47号に対する態度決定をされるよう切に要望して、私の討論を終わります。(拍手)

○議長（松田日出男） 討論を終結し、順次、採決いたします。

まず、議案第47号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（松田日出男） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、議員定数に関する特別委員長の報告を求めます。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 13番、見楚谷登志議員。

（13番 見楚谷登志議員登壇）（拍手）

○13番（見楚谷登志議員） 議員定数に関する特別委員会の報告をいたします。

当委員会に付託されております議案第57号につきましては、去る3月6日に開催されました当委員会におきまして、採決の結果、継続審査と全会一致で決定をいたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） これより、議案第57号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第58号及び第59号」を一括議題とし、議案第58号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝磨登壇）（拍手）

○市長（山田勝磨） ただいま追加上程されました議案第58号について、提案理由を説明申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦につきましては、永谷光明氏の任期が平成14年7月31日をもって満了となりますので、引き続き同氏を委員候補者として推薦するものであります。

何とぞ原案どおりご同意賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（松田日出男） 議案第59号につきましては、提案理由の説明等を省略し、これより、一括採決いたします。

議案第58号は同意と、議案第59号は可決と決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし第15号」を一括議題といたします。

意見書案第11号ないし第15号につきましては、提案説明等を省略し、意見書案第1号ないし第10号について、提出者からそれぞれ提案理由の説明を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 22番、渡部智議員。

（22番 渡部 智議員登壇）（拍手）

○22番（渡部 智議員） 意見書案第1号負担増反対、医療制度の抜本改革を求める意見書案について、民

主党・市民連合を代表して提案説明を行います。

我が国の医療制度は、戦後すべての国民に平等に医療を受ける機会を保障するという観点から、国民皆保険制度を採用し、世界最高水準の平均寿命や、医療水準の実現に大きく貢献しています。

しかし、急速な少子高齢化の進展、医療技術の進歩、国民の意識の変化等を背景に、国民医療費は年々増加し続け、近年、経済情勢の悪化等とあいまって医療保険財政を圧迫し、医療保険制度は大幅な赤字となっており、抜本改革を急がなければなりません。

政府が、今次、通常国会に提案した健康保険等改正案は、抜本的改革を先送りし、国民、患者への大幅な負担増が中心で、当面の財政赤字を穴埋めしようとする内容になっています。今、必要な改革は、将来にわたって、安心して良質な医療提供体制を確立する抜本的な改革です。厳しい経済、雇用情勢の下、国民生活と将来不安はますます高まっており、患者、被保険者への負担増は行うべきではありません。

安心と信頼の国民皆保険制度を維持し、次のとおり、患者の立場に立った医療情報の公開、医療サービス体制を確立するよう強く要望します。

一つ、勤労者の健康保険料を引き上げ、患者窓口負担2割から3割への引上げは行わないこと。

二つ、高額医療費など、自己負担限度額の引上げは行わないこと。

三つ、医療制度の対象年齢引上げ、一定以上所得者の1割から2割への引上げは行わないこと。

四つ、医療に関する情報公開、救急体制や小児医療の拡充、手厚い看護体制など、安心、信頼、質の高い医療サービス体制を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しますので、賛同方をお願いし、提案説明といたします。(拍手)

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 10番、中島麗子議員。

(10番 中島麗子議員登壇)(拍手)

○10番(中島麗子議員) 提出者を代表して、意見書案第2号ないし第8号及び第10号について提案説明をします。

意見書案第2号は、請負企業の政治献金に関するものです。

北方四島支援事業やODAをめぐって、政、官、業の癒着に対する疑惑が広がり、国民の政治不信を買っています。

公職選挙法では、国や自治体の請負企業などからの議員への献金を禁じていますが、政党への企業団体献金も禁止して、政、官、業の癒着を解消することが必要です。

意見書案第3号は、政治家の口きき疑惑の解明に関するものです。

公共事業受注に当たり、自治体等に介入して仕事を回し、その見返りとして建設業者から口きき料を取っていた有力政治家の秘書、元秘書が問題になっています。政治家がどこまで関与していたのか、政治資金とのかわりはどうか、未解明のままです。このような口ききに関する疑惑を徹底究明して、政治の不信をなくし、信頼を回復することが重要です。

意見書案第4号は、雇用対策の充実に関するものです。

完全失業率が過去最悪の5.6%に達し、失業者があふれ、多くの国民が失業と倒産の不安と苦しみにさらされています。IT・電気産業をはじめ、一方的なリストラ、出向、派遣が相次ぎ、他方では消費不況の深刻化

と需要不足で倒産が続出しています。日本の雇用対策は、ヨーロッパと比べても、失業給付、労働時間などで著しく劣っています。政府として、雇用対策を抜本的に強めることを求めるものです。

意見書案第5号は、健康保険の自己負担に関するものです。

小泉内閣は、高齢者の1割負担の徹底と健康保険本人の3割負担の導入を目指しています。今でさえ重い自己負担が深刻な受診抑制を引き起こしているのに、これに追打ちをかける医療改革に対して、国民の強い不安と批判が渦巻いています。医療の基本は、いつでも、どこでも、だれもが安心してかけられることです。この立場で、一方的な患者負担にならない国民本位の医療改革を進めるよう要望するものです。

意見書案第6号は、憲法第9条を守り、有事法の制定に反対する内容です。

政府は、今国会にテロや不審船対策として有事法案を提案しようとしています。本来、テロや不審船、あるいは予期せぬ破壊行為は、犯罪を取り締まるものとして警察や海上保安庁が対応すべきものであり、自衛隊の必要はありません。また、有事法制は、国民を総動員するもので、言論・表現の自由、思想・信条の自由など基本的人権が大きく制限されることになります。戦争放棄の憲法第9条を持つ日本は、有事法制化ではなく、国際平和のためにこそ貢献すべきです。

意見書案第7号は、国立大学再編、統廃合と独立行政法人化に反対するものです。

国立大学の独立法人化問題は、行政改革に端を発しています。公務員の25%削減を打ち出し、それを実施するために国立大学の法人化ではあまりにも安易な発想です。教育研究機関としての視点がなく、財政負担の軽減のために国立大学の統廃合や教職員の定数削減をするにすぎません。慎重な審議を尽くし、特に道内の国公立大学、高専については充実強化に配慮し、均衡ある発展に努めるよう要望します。

意見書案第8号は、児童扶養手当制度の改革案を撤回するものです。

政府が国会に提案している改革案では、児童扶養手当の大幅な削減になります。母子家庭児童の福祉の増進を図るという児童扶養手当の手当法の目的に反するばかりか、母子家庭が増加している現状に逆行し、長期化する不況の下で困難を極めている生活に拍車をかけるもので、撤回を求めるものです。

意見書案第10号は、鈴木宗男衆議院議員の議員辞職を求めるものです。

鈴木宗男衆議院議員による外務省を舞台とした疑惑が次々と発生し、多くの国民より、真相究明と議員辞職を求める声が大変強くなっています。アフガニスタン復興支援国際会議のNGOの出席問題、アフリカ支援事業、北方四島支援事業などの外交政策が、一人の議員によってゆがめられたのは重大問題です。国民の疑惑を解明し、政治の信頼を取り戻すためにも、真実を明らかにし、鈴木議員を自民党離党で済まらず、議員辞職を強く求めるものです。

以上、提案といたします。(拍手)

(「議長、32番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 32番、高橋克幸議員。

(32番 高橋克幸議員登壇)(拍手)

○32番(高橋克幸議員) 意見書案第9号 ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立を求める意見書案について、提案の趣旨説明を行います。

我が国の雇用状況は完全失業率が5%を超えるなど、極めて厳しい状況にあり、今後の企業倒産やリストラ等のすう勢を考えれば、なお一層厳しさを増すことも予想されます。

こうした状況の中で、従来型の雇用対策のみでは事態への対応は困難であり、新しい発想に立った対策の一

つとしてワークシェアリングが注目を浴びております。ワークシェアリングとは、1人当たりの労働時間を短縮し、仕事を分かち合う雇用対策で、欧州で広く実施され、一定の成果を上げております。ワークシェアリングは、何よりも失業者増加に歯止めをかけ、新しい雇用を増やす端緒となる可能性を持っています。

政府は、早急に「政労使検討会議」における合意形成を図り、失業者の抑制や雇用増加に寄与するワークシェアリングの導入を推進し、あわせて、パートタイム労働者や短期労働者等の待遇の改善、社会的地位の向上を図るべきであります。

以上、議員各位の賛同をお願いし、提案の趣旨説明といたします。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、意見書案第1号ないし第10号について、一括討論に入ります。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

(24番 北野義紀議員登壇)(拍手)

○24番(北野義紀議員) 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし第8号、第10号に賛成、第9号に反対の討論を行います。

意見書案第1号、第5号は、健康保険の改悪をやめて、制度の改善を求めるものです。健保本人の自己負担を来年4月から3割にし、政府管掌保険の保険料を、ボーナスを含めて年収ベースで現行の7.5%から8.2%に引き上げるといいます。また、抜本改革を2002年度中に医療保険制度の統廃合、統合・再編、また新しい高齢者医療制度を創設するとして、お年寄り全員から重い保険料を徴収するなどの基本方針を策定しようとしています。

厚生労働省の発表でも、扶養家族として息子さんなどの健康保険に入っておられる方、保険料を払っていない人は300万人いるそうです。こういう人からも、今度、介護保険などと同じ方式でしょうか、保険料を徴収するという計画です。これが行われますと、現在高血圧で月2回通院すると、2割負担ですから3,500円くらいですが、3割になると5,260円、虫歯の治療で月2回通院しますと、現在1,860円ですが、これが2,790円それぞれ1.5倍になります。入院では、大腸検査でポリープが発見されてポリープを除去するということで2日間入院すると、2万3,450円の自己負担ですが、これが3万4,790円にそれぞれ負担が引き上げられます。

1997年に健保本人の負担が現在の2割に引き上げられて以降、どういう状態が生まれているか。最近の調査で、ぐあいが悪くても医者へかからない健康保険加入者が32万人いると報告されています。また、厚生労働省の調査によっても、健保本人2割負担になってから、慢性疾患の12万人の人が医者へかからなくなったということです。高血圧、糖尿病で医者の治療を受け、薬を服用しなければならないのに、2割負担の重みに耐えかねて医者へ行かないというのがその理由です。これは、厚生労働省の調査でそうなっているのです。

ご承知のように高血圧や糖尿病は治療していても、人によっては人工透析などにせざるを得ないところに進行することもあるわけですから、まして、治療が必要なのに治療も受けず、薬も服用しないということになったらどうなるか。国民の健康、とりわけ一家の大黒柱である健康保険本人の健康が非常に心配される。だから、日本医師会もこういう負担増には反対だということを表明し、小樽の各院所でも外来で、窓口で、署名にご協力くださいと呼びかけられているではありませんか。

公明党は、昨年の参議院の選挙のとき、全国保険医団体連合会のアンケートに、健保本人3割負担は反対、反対という欄にマルを書いて回答しているのですよ。この公約違反をどう説明するのか。後で討論する秋山議員には、ぜひこのあたりを詳しく説明をお願いしたいものです。

次は、意見書案第2号、第3号についてです。

今回の鈴木宗男議員の北方四島支援事業に絡んで、請負業者から政治献金という名前で自分の政治団体に事実上のわいろをもらっていたことが国民の怒りを呼んでいるわけです。こうなるのも、現在の公職選挙法では、国や地方自治体の請負業者から議員個人への献金は禁止していますが、政党へは認められているからです。

また、先ほどの提案理由説明では、中島議員は名前は言いませんでしたが、私は名前を申し上げます。加藤紘一元自民党幹事長の事務所の代表が、公共事業に絡んで口ききを行い、多額のお金を懐に入れていたことも国民の怒りを買っています。国民世論の前に、鈴木宗男議員、加藤紘一議員は自民党を離党いたしました。こんなことで事は済まない。これまでと同様、同じことが繰り返されることは目に見えていますから、国民世論は議員辞職を求めているわけです。

政、官、業の癒着をなくす保障は、請負企業からの政治献金を一切禁止し、その大本となっている企業団体からの献金をこれまた一切禁止すること以外にありません。そのためにも、この不況で生活が苦しい中、額に汗して納税している国民から、政党や政治家が政治献金の名の下に懐を肥やしていることに怒りが集中しているわけですから、この疑惑の実態を究明し、2度とこのようなことが起きないように制度として保障することが求められているわけです。

次は、意見書案第4号、第9号に関してです。

第9号のワークシェアリング等積極型雇用対策の確立を求める意見書案ですが、ワークシェアリングの導入を言う場合、現実に行われているリストラの規制抜きには意味がありません。

ただいまの提案説明で、高橋議員は、外国で導入されて効果があると説明なさいましたけれども、これはリストラが行われていない、企業によるリストラが日本みたく勝手に行われるようなヨーロッパではない、この社会的事情をどう説明するのか。

また、原案では、「その仕組み次第で、(中略)さまざまな労働形態を有する多様な選択肢を持った21世紀型の新しい社会形成に寄与する可能性を持っております。」としています。今、政府・財界が進めている不安定雇用の拡大を21世紀型の新しい社会形成に寄与すると、ワークシェアリングを口実に労働条件の悪化を肯定するもので、受け入れることはできません。

意見書の協議の場で、この見地を削除し、「大規模リストラの規制とただ働き残業や長時間労働の根本的是正を行い」の文言を挿入するよう提案者である公明党に申し上げましたが、受け入れられませんでしたので、第9号には反対です。

同時に、我が党提案の第4号は、原案や提案説明にあるように、具体的な4項目を提案し、雇用確保や、そのための地方自治体への国の支援を求めており、市長にとっても極めて歓迎されるべき内容を含んでいます。

次は、第6号憲法第9条を守り、有事法の制定に反対する意見書案です。

周辺事態安全確保法に基づき、アメリカ有事の際、日本政府はもとより、地方自治体や民間の業者を強制的に協力させるための法制定で、一言で言えば、戦争に協力しない人を犯罪者にする、憲法の条文をあらゆる点で踏みにじるもので、許されません。

先ほどの総務常任委員会の討論で、法整備の不備を埋めることが必要との議論がありました。しかし、日本国憲法は、戦争はもとより、軍備そのものを持つことを禁じていますから、憲法違反の周辺事態法をつくったとき、国民の反対に遭って、戦争への協力を義務づけたり罰則を設けることができないままで国会を通過せざるを得なかったものです。これを、今度は、戦争にならないというので、戦争をスムーズに行おうとして、今

回の有事法の制定であり、憲法違反であることは言を待ちません。このことを指摘しておきます。

次は、第7号国立大学「再編」「統・廃合」と独立行政法人化に反対する意見書案です。

まず、独立行政法人化ですが、行政改革で公務員の削減が最大の要因となって打ち出されたものです。最高学府にふさわしく、必要な予算を確保し、各分野の学問と科学の研究、発展に貢献しなければならない大学を、単に財政上の理由からこれを独立行政法人化するなどということはあまりにも貧しい発想であります。

また、大学再編・統廃合ですが、現在、全国各地に均等に保障されている大学の大半をなくしてしまうことが許されるかどうかということが問われているわけです。地方に保障されている高等教育の機会を失わせ、国立大学が貢献している地域の経済や文化、教育に打撃を与えることになります。多くの地方で進学する高校生の4割から5割が同一県内の大学に進学していますから、もしその地方から大学がなくなったら、他の都道府県か、学費や入学金の高い私立大学へ進学せざるを得なくなり、現在の不況の下で大学進学をあきらめざるを得ない人たちをさらに多くつくることになります。

次は、第8号児童扶養手当制度の改革案を撤回する意見書案です。

政府は、母子家庭への児童の福祉の増進を図る児童扶養手当の目的や、すべての児童は平等であることをうたった児童福祉法の精神に沿って、母子家庭の子どもたちが健やかに育ち、教育を受けられるようにする責任があるわけです。

これに反して、1985年に児童扶養手当制度の改悪が行われました。厚生労働省の全国母子世帯等調査結果の概要によっても、平均年収は、一般家庭、父子家庭と比較しても、養育費や児童扶養手当を計算に入れても、母子家庭との格差は年々広がる一方です。この改善こそ望まれているのに、逆に児童扶養手当の新たな改悪で、母子家庭が増えている現状の中で、制度そのものの根幹を脅かすことは許されません。

最後は、第10号 鈴木宗男衆議院議員の議員辞職を求める意見書案です。

小樽商科大学出身の我が党の佐々木憲昭議員が、この問題を、ムネオ疑惑を追及したことがきっかけとなって、現在この問題は日本の政治の中心問題となっています。

この問題は、自民党政治の縮図と言えるものです。腐敗政治は後を絶っていません。この根本に、企業団体献金を依然として温存していることがあります。また、公共事業にかかわっても、政治家の口ききも、この企業献金が認められていることが根本にあります。

また、日本外交がでたらめであることが国民の前はもとより全世界に明らかにされました。NGOの代表のアフガニスタン復興会議への参加を妨害したこと。ムネオハウスに象徴される外国への支援事業が、政、官、業の癒着により、政治家の食べ物にされているでたらめさ、領土問題で政府の公式方針である四島一括返還さえもねじ曲げ、領土の返還より鈴木議員の個人的利益が優先されるというあるまじき行為が日本の首相特使の肩書の下で行われたり、鈴木議員の個人としての何の権限もないロシアとの交渉に外務省の担当局長が同席しているなど、全くでたらめな外交が平然として行われています。これが果たして日本の外交と言えるのか。国民みんなの前でこのことが問われています。

こういう数々の疑惑に包まれ、また、日本の主権を投げ捨てた鈴木議員は、衆議院議員としての資格がないことは明白であります。意見書案の協議の席で、自民党の方は、鈴木議員の疑惑は解明されていないと言いつつ、この鈴木宗男議員の議員辞職を求める意見書案には賛成できないというのはどういうことでしょうか。国民の願いを踏みにじり、日本の外交の主権放棄とも言うべき不祥事を容認すると言われても仕方ありません。

日本共産党は、こういう疑惑を徹底解明し、二度と引き起こされない体制を保障するために全力を尽くすこ

とを申し上げ、討論いたします。(拍手)

(「議長、34番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 34番、秋山京子議員。

(34番 秋山京子議員登壇)(拍手)

○34番(秋山京子議員) 公明党を代表いたしまして、意見書案第10号鈴木宗男衆議院議員の議員辞職を求める意見書に対し、賛成の討論をいたします。

公明党は、結党以来、清潔な政治実現へ向け、その政策を着実に実現してきた党であり、どこの政党よりも政治腐敗に厳しい党であります。この問題に対し、公明党は、鈴木宗男衆議院議員が一連の疑惑を招いた政治的、道義的責任は極めて重く、証人喚問後も、外務省職員の殴打問題等、社会的にも国民の間に不信、不満、怒りを惹起し、見逃すことはできないとし、鈴木議員の疑惑に対するスピーディーな真相解明と決断を強く求めてきていました。

今定例会における小樽市議会公明党の意見書案第10号への賛成は、より市民に近い立場から、国会議員として数々の疑惑と国民に対して政治不信を招いた責任の重さを自覚し、辞職という形で示すべきと判断し、賛成いたしました。

これを契機に、政と官の関係を見直し、二度と政治腐敗の温床にならぬよう、国民にも納得のできる仕組みを要望し、討論いたします。(拍手)

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 3番、成田晃司議員。

(3番 成田晃司議員登壇)(拍手)

○3番(成田晃司議員) 自民党を代表し、意見書案第10号については、現時点では疑惑の段階で、まだ刑事訴追はされておらず、議員としての身分はみずからが判断すべきと考えます。

よって、我が党といたしましては、今定例会における鈴木宗男衆議院議員の議員辞職を求める意見書案については、自席にて棄権とすることを申し上げ、討論いたします。

○議長(松田日出男) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号ないし第7号について、一括採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第8号について、採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第9号について、採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（松田日出男） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、意見書案第10号について、採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松田日出男） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） ご異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

第1回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 5時59分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 松 田 日 出 男

議 員 横 田 久 俊

議 員 高 橋 克 幸

○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書案

○平成14年小樽市議会第1回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告（招集日印刷配付分）

(1) 木野下智哉、佐藤利幸両監査委員から、平成13年12月～平成14年1月分の各会計例月出納検査について報告があった。

(2) 平成13年第4回定例会において採択と決定した陳情の処理経過について、次のとおり報告があった。

陳情第53号「国道5号銭函西郵便局前へのバス待合室設置方について」は、2月1日に所管である小樽開発建設部へ要望書を提出したところ、同部より「要望箇所には敷地がなく設置できないが、地先の了承が得られる場所で、実施時期を含め設置の方向で検討したい。」との回答がありました。

陳情第69号「小樽商工信用組合桜町支店の存続方について」は、12月14日小樽商工信用組合から桜町支店を含む存続店舗が公表されたところであります。

以 上

負担増反対、医療制度の抜本改革を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	佐々木	勝	利
	同	渡	部	智
	同	武	井	義 恵

我が国の医療制度は、戦後、すべての国民に平等に医療を受ける機会を保障するという観点から、国民皆保険制度を採用し、世界最高水準の平均寿命や医療水準の実現に大きく貢献しています。

しかし、急速な少子高齢化の進展、医療技術の進歩、国民の意識の変化等を背景に国民医療費は年々増加し続け、近年の経済情勢の悪化等とあいまって、医療保険財政を圧迫し、医療保険制度は大幅な赤字となっており、抜本改革を急がなければなりません。

政府が今次通常国会に提案した健康保険等「改正」案は、抜本的改革を先送りし、国民・患者への大幅な負担増が中心で、当面の財政赤字を穴埋めしようとする内容になっています。今、必要な改革は、将来にわたって安心して良質な医療提供体制を確立する抜本的な改革です。厳しい経済・雇用情勢の下、国民生活の将来不安はますます高まっており、患者・被保険者への負担増は行うべきではありません。

安心と信頼の国民皆保険制度を維持し、下記のとおり、患者の立場に立った医療情報の公開、医療サービス体制を確立するよう強く要望します。

記

- 1 勤労者の健康保険料引上げ、患者窓口負担 2 割から 3 割への引上げは行わないこと。
- 2 高額医療費など自己負担限度額の引上げは行わないこと。
- 3 老人医療の対象年齢引上げ、一定以上所得者の 1 割から 2 割への引上げは行わないこと。
- 4 医療に関する情報公開、救急体制や小児医療の拡充、手厚い看護体制など安心・信頼、質の高い医療サービス体制を確立すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 14 年 3 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	平成 14 年 3 月 22 日	議決結果	否 決	
-------	------------------	------	-----	--

請負企業の政治献金に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中	島	麗	子
	同	新	谷	と	し
	同	古	沢	勝	則
	同	北	野	義	紀
	同	西	脇		清
	同	高	階	孝	次

北方四島支援事業やODA（政府開発援助）をめぐって、政官業の癒着に対する疑惑が広がり、国民の政治不信を買っています。

公職選挙法では、国や自治体の請負企業などからの議員への献金を禁じていますが、政党活動では認められています。政官業の癒着を解消していくためには、国や自治体の請負企業からの政治献金を禁止することが必要です。

よって、政府においては、請負企業からの政治献金を禁止するよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年3月22日
小樽市議会

議決年月日	平成14年3月22日	議決結果	否 決	
-------	------------	------	-----	--

政治家の口利き疑惑の解明に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中	島	麗	子
	同	新	谷	と	し
	同	古	沢	勝	則
	同	北	野	義	紀
	同	西	脇		清
	同	高	階	孝	次

有力政治家の秘書、元秘書による公共事業への口利き問題が、今、国民の大きな不信を呼び起こしています。

公共事業受注に当たり、自治体等に介入して仕事を回し、その見返りとして建設業者から口利き料をとるというものです。政治家がどこまで関与したのか、自身の政治資金とのかかわりはどうなのか、未解明のことが多くあります。

また、政治腐敗一掃のためには、その元凶である企業献金の禁止や、また、私設秘書を含めた口利きをなくす方策を取ることが必要です。

政治不信の解消なくして、民主政治は成り立ちません。口利きに関する疑惑を徹底究明し、政治への信頼を回復することを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年3月22日
小樽市議会

議決年月日	平成14年3月22日	議決結果	否 決	
-------	------------	------	-----	--

雇用対策の充実に係る意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中	島	麗	子
	同	新	谷	と	し
	同	古	沢	勝	則
	同	北	野	義	紀
	同	西	脇		清
	同	高	階	孝	次

完全失業率が過去最悪の 5.6% に達し、失業者があふれ、多くの国民が失業と倒産の不安、苦しみにさらされています。

I T、電気産業をはじめ、一方的なリストラ、出向や派遣が相次いでいます。

他方では、消費不況の深刻化と需要不足が目立ち、倒産が続出しています。

昨夏、E U の欧州委員会は、「企業の社会的責任」についての提言を出し、雇用環境、取引、地域などへの社会的責任を果たすことを求めています。日本では、これとは全く逆の流れです。

日本の雇用対策は、ヨーロッパと比べても、失業給付、訓練手当、労働時間、公的雇用の各面で著しく劣っているのが実態です。

よって、政府においては、雇用対策を抜本的に強めるよう、下記の事項について要望します。

記

- 1 雇用を守る社会的責任を企業に果たさせる対策をとること。
- 2 長時間労働是正のため、サービス残業の根絶と有給休暇の完全取得を徹底する措置をとること。残業の上限を「指針」から法的改正に踏み込むこと。
- 3 欧州のように、失業給付を、失業者が次の職業に就くまで生活保障するよう抜本改正を図ること。
- 4 教育、保育、福祉、消防などの公的雇用拡充のため、自治体への支援を強めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 14 年 3 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	平成 14 年 3 月 22 日	議決結果	否 決	
-------	------------------	------	-----	--

健康保険の自己負担に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中	島	麗	子
	同	新	谷	と	し
	同	古	沢	勝	則
	同	北	野	義	紀
	同	西	脇		清
	同	高	階	孝	次

小泉内閣は、高齢者の1割自己負担の徹底と健康保険の3割自己負担の導入を目指しています。今でさえ、重い自己負担が深刻な受診抑制を引き起こしており、これに追い打ちを掛ける「医療改革」方針に対して、国民の強い不安と批判が渦巻いております。被雇用労働者などの社会保険の自己負担が3割になると、重すぎる窓口負担で医者にかかれない場合も、生じかねません。

日本の家計支出に占める医療保険費の割合は11%と、イギリスの2.2%、ドイツ4.5%に比べても、格段に高くなっています。また、日本の高すぎる薬価を適正に引き下げれば、1兆5千億円もの節約が可能との試算もあります。

よって、政府においては、国民本位の医療改革を進めるとともに、一方的な患者負担増を招かないよう措置することを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年3月22日
小樽市議会

議決年月日	平成14年3月22日	議決結果	否 決	
-------	------------	------	-----	--

憲法第9条を守り、有事法の制定に反対する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中	島	麗	子
	同	新	谷	と	し
	同	古	沢	勝	則
	同	北	野	義	紀
	同	西	脇		清
	同	高	階	孝	次

私たちは、57年前の終戦の反省に立ち、「戦争も核兵器もない、平和な日本と世界」「子どもたちを二度と戦場に送らない」ことを目指して、今日の日本をつくり出してきました。しかし、政府は現在開会中の第154回通常国会に、テロ対策や不審船対策を行うことが必要だとして、有事法案を提出しようとしています。

本来、テロや不審船、あるいは予期せぬ破壊行為は、犯罪を取り締まるものとして、警察や海上保安庁が対応すべき事項です。さきの「不審船」においても、実際に対応したのは海上保安庁であり、領海の安全は十分に現在の法令においても確保されます。

日本が憲法の上に立ち、平和主義を貫くならば、戦争行為に加わるための自衛隊(防衛庁)出動は、全く必要がありません。

また、有事法制は、国民を総動員するためのものでもあります。

有事の際には、民間施設の協力事項として、医療・輸送などのほかに、地方自治体の軍隊への協力（徴用）が説かれています。さらには、民間会社、一般市民も、強制的な戦争協力を強いられます。

日本政府自身、今、日本に大規模で直接的な侵攻を企てる外国勢力はいないことを認めています。こうした現在の情勢において、戦争を放棄した憲法第9条を持つ日本が、有事法を制定することは、断じて許されません。

むしろ日本は、平和のための外交努力とその国際貢献を、今こそ実行すべきです。さきの大战で多くの被害を与えたアジアをはじめ、世界諸国もそれを望んでいます。

有事法は、憲法第9条を破壊し、言論・表現の自由、思想・信条の自由、更には身体の自由までじゅうりんします。この法制が実施されれば、世界的にも普遍化し、保障されている「基本的人権」が大きく制約されることは必至です。

有事法の国会上程、制定に反対します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年3月22日
小樽市議会

議決年月日	平成14年3月22日	議決結果	否 決	
-------	------------	------	-----	--

国立大学「再編」「統・廃合」と独立行政法人化に反対する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中	島	麗	子
	同	新	谷	と	し
	同	古	沢	勝	則
	同	北	野	義	紀
	同	西	脇		清
	同	高	階	孝	次

平成11年9月20日、文部省（当時）は国立大学長・共同利用機関長会議において、独立行政法人化を受け入れて「独立行政法人通則法」を個別法ないし特例措置で対処する旨を提案し、一昨年7月以降「調査検討会議」を設置して検討を進めてきました。

通則法は国立大学の組織運営形態になじまないという国大協の強い意見表明もあり、文部科学省は「大学法人法」を「強行」しようとしています。

このことは、国及び社会に対して、学問や文化、科学・技術などあらゆる分野にわたって多大な貢献をしてきた国立大学を解消することであり、多方面に大きな影響を与え、とりわけ、地域社会の維持・発展に大きな影響を及ぼすものです。

国立大学の独立行政法人化問題が急浮上してきたのは、行政改革問題に端を発しています。

小さな政府・行政を目指すとし、「公務員の25%削減」を打ち出し、それを国立大学の法人化等で対処しようとするのは、あまりにも安易な発想です。

このたびの「独立行政法人化」の動きには、焦びの課題である教育研究をどうするのかという視点が存在せず、単に財政負担の軽減のために、事実上の国立大学の統廃合や教職員の定数削減を迫るものです。

さらに重大なのは、いわゆる、「構造改革」の「大学版」とも言うべき「遠山プラン」が示す、大学の「再編」、「統・廃合」を強行しようとしていることです。

この「遠山プラン」は、「国大協」や大学関係者との事前の「協議」もなく、遠山文部科学大臣が経済財政諮問会議（平成13年6月11日）に、突如、提出したものです。

このことから、大学の「再編」、「統・廃合」と独立行政法人化については、慎重な審議・検討をつくされ、特に地方都市に位置する道内国公立大学・高専については、その教育研究基盤の充実、強化に配慮され、国公立大学、高等教育の均衡ある発展に努められることが必要です。

よって、政府においては、大学の「再編」、「統・廃合」と国立大学を独立行政法人化しないよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年3月22日
小樽市議会

議決年月日	平成14年3月22日	議決結果	否 決	
-------	------------	------	-----	--

児童扶養手当制度の改革案を撤回する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中	島	麗	子
	同	新	谷	と	し
	同	古	沢	勝	則
	同	北	野	義	紀
	同	西	脇		清
	同	高	階	孝	次

政府は、母子家庭に支給している児童扶養手当の減額をはじめとした制度の改革案を今国会に提出しています。

この改革案では、所得制限が引き上げられるものの、母子家庭では、父親からの養育費を所得に算入することや受給期間が5年を超えた場合には手当を減額するなどの内容が盛り込まれており、年収が一般家庭より低い母子家庭にとっては大幅な手当削減となり生活そのものに大きな影響を与えるものです。

政府には、「母子家庭児童の福祉の増進を図る」という児童扶養手当法の目的や、「すべての児童はひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」という児童福祉法の精神に則っとり、母子家庭の子どもが健やかに育ち、安心して教育を受けられるようにする責務があります。

しかし、この改革案では、その責務を果たせないばかりか、母子家庭が増加している現状に逆行し、長期化する不況で困難を極めている生活に追い打ちをかけるものであり、制度の根幹を脅かすことは明らかなです。

よって、政府においては、児童扶養手当制度の改革案を撤回するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年3月22日
小樽市議会

議決年月日	平成14年3月22日	議決結果	否 決	
-------	------------	------	-----	--

ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	成	田	晃	司
	同	大	畠		護
	同	渡	部		智
	同	高	橋	克	幸

昨今、我が国の経済及び雇用状況は、より一層厳しい状況に直面しています。総務省調査によれば、昨年12月期の完全失業率は過去最悪の5.6%を記録し、有効求人倍率も0.51倍と6カ月連続で悪化しています。また、平成13年度の年間平均失業率も、5%を超える状況となっています。こうした雇用状況は、今後の企業の倒産やリストラ等の趨勢を考えれば、今後一層厳しさを増すことも予想されています。

政府においては、構造改革に伴う経済の「痛み」に対し、平成13年度補正予算や平成14年度予算に基づく景気対応型構造改革や緊急雇用対策などによって、懸命の対応を行っているところでありますが、職業紹介の充実や失業給付・雇用訓練期間の延長あるいは職業訓練体制の強化・充実等の従来型の雇用対策のみでは、こうした厳しい事態への対応は困難であり、新しい発想に立った対策・対応が不可欠となっております。

こうした状況の中で、最近、ワークシェアリングが注目を浴びております。ワークシェアリングとは1人当たりの労働時間を短縮し、仕事を分かち合う雇用政策であり、すでに欧州において広く実施され、雇用の確保や失業者対策に一定の成果を上げております。最近、我が国においても、この制度の導入に向けて、政府と労働組合及び経営者団体の三者による「政労使検討会議」が設置され、合意形成に向けて協議が開始されたところであります。

ワークシェアリングは、克服すべきさまざまな課題を有するものの、何よりも失業者増加に歯止めを掛け、新しい雇用を増やす端緒ともなる可能性を持っています。また、その仕組み次第で、我が国の懸案である労働時間の短縮や、さまざまな労働形態等を有する多様な選択肢を持った21世紀型の新しい社会形成に寄与する可能性も持っています。

政府においては、早急に「政労使検討会議」における合意形成を図り、さらに国民の意見も聴きつつ、失業者の抑制や雇用増加に寄与するワークシェアリングの導入を推進すべきであります。また、同時に必要なことは、パートタイム労働者や短期労働者等の待遇改善や社会的地位の向上を図ることであり、ワークシェアリングと併せて、それらの改善を図るべきであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年3月22日
小樽市議会

議決年月日	平成14年3月22日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	------------	------	-----	---------

鈴木宗男衆議院議員の議員辞職を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	松 本	聖
	同	中 島	麗 子
	同	佐々木	勝 利
	同	秋 山	京 子

鈴木宗男衆議院議員による、外務省を舞台とした疑惑が次々と発生し、多くの国民から真相解明と議員辞職を求める声が大変強くなっています。

アフガニスタン復興支援国際会議のNGO（非政府組織）の出席問題、アフリカへの支援事業、そして北方四島への支援をめぐる「友好の家」や棧橋改修工事などの数多くの疑惑が明るみに出たことは、直接、国益に影響する外交政策が一人の議員の介入により歪められたおそれがあり、重大な問題です。

本年3月4日に発表された外務省による調査報告書においても、鈴木宗男議員の関与があったことを認める内容となっていますが、その後も多くの疑惑が発生しています。

また、3月11日には、国会において証人喚問が行われましたが、疑惑はますます深まるばかりです。鈴木宗男議員にまつわる疑惑は、外務省の壁を越え政府の他省庁にも広がっています。各省庁の独自調査はもちろんのこと、疑惑の全容解明、真相解明に向け、首相をはじめとして政府全体で、取り組むことが強く求められています。

このままでは、国民の間に政治不信が増大する一方です。

よって、政治の信頼を取り戻すためにも、徹底した真相究明を早急に行うとともに、鈴木宗男衆議院議員の辞職を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年3月22日
小樽市議会

議決年月日	平成14年3月22日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	------------	------	-----	---------

地域雇用対策の拡充を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大	竹	秀	文
	同	大	畠		護
	同	渡	部		智
	同	佐	野	治	男

北海道の雇用・失業情勢は、拓銀の経営破たんを機に企業倒産が続き、その後も景気が低迷し、失業率は悪化の一途をたどり、雇用は危機的な状況にあります。

こうした情勢の中で、不良債権の最終処理や財政再建に向けた公共投資、地方財政の縮減など国の進める構造改革は、建設業を中心に、地域経済・雇用への影響が広く及ぶことは必至です。中でも、公共事業費が 10%削減されると、約 2 万人の雇用に影響し、経済成長率が 0.7%低下すると試算されています。経済構造改革半ばにある本道の経済は官公需要に大きく依存しており、本道の経済と雇用に深刻な事態をもたらします。

失業率が 5%を超え、先行きの経済もマイナス成長必至という現下の厳しい雇用情勢・経済情勢を直視すると、新たな雇用創出、職業訓練事業実施による失業者の再就職支援、雇用保険給付の延長など、雇用と生活の不安を改善する緊急的・効果的な取組が求められています。雇用は、地域の経済・社会の安定の基礎をなすものです。

新たな「緊急地域雇用創出特別交付金」制度が創設され、予算措置がなされましたが、現下の情勢と今後予想される事態を考慮すると、「緊急地域雇用創出特別交付金」制度を改善する必要があります。具体的には、同制度に対する予算の増額、さらには、基金による事業で採用する労働者の雇用期間の拡充や建設業をはじめとする中小企業の新分野進出等への支援など、実効性のある施策が求められています。

つきましては、国においては、地域雇用対策の拡充に向け、下記の事項について、一層の取組を行うよう強く要望します。

記

- 1 「緊急地域雇用創出特別交付金」制度の雇用期間の拡充など、要件の緩和と予算の増額
- 2 自治体における職業相談・紹介体制の整備と職業訓練の拡充
- 3 建設業等の新分野進出などに対する支援の充実
- 4 介護・医療・教育・防災など、公的分野での雇用の拡大

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 14 年 3 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	平成 14 年 3 月 22 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------------	------	-----	---------

雪印食品牛肉偽装事件の徹底解明と食品表示制度の改善・強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	前	田	清	貴
	同	齊	藤	裕	敬
	同	中	島	麗	子
	同	武	井	義	恵
	同	佐	藤	利	幸

先般、雪印食品がBSE（牛海綿状脳症）関連対策の一つである国産牛肉買上げ制度を悪用し、外国産の牛肉等を国産牛肉と偽って、これを買取らせたという極めて悪質な事件が発生しました。雪印食品は、すでに農水省からの詐欺容疑での刑事告発を受け、2月3日に警察当局による一斉捜索を受けるに至っています。

雪印食品の偽装工作は、単に会社の一部の者によるものではなく、「会社ぐるみ」の組織的犯行であること、また、虚偽の表示は輸入牛肉の国産牛肉への偽装にとどまらず、産地、国内加工者及び品質保持期限等にまで及んでいることが捜査の過程で明らかにされております。さらにそれらの偽装工作は、少なくとも3年前から常態化しているとともに、他の食品においても、成されていたことが判明しております。

我が国の大企業の一つである雪印食品によるこの事件は、やや立ち直りかけつつあったBSEに伴う国民の牛肉不信を再び惹起させたばかりか、国民・消費者の食品表示制度全般に対する不信を著しく大きくするものであります。その意味で、まず、この事件に対する徹底的な解明を進めるとともに、その情報公開と厳然たる措置を取ることを求めるものであります。

これらの事件に関連し、その後、他の食品会社でも、同様の虚偽表示が行われていることが発覚しており、「現在の食品表示にまったく信頼が置けなくなった」と現在の食品表示制度に対し、あからさまな不信を示す消費者もおります。また、「このような虚偽表示は氷山の一角。他の食品にもある」と厳しく指摘する声もあります。したがって、国産牛肉買上げ制度におけるチェックを、より一層厳重にするとともに、現在の食品表示制度の在り方を抜本的に見直す必要があります。

食品表示制度が不十分であるならば、国民・消費者に正しい情報が伝わらないのみならず、今回のような事件を続発させ、国民の健康と生命にかかわる重大事を惹起させかねません。

よって、政府に対し、下記の事項に関する速やかな対応を求めるものであります。

記

- 1 国産牛肉買上げ制度による買上げ保管中の牛肉について、他にも虚偽や不正がないか、総点検を行うこと。
- 2 JAS法や食品衛生法等の関係法令における食品表示制度の抜本的見直しと、そのための監視制度の強化・充実を図るとともに、違反者への罰則を強化すること。
- 3 食品表示については、名称、原材料名、内容量、賞味期限、製造・輸入業者名及び生産地等のより詳細な表示を行わせるとともに、内容のチェック等、監視体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年3月22日
小樽市議会

議決年月日	平成14年3月22日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

小児救急医療制度の充実・強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中	村	岩	雄
	同	齊	藤	裕	敬
	同	新	谷	と	し
	同	武	井	義	恵
	同	高	橋	克	幸

近年、小児救急医療体制の不備から、小児救急患者の医療施設たらい回しや患者搬送の手遅れから重大な事態に至るなどの問題が全国各地で発生しております。

近年、小児科医そのものの数は横ばい状況であるものの、開業医の高齢化等に伴う診療施設の閉鎖や、ビル診療所等の増加などから、特に休日や夜間の小児救急医療体制の不備がクローズアップされ、大きな社会問題となっております。

また、患者・保護者の専門医志向等による小児救急患者の大病院集中と、共働き世帯の増加に伴う休日・夜間診療ニーズの激増が大病院小児科医等の激務と過労を招くとともに、それがさらに小児科医志向の抑制に一層の拍車を掛けていることが指摘されております。

こうした事態に対し、厚生労働省は、平成11年度から3ヵ年計画で、全国360地域の第2次医療圏ごとに、365日、24時間体制でいつでも子どもを診察することができる小児専門救急医療体制の整備を目指した「小児救急医療支援事業」をスタートさせましたが、平成12年度時点での実施地域は18県51地域（全体の14%）であり、平成13年12月末時点でも25県100地域であり、全体の27.7%に過ぎません。その最大要因が全国各地における小児科医の大幅な不足であり、各都道府県における小児救急医療の体制整備を極めて困難にしております。

以上の現状にかんがみ、政府に対し、これまでの小児救急医療体制の在り方を抜本的に見直し、下記の事項の早急な実現を強く求めるものであります。

記

- 1 小児救急医療及び小児医療にかかわる社会保険診療報酬の引上げを図ること。
- 2 第2次医療圏（平均人口35万人）に最低1ヵ所、24時間対応小児専門救急医療体制の早期整備を進めること。そのため「小児救急医療支援事業」の抜本的見直しと充実・強化を図るとともに、国の助成を強化すること。
- 3 都道府県における小児医療の中心センターとしての中核的小児医療機関の整備を計画的に行うこと。
- 4 大学医学部及び臨床研修施設における小児専門医の養成と臨床研修の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年3月22日
小樽市議会

議決年月日	平成14年3月22日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

生活関連バス路線の確保に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	横	田	久	俊
	同	松	本		聖
	同	武	井	義	恵
	同	北	野	義	紀
	同	斉	藤	陽	一良

地域住民の生活の維持発展に重要な役割を果たしている最低限の公共交通手段であるバス生活路線は、規制緩和により許可制から届出制に変わり、バス事業者が路線バスの運行、休・廃止を判断する事業者も出てきました。

また、国の補助対象は、バス事業者に対する補助から路線ごとの補助に変えられましたが、その対象は広域路線や幹線に限られています。

そのため、地域の赤字路線は、バス事業者の判断により廃止されることとなり、その地域で生活する住民の足が奪われ、地域の衰退、過疎化が一層深刻化するのではないかと憂慮されています。

この問題の解消のため、国は、交通確保協議会や関係自治体の要請に基づき、生活に必要な路線等にも補助対象を拡大し、地方のバス路線の確保に努めてもらいたいと考えます。

よって、政府においては、地域住民の日常生活に必要な生活関連バス路線を維持、確保するための積極策を取るよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年3月22日
小樽市議会

議決年月日	平成14年3月22日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

地域金融機関の連続破たんから地域経済と中小企業・中小業者を守ることを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大	竹	秀	文
	同	齊	藤	裕	敬
	同	渡	部		智
	同	西	脇		清
	同	秋	山	京	子

全国各地で、信用金庫・信用組合の破たんが相次いでいます。昨年1年間で、全国で9の信用金庫、37の信用組合が破たんし、過去最高の破たん件数となりました。

信金・信組を連続破たんに追い込んでいる最大の要因は、国際的な活動を行う都市銀行と同じ「金融検査マニュアル」で信金・信組の検査を行ってきたことにあります。都市銀行の場合には、国際的な金融ネットワークで活動しているため、自己資本比率8%以上などの国際基準（BIS規制）が定められていますが、これに対し、信金・信組は、信用金庫法や中小企業等協同組合法に基づいて、「国民大衆のために金融の円滑を図り」、中小業者や勤労者の「公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ること」が義務付けられています。

この信金・信組を都市銀行と同一の「金融検査マニュアル」で検査を行うことは、単に力の弱い信金・信組を破たんに追い込むだけでなく、これからの地域金融の在り方を一変させ、中小企業・中小業者の経営にも大きな困難をもたらすものです。

この「検査マニュアル」が中小企業・中小業者の融資実態と合わないことは、柳沢伯夫金融担当大臣も認めており、改訂の可能性に言及する国会答弁が行われています。

よって、直ちに必要な措置を取るとともに、信金・信組を地域金融の要として育成・発展させるため、下記の事項について実現されるよう強く要望します。

記

- 1 地域金融機関に対する現在の「金融検査マニュアル」は、地域金融機関の実態、実状に即した柔軟な基準への改定を図ること。
- 2 信金・信組の経営を安定させるため、それぞれの連合組織が自主的に行っている取組を援助すること。
- 3 銀行や政府系金融機関は、その公共的責任を果たし、中小企業・中小業者向け融資の改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年3月22日
小樽市議会

議決年月日	平成14年3月22日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

平成14年小樽市議会第1回定例会議決結果表

○会 期 平成14年2月26日～平成14年3月22日

議案 番号	件 名	提 出 年 月 日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付託 委員 会	議 決 年 月 日	議決 結果	議 決 年 月 日	議決 結果
1	平成14年度小樽市一般会計予算	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
修正案 第1号	平成14年度小樽市一般会計予算に対する修正案	H14.3.22	議員	—	(予算)	(H14.3.19)	(否決)	H14.3.22	否決
2	平成14年度小樽市港湾整備事業特別会計予算	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
3	平成14年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
4	平成14年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
5	平成14年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
6	平成14年度小樽市交通災害共済事業特別会計予算	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
7	平成14年度小樽市土地取得事業特別会計予算	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
8	平成14年度小樽市駐車場事業特別会計予算	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
9	平成14年度小樽市老人保健事業特別会計予算	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
10	平成14年度小樽市住宅事業特別会計予算	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
11	平成14年度小樽市簡易水道事業特別会計予算	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
12	平成14年度小樽市中央通地区土地区画整理事業特別会計予算	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
13	平成14年度小樽市介護保険事業特別会計予算	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
14	平成14年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計予算	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
15	平成14年度小樽市物品調達特別会計予算	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
16	平成14年度小樽市病院事業会計予算	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
17	平成14年度小樽市水道事業会計予算	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
18	平成14年度小樽市下水道事業会計予算	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
19	平成14年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
20	平成13年度小樽市一般会計補正予算	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
21	平成13年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
22	平成13年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計補正予算	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
23	平成13年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
24	平成13年度小樽市駐車場事業特別会計補正予算	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
25	平成13年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
26	平成13年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
27	平成13年度小樽市中央通地区土地区画整理事業特別会計補正予算	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
28	平成13年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
29	平成13年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計補正予算	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提出者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 日 年 月 日	付託委員 委員会	議 決 日 年 月 日	議決 結果	議 決 日 年 月 日	議決 結果
30	平成13年度小樽市病院事業会計補正予算	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
31	平成13年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計補正予算	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
32	小樽市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部を改正する条例案	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
33	小樽市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例案	H14.2.26	市長	H14.3.6	総務	H14.3.15	可決	H14.3.22	可決
34	小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
35	小樽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	H14.2.26	市長	H14.3.6	総務	H14.3.15	可決	H14.3.22	可決
36	小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
37	小樽市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
38	小樽市税条例及び市立小樽病院高等看護学院条例の一部を改正する条例案	H14.2.26	市長	H14.3.6	厚生	H14.3.15	可決	H14.3.22	可決
39	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
40	小樽市特別会計設置条例の一部を改正する条例案	H14.2.26	市長	H14.3.6	市街地	H14.3.18	可決	H14.3.22	可決
41	小樽市児童福祉施設条例の一部を改正する条例案	H14.2.26	市長	H14.3.6	厚生	H14.3.15	可決	H14.3.22	可決
42	小樽市老人医療助成条例の一部を改正する条例案	H14.2.26	市長	H14.3.6	厚生	H14.3.15	可決	H14.3.22	可決
43	小樽市福祉医療助成条例の一部を改正する条例案	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
修正案 第43号	小樽市福祉医療助成条例の一部を改正する条例案に対する修正案	H14.3.22	議員	—	(予算)	(H14.3.19)	(否決)	H14.3.22	否決
44	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
修正案 第44号	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案に対する修正案	H14.3.22	議員	—	(予算)	(H14.3.19)	(否決)	H14.3.22	否決
45	小樽市商工会館条例を廃止する条例案	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
46	おたる自然の村条例の一部を改正する条例案	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
47	小樽都市計画事業中央通地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例案	H14.2.26	市長	H14.3.6	市街地	H14.3.18	可決	H14.3.22	可決
48	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
49	小樽市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
50	小樽市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例案	H14.2.26	市長	H14.3.6	総務	H14.3.15	可決	H14.3.22	可決
51	小樽市体育施設条例の一部を改正する条例案	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	可決	H14.3.22	可決
52	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案	H14.2.26	市長	H14.3.6	総務	H14.3.15	可決	H14.3.22	可決
53	北しりべし廃棄物処理広域連合の設置について	H14.2.26	市長	H14.3.6	厚生	H14.3.15	可決	H14.3.22	可決
54	公有水面埋立てについて	H14.2.26	市長	H14.3.6	経済	H14.3.15	可決	H14.3.22	可決

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 日 年 月 日	付 託 員 委 員 会	議 決 日 年 月 日	議 決 結 果	議 決 日 年 月 日	議 決 結 果
55	市道路線の認定について	H14.2.26	市長	H14.3.6	建設	H14.3.15	可決	H14.3.22	可決
56	市道路線の廃止について	H14.2.26	市長	H14.3.6	建設	H14.3.15	可決	H14.3.22	可決
57	小樽市議会議員定数条例案	H14.2.26	議員	H14.3.6	議員 定数	H14.3.6	継続 審査	H14.3.22	継続 審査
58	人権擁護委員候補者の推薦について	H14.3.22	市長	—	—	—	—	H14.3.22	同意
59	小樽市議会会議規則の一部を改正する規則案	H14.3.22	議員	—	—	—	—	H14.3.22	可決
報告 1	専決処分報告（平成13年度小樽市一般会計補正予算）	H14.2.26	市長	H14.3.6	予算	H14.3.19	承認	H14.3.22	承認
意見書 案第1号	負担増反対、医療制度の抜本改革を求める意見書（案）	H14.3.22	議員	—	—	—	—	H14.3.22	否決
意見書 案第2号	請負企業の政治献金に関する意見書（案）	H14.3.22	議員	—	—	—	—	H14.3.22	否決
意見書 案第3号	政治家の口利き疑惑の解明に関する意見書（案）	H14.3.22	議員	—	—	—	—	H14.3.22	否決
意見書 案第4号	雇用対策の充実に関する意見書（案）	H14.3.22	議員	—	—	—	—	H14.3.22	否決
意見書 案第5号	健康保険の自己負担に関する意見書（案）	H14.3.22	議員	—	—	—	—	H14.3.22	否決
意見書 案第6号	憲法第9条を守り、有事法の制定に反対する意見書（案）	H14.3.22	議員	—	—	—	—	H14.3.22	否決
意見書 案第7号	国立大学「再編」「統・廃合」と独立行政法人化に反対する意見書（案）	H14.3.22	議員	—	—	—	—	H14.3.22	否決
意見書 案第8号	児童扶養手当制度の改革案を撤回する意見書（案）	H14.3.22	議員	—	—	—	—	H14.3.22	否決
意見書 案第9号	ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立を求める意見書（案）	H14.3.22	議員	—	—	—	—	H14.3.22	可決
意見書 案第10号	鈴木宗男衆議院議員の議員辞職を求める意見書（案）	H14.3.22	議員	—	—	—	—	H14.3.22	可決
意見書 案第11号	地域雇用対策の拡充を求める意見書（案）	H14.3.22	議員	—	—	—	—	H14.3.22	可決
意見書 案第12号	雪印食品牛肉偽装事件の徹底解明と食品表示制度の改善・強化を求める意見書（案）	H14.3.22	議員	—	—	—	—	H14.3.22	可決
意見書 案第13号	小児救急医療制度の充実・強化を求める意見書（案）	H14.3.22	議員	—	—	—	—	H14.3.22	可決
意見書 案第14号	生活関連バス路線の確保に関する意見書（案）	H14.3.22	議員	—	—	—	—	H14.3.22	可決
意見書 案第15号	地域金融機関の連続破たんから地域経済と中小企業・中小業者を守ることを求める意見書（案）	H14.3.22	議員	—	—	—	—	H14.3.22	可決
その他会議に付した事件	経済の活性化について（経済常任委員会所管事項）	—	—	—	経済	H14.3.15	継続 審査	H14.3.22	継続 審査

※ （ ）にある修正案第1号、第43号、第44号は、平成14年3月19日に予算特別委員会に提出され、否決されたものである。

請願・陳情議決結果表（本会議）

総務常任委員会

○請 願

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 日 年 月 日	結 果	議 決 日 年 月 日	結 果
40	通学バス代全額助成方について	H12.12.8	H14.3.15	継続審査	H14.3.22	継続審査
53	憲法第9条を守り、有事法の制定に反対する意見書提出方について	H14.3.5	H14.3.15	不採択	H14.3.22	不採択

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 日 年 月 日	結 果	議 決 日 年 月 日	結 果
2	銭函地区における教育環境の整備方について	H11.5.19	H14.3.15	継続審査	H14.3.22	継続審査
30	人種差別撤廃のための条例制定方について	H12.1.13	H14.3.15	継続審査	H14.3.22	継続審査
59	東山中学校の校舎跡地等の貸与方について	H13.6.19	—	—	H14.2.26	取 下 げ
71	「小樽市における非核三原則の実施と平和行政の推進に関する条例」制定方について	H14.2.25	H14.3.15	不採択	H14.3.22	不採択

経済常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 日 年 月 日	結 果	議 決 日 年 月 日	結 果
17	雇用の創出と失業者の生活保障を求める意見書提出方等について	H11.9.8	H14.3.15	継続審査	H14.3.22	継続審査
64	塩谷地域への新南樽市場送迎バス運行実施要請方について	H13.9.25	H14.3.15	継続審査	H14.3.22	継続審査

厚生常任委員会

○請 願

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 日 年 月 日	結 果	議 決 日 年 月 日	結 果
5	朝里・新光地域におけるコミュニティセンター設置方について	H11.6.30	H14.3.15	継続審査	H14.3.22	継続審査
12	介護保険における「移送サービス」実施方等について	H12.2.21	H14.3.15	継続審査	H14.3.22	継続審査
14	認可外保育所の補助金増額方等について	H12.3.2	H14.3.15	継続審査	H14.3.22	継続審査
39	重度心身障害者医療費助成事業への所得制限導入反対方について	H12.9.26	H14.3.15	継続審査	H14.3.22	継続審査
43	介護保険料・利用料の低所得者の負担軽減方について（第2、3項目）	H13.6.18	H14.3.15	継続審査	H14.3.22	継続審査
44	市道望洋東2号準幹線における一時停止線と標識設置要請方について	H13.9.17	H14.3.15	継続審査	H14.3.22	継続審査

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
23	保育所「最低基準」職員配置の改善を求める意見書提出方について	H11.12.9	H14.3.15	継続審査	H14.3.22	継続審査
46	天狗山ロープウェイ線コロナード最上前へのバス停留所新設要請方について	H12.9.12	H14.3.15	継続審査	H14.3.22	継続審査
63	就学前までの乳幼児医療費無料化実施方について	H13.6.19	H14.3.15	継続審査	H14.3.22	継続審査
65	銭函地区へのコミュニティセンター建設方について	H13.10.12	H14.3.15	継続審査	H14.3.22	継続審査
66	国への食品衛生法改正と運用強化を求める意見書提出方について	H13.11.8	H14.3.15	継続審査	H14.3.22	継続審査
68	認可外保育施設に対する財政支援強化方について	H13.12.3	H14.3.15	継続審査	H14.3.22	継続審査
70	「ふれあいパス」の現行制度堅持方について	H13.12.10	H14.3.15	継続審査	H14.3.22	継続審査
72	朝里十字街への多目的コミュニティセンター設置方について	H14.3.4	H14.3.15	継続審査	H14.3.22	継続審査

建設常任委員会

○請 願

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
11	市道豊ヶ丘通線及び市道豊ヶ丘小路線のロードヒーティング敷設方について	H11.12.13	H14.3.15	継続審査	H14.3.22	継続審査
13	市道桜1号線及び2号線のロードヒーティング敷設方について	H12.2.23	H14.3.15	継続審査	H14.3.22	継続審査

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
3	キライチ川における魚道の設置方について	H11.5.19	H14.3.15	継続審査	H14.3.22	継続審査
4	市道豊川第1線のロードヒーティング敷設方について	H11.5.28	H14.3.15	継続審査	H14.3.22	継続審査
5	市道清風ヶ丘本通線のロードヒーティング敷設方について	H11.6.1	H14.3.15	継続審査	H14.3.22	継続審査
7	見晴町11番市管理道路のロードヒーティング敷設及び側溝の蓋設置方について	H11.6.23	H14.3.15	継続審査	H14.3.22	継続審査
8	市道潮見台川沿線ロードヒーティング敷設方について	H11.6.23	H14.3.15	継続審査	H14.3.22	継続審査
9	市道銭函1丁目新通線の急坂区間のロードヒーティング敷設方について	H11.6.24	H14.3.15	継続審査	H14.3.22	継続審査
10	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	H11.6.25	H14.3.15	継続審査	H14.3.22	継続審査
12	市道松泉学院通分線のロードヒーティング敷設方について	H11.6.29	H14.3.15	継続審査	H14.3.22	継続審査
13	長橋3丁目21番・22番付近道路の整備方等について	H11.6.29	H14.3.15	継続審査	H14.3.22	継続審査
21	JR函館本線榎里沢踏切の拡幅改良要請方等について	H11.12.7	H14.3.15	継続審査	H14.3.22	継続審査
24	市道天狗山登山分線ロードヒーティング敷設方について	H11.12.10	H14.3.15	継続審査	H14.3.22	継続審査
29	市道桜17号線の除排雪方について	H12.1.11	H14.3.15	継続審査	H14.3.22	継続審査
43	花園銀座3丁目市道大通線の整備方について	H12.9.4	H14.3.15	継続審査	H14.3.22	継続審査

52	「市道榎里沢線と交差するＪＲ函館本線 榎里沢踏切」の拡幅改良方について	H12.12.6	H14.3.15	継続審査	H14.3.22	継続審査
62	市道浄応寺横通線の一部ロードヒーティ ング敷設方について	H13.6.18	H14.3.15	継続審査	H14.3.22	継続審査